

# 堺市地域防災計画

## 【資料編】

平成24年6月

堺市防災会議

## 資 料 編 目 次

<b>1</b>	<b>法令・条例・要綱等</b>	
1-1	災害対策基本法（抜粋）	1
1-2	石油コンビナート等災害防止法（抜粋）	6
1-3	地震防災対策特別措置法（抜粋）	7
1-4	堺市防災会議条例	9
1-5	堺市災害対策本部条例	11
1-6	堺市防災会議運営要綱	12
1-7	堺市防災対策推進本部要綱	14
1-8	堺市災害対策本部要綱	19
1-9	堺市防災行政無線運用要綱	23
1-10	堺市自主防災組織の育成指導等に関する要綱	28
1-11	堺市災害応急救助要綱	31
1-12	堺市緊急五役会議要綱	34
1-13	堺市危機管理当直制度実施要綱	36
1-14	堺市災害地区班員設置規程	39
<b>2</b>	<b>関係機関との協定等</b>	
2-1	防災協定等一覧表	41
2-2	消防相互応援協定	47
2-3	20大都市災害時相互応援に関する協定	49
2-4	20大都市災害時相互応援に関する協定実施細目	53
2-5	災害時相互応援協定	
	（1）災害時相互応援協定（泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町）	56
	（2）災害時相互応援協定（南河内地域の6市2町1村）	58
	（3）四日市市との間の災害時相互応援に関する協定	60
2-6	災害時における相互協力に関する覚書	62
2-7	災害時におけるボランティア活動に関する協定書	67
2-8	堺市医師会における災害時の医療体制（抜粋）	69
2-9	災害時救急医薬品等の供給に関する協定書	73
<b>3</b>	<b>関連基準・計画等</b>	
3-1	平成24年度災害救助基準	81
3-2	激甚災害指定基準	84
3-3	災害復旧に伴う国の財政援助等	89
3-4	国の災害被害認定統一基準	90
3-5	地震防災対策特別措置法第三条第一項の規定に基づき、避難地等に係る主務大臣が定める基準	91
3-6	地震防災緊急事業五箇年計画（堺市関連）	94
3-7	気象庁震度階級関連解説表	96
3-8	防災関係機関	101
3-9	大阪府災害時医療救護活動マニュアル（基本編）	102

資 料 編 目 次

4	様式・申請書等	
4-1	被害報告様式等	
	(1) 災害報告(土石流等)	【緊急報告用】 114
	(2) 災害報告(土石流等)	【詳細報告用】 115
	(3) 災害報告(地すべり)	【緊急・詳細報告用】 116
	(4) 災害報告(がけ崩れ)	【緊急・詳細報告用】 117
	(5) 災害報告(総括)	【確定報告用】 118
	(6) 災害報告(総括)	【即報用】 120
4-2	緊急通行車輛事前届出書及び事前届出済証	122
4-3	標章(緊急通行車輛)	124
4-4	自衛隊派遣要請書様式等	125
5	堺市の現況等に関する資料	
5-1	堺市防災会議役員一覧表	126
5-2	堺市災害対策本部組織	127
5-3	堺市災害対策本部活動編成表	128
5-4	災害拠点病院等一覧	130
5-5	救急指定病院等一覧	131
5-6	都市公園の現況	133
5-7	河川の改修状況	134
5-8	公共下水道による雨水排水計画	136
5-9	水門・樋門・ポンプ場等の位置	137
5-10	雨水貯留槽施設	140
5-11	水防ため池調書	141
5-12	消防ため池調書	148
5-13	流出抑制施設一覧	152
5-14	土砂災害に関する指定箇所一覧	
	(1) 土石流危険溪流	154
	(2) 地すべり危険箇所	154
	(3) 急傾斜地崩壊危険箇所及び急傾斜地崩壊危険区域	155
	(4) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	158
5-15	消防力の現況	
	(1) 消防車両の保有状況	161
	(2) 消防水利の現況	162
	(3) 特殊器具保有状況	163
5-16	耐震性防火水槽の設置状況	164
5-17	危険物施設の現況	167
5-18	堺市行政無線等の設置場所	
	(1) 堺市行政無線系統図	168
	(2) 同報系戸別受信機	170
	(3) 同報系屋外スピーカー	173
	(4) 移動系	176

## 資 料 編 目 次

	(5) 水道系	185
	(6) 相互系	189
5-19	各機関のテレメータ気象観測施設	191
5-20	指定避難所・広域避難地等	
	(1) 指定避難所一覧	192
	(2) 避難者収容可能数	196
	(3) 広域避難地一覧	199
	(4) 福祉避難所一覧	200
	(5) 津波避難ビル一覧	201
5-21	堺市備蓄食糧保有量	203
5-22	大阪府災害用備蓄物資一覧	204
5-23	コンテナ型備蓄倉庫内備蓄物資一覧表	205
5-24	応急仮設住宅建設候補地	206
5-25	災害時用臨時ヘリポート	207
5-26	文化財の現況	208
5-27	地域緊急交通路一覧表	209
5-28	広域・地域緊急交通路図	212
5-29	石油コンビナート等特別防災区域図	213
5-30	浸水想定区域に含まれる災害時要援護者施設	214
<b>6</b>	<b>災害履歴・被害想定等に関する資料</b>	
6-1	災害事例	220
6-2	堺市内の主な活断層	228
6-3	地震災害想定（上町断層帯地震）	229
6-4	地震災害想定（東南海・南海地震）	230
6-5	大雨警報・注意報、及び洪水警報・注意報基準欄の「平坦地」「平坦地以外」の格子区分図	231

# 1 法令・条例・要綱等

## 災害対策基本法（抜粋）

（都道府県防災会議の設置及び所掌事務）

第十四条 都道府県に、都道府県防災会議を置く。

- 2 都道府県防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
  - 一 都道府県地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
  - 二 当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
  - 三 当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。
  - 四 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつ、その実施を推進すること。
  - 五 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（市町村防災会議）

第十六条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、市町村防災会議を置く。

- 2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。
- 3 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不適當又は困難であるときは、第一項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。
- 4 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととしたとき（第二項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。）は、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第二項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約）で定める。

（災害対策本部）

第二十三条 都道府県又は市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長は、都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置することができる。

- 2 災害対策本部の長は、災害対策本部長とし、都道府県知事又は市町村長をもつて充てる。
- 3 災害対策本部に、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員を置き、当該都道府県又は市町村の職員のうちから、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長が任命する。
- 4 災害対策本部は、地方防災会議と緊密な連絡のもとに、当該都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、当該都道府県又は市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を実施するものとする。
- 5 都道府県知事又は市町村長は、都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部に、災害地にあつて当該災害対策本部の事務の一部を行う組織として、現地災害対策本部を置くことができる。
- 6 都道府県の災害対策本部長は当該都道府県警察又は当該都道府県の教育委員会に対し、市町村の災害対策本部長は当該市町村の教育委員会に対し、それぞれ当該都道府県又は市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
- 7 前各項に規定するもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、都道府県又は市町村の条例で定める。

#### (職員の派遣の要請)

- 第二十九条 都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員(以下「都道府県知事等」という。)は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関(独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人に限る。以下この節において同じ。)に対し、当該指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。
- 2 市町村長又は市町村の委員会若しくは委員(以下「市町村長等」という。)は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定地方行政機関の長又は指定公共機関(その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限つて内閣総理大臣が指定するものに限る。次条において「特定公共機関」という。)に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。
  - 3 都道府県又は市町村の委員会又は委員は、前二項の規定により職員の派遣を要請しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長に協議しなければならない。

#### (市町村地域防災計画)

- 第四十二条 市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。)は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、

必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

- 2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
  - 二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
  - 三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
- 3 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 4 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 5 第二十一条の規定は、市町村長が第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

(市町村長の避難の指示等)

第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

- 2 前項の規定により避難のための立退きを勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先を指示することができる。
- 3 市町村長は、第一項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は立退き先を指示したときは、すみやかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。
- 4 市町村長は、避難の必要がなくなつたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。
- 5 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、当該市町村の市町村長が第一項、第二項及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。
- 6 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したと

きは、その旨を公示しなければならない。

7 第五項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

#### (警察官等の避難の指示)

第六十一条 前条第一項の場合において、市町村長が同項に規定する避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示することができる。前条第二項の規定は、この場合について準用する。

2 警察官又は海上保安官は、前項の規定により避難のための立退きを指示したときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

3 前条第三項及び第四項の規定は、前項の通知を受けた市町村長について準用する。

#### (市町村長の警戒区域設定権等)

第六十三条 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なつたときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

3 第一項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた同法第八条に規定する部隊等の自衛官(以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。)の職務の執行について準用する。この場合において、第一項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

#### (他の市町村長等に対する応援の要求)

第六十七条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 前項の応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

#### (都道府県知事等に対する応援の要求等)

第六十八条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、応急

措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。

2 前条第一項後段の規定は、前項の場合について準用する。

(災害派遣の要請の要求等)

第六十八条の二 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、自衛隊法第八十三条第一項の規定による要請(次項において「要請」という。)をするよう求めることができる。この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

2 市町村長は、前項の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第八条に規定する部隊等を派遣することができる。

3 市町村長は、前二項の通知をしたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

## 石油コンビナート等災害防止法（抜粋）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

2 石油コンビナート等特別防災区域 次のいずれかに該当する区域であつて、政令で指定するものをいう。

イ 当該区域に、石油の貯蔵・取扱量（消防法第十一条第一項の規定による許可に係る貯蔵所、製造所又は取扱所（同法第十六条の二第一項に規定する移動タンク貯蔵所を除く。以下「石油貯蔵所等」という。）において貯蔵し、又は取り扱う石油の貯蔵量及び取扱量を政令で定めるところにより合計して得た数量をいう。以下同じ。）を政令で定める基準貯蔵・取扱量で除して得た数値若しくは高圧ガスの処理量（高圧ガス保安法第五条第一項の規定による許可に係る事業所において定置式設備により同項第一号に規定する圧縮、液化その他の方法で一日に処理することができるガスの容積をいう。以下同じ。）を政令で定める基準処理量で除して得た数値又はこれらを合計した数値が一以上となる事業所を含む二以上の事業所が所在し、かつ、当該区域に所在する事業所のうち、石油貯蔵所等を設置しているすべての者の事業所における石油の貯蔵・取扱量を合計した数量を政令で定める基準総貯蔵・取扱量で除して得た数値若しくは同項の規定による許可を受けているすべての者の事業所における高圧ガスの処理量を合計した数量を政令で定める基準総処理量で除して得た数値又はこれらを合計した数値が一以上となる区域であつて、当該区域に所在する特定の事業所についてそれぞれ災害の発生及び拡大の防止のための特別の措置を講じさせるとともに当該区域について一体として防災体制を確立することが緊要であると認められるもの

ロ 石油の貯蔵・取扱量をイに規定する政令で定める基準総貯蔵・取扱量で除して得た数値若しくは高圧ガスの処理量をイに規定する政令で定める基準総処理量で除して得た数値又はこれらを合計した数値が一以上となる事業所であつて、当該事業所について災害の発生及び拡大の防止のための特別の措置を講じさせることが緊要であると認められるものの区域

ハ イ又はロに該当することとなると認められる区域

## 地震防災対策特別措置法（抜粋）

## （目的）

第一条 この法律は、地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策の実施に関する目標の設定並びに地震防災緊急事業五箇年計画の作成及びこれに基づく事業に係る国の財政上の特別措置について定めるとともに、地震に関する調査研究の推進のための体制の整備等について定めることにより、地震防災対策の強化を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

## （地震防災緊急事業五箇年計画の作成等）

第二条 都道府県知事は、人口及び産業の集積等の社会的条件、地勢等の自然的条件等を総合的に勘案して、著しい地震災害が生ずるおそれがあると認められる地区について、災害対策基本法第四十条に規定する都道府県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて平成八年度以降の年度を初年度とする五箇年間の計画(以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。)を作成することができる。

2 都道府県知事は、地震防災緊急事業五箇年計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 都道府県知事は、地震防災緊急事業五箇年計画を作成しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、内閣総理大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長の意見を聴かなければならない。

4 前三項の規定は、地震防災緊急事業五箇年計画を変更する場合について準用する。

## （地震防災緊急事業五箇年計画の内容）

第三条 地震防災緊急事業五箇年計画は、次に掲げる施設等の整備等であって、当該施設等に関する主務大臣の定める基準に適合するものに関する事項について定めるものとする。

一 避難地

二 避難路

三 消防用施設

四 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

五 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設(港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第五項第二号の外郭施設、同項第三号の係留施設及び同項第四号の臨港交通施設に限る。)又は漁港施設(漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第三条第一号イの外郭施設、同号ロの係留施設及び同条第二号イの輸送施設に限る。)

六 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設

七 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十一条に規定する公的医療機関その他

- 政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 八 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 八の二 公立の幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 九 公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 十 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 十一 第七号から前号までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
- 十二 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第二条第一項に規定する海岸保全施設又は河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第三条第二項に規定する河川管理施設
- 十三 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第一条に規定する砂防設備、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十一条に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり等防止法(昭和三十二年法律第三十号)第二条第三項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第二条第二項第一号に規定する農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- 十四 地震災害が発生した時(以下「地震災害時」という。)において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- 十五 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
- 十六 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- 十七 地震災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- 十八 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- 十九 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- 2 地震防災緊急事業五箇年計画は、都道府県地域防災計画等に実施目標が定められているときは、当該実施目標に即したものでなければならない。
- 3 地震防災緊急事業五箇年計画に定める事業のうち、市町村が実施する事業については、災害対策基本法第四十二条に規定する市町村地域防災計画に定められたものでなければならない。

## 堺市防災会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、堺市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務、組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 堺市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市の区域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員50人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
  - (1) 指定地方行政機関の職員
  - (2) 本市の区域を警備区域とする自衛隊の部隊の長
  - (3) 大阪府の知事の部内の職員
  - (4) 大阪府警察の警察官
  - (5) 本市の職員
  - (6) 教育長
  - (7) 消防長及び消防団長
  - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
  - (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者
- 6 委員(前項第6号及び第7号の委員を除く。)の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、大阪府の職員、本市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

( 幹事 )

第5条 防災会議に幹事を置き、委員の属する機関の職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

2 幹事の定数は、50人以内とする。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

( 委任 )

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年11月1日から施行する。

附 則(昭和39年3月28日条例第2号)抄  
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和39年1月1日から適用する。

附 則(昭和43年1月31日条例第4号)抄  
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和43年1月1日から適用する。

附 則(昭和44年3月31日条例第3号)  
この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則(昭和45年3月31日条例第7号)

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則(昭和46年1月30日条例第4号)

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和46年12月23日条例第49号)

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(平成7年12月21日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月29日条例第4号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年9月30日条例第41号)

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

## 堺市災害対策本部条例

## (趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、堺市災害対策本部（以下「本部」という。）について必要な事項を定める。

## (組織)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補助し、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指名する災害対策副本部長がその職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

## (部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれにあたる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

## (区災害対策本部)

第4条 本部長は、本部が設置されたときその他区の区域における災害応急対策を緊急に実施する必要があると認めるときは、区災害対策本部を置くことができる。

## (現地災害対策本部)

第5条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長、現地災害対策副本部長、現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する。

2 現地災害対策本部長は、本部長の命を受け、現地災害対策本部の事務を掌理する。

## (委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、本部について必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

この条例は、昭和38年11月1日から施行する。

附 則 （平成8年6月27日 条例12号）

（平成10年3月25日 条例1号）

（平成21年3月30日 条例1号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 堺市防災会議運営要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、堺市防災会議条例（昭和38年条例第25号）第6条の規定に基づき堺市防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (会議)

第2条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (代理)

第3条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席することができないときは、当該委員の属する機関の職員を代理者として出席させることができる。

2 前項の規定により、代理者を出席させた委員は、会議に出席したものとみなされる。

## (専決処分)

第4条 緊急を要し、会議を招集するいとまがないと認めるとき、若しくはやむを得ない事情により会議を招集することができないとき、又は軽易な事項については、会長は会議が処理すべき事項のうち次に掲げるものについて専決処分することができる。

(1) 堺市地域防災計画に基づきその実施を推進すること。

(2) 災害に関する情報を収集すること。

(3) 災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。

(4) 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、その実施を推進すること。

(5) 関係機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。

(6) 災害対策本部に関すること。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議に報告し、その承認を求めなければならない。

## (専門委員会及び幹事会)

第5条 会議の専門委員をもって、専門委員会を組織する。

2 専門委員会は、会長が招集する。

3 専門委員のうち若干を常任専門委員会とし会長が指名する。

第6条 会議の幹事をもって幹事会を組織する。

2 幹事会は、会長が招集する。

3 幹事のうち若干を常任幹事とし会長が指名する。

## (庶務)

第7条 会議の庶務は、危機管理室が掌理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、その都度会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和39年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和45年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

## 堺市防災対策推進本部要綱

(設置)

第1条 堺市地域防災計画に基づき本市が行うべき防災対策の総合的な推進を図るため、堺市防災対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(組織)

第2条 本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

2 本部長は危機管理室担任副市長を、副本部長は技監及び危機管理監をもって充てる。

3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部が行う業務)

第3条 本部は、次に掲げる業務を行う。

(1) 堺市地域防災計画に基づき本市が実施すべき防災対策の着実な推進を図るために必要な進捗管理等に関する事項

(2) 堺市地域防災計画に定めるべき防災対策に関する事項

(職務)

第4条 本部長は、本部を代表し、議事その他の本部の事務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(本部会議)

第5条 本部の会議（以下「本部会議」という。）は、必要に応じて本部長が招集し、本部長がその議長となる。

2 本部会議は、本部員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 本部会議の議事は、出席本部員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(本部会議の特例)

第6条 本部長は、緊急の必要があり会議を招集する暇のない場合その他やむを得ない事由のある場合は、議案の概要を記載した書面を各本部員に回付し、その賛否を問い、本部会議に代えることができる。

(関係者の出席等)

第7条 本部長は、必要があると認めるときは、本部会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(幹事会)

第8条 本部に、その円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事で組織し、幹事長は危機管理室長の職にある者を、幹事は別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

3 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集し、幹事長がその議長となる。

4 幹事長は、幹事会の会務を掌理し、幹事会における協議の状況及びその結果を本部に報告するものとする。

5 前3条の規定は、幹事会の会議について準用する。この場合において、規定中「本部長」とあるのは「幹事長」と、「本部員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。

(専門部会)

第9条 幹事長は、防災に係る専門的事項について協議するため、必要があると認めるときは、幹事会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、部会長及び部会委員で組織する。

3 部会長は幹事のうちから幹事長が指名する者を、部会委員は本市職員のうちから部会長が指名する者をもって充てる。

4 専門部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、部会長がその議長となる。

5 部会長は、専門部会における協議の状況及びその結果について、幹事会に報告しなければならない。

6 専門部会の庶務は、部会長が属する課等において行う。

7 第7条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、同条中「本部長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

8 前各項に定めるもののほか、専門部会の組織及び運営について必要な事項は、幹事長が定める。

(庶務)

第10条 本部（幹事会を含む。次条において同じ。）の庶務は、危機管理室において行う。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成9年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

市長公室長

政策調整監

総務局長

財政局長

市民人権局長

文化観光局長

環境局長

健康福祉局長

子ども青少年局長

産業振興局長

建築都市局長

建設局長

区長

消防局長

会計管理者

上下水道局理事（労務・事業推進担当）

教育次長（管理担当）

教育次長（指導担当）

議会事務局長

別表第2（第8条関係）

秘書部副理事（総務・渉外担当）

危機管理担当課長

防災担当課長

防災計画室次長

総務課長

資金課長

市民人権総務課長

観光企画課長

環境総務課長

健康福祉総務課長

子ども企画課長

産業政策課長

都市政策課長

建設総務課長

区役所企画総務課長

警防課長

出納課長

上下水道局総務課長

教育委員会事務局総務課長

議会事務局総務課長

## 堺市災害対策本部要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、堺市災害対策本部条例（昭和38年条例第26号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、堺市災害対策本部（以下単に「本部」という。）に関し必要な事項を定める。

## (本部の設置及び閉鎖)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当したときは、本部を設置する。

- (1) 大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき。
  - (2) 本市の区域内において災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を要する災害が発生したとき。
  - (3) 本市の区域内において震度6弱以上の地震が発生したとき。
  - (4) 大阪府に津波警報が発表されたとき。
  - (5) その他市長が必要と認めたとき。
- 2 市長は、災害の危険が解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、本部を閉鎖する。

## (組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 副本部長は、副市長及び危機管理監の職にある者をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

## (本部会議)

第4条 本部長は、災害予防及び災害応急対策の実施に関し必要な協議を行うため、本部の会議を招集し、その議長となる。

## (本部長の代理)

第5条 条例第2条第2項の規定により、本部長の職務を代理する副本部長は、危機管理室担任副市長とする。

## (区災害対策本部の組織等)

第6条 条例第4条の規定により、区災害対策本部（以下「区本部」という。）が設置されたときは、区本部に区本部長、区副本部長及び区本部員を置く。

- 2 区本部長は区長の職にある者を、区副本部長は副区長及び保健福祉総合センター所長の職にある者を、区本部員は別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 区本部長は、区本部の事務を掌理する。
- 4 区副本部長は、区本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (区本部会議)

第7条 区本部長は、本部の方針に基づき、区の区域内における災害予防及び災害応急対策の実施に関し必要な協議を行うため、区本部の会議を招集し、その議長となる。

## (現地災害対策本部の設置)

第8条 本部長は、災害の地域特性に応じた災害応急対策を局地的又は重点的に実施する必要があるときは、条例第5条に規定する現地災害対策本部を設置することができる。

## (現地災害対策本部会議)

第9条 現地災害対策本部長は、本部の指示に基づき、局地的又は重点的な災害応急対策

の実施に関し必要な協議を行うため、現地災害対策本部の会議を招集し、その議長となる。

( 配備 )

第 10 条 本部長は、本市の区域内において震度 6 弱以上の地震が発生し全員配備を行う場合を除き必要があると認めるときは、条例第 3 条第 3 項の部長及び区本部長（以下「部長等」という。）に対し、次の各号に掲げる区分により配備を指令するものとする。この場合において、当該部長等は、必要と認める人員を配備して防災活動に当たらなければならない。

(1) 災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生するなど、大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。 対策配備

(2) 市の区域内全域にわたる被害又は特に甚大な局地的被害が発生したとき。 全員配備

2 前項の規定による指令は、本部長がその都度指定する部及びすべての区本部について行う。

3 部長等は、第 1 項の規定により人員を配置したときは、直ちにその人数を本部長に報告しなければならない。

( 防災活動 )

第 11 条 防災活動は、本部長の総括のもとに、部長等が、前条第 1 項の規定により配備された職員（以下「配備職員」という。）を指揮監督してこれを行う。

2 防災活動は、別に定めるもののほか、堺市地域防災計画に基づいて行う。

3 本部長は、必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、非常の措置を命ずることができる。

( 本部連絡員 )

第 12 条 部に本部連絡員を置く。

2 本部連絡員は、配備職員のうち、部長が指定する職にある者をもって充てる。

3 本部連絡員は、本部が設置されたときは、当該部が所管する事務に係る被害の状況及び応急対策の実施状況その他防災活動に必要な情報を取りまとめて本部に連絡し、並びに本部からの指令その他の連絡事項を当該部に連絡すること等を任務とする。

4 本部長は、必要があると認めるときは、指定する場所に本部連絡員を常駐させることができる。

5 部長は、部の防災活動上、やむを得ないと認めるときは、堺市危機管理センター設置規程（平成 19 年庁達 16 号。以下「規程」という。）第 3 条第 1 項のセンター長の同意を得て、同条第 5 項に規定する班員の中から本部連絡員を指定することができる。

( 応援職員の派遣 )

第 13 条 部長は、応援を求める必要があると認めるときは、直ちにその旨を本部長に報告しなければならない。

2 本部長は、前項の報告があった場合において、応援を行う必要があると認めるときは、直ちに応援部その他の部の職員を応援職員として派遣する。

( 雑 則 )

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この要綱は、昭和60年6月1日から施行する。  
(堺市災害対策本部設置要綱の廃止)
- 2 堺市災害対策本部設置要綱(昭和39年制定)は、廃止する。

附 則  
この要綱は、平成9年12月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成15年8月27日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

技監  
市長公室長  
総務局長  
財政局長  
市民人権局長  
文化観光局長  
環境局長  
健康福祉局長  
子ども青少年局長  
産業振興局長  
建築都市局長  
建設局長  
区長  
消防局長  
会計管理者  
上下水道局理事（労務・事業推進担当）  
教育委員会事務局教育次長（管理担当）  
教育委員会事務局教育次長（指導担当）  
議会事務局長

別表第 2（第 6 条関係）

市税事務所長  
企画総務課長  
自治推進課長  
美原区役所総務部基金管理担当課長  
市民課長  
保険年金課長  
生活援護課長（堺区役所にあつては、生活援護第一課長及び生活援護第二課長）  
地域福祉課長  
保健センター所長

## 堺市防災行政無線運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が設置する防災行政無線局（以下「防災行政無線局」という。）の運用及び維持管理に関し、電波法（昭和25年法律第131号）、電波法施行規則（昭和25年電波管理委員会規則第14号）及び無線局運用規則（昭和25年電波管理委員会規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 統制局 全ての無線局を統括し、通信の運用を統制する無線局をいう。
- (2) 親局 防災行政無線同報局で、本庁に設置する送信設備の総体をいう。
- (3) 屋外受信局 防災行政無線同報系の受信局で、屋外に設置するものをいう。
- (4) 戸別受信局 防災行政無線同報系の受信局で、屋内に設置するものをいう。
- (5) 基地局 防災行政無線の移動系、水道系、地域防災系及び相互系で、本庁に設置する基地通信設備の総体をいう。
- (6) 移動局 防災行政無線の移動系、水道系、地域防災系及び相互系の車載式及び可搬式の移動通信設備をいう。
- (7) 通信所 基地局から有線で接続された通信設備をいう。
- (8) 災害用非常配備局 水道系移動局で、災害時においてのみ特定の場所に配備され、災害情報の通信に使用されるものをいう。

(防災行政無線局)

第3条 防災行政無線局の区分、周波数、呼出名称及び常置場所は、別表第1のとおりとする。

(統制管理者)

第4条 統制局に統制管理者を置く。

2 統制管理者は、危機管理室長の職にある者をもってこれに充てる。

3 統制管理者は、防災行政無線局を統括し、その運用を統制管理する。

(無線管理者)

第5条 防災行政無線局に無線管理者を置く。

2 無線管理者は、防災行政無線局の運用を掌理する。

3 無線管理者は、次の各号に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者をもってこれに充てる。

(1) 統制局 危機管理担当課長

(2) 移動局及び戸別受信局 移動局及び戸別受信局を常置する課、出先機関及び学校園の長

(3) 通信所 当該通信所を常置する課、出先機関の長

(通信担当者)

第6条 防災行政無線局に通信担当者を置く。

2 基地局（通信所を含む。）及び同報局の通信担当者は、電波法第40条第1項の資格を有する者のうち、同法第51条に基づき市長が無線従事者として選任を届け出た者をもってこれに充てる。

（運用）

第7条 防災行政無線は常時運用する。

（通信事項）

第8条 防災行政無線局の通信事項は、防災、水道事業及び一般行政に関するものとする。

（通信の種類）

第9条 通信の種類は、別表第2に掲げるとおりとする。

（移動局の開局等）

第10条 移動局を開局し、又は閉局しようとするものは、基地局、通信所又は特定の移動局にその旨を通知しなければならない。

（通信統制）

第11条 統制管理者は、災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき、又は円滑な通信確保を図るために必要があると認めるときは、通信を統制するとともに、関係する無線管理者に無線通信体制を確保するために必要な措置を講じさせることができる。

2 統制管理者は、通信を統制しようとするときは、関係する無線局及び通信所に対し、あらかじめその旨を通知するものとする。

（同報系通信）

第12条 同報系による通信を行おうとする者は、同報系無線送信申込書（様式第1号）を親局の無線管理者に提出しなければならない。

（管理）

第13条 無線管理者は、常に防災行政無線局の運用の状況を把握し、無線局の機能が十分発揮できるよう管理しなければならない。

2 無線管理者は、無線設備の運用管理上支障が生じたときは、速やかにその旨を統制管理者に報告し、その指示を受けなければならない。

3 統制管理者は、防災行政無線局の機能確保のため、基地局及び固定局については年2回以上、移動局、屋外受信局及びその他の設備については年1回以上、通信設備の定期点検を行うものとする。

4 統制管理者は、定期点検を行うときは、その実施時期及び結果について無線管理者に通知するものとする。

（通信訓練）

第14条 統制管理者は、防災行政無線局による通信訓練を年1回以上実施するものとする。

（災害時の通信体制）

第15条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の防災行政無線局の運用体制については、堺市地域防災計画に定めるところによる。

(感度調査)

第16条 通信担当者は、適宜感度等について回線の調査をしなければならない。  
2 回線の調査のための試験電波の発射は、通信が閑散なときに行われなければならない。

(無線局の備付け書類等)

第17条 防災行政無線局には、無線局免許状その他必要な書類を備え付けておかななければならない。

第18条 親局、基地局(通信所を含む。)は、無線業務日誌(様式第2号)に必要な事項を記入しなければならない。

2 無線管理者は、毎月5日までに、前月分の無線業務日誌をとりまとめ、統制管理者に報告しなければならない。

(無線局の増局等)

第19条 防災行政無線局の新設、増設、廃止又は変更等を行おうとする場合は、統制管理者の承認を得なければならない。

(委任)

第20条 この要綱の施行について必要な事項は、統制管理者が定める。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別表第 1

防災行政無線局（同報親局、基地局）

無線の区分	無線周波数	呼出名称	常置場所
同報系	65.015MHz	ぼうさいさかい	堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
美原区域同報系	68.535MHz	ぼうさいさかいみはら	堺市美原区黒山 167 番地 1 号
移動系	271.5625MHz	ぼうさいさかいし	堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
相互系	158.35MHz	ぼうさいさかい	堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
水道系	373.25MHz	すいどうさかい	堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
地域防災系	848.825MHz	2 7 2 0 1 1 0 0	堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

別表第 2

通信の種類

無線の種類	通信の種類	通信の内容
同報系	普通通信	戸別又はグループ別の送信をいう。
	一斉通信	全受信局に対し、一斉に行う通信をいう。
	強制一斉通信	全受信局に対し、強制的に一斉通信を行うことをいう。
移動系 相互系 水道系 地域防災系	普通通信	平常時における通信をいう。
	一斉通信	全移動局及び全通信所に対し、一斉に行う通信をいう。
	強制一斉通信	他の防災関係機関に対して行う通信をいう。

## 堺市自主防災組織の育成指導等に関する要綱

## (趣 旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項の規定及び堺市地域防災計画に基づき、自主防災組織の充実を図るため、その育成及び指導の方針を定めるとともに、自主防災活動に際して必要な防災資器材の支給を行うことについて必要な事項を定める。

## (定 義)

第2条 この要綱において、自主防災組織とは、堺市自治連合協議会に参加する校区自治連合会を単位として、自主、自発、協働及び連帯の精神に基づき災害の予防、災害時の被害拡大の防止、災害応急活動その他自主的防災活動を行う団体をいう。

## (登 録)

第3条 この要綱により、防災活動の指導、防災資器材の支給を受けようとする自主防災組織は、市長に対し、自主防災組織登録申請書（様式第1号）に規約、役員名簿その他市長が必要と認める書類を添えて登録の申請をしなければならない。この場合において、美原区の区域に係る自主防災組織にあっては、自主防災組織登録同意書（様式第2号）を併せて提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、当該団体が自主防災組織の要件を満たしていると認めるときは、堺市自主防災組織登録簿に登録するものとする。

3 前項の規定による登録を受けた自主防災組織は、登録された事項に変更があったときは、その旨を堺市自主防災組織登録事項変更届（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

## (育成方針)

第4条 自主防災組織の育成は、地域住民の自主性を尊重し、地域の実情に応じた組織となるよう行うものとする。

## (自主防災組織への指導)

第5条 市長は、自主防災組織に対して災害発生の際に効果的な防災活動が行えるよう計画的に自主的防災訓練等を実施するよう指導するものとする。

## (防災資器材等の支給)

第6条 市長は、自主防災組織の活動を支援するため、自主防災組織に対し防災資器材を支給するものとする。

2 前項の規定により支給する防災資器材は、別に定める防災資器材品目一覧表（以下「品目一覧表」という。）に掲げる品目とする。

3 第1項の規定による防災資器材の支給は、自主防災組織の結成年度に限り、200,000円（品目一覧表に定める基準単価により算出した額による。）を

限度として行うものとする。

4 市長は、防災資器材の支給以外に、自主防災組織の活動支援のため、必要と認める防災関係物品を支給できるものとする。

5 前項の防災関係物品の品目、支給限度額、支給方法等は、予算の範囲内において、その都度定めるものとする。

(防災資器材の支給申請)

第7条 防災資器材の支給を受けようとする自主防災組織は、堺市防災資器材支給申請書(様式第4号)に希望する防災資器材を記入の上、市長に提出しなければならない。

(防災資器材支給決定等)

第8条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、防災資器材の支給を決定し、堺市防災資器材支給決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた自主防災組織は、堺市防災資器材受領書(様式第6号)と引き換えに防災資器材を受給することができる。

(防災資器材の管理)

第9条 自主防災組織は、支給を受けた防災資器材を適正に管理するものとし、故障、紛失等による修理及び補充は、当該自主防災組織の責任において行わなければならない。

2 市長は、防災資器材の支給を受けた自主防災組織が当該防災資器材の管理に当たって適正を欠く行為があったと認めるときは、当該防災資器材の返還を求めることができる。

(委任)

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この要綱は、平成10年7月1日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

( 施行期日 )

この要綱は、平成 1 8 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

( 施行期日 )

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

( 施行期日 )

この要綱は、平成 2 1 年 8 月 1 日から施行する。

堺市小災害応急救助要綱（昭和43年制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、風水害、火災等の災害（以下「災害」という。）による被災者に対する応急救助措置について必要な事項を定める。

（協力）

第2条 この要綱による応急救助措置は、赤十字奉仕団分団長及び担当民生委員の協力を得て行うものとする。

（適用の対象）

第3条 この要綱による応急救助措置は、本市の区域内に居住する者が災害によりその住家について全半壊、全半焼、流失、床上浸水、土砂のたい積又は火災による水損の被害を受けた場合に適用する。ただし、居住に支障のない場合を除く。

2 前項の規定による応急救助措置の適用がない場合において、本市の区域内に住所（日本国籍を有しない者にあつては、その居住地）を有する者が災害により死亡し、又は災害による負傷のため1週間以上入院した場合は、第6条の規定のみを適用する。

3 自己の故意又は重大な過失により被災した者その他区長が要綱の適用を不相当と認める者については、この要綱の全部又は一部を適用しないことができる。

（被害の認定基準）

第4条 住家、世帯及び被害の認定基準は「災害救助法による救助の実施について」（昭和40年5月11日付厚生省社会局長通知（社施第99号））に準拠するものとする。

（住家被害に対する見舞金）

第5条 災害で住家被害を受けた場合は、当該住家に居住する世帯の世帯主に対し、次の区分により見舞金を支給する。ただし、世帯の構成員とみなし得るような同居者については、同一世帯に属するものとみなす。

(1) 複数人で構成する世帯の場合

区 分	1世帯当たりの見舞金の額
全壊、全焼、流失	50,000円
半壊、半焼	30,000円
床上浸水、土砂のたい積、 火災による水損	20,000円

(2) 単身者世帯の場合（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けているときは、前号の規定を適用する。）

区 分	1世帯当たりの見舞金の額
全壊、全焼、流失	30,000円
半壊、半焼	20,000円
床上浸水、土砂のたい積、 火災による水損	10,000円

( 弔慰金及び負傷見舞金 )

第6条 災害で死亡した場合は、当該死亡者の葬儀を主催した者に対し、死亡者1人当たり100,000円の弔慰金を支給する。ただし、当該死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に次項に規定する負傷見舞金の支給を受けている場合にあつては、当該弔慰金の額から既に支給を受けた負傷見舞金の額を控除した額を支給するものとする。

2 災害による負傷のため1週間以上入院した場合は、当該負傷者に対し、1人当たり30,000円の負傷見舞金を支給する。

3 堺市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年条例第31号)の規定に基づく災害弔慰金又は災害障害見舞金を支給する場合は、この要綱に基づく弔慰金又は負傷見舞金を支給しないものとする。

( 毛布の支給 )

第7条 次の各号に掲げる場合は、被災者に対し、毛布を支給することができる。

(1) 避難所に収容されたとき。

(2) その他特に区長が必要と認めたとき。

2 前項の規定により支給する毛布の枚数は、次のとおりとする。

(1) 4月1日から9月30日までの間 1人当たり1枚

(2) 10月1日から翌年3月31日までの間 1人当たり2枚

( 布団の貸与 )

第8条 次の各号に掲げる場合は、被災者に対し、布団を貸与することができる。

(1) 避難所に収容されたとき。

(2) その他特に区長が必要と認めたとき。

( 食品の支給 )

第9条 次の各号に掲げる場合は、食品を2日分(6食分をいう。)まで支給することができる。

(1) 5世帯以上が避難所に収容されたとき。

(2) その他特に区長が必要と認めたとき。

( 汚損物の処理 )

第10条 市長は、災害により汚損した建具、日用品その他の家財(この条において「汚損物」という。)を一般廃棄物として処理することを希望する者がある場合は、当該希望者に係る汚損物の処理を行うことができる。

( 申請等 )

第11条 第3条の規定によりこの要綱の適用を受けようとする者は、堺市災害

応急救助要綱適用申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請があった場合において、第5条に規定する見舞金の支給について必要があると認めるときは、災害による住家被害の区分を特定する前に、当該見舞金のうち、複数人で構成する世帯にあつては20,000円を、単身者世帯にあつては10,000円を支給することができる。

（委任）

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から施行し、同日以後に発生した災害に関して適用する。

附 則

この要綱は、昭和57年8月1日から施行する。ただし、改正後の第1条、第5条及び第6条の規定は、昭和57年8月1日以後に発生した災害に関して適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月7日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この要綱による改正後の堺市災害応急救助要綱第5条、第6条及び第11条の規定は、この要綱の施行の日以後に発生した災害から適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。

## 堺市緊急五役会議要綱

## (設置)

第1条 本市の区域内において発生し、又は発生するおそれのある非常緊急事態（以下「緊急事態」という。）に対して迅速かつ的確に対応するための基本方針について協議し、速やかに事態に対応するため、緊急五役会議（以下「五役会議」という。）を置く。

## (組織)

第2条 五役会議は、市長、副市長、教育長、上下水道局長及び緊急事態に関係する局長級の職員をもって組織する。

## (協議事項)

第3条 五役会議は、次に掲げる事項について協議し、決定するものとする。

- (1) 緊急事態の対応に関する基本的方針の策定及び対応組織の編成に関すること。
- (2) 緊急事態に対応するための緊急対策本部の設置に関すること。
- (3) 緊急対策本部又は対応組織に対する助言、指導等に関すること。
- (4) 国、府その他の関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) その他必要事項に関すること。

## (主宰等)

第4条 五役会議は、市長が主宰する。

- 2 市長に事故があるときは、あらかじめ市長が指名する者がその職務を行う。
- 3 五役会議は、市長が必要に応じて招集する。

## (庶務)

第5条 五役会議の庶務は、危機管理室において行う。

## (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、五役会議について必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成9年12月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成15年8月27日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

## 堺市危機管理当直制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、勤務時間外に災害又は危機事象が発生した場合において情報の収集及び伝達並びに緊急初動措置を的確に行うことができる体制を確保するとともに、職員の危機管理意識の高揚を図ることを目的として実施する危機管理当直者制度について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 危機事象 堺市危機管理ガイドライン(平成15年制定)に規定する危機事象をいう。
- (3) 当直者 第6条第1項の規定により当直に従事するよう命じられた者をいう。

(当直時間帯)

第3条 当直は、次の各号に掲げる区分により行うものとし、それぞれ当該各号に定める時間帯において実施するものとする。

- (1) 宿直 午後5時30分から翌日午前9時までの間
- (2) 日直 休日の午前9時から午後5時30分までの間

(当直対象者)

第4条 当直の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 危機管理室長及び堺市危機管理センター設置規程(平成19年庁達第16号)別表第2に規定する班員
- (2) 前号に掲げる者のほか、堺市職員の給与に関する条例(昭和29年条例第6号)第21条の2の規定により管理職手当の支給を受ける者(技監、医師、歯科医師及び堺市職員定数条例(昭和29年条例第3号)第2条第8号及び第10号に規定する職員並びに東京事務所及び堺病院に勤務する職員を除く。)のうち、本庁に勤務し、かつ、部次長級又は課長級の職にある者

(当直計画)

第5条 危機管理室長は、当直日ごとに当直に従事する当直対象者の氏名その他必要な事項について計画を作成し、各局長(市長公室長及び会計管理者を含む。以下同じ。)に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、当直計画通知書(様式第1号)により行うものとする。

(当直命令)

第6条 局長は、前条第1項の規定による通知を受けたときは、当該計画の定めるところにより、当直対象者に対して当直に従事するよう命じなければならない。ただし、当該計画の定めるところにより当直に従事することが困難であると認める事由があるときは、当直日時又は当直対象者を変更した上で当直に従事するよう命じるとともに、速やかに危機管理室長に報告しなければならない。

2 前項の規定による命令は、宿直については宿直命令簿兼実績簿（様式第2号）により、日直については日直命令簿兼実績簿（様式第3号）により行わなければならない。

（当直）

第7条 当直者は、前条第2項の宿直命令簿兼実績簿又は日直命令簿兼実績簿に記載の日時において、当直に従事しなければならない。

（代直）

第8条 当直者は、病気その他やむを得ない事由により第6条第1項の規定により命じられた日時に当直することができなくなったときは、速やかにその旨を局長に連絡しなければならない。

2 局長は、前項の規定による連絡を受けた場合は、代替りの当直者（以下「代直者」という。）を選任し、当直に従事するよう命ずるとともに、速やかに危機管理室長に報告しなければならない。

3 第6条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

（当直者の行う事務）

第9条 当直者は、災害又は危機事象が発生した場合（以下「災害時」という。）は、次の事務を処理するものとする。

(1) 災害又は危機事象に関する情報の収集及び関係機関への当該情報等の伝達に関する事務

(2) 初動対応を確保するために必要な連絡に関する事務

(3) 緊急指示事項の関係者への伝達に関する事務

(4) 災害対策本部の設置準備に関する事務

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長の指示に基づく事務

（当直者の遵守事項）

第10条 当直者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 危機管理室長が別に定めるところにより事務を執り行うこと。

(2) 防災設備及び機材の設置箇所並びにこれらの使用方法について熟知して当直に当たること。

(3) 災害時に持ち出しを要する書類、物品等の所在を熟知し、その搬出に支障がないよう心がけておくこと。

(4) 当直中は、原則として、当直室（堺市役所本庁本館3階危機管理分室とする。）に在室すること。

（事務の引継ぎ）

第11条 当直者は、危機管理室長又は前任の当直者から、当直に必要な簿冊及び物品の引継ぎを受けて当直に当たるとともに、当該当直を終えたときは、当該簿冊及び物品を危機管理室長又は後任の当直者に引き継がなければならない。

（当直中の事故に係る処置）

第12条 当直者は、当直中に病気その他緊急の事情が生じたときは、危機管理室長の承認を得て、当直に係る事務を中断することができる。

2 前項の場合において、危機管理室長は、必要に応じ、代直者の選定その他適

切な措置を講じなければならない。

(当直の免除)

第13条 危機管理室長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当直を中断させ、又は免除することができる。

(1) 泉州地域に大雨、洪水、暴風、津波又は高潮警報のいずれかが発表されたとき。

(2) 本市の区域内で震度4以上の地震が発生したとき。

(委任)

第14条 この要綱の施行について必要な事項は、危機管理室長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(設置)

第1条 堺市地域防災計画に定める災害時において市民の生命、身体及び財産を災害から保護するために講じる災害応急対策のうち、避難所の開設及び運営等に関する業務に従事させるため、災害地区班員を置く。

(避難所)

第2条 この規程において「避難所」とは、災害が発生し、又はその発生が予測される場合において市民の生命、身体等を保護するため、本市の区域内に存する学校、体育館その他の公の施設のうちから、市民が避難できる場所として市長が指定するものをいう。

(災害地区班員の任命等)

第3条 災害地区班員は、市長が担当すべき避難所を指定して任命する。

2 災害地区班員の任期は、5年とする。ただし、市長は、特に必要があると認める場合は、これを短縮することができる。

(災害地区班員の職務)

第4条 災害地区班員は、避難所において次に掲げる業務に従事するものとする。

- (1) 避難所の開設に関する業務
- (2) 避難所の運営に関する業務
- (3) 堺市災害対策本部及び現地災害対策本部との連絡及び調整に関する業務

(被服等の貸与)

第5条 災害地区班員には、職務上必要な被服及び資機材等を貸与するものとする。

(従事命令)

第6条 災害地区班員は、次に掲げる場合には、あらかじめ堺市災害対策本部長が定めるところに従い、速やかに担当する避難所に参集し、第4条各号に掲げる業務に従事しなければならない。

- (1) 台風、火災等による災害が発生し、又はその発生が予測される場合において、堺市災害対策本部から避難所を開設する旨の命令が発せられたとき。
- (2) 本市の区域内において震度6弱以上の地震が発生したとき。

2 前項の規定にかかわらず、災害対策本部が設置されていないときは、堺市危機管理センター設置規程(平成19年庁達第16号)第3条第1項に規定する危機管理センター長が災害地区班員に対して第4条各号の業務に従事することを命ずることができる。この場合における第4条第1項及び前項の規定の適用については、これらの規定中「堺市災害対策本部」とあるのは「堺市危機管理センター」とする。

(研修等の実施等)

第7条 危機管理室長は、災害地区班員の職務を円滑に推進するため、避難所の運営等について、研修の実施その他の必要と認める措置を講じなければならない。

2 災害地区班員は、避難所の運営等を円滑に行うため、市長が指定する研修等に参加しなければならない。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、災害地区班員について必要な事項は、危機管理室長が定

める。

附 則

( 施行期日 )

1 この庁達は、示達の日から施行する。

( 経過措置 )

2 この庁達の施行の際、現に第 4 条に規定する災害地区班員の職務に相当する職務に従事するよう辞令を受けている者については、第 3 条第 1 項の規定により任命された者とみなす。この場合において、当該災害地区班員の任期は、同条第 2 項の規定にかかわらず、市長が別に定める。

附 則

この庁達は、示達の日から施行する。

## 2 関係機関との協定等

# 防災協定等一覧表

資料 2-1

## (1) 行政機関等との協定

締結日	協定名称	協定の相手方	協定の内容
昭和59年6月1日	無線通信施設等に係る災害相互応援協定	寝屋川市、貝塚市、柏原市、岸和田市、八尾市	通信施設及び通信従事者の応援その他必要な措置
平成12年4月1日	災害時における相互協力に関する覚書	堺・堺中・泉北・堺金岡・浜寺・鳳郵便局及び大阪堺特定郵便局業務推進連絡会	(1) 被災状況及び被災市民の避難先に関する情報の提供 (2) 高齢者及び障害者など災害弱者についての情報提供及び対応に関する相互協力 (3) 所管施設及び用地の相互提供 (4) 災害情報に係る広報の掲出 (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項
平成14年6月28日	災害時相互応援協定	泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町	人的・物的応援
平成18年8月18日	健康危機発生時における近畿2府7県地方衛生研究所の協力に関する協定書	福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、東大阪市、神戸市、姫路市、尼崎市、和歌山市	(1) 近畿2府7県において健康危機が発生し、当該自治体の地方衛生研究所のみでは対応が困難な場合近畿2府7県地方衛生研究所間での協力
平成21年3月26日	災害発生時における避難者の受け入れに関する協定	松原市	大雨などによる河川の越水等があった場合に、堺市の指定避難所への避難が困難な地域住民について、松原市の指定避難所での受け入れを行うもの ○北区常磐町2丁西除川右岸および3丁⇒天美西小学校 ○北区野遠町西除川右岸⇒松原西小学校
平成22年9月30日	20大都市災害時相互応援に関する協定	政令指定都市、東京都	被災都市の要請にこたえ、災害を受けていない都市が、相互に協力し、被災都市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行する人的・物的応援
平成22年12月1日	大和川下流域下水道今池水みらいセンター施設への避難に関する協定	大阪府南部流域下水道事務所	大和川下流域下水道今池水みらいセンター施設を一時避難場所として提供
平成23年7月12日	石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定	石油基地自治体協議会に加盟する団体のうち55市1町	(1) 災害への対応に必要な物資の提供 (2) 災害への対応に必要な人員の派遣 (3) 負傷者等の医療機関への受け入れ (4) 被災者の一時的な受け入れ (5) その他特に要請があった事項
平成23年9月1日	災害時相互応援協定	富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村	人的・物的応援
平成24年3月19日	災害時相互応援協定	四日市市	(1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供 (2) 被災者の救出、医療、感染症対策、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣 (5) 避難者収容施設の提供及びあっせん
平成24年3月26日	災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定書	厚生労働省大臣官房会計課	国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）の福祉避難所としての施設利用

※上下水道局締結分

<p>平成9年3月31日</p>	<p>大阪府水道震災対策 相互応援協定</p>	<p>大阪府・岸和田市・豊中市・池田市・吹田市・泉大津市・高槻市・貝塚市・守口市・門真市・枚方市・寝屋川市・茨木市・八尾市・泉佐野市・富田林市・河内長野市・松原市・大東市・和泉市・箕面市・柏原市・羽曳野市・藤井寺市・摂津市・高石市・東大阪市・泉南市・四條畷市・交野市・大阪狭山市・阪南市・岬町・島本町・豊能町・能勢町・忠岡町・熊取町・田尻町・太子町・河南町・千早赤阪村・泉北水道企業団</p>	<p>相互に協力して、応急対策を実施する</p>
<p>平成22年3月31日</p>	<p>18大都市水道局災害 相互応援に関する覚書</p>	<p>札幌市、仙台市、さいたま市、東京都、川崎市、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市</p>	<p>飲料水の供給、施設の応急復旧等に必要な資器材の提供</p>
<p>平成23年4月1日</p>	<p>大阪広域水道震災対策 相互応援協定</p>	<p>大阪府・岸和田市・豊中市・池田市・吹田市・泉大津市・高槻市・貝塚市・守口市・門真市・枚方市・寝屋川市・茨木市・八尾市・泉佐野市・富田林市・河内長野市・松原市・大東市・和泉市・箕面市・柏原市・羽曳野市・藤井寺市・摂津市・高石市・東大阪市・泉南市・四條畷市・交野市・大阪狭山市・阪南市・岬町・島本町・豊能町・能勢町・忠岡町・熊取町・田尻町・太子町・河南町・千早赤阪村・泉北水道企業団</p>	<p>相互に協力して、応急対策を実施する</p>

## (2) 民間団体等との協定

締結日	協定名称	協定の相手方	協定の内容
平成14年4月1日	災害時救急医薬品等の供給に関する協定書	社団法人堺市薬剤師会	災害発生時に必要となる救急医薬品の備蓄及び提供
平成18年9月12日	防災活動への協力に関する協定書	(1)イオンモール株式会社 イオンモール堺北花田プラウ (2)イオン株式会社 ジャスコ堺北花田店	(1)生活物資（食料品及び日用品等）の在庫確保 (2)生活物資の安定供給及び価格安定 (3)緊急避難場所として駐車場を提供 (4)生活物資に関する情報の収集・提供 (5)防災訓練等啓発事業への参加・協力
平成18年11月29日	大規模災害時における応急対策業務に関する協定	堺建設業協会	(1)施設等の被害状況の報告 (2)技術的な助言 (3)機能復旧に必要な資機材の調達及び労務の提供 (4)その他応急対策業務
平成18年11月29日	同上	堺電気工事工業協同組合	同上
平成18年12月26日	災害時における物資供給等の協力に関する協定	コーナン商事株式会社	(1)物資等（資機材、日用品及び食料品等）の在庫確保 (2)物資等の安定供給及び価格安定 (3)物資等に関する情報の収集・提供
平成19年8月1日	大規模災害時における応急対策業務に関する協定	協同組合大阪建設産業界育成会	(1)施設等の被害状況の報告 (2)機能復旧に必要な資機材の調達及び労務の提供 (3)その他応急対策業務
平成20年9月19日	災害時における生活物資供給等の協力に関する協定	株式会社イトーヨーカ堂	(1)生活物資（食料品及び日用品等）の在庫確保 (2)生活物資の安定供給及び価格安定 (3)緊急避難場所として駐車場を提供 (4)生活物資に関する情報の収集・提供 (5)防災訓練等啓発事業への参加・協力
平成21年3月24日	災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定	社団法人大阪府宅地建物取引業協会堺市支部	(1)被災者への民間賃貸住宅の情報提供及び媒介 (2)堺市内の道路及び施設等の被害状況の情報収集 (3)被災者への災害時の情報提供 (4)建築物の耐震改修の促進
平成21年3月30日	災害時の応急対策業務に関する協定	社団法人大阪府タグ事業協会	(1)応急対策要員等の人員輸送業務 (2)建設資機材、日用品及び食料品等の貨物輸送業務 (3)消防活動に関する業務 (4)その他堺市が必要とする輸送業務
平成21年4月1日	災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定	社団法人全日本不動産協会 大阪府本部堺泉支部	(1)被災者への民間賃貸住宅の情報提供及び媒介 (2)堺市内の道路及び施設等の被害状況の情報収集 (3)被災者への災害時の情報提供 (4)建築物の耐震改修の促進

平成21年4月1日	災害時における飲料の提供協力に関する協定	(1) 堺障害者団体連合会 (2) コカ・コーラウエスト株式会社ベンディング大阪南第一支店	堺障害者団体連合会が契約する災害対応型自動販売機内の飲料の無償提供
平成21年4月1日	同上	(1) 堺障害者団体連合会 (2) 関西キリンビバレッジサービス株式会社堺営業所	同上
平成21年4月1日	同上	(1) 堺障害者団体連合会 (2) 株式会社ジャパンビバレッジ西日本	同上
平成21年4月1日	同上	(1) 堺障害者団体連合会 (2) 株式会社トムズ	同上
平成22年1月15日	災害時におけるボランティア活動に関する協定	社会福祉法人堺市社会福祉協議会	(1) 災害ボランティアセンターの開設・運営 (2) センター運営に関する費用負担 (3) 平常時における協力体制の構築
平成22年4月1日	災害時における避難所の指定等に関する協定	学校法人関西大学	(1) 関西大学堺キャンパスの避難所指定 (2) 関西大学が保有する災害用備蓄物資等の提供
平成22年4月1日	災害支援協定	堺市委託環境事業協同組合	災害一般廃棄物の収集運搬に関する業務
平成22年5月13日	防災行政無線とコミュニティFMを活用した災害情報発信に関する協定	特定非営利活動法人さかいhill-front forum	災害時において「エフエムさかい」の番組放送中に各種災害情報を発信
平成22年9月1日	災害時及び災害に備えた施設の使用に関する協定	西日本電信電話株式会社大阪南支店	災害対策業務を実施するための使用場所の提供 (1) 災害復旧ボランティア活動又は災害医療活動の支援場所としての一時的使用 (2) 被災住民の避難場所又は相談窓口場所としての一時的使用 (3) 災害用物資の保管場所としての使用 (4) 災害による倒壊家屋の廃材等の保管場所としての一時的使用 (5) 防災訓練による使用
平成22年10月26日	災害時における飲料の提供協力に関する協定	(1) 堺障害者団体連合会 (2) ネオス株式会社	堺障害者団体連合会が契約する災害対応型自動販売機内の飲料の無償提供
平成23年1月17日	災害対策への協力に関する協定書	財団法人堺市産業振興センター	1 施設の提供に関する協力 (1) 地域に居住する住民などの避難場所 (2) 帰宅困難者への支援場所 (3) 遺体の安置場所 (4) 災害用物資の集配場所 (5) その他甲が必要とする災害対策の実施場所 2 提供施設における災害対策への人的支援
平成23年3月25日	災害時等における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定	一般社団法人堺市規格葬儀連絡会	(1) 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供 (2) その他堺市が必要とする業務
平成23年3月31日	災害時における施設利用等に関する協定書	学校法人羽衣学園	(1) 地震、風水害、その他による災害発生時に、避難所として開設 (2) 学生ボランティアの確保、派遣への協力

平成23年9月1日	災害時における相互協力に関する協定	西日本高速道路株式会社関西支社	(1) 情報等の相互協定 (2) 調査及び復旧に対する技術的支援 (3) 高速道路通行止め区間の車両の通行 (4) 応急対策及び復旧業務の実施に必要なとなる敷地、施設及び資材の提供 (5) 通行止め実施に伴う利用者への情報提供 (6) その他必要と認める措置
平成23年10月11日	災害時における協力に関する協定	独立行政法人都市再生機構西日本支社	1 機構職員等の派遣 (1) 被災建物及び被災宅地の危険度の判定・表示等 (2) 応急仮設住宅の設計、工事監理及び検査等 (3) 応急仮設住宅等の入居関係事務等 2 同機構所有の応急仮設住宅建設用地及び機構賃貸住宅の提供 3 土地区画整理事業、市街地再開発事業等の計画策定及び施行並びに市街地の復興に必要な住宅の供給等についての相互協力
平成23年12月1日	災害時における施設使用の協力に関する協定	公立大学法人大阪府立大学	(1) 広域避難地及び救援物資集積場所としての施設の使用 (2) その他本市が必要とする用途における施設の使用 (3) 学生ボランティアの確保及び派遣
平成24年1月4日	災害時等における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定	堺市葬祭事業協同組合	(1) 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供 (2) その他堺市が必要とする業務
平成24年3月30日	災害時における物品の供給協力に関する協定	大阪いずみ市民生活協同組合	災害時においての物品の調達と安定供給、輸送、生活情報の収集・提供

※上下水道局締結分

平成12年12月28日	災害等発生時における水道施設等の復旧作業に関する協定	堺市指定管工設備協同組合	水道施設等の復旧作業に必要な人員及び資器材等の協力
平成17年12月1日	災害等発生時における水道施設等の復旧作業に関する協定	堺市指定美原上下水道工事業協同組合	水道施設等の復旧作業に必要な人員及び資器材等の協力
平成19年7月1日	災害発生時における牛乳搬送用コンテナ容器の貸借等に関する協定	泉南乳業株式会社	応急給水に使用するコンテナの借用
平成19年9月1日	大規模災害時における下水道施設等の応急対策業務に関する協定	大阪環境整備協同組合	(1) 下水道施設等の被害状況の調査及び報告 (2) 下水道施設等の機能復旧に係る技術的な助言 (3) 資機材の調達及び労務の提供 (4) その他緊急対応業務等
平成23年9月16日	災害発生時における支援車両の駐車場所の貸借に関する協定	コーナン商事株式会社	地震、風水害、その他の災害により本市が被災し、他都市等から本市上下水道事業に係る支援活動がなされる場合において、支援車両を駐車するためにホームセンターコーナン堺三国ヶ丘店の駐車場所を利用できるもの

### (3) その他 堺市が参加する団体名での協定

締結日	協定名称	協定の相手方	協定の内容
平成23年9月22日	災害時における帰宅 困難者支援に関する 協定 (関西広域連合)	コンビニエンスストア・外 食事業者等	(1) 支援可能な店舗を「災害時帰宅支援ステーション」と称し、広く住民へ協力店舗の取組みを周知するとともに、防災に対する意識啓蒙を図るため、「災害時帰宅支援ステーション・ステッカー」を掲出する。 (2) 「災害時帰宅支援ステーション」では、災害時の徒歩帰宅者に対して「水道水」、「トイレ」、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する「情報等」を提供する。

## 消防相互応援協定

## (1) 消防組織法の規定に基づく応援協定

協 定 市 町 村 名	協定の内容
大阪市・堺市	火災・救急・その他の災害防御、救急業務の応援
(航空消防応援協定) 大阪市・堺市	回転翼航空機による消防業務の応援
松原市・堺市	火災・救急・その他の災害防御、救急業務の応援
河内長野市・堺市	
大阪狭山市・堺市	
(大阪府南ブロック消防相互応援協定) 岸和田市・泉大津市・貝塚市・泉佐野市・和泉市・高石市・泉南市・阪南岬消防組合・忠岡町・熊取町・田尻町・堺市	火災・救急・その他の災害防御、救急業務の応援
(大阪国際空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定) 大阪市・豊中市・東大阪市・池田市・吹田市・八尾市・松原市・柏原羽曳野藤井寺消防組合・尼崎市・西宮市・伊丹市・宝塚市・川西市・堺市	航空機の墜落等による大規模な災害が発生した場合における災害防御又は救助等の応援
(大阪府下広域消防相互応援協定) 大阪市・岸和田市・豊中市・池田市・吹田市・泉大津市・高槻市・貝塚市・守口市門真市消防組合・枚方寝屋川消防組合・茨木市・八尾市・泉佐野市・富田林市・河内長野市・松原市・大東市・和泉市・箕面市・柏原羽曳野藤井寺消防組合・摂津市・高石市・東大阪市・泉南市・四條畷市・交野市・大阪狭山市・阪南岬消防組合・島本町・豊能町・忠岡町・熊取町・田尻町・太子町・河南町・千早赤阪村・堺市	大規模な災害等が発生した場合における災害防御又は救助等の応援
(五都市消防相互応援協定) 名古屋市・京都市・大阪市・神戸市・堺市	
(関西国際空港消防相互応援協定) 大阪市・岸和田市・泉大津市・貝塚市・和泉市・高石市・泉南市・阪南岬消防組合・忠岡町・熊取町・田尻町・泉佐野市・堺市・関西国際空港(株)	航空機の墜落等による大規模な災害が発生した場合における災害防御又は救助等の応援
(近畿自動車道松原那智勝浦線及び関西国際空港線消防相互応援協定) 和泉市・岸和田市・貝塚市・熊取町・泉佐野市・泉南市・阪南岬消防組合・那賀消防組合・和歌山市・海南市・有田町・堺市	高速自動車道で災害が発生した場合における災害防御又は救急等の応援
(消防活動資機材及び支援物資等相互応援協定) 和歌山市・姫路市・徳島市・堺市	大規模な災害が発生した場合における消防活動資機材及び支援物資等の調達についての応援
(大阪湾消防艇相互応援協定) 大阪市・神戸市・堺市	大規模又は特殊な災害が発生した場合における災害防御又は救助等の応援
柏原羽曳野藤井寺消防組合・堺市	火災・救急・その他の災害防御、救急業務の応援
富田林市・堺市	
(南阪奈道路消防相互応援協定) 柏原羽曳野藤井寺消防組合・太子町・葛城市・堺市	高速自動車道で災害が発生した場合における災害防御又は救急等の応援

(2) その他の応援体制

① 大規模（広域）災害時における消防応援体制

全国消防機関	「緊急消防援助隊運用要綱」に基づく応援体制	大規模災害が発生又は発生の虞があるときに、通常の消防体制で対応が困難な場合に全国の消防機関に応援体制
--------	-----------------------	--

② 船舶火災の消火に関する業務協定

協 定 市 町 等 名	協定の内容
大阪海上保安監部・堺市	海上における船舶火災等の消火活動及び火災警戒活動の応援

③ ガス漏れ及び爆発事故等の防止対策に関する申合せ

協 定 市 町 等 名	申合せの内容
大阪ガス株式会社堺支社・堺市	ガス漏れ及び爆発事故等の災害時における初動・相互連絡及び処理体制等の防災対策について連携強化を図る。

④ 大規模（特殊）災害時における消防活動に関する申合せ

協 定 市 町 等 名	申合せの内容
宇部興産株式会社堺工場・大阪ガス株式会社泉北製造所第1工場・大阪ガス株式会社泉北製造所第2工場・関西電力株式会社堺港発電所・協和発酵ケミカル株式会社堺物流センター・新日本石油精製株式会社大阪製油所・コスモ石油株式会社堺製油所・新日本製鐵株式会社建材事業部堺製鐵所・東燃ゼネラル石油株式会社堺工場・大日本インキ化学工業株式会社堺工場・丸紅エネックス株式会社堺ターミナル・三井化学株式会社大阪工場・堺市	大規模（特殊）災害が発生した場合における消防活動の応援

\* 地震等の大規模災害時には、上記申合せ以外に建設業界との大型建設機械の調達に関する申合せを始めとし、関係事業所等と食料、燃料等の調達について申合せを行い、協力体制の確立を図っている。

⑤ 地震災害発生時における初期被害情報の相互交換に関する申合せ

協 定 市 町 等 名	申合せの内容
大阪ガス株式会社導管事業部南部導管部・堺市	地震災害が発生した場合における被害情報等を相互交換し共有する。
関西電力株式会社南営業所・堺市	

⑥ 消防対象物の行政事務処理に関する協定

協 定 市 町 等 名	協定の内容
大阪狭山市・堺市	消防行政管轄区域の境界線上に位置する消防対象物の取り扱いについて事実上の事務処理の一元化を図る。
松原市・堺市	
和泉市・堺市	
泉大津市・堺市	
河内長野市・堺市	
柏原羽曳野藤井寺消防組合・堺市	
富田林市・堺市	

## 20 大都市災害時相互応援に関する協定

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市及び福岡市（以下「大都市」という。）は、大都市において災害が発生し、災害を受けた都市（以下「被災都市」という。）独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災都市の要請にこたえ、災害を受けていない都市が友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、被災都市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定する。

## （応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- 救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供
- 救助及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣
- 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

## （応援要請の手続）

第2条 応援を要請する都市（以下「応援要請都市」という。）は、原則として、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、口頭、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

## 被害の状況

前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等

前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員  
応援場所及び応援場所への経路

## 応援の期間

前各号に掲げるもののほか、必要な事項

## （実施）

第3条 応援を要請された都市は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

2 被災都市以外の都市は、通信の途絶等により被災都市との連絡が取れない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的な判断により応援を行うことができるものとする。

3 自主出動した都市は、応援内容等を被災都市に速やかに連絡する。

4 自主出動した都市は、応援に必要な情報の収集をし、その情報を被災都市に提供する。また、応援活動にあたっては、自律的活動に努めるものとする。

## （応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として応援を要請する都市の負担とする。

2 前条第2項に定める応援に要した経費の負担は、応援を受けた都市と応援した都市（以下「応援都市」という。）が協議して定める。

3 応援要請都市が、第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請都市から要請があった場合は、応援都市は、一時繰替支弁するものとする。

（連絡担当部局）

第5条 大都市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

（資料の交換）

第6条 大都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（その他）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、大都市が協議して定めるものとする。

第8条 この協定を証するため、本協定書20通を作成し、各都市は記名押印の上、各1通を保有する。

附 則

1 この協定は、昭和61年10月23日から効力を生ずる。

2 次に掲げる覚書は、廃止する。

（1）大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市、北九州市、札幌市、川崎市、福岡市及び広島市が締結した指定都市災害救援に関する覚書（昭和35年5月13日締結）

（2）東京都、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市及び神戸市が締結した七大都市震災相互応援に関する覚書（昭和50年6月6日締結）

附 則

1 この協定は、平成2年2月22日から効力を生ずる。

2 「11大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成5年1月26日から効力を生ずる。

2 「12大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成9年3月31日から効力を生ずる。

附 則

1 この協定は、平成15年4月1日から効力を生ずる。

2 「13大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成17年4月1日から効力を生ずる。

2 「14大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成18年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「15大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成19年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「16大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成21年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「18大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成22年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「19大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

平成22年9月30日

北海道札幌市中央区北1条西二丁目1番地  
札幌市長 上田 文雄

宮城県仙台市青葉区国分町三丁目7番1号  
仙台市長 奥山 恵美子

埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号  
さいたま市長 清水 勇人

千葉県千葉市中央区千葉港1番1号  
千葉市長 熊谷 俊人

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
東京都知事 石原 慎太郎

神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市長 阿部 孝夫

神奈川県横浜市中区港町一丁目1番地  
横浜市長 林 文子

神奈川県相模原市中央区中央二丁目11番15号  
相模原市長 加山 俊夫

新潟県新潟市中央区学校町通1番町602番地1  
新潟市長 篠田 昭

静岡県静岡市葵区追手町5番1号  
静岡市長 小嶋 善吉

静岡県浜松市中区元城町103-2  
浜松市長 鈴木 康友

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
名古屋市長 河村 たかし

京都府京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地  
京都市長 門川 大作

大阪府大阪市北区中之島一丁目3番20号  
大阪市長 平松 邦夫

大阪府堺市堺区南瓦町3番1号  
堺市長 竹山 修身

兵庫県神戸市中央区加納町六丁目5番1号  
神戸市長 矢田 立郎

岡山県岡山市北区大供一丁目1番1号  
岡山市長 高谷 茂男

広島県広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市長 秋葉 忠利

福岡県北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市長 北橋 健治

福岡県福岡市中央区天神一丁目8番1号  
福岡市長 吉田 宏

## 20 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、20大都市災害時相互応援に関する協定(以下「協定」という。)第7条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定第5条により大都市は、相互応援のための連絡担当部局課名、担当責任者及び同補助者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡する。

(応援職員の派遣に要する経費負担等)

第3条 協定第4条第1項に定める経費のうち、協定第1条第4号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

応援を要請した都市(以下「応援要請都市」という。)が負担する経費の額は、応援をした都市(以下「応援都市」という。)が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援都市の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援要請都市の負担とする。

応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請都市が、応援要請都市への往復の途中において生じたものについては応援都市が賠償の責めに任ずる。

前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。

- 2 応援職員は、応援都市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。
- 3 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。
- 4 応援要請都市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍のあっせんその他の便宜を供与する。

(救援物資等の経費の支払方法)

第4条 応援都市は、協定第4条第3項に定める応援に要する経費を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額について、応援要請都市に請求する。

備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

車両、舟艇、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

- 2 前項に定める請求は、応援都市の知事名又は市長名による請求書(関係書類添付)により、担当部局を経由して応援要請都市の長に請求する。
- 3 前2項の規定により難しいときは、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。

(幹事都市)

第5条 協定の運用に係る所掌事務は、幹事都市において処理し、幹事都市は、別表1に掲げる輪番により1会計年度の間これに当たるものとする。

2 幹事都市の次順の都市を、副幹事都市とし、幹事都市がその所掌事務を処理することが困難であるときは、これを代行する。

3 前2項によりがたい場合は、大都市が協議して定める。

(幹事都市の所掌事務)

第6条 幹事都市は、協定の円滑な運用に資するため、次の事務を行う。

協定第5条に定める連絡担当部局の大都市への周知

協定第6条に定める大都市相互の資料の交換の促進

協定第7条の定めによる大都市が協議する必要が生じた場合における会議の開催又は文書による調整

防災に関する大都市間の会議の開催等

応援要請都市又は応援都市と他の大都市との情報連絡又は情報の周知

被災都市から要請のあった事項

(応援都市)

第7条 応援都市は、応援の内容を幹事都市へ連絡するものとする。

2 応援都市は、応援に必要な情報を得たときは、その旨を幹事都市に連絡するものとする。

(会議及び訓練の実施)

第8条 大都市は、防災に関する会議及び情報伝達等の訓練を適時実施するものとする。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「11大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「12大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「13大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「14大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「15大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
- 2 「16大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
- 2 「18大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
- 2 「19大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

別表1（第5条関係）

順	都市名	順	都市名
1	千葉市	11	名古屋市
2	札幌市	12	新潟市
3	静岡市	13	北九州市
4	福岡市	14	浜松市
5	堺市	15	岡山市
6	東京都	16	相模原市
7	大阪市	17	仙台市
8	川崎市	18	神戸市
9	京都市	19	さいたま市
10	横浜市	20	広島市

順は、平成22年度を1とする。

## 災害時相互応援協定

堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町は、広域的な災害における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

(広域的協定の目的)

第1条 この協定は、相互応援協定締結市町(以下、「締結市町」という。)の区域において地震、洪水等の災害が発生し、被災市町独自では十分な応急措置ができない場合に、被災市町の要請にこたえるため、あらかじめ締結市町間において災害時の広域的な応援について定め、応急措置を円滑に行うことを目的とする。

(応援要請等)

第2条 締結市町の長は、応援の要請があったときは、業務に重大な支障がない限り、当該要請をしたその市町(以下「応援要請市町」という。)に対し、相互に応援するものとする。

(人的応援)

第3条 前条の応援の要請は、応援要請市町の長又は災害対策本部長等が、災害の状況、出勤を求める人員及び職種、誘導員配置場所等を明示し、他の締結市町(以下「応援市町」という。)の長に対して行うものとする。

(物的応援)

第4条 災害応援のため、救援物資及び必要な資器材等を必要とする場合において、締結市町の長は、必要とする救援物資及び資器材等の種別、数等の供給について、相互の応援を要請することができる。

(指揮)

第5条 第2条の応援要請に基づく応援隊の指揮は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 応援要請市町の長又は災害対策本部長等が指揮すること。
- (2) 指揮は、応援隊の長に対して行うこと。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費については、次のとおりとする。

- (1) 第3条の人的応援に要する経費のうち、応援事務に要した職員の旅費及び諸手当は、応援市町の条例等の規定により算定した額の範囲内で応援要請市町の負担とする。
- (2) 第3条の人的応援に要する経費のうち、公務災害補償に要する経費及び応援職員が応援事務従事中に第三者に損害を与えた場合の補償については、応援市町の負担とする。
- (3) 第4条の物的応援に要する経費のうち、提供した救援物資及び資器材等に係る購入費、輸送費、借上料、燃料費及び修理費については、応援要請市町の負担とする。

(協定なき事項等)

第7条 この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、締結市町が

協議をして、定めるものとする。

(協定の発効)

第8条 この協定は、平成14年7月1日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を5通作成し、締結市町の長が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成14年6月28日

堺市長 木原 敬介

泉大津市長 茶谷 輝和

和泉市長 稲田 順三

高石市長 寺田 為三

忠岡町長 前川 正明

堺市と南河内地域の6市2町1村（富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町及び千早赤阪村）は、広域的な災害における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、この協定を締結した市町村（以下「締結市町村」という。）の市町村域において大規模災害が発生し、被災市町村独自では十分な応急措置ができない場合に、被災市町村の要請に応えるため、あらかじめ締結市町村間において災害時の広域的な応援について定め、応急措置を円滑に行うことを目的とする。

（応援要請等）

第2条 締結市町村の長は、応援の要請があったときは、業務に重大な支障がない限り、当該要請をした市町村（以下「応援要請市町村」という。）に対し、相互に応援を行うものとする。

（応援要請の手続き）

第3条 前条の応援の要請は、応援要請市町村の長が、災害の状況、出動を求める人員及び職種、誘導員配置場所等を明示し、応援を求める市町村（以下「応援市町村」という。）の長に対して行うものとする。

（物的応援）

第4条 救援物資及び資機材等を必要とする場合の応援の要請は、応援要請市町村の長が、必要とする救援物資及び資機材等の種別、数等を明示し、応援市町村の長に対して行うものとする。

（指揮）

第5条 第2条の応援要請に基づく応援隊の指揮は、次に掲げる方法によるものとする。

- （1） 応援要請市町村の長又は災害対策本部長等が指揮すること。
- （2） 指揮は、応援隊の長に対して行うこと。

（経費の負担）

第6条 応援に要した経費の負担については、次のとおりとする。

- （1） 第3条の規定による応援に要する経費のうち、応援業務に要した職員の旅費及び諸手当は、応援市町村の条例等の規定により算定した額の範囲内で応援要請市町村の負担とする。
- （2） 第3条の規定による応援に要する経費のうち、公務災害補償に要する経費及び応援職員が応援業務従事中に第三者に損害を与えた場合の補償については、応援市町村の負担とする。
- （3） 第4条の規定による物的応援に要する経費のうち、提供した救援物資及び資機材等に係る購入費、輸送費、借上料、燃料費及び修理費については、応援要請市町村の負担とする。
- （4） 上記3項にかかわらず、南河内地域6市2町1村間の応援に要した経費の負担等に関しては、平成17年2月1日締結の中河内地域並びに南河内地域の災害相互応援協定によるものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、締結市町村が協議をして定めるものとする。

(協定の発効)

第8条 この協定は、平成23年9月1日から効力を発するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を10通作成し、締結市町村の長が記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年9月1日

堺市長 竹山修身

富田林市長 多田利喜

河内長野市長 芝田啓治

松原市長 澤井宏文

羽曳野市長 北川嗣雄

藤井寺市長 國下和男

大阪狭山市長 吉田友好

太子町長 浅野克己

河南町長 武田勝玄

千早赤阪村長 松本昌親

## 堺市と四日市市との間の災害時相互応援に関する協定

堺市と四日市市（以下「協定市」という。）は、協定市の区域内において災害が発生し、災害を受けた市が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、友愛的精神を持って、相互に応援し、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

### （応援の内容）

第1条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、感染症対策、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 避難者収容施設の提供及びあっせん
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に災害を受けた市から要請があった事項

### （応援要請の手続）

第2条 応援を要請する市（以下「応援要請市」という。）は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、電話、電信等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

### （応援の実施）

第3条 応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、法令その他特別の定めがある場合を除くほか、極力これに応じ、応援活動の実施に努めるものとする。

2 前条の規定にかかわらず、協定市の市域において、地震等の大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、自らの判断により、応援活動を実施できるものとする。

( 応援経費の負担 )

第4条 応援に要した経費については、次のとおりとする。

- (1) 第1条の規定中に係る物的応援に要する経費のうち、提供した救援物資及び資器材等に係る購入費、輸送費、借上料、燃料費及び修理費については、応援要請市の負担とし、それ以外の経費については、応援市が負担する。
- (2) 第1条の規定中に係る人的応援に要する経費のうち、応援事務に要した職員の旅費及び諸手当は、応援市の条例等の規定により算定した額の範囲内で応援要請市の負担とし、それ以外の経費については、応援市が負担する。
- (3) 前2号の規定に関わらず、公務災害補償に要する経費及び応援職員が応援事務従事中に第三者に損害を与えた場合の補償については、応援市の負担とする。

( 連絡担当部局 )

第5条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局をそれぞれ定め、相互に交換するものとする。

( 資料の交換 )

第6条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

( その他 )

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

( 協定の発効 )

第8条 この協定は、平成24年3月19日から効力を発するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定市は記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年3月19日

堺 市  
堺 市 長 竹 山 修 身

四日市市  
四日市市長 田 中 俊 行

## 災害時における相互協力に関する覚書

堺市（以下「甲」という。）並びに堺郵便局、堺中郵便局、泉北郵便局、堺金岡郵便局、浜寺郵便局、鳳郵便局及び大阪堺特定郵便局長業務推進連絡会（以下これらを「乙」という。）は、災害時の相互協力に関し、次のとおり覚書を締結する。

## （目的）

第1条 この覚書は、堺市内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対策を円滑に行うことを目的とする。

## （協力事項）

第2条 甲及び乙は、災害時において、次の各号に掲げる事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 被災状況及び被災市民の避難先に関する情報の提供
- (2) 高齢者及び障害者など災害弱者についての情報提供及び対応に関する相互協力
- (3) 所管施設及び用地の相互提供
- (4) 災害情報に係る広報の掲出
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

2 乙は、災害救助法が適用されたときは、郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に関し、災害特別事務取扱いを行うものとする。

## （協力要請の手続き）

第3条 甲又は乙は、前条第1項の規定により協力を要請しようとするときは、別紙様式に所定の事項を記載し、第7条に規定する連絡責任者を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信により協力を要請することができる。

2 甲又は乙は、前項ただし書の規定により要請を行ったときは、当該内容を別紙様式により、後日速やかに相手方に送付しなければならない。

## （協力の実施）

第4条 甲又は乙は、前条の規定により要請を受けたときは、法令その他特別に定めがある場合、その他特別な事情がある場合を除くほか、これに応じ協力するよう努めるものとする。

## （経費の負担）

第5条 この覚書に基づき協力を要請した者は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、協力を行った者が適正な方法により協力に要した経費として算出した額を負担するものとする。

2 前項の規定による負担に疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、負担すべき額を決定するものとする。

## （災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、災害に係る情報連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

2 甲及び乙は前項の規定による協議を行うため、必要に応じて連絡協議会を開催することができる。

(連絡責任者)

第7条 この覚書に関する連絡責任者は、甲にあつては堺市市民環境局市民生活部市民生活安全課長、乙にあつては堺郵便局総務課長とする。

(平常時の活動)

第8条 甲及び乙は、この覚書に基づく相互協力の円滑な実施を図るため、災害の発生がないときにあつても、次に掲げる事項について相互に協力等を行うものとする。

- (1) 防災計画等必要な情報の交換
- (2) 甲の行う防災訓練等への参加
- (3) その他災害時に協力が必要な事項

(協議)

第9条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この書面8通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成12年4月1日

甲 堺市  
代表者 堺市長 幡谷豪男

乙 堺郵便局  
局長 小谷義次

堺中郵便局  
局長 木村富雄

泉北郵便局  
局長 吉武幸紀

堺金岡郵便局

局 長 中 西 一 隆

浜寺郵便局

局 長 橋 本 昌 之

鳳郵便局

局 長 山之内 武 夫

大阪堺特定郵便局長業務推進連絡会

会 長 泉北城山台郵便局長

中 林 嘉 道

## 災害時における相互協力に関する覚書の用語について

1 覚書中の「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる「災害」であり、次のとおりである。

○ 災害対策基本法第2条第1号

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

覚書中第2条第2号に掲げる「災害特別事務取扱い」とは、次のとおりである。

(1) 救助用郵便物の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用郵便物（現金及び物品）の料金を免除する。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す通常郵便物（速達郵便又は電子郵便とするものを含む）の料金を免除する。

(3) 被災者あて災害義援金の振替料金免除

地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会等の振替口座に義援金を送る場合は、その料金を免除する。

(4) 被災者への郵便はがきなどの無償交付

被災者1世帯につき郵便はがき5枚、郵便書簡1枚以内を無償で交付する。

(5) 通帳、証書、印章等を紛失した被災者への郵便貯金等の非常取扱い

通帳や印章がなくても、本人と確認できれば郵便貯金は20万円まで、郵便為替・郵便振替は10万円まで支払いをする非常取扱いを行う。

(6) 簡易保険の保険料払込みの猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱い簡易保険の保険金や貸付金も本人と確認できれば、即時払を実施するほか、通算3ヶ月の保険料の払込猶予期間を、一定期間延長する。

(別紙様式)

協 力 要 請 書

平成 年 月 日		送受信時刻	送信(要請者)	受信(要請先)
		時 分		
災害状況				
	覚 知	月 日 時 分		
要請理由				
協力の内容				
協力の期間		年 月 日 ~ 年 月 日		
施設・用地の提供	使用目的			
	使用施設又は用地			
その他参考事項				

## 災害時におけるボランティア活動に関する協定書

堺市（以下「甲」という。）と社会福祉法人堺市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時におけるボランティア活動等に関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は甲の「堺市地域防災計画」及び乙の「災害時におけるボランティア活動支援要綱」に基づき、甲乙の連携及び災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の開設等に関して、必要な事項を定める。

## （センターの開設等）

第2条 甲は、災害が発生し、ボランティアによる活動が必要と認めたときは、乙に対し、センターの開設を要請する。

2 前項の要請は、甲が乙に対し、要請の内容を明記した文書により行うものとする。ただし、急を要する場合は、口頭により連絡し、後日文書をもって処理するものとする。

3 乙は、甲から第1項の要請があった場合には、すみやかにセンターを開設し、必要な業務を開始する。

## （情報提供及び連携・協力）

第3条 甲は、乙がセンターを運営する上で必要な情報を乙に提供するものとする。

2 甲と乙は連携・協力し、甲は、センターの設置・運営につき必要な支援を行うものとする。

## （センターの業務）

第4条 センターが実施する業務は、次に掲げるとおりとする。

（1）市災害対策本部との連携による災害情報の収集・提供及び連絡調整

（2）災害ボランティアの受け入れ、需給調整に関すること

（3）ボランティア募集等の情報発信

（4）大阪府の「災害時におけるボランティア支援制度」の活用に関すること

（5）全国社会福祉協議会や近畿圏社会福祉協議会及び関係ボランティア・市民活動団体との連絡調整及びボランティア等の派遣要請に関すること

（6）その他、センター活動に関する業務

## （設置場所）

第5条 センター本部の設置場所は、堺市総合福祉会館1階堺市社会福祉協議会事務局内とする。ただし、当該施設が被災し、設置することが困難な場合は、甲乙協議の上、甲はこれに代わる場所を確保するものとする。

2 甲または乙が、著しい被害を受けた地域にセンターの分室的な機能を持つ現地センターの設置の必要性を認めるときは、甲乙協議の上、設置を行い、甲は、設置場所の確保に努めるものとする。

3 その他、センター運営に必要な場所の確保は、甲乙協議の上、甲が場所の確保に努めるものとする。

## （費用負担）

第6条 センター運営に関する必要な費用は、甲が負担するものとする。

2 乙は、前項に規定する甲が負担する費用について、甲に請求するものとし、甲の要求に応じ費用の内訳について説明するものとする。

## （資器材等の確保）

第7条 甲と乙は、センター運営に必要な資器材を相互に協力して確保するものとする。

(センターの閉鎖時期)

第8条 センターの閉鎖時期については甲乙協議の上、甲が決定する。

2 乙は、甲の要請に基づき実施した業務が完了した場合は、速やかに報告するものとする。

(研修等の実施)

第9条 甲と乙は、平常時から協力して、災害時におけるボランティア活動に関する研修・講習会を実施し、人材の育成に努めるものとする。

(平常時の取り組み)

第10条 乙は平常時より、災害時に備えたセンターの機能を整備するものとし、甲は、乙に対して整備に関する必要な支援を行うものとする。

(関係団体との協力体制)

第11条 甲と乙は、平常時から協力して、登録ボランティア及び関係機関・地域各種団体等との協力体制の確立を図る。

2 前項の体制確立のため、必要に応じて会議等を開催する。

(ボランティア保険への加入)

第12条 乙は、災害時のボランティア活動中の事故に備え、災害発生時のボランティア活動開始時に、活動参加者を保険に加入させることとする。

2 前項のボランティア保険の加入金については、甲が負担するものとする。

(ボランティア向け宿泊施設等の確保)

第13条 甲は、災害時のボランティア活動者等が使用する宿泊施設や駐車場等について、乙とその必要性を協議の上、施設や場所の確保に努めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、平成22年1月15日から平成22年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙どちらかより異議の申し出がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとする。以後の期間満了の時の取り扱いも同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、被災者本位、地域主体、協働運営といった「災害時におけるボランティア活動支援要綱」の理念を尊重の上、甲乙協議し、これを定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲と乙とが記名押印の上、各自1通を保有する。

平成22年1月15日

甲 堺市堺区南瓦町3番1号  
堺市  
堺市長 竹山修身

乙 堺市堺区南瓦町2番1号  
社会福祉法人 堺市社会福祉協議会  
会長 榎峯正一

# 堺市医師会における災害時の医療体制（抜粋）

## 第1部 災害時の救急医療体制のあり方

### はじめに

災害発生直後の被災地域では医療資源および情報が著しく不足する中で、医療の継続と新たに生じる傷病者の救急診療の展開をいかに図るかが究極の課題となる。この難題を遂行するために、以下の8項目を順守することが推奨される。

- 1 指揮命令系統の確立（Command & Control）
- 2 安全の確保（Safety）
- 3 通信手段の確保と情報の収集（Communication）
- 4 状況、情報の分析と決断（Assessment）
- 5 トリアージ（Triage）
- 6 応急救護や治療（Treatment）
- 7 搬送（Transport）
  - 1～4はCSCAと呼ばれ、行動を起こす前の心構えと行動規範である。
  - 5～7は3T sと呼ばれ、具体的な行動をさす。
- 8 災害に対する備え

### （行動を起こす前の心構えと行動規範；C S C A）

- 1 指揮命令系統の確立（Command & Control）

診療所、病院および応急救護所などいずれであっても統括責任者の決定と指揮命令の仕組みが重要であり早急に確立する。
- 2 安全の確保（Safety）

医療救護者のみならず、患者および傷病者の安全確保を優先する。
- 3 通信手段の確保と情報の収集（Communication）

公衆電話、有線回線電話、携帯電話などの通信機能が不能となることを想定し、携帯ラジオやテレビの活用、専用回線、防災無線、衛星電話、インターネットなど複数の通信手段の確保に努める。
- 4 被災状況、被災者情報の分析と決断（Assessment）

災害による被災状況、診療機能継続の可否、傷病者数等を分析し、災害時対応の可否を決定する。

### （災害時医療救護活動の原則；3 T s）

- 5 トリアージ（Triage）

多数の傷病者に対して、著しく医療資源が不足する場合に行う。すなわち、複数傷病者の緊

急度・重症度を評価し、救護・搬送および治療の優先順位をトリアージタグによる区分で決定する手法をいう。

### トリアージの実施基準

優先度	識別色	分類	傷病等の状態
第一順位	赤色	救護処置、 搬送最優先順位群 (重症群)	体幹に重大な危険が迫っていて、速やかに(5～60分以内)に救急医療機関で治療を開始すれば救命可能な人
第二順位	黄色	優先順位2番目群 (中等症群)	今すぐに治療しなくても生命に影響はないが、放置しておくとも生命の危険がある人
第三順位	緑色	軽処置群 (軽症群)	トリアージタグは未使用(手に取り付けるだけ)、救護所または近所の医院での救護処置で間に合う人
第四順位	黒色	不搬送、不処置群 (死亡群)	体幹や頭部に重大な損傷があり、既に生命反応がなくなりかかっている人、または既に死亡している人

#### 6 応急救護や治療 (Treatment)

応急救護所や継続診療が可能な施設では、軽症群(緑)、中等症群(黄)の治療を行い、重症群(赤)は災害拠点病院に集結させる。

#### 7 搬送 (Transport)

道路の破壊、渋滞に加え、救急車の著しい不足が生じる。このような場合を予測し、空路搬送(ヘリコプター等)や海路搬送を計画する。搬送拠点には重症者の病態安定を図る広域搬送拠点臨時医療施設(SCU)を設置する。

なお、大阪府では、大阪八尾空港に隣接する大阪府中部広域防災拠点内に常設型の広域搬送拠点臨時医療施設(SCU)が平成24年6月に設置された。

### 8 災害に対する備え

#### 1) 備蓄

##### 医薬品・医療資器材

各医療機関は常備する医薬品・医療資器材で2～3日間治療を行うことができれば、その後は医療応援チームに補給を要請することも可能である。そのためにも、医療品を含む医療資器材の備蓄が重要である。

##### ライフライン

水の備蓄をタンクで行う場合は、2ヵ所以上設置することが重要であり、ひとつは建物外に設置することが望ましい。電気については自家発電装置が望ましい。トイレに関しては、

ポータブルトイレや簡易トイレの準備も必要である。

## 2) 医療救護マニュアルの準備

医療施設としての行動は、大阪府災害時医療救護活動マニュアル(2006年6月)および大阪府医師会「災害時における医療施設の行動基準」(第2版2007年7月)に準拠した医療機関個々の医療救護マニュアルを作成するのが望ましい。

医療従事者の行動は、大阪府救急医療機関災害対応マニュアル(2011年3月)を参考にして診療所、病院の医療従事者対応医療救護マニュアルを作成するのが望ましい。

## 3) 訓練

災害時における医療救護活動の各事項を円滑に実行するためには訓練が必須であり、定期的に研修会及び訓練に参加することが重要となる。

## 第2部 堺市医師会会員および堺市医師会の行動

災害発生直後(約24時間以内)に堺市医師会が果たすべき役割を定める。

### 1から3省略

### 4 堺市医師会の行動

行動を起こす前の心構えと行動規範『CSCA』に基づき作成。

#### 1) 堺市医師会災害対策本部の設置

堺市医師会会長を中心として、直ちに災害対策本部を立ち上げる。医師会館使用不能の場合は、仮事務所を確保し災害対策本部を設置する。

医師会役員は、最大限の努力をして医師会館(医師会館が使用不能の場合は仮事務所)に駆けつけ、災害対策本部長(医師会会長)の指示のもとに行動する。役員の被災も想定して災害時の役割分担を定め、情報・業務分担の共有を図っておく。

(Command & Control)

医師会館の被災状況を確認し、医師会職員の安否と出務の可否を確認する。(Safety)

#### 2) 堺市医師会での情報の一元化(情報の収集と共有)

携帯電話のメール通信を利用した安否確認システムを用いて、会員の安否、医療機関の被害状況、診療の可否等、被害状況を把握する。また、各地区の運営委員から届く地区会員の安否と医療機関被災状況の確認、そして行政等からの情報を収集し、その情報を集約・一元化する。(Communication)

#### 3) 各医療機関への指示

収集した情報を分析し、行動計画を立てる。(Assessment)

診療可能ならば直ちに診療救護活動、特に応急処置を開始する。診療困難な場合は、応急救護所または診療可能な病院での医療救護活動に参加することを会員に発信、指示する。

#### 4) 堺市医師会災害対策本部は下記の事項を実施する。

- a. 災害本部長（医師会会長）は、傷病者への医療活動を行うよう指示する。
- b. 日本医師会や他都市医師会からの救護等の援助の必要性の有無を判断し、大阪府医師会と協議を行う。
- c. 「十四大都市医師会災害時における相互支援に関する協定書」に基づき、救護等の援助の必要性を判断し、支援本部都市医師会と協議・救護要請を行う。
- d. 行政機関（市役所・保健所・各区役所・保健センター・消防局・警察署など）と情報交換を行う。
- e. 医師会副会長は堺市災害対策本部へ出向し、医療提供体制の確保のためコーディネーターとなる。
- f. 避難所や応急救護所、災害医療協力病院の状況を収集し、問題点を整理統合する。
- g. 収集した情報を堺市医師会会員へ発信、また、診療救護活動など緊急の対応策を立てる。
- h. 災害弱者の情報を収集し、診療可能な医療機関等の情報を提供する。

なお、下記内容は災害時の基本的対策として取り組むものとする。

ライフライン、特に水と食料の確保

学校を中心とした救護所との連絡、医療スタッフの確保

医療資器材の確保、医薬品や器材の分配

患者の搬送（搬送方法、搬送先） トリアージ

ボランティア団体とコーディネーターとの連携

他都市医師会への援助要請と受け入れの準備

各地区運営委員からの情報を集約・分析の上、堺市医師会災害対策本部は被災者に医療機関情報を提供する。

以下省略

## 災害時救急医薬品等の供給に関する協定書

堺市（以下「甲」という。）と社団法人堺市薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害発生時に必要とされる救急医薬品等（以下「医薬品等」という。）の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

## （甲の要請）

第1条 甲は、災害発生時に必要とされる医薬品等の安定供給を図るため、必要があると認めるときは、乙に対し医薬品等の供給を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請に対応するため、あらかじめ一定の医薬品等の備蓄を行うものとする。

## （要請事項の措置）

第2条 乙は、甲から前条第1項の規定による要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置事項を甲に報告するものとする。

## （医薬品等の範囲）

第3条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

（1）医薬品

（2）衛生材料

（3）その他甲が指定するもの

## （供給要請の方法）

第4条 第1条第1項の規定による要請は、文書によらなければならない。ただし緊急の場合は、電話等によりすることができるものとする。

## （緊急措置）

第5条 甲は、やむを得ない事情のため、前条の規定による手続がとれないときは、乙の加入会員に対し直接、供給を要請することができるものとする。この場合において、甲は、それに伴う措置事項を、事後速やかに乙に連絡するものとする。

2 前項の乙の加入会員とは、社団法人堺市薬剤師会会員たる薬局及び卸売一般販売業者をいう。

3 乙は加入会員の連絡先等を記載した名簿を作成し、甲に提出するものとする。

## （医薬品等の引き取り）

第6条 医薬品等の引取場所及び供給の方法については、甲が指定するものとし、当該引取場所において甲又は甲が指定する者が、品目及び数量を確認のうえ、これを引き取るものとする。

## （供給の緊急措置）

第7条 一般車両の交通規制等の事情により乙の供給が困難な場合は、甲において必要な措置を講じるものとする。

## （費用負担）

第8条 甲は、供給を要請した医薬品等の代価については、災害等発生直前の適正な価格で、供給業

者の請求に基づき支払うものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の1か月前に甲又は乙のいずれかから別段の意思表示がない場合は、更に1年間、同一条件において当然に更新されるものとし、以後もこの例による。

(疑義等の決定)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成14年4月1日

甲 堺市南瓦町3番1号  
堺市  
代表者 堺市長 木原 敬介

乙 堺市浜寺石津町東4-2-14  
社団法人堺市薬剤師会  
会長 中島 秀和

【堺市薬剤師会】災害用備蓄医薬品（医療用医薬品）

備蓄量（\*1）；個，缶，筒，瓶，本，枚，A（アンプル），P（カプセル），T（錠），V（バイアル），g，mg，ml

薬効別医薬品	一般名/成分名	備蓄品目名	規格・単位	備蓄量*0.23		
輸液等	生理食塩水	[20ml]	局方生理食塩液	20ml1A	4600	
		[50ml]	"	50ml1V	4600	
		[500ml]	"	500ml1V	2300	
	電解質補正液	塩化ナトリウム液	補正用塩化ナトリウム液	1ℓ#20ml1A	460	
		塩化カリウム液	補正用塩化カリウム液	1ℓ#20ml1A	460	
		塩化カルシウム液20ml	塩化カルシウム液補正用	0.5ℓ#20ml1A	460	
		高カリウム吸収抑制薬	ケイキサレート	5g	460	
	酸塩基平衡改善薬	重炭酸ソーダ	メイロン7%	20ml1A	2300	
	電解質輸液	細胞外液補充液	ラクテック	500ml1V	1380	
		点滴開始液	ソリタT1号	500ml1V	1380	
		維持液	ソリタT3号	500ml1V	1380	
	ブドウ糖液	5% [20ml]	5%局方ブドウ糖注射液	20ml1A	2300	
		[500ml]	"	500ml1V	690	
		20% [20ml]	20%局方ブドウ糖注射液	20ml1A	2300	
		50% [20ml]	50%局方ブドウ糖注射液	20ml1A	2300	
アミノ酸類	肝不全用アミノ酸輸液	アミノレバン	500ml1袋	230		
	肝不全用アミノ酸輸液	モリヘタミン	500ml1袋	230		
	腎不全用アミノ酸	キドミン	200ml1袋	230		
透析液	腹膜灌流液	ダイアニールPD-4排液用バッグ付	1.5L1袋	30		
	人工腎臓透析液	キンダリー液AF3号	9L1V	30		
	灌流血液凝固防止薬	フラグミン静注	5,000単位1V	230		
その他	注射用蒸留水	注射用蒸留水	100ml1V	4600		
	経腸栄養剤	エンシュア・リキッド	250ml/缶	2300		
	半消化態栄養剤	エンシュア・リキッド	10ml	345000		
	肝不全用成分栄養剤	ヘバンED	80g	1150		
血液製剤	人血清アルブミン注	献血アルブミン	25%50ml	280		
	血漿タンパク注射液	アルブミン	25%50ml	230		
血液代用(血漿増量)薬	ヒドロキシルエチルデンプン	プラスマプロテインフラクション	250ml	230		
		ヘスバンダー	300ml1袋 500ml1袋	120 280		
抗生物質	【注射】	セフェム系	セファメジン 注射用	1g1V	1150	
			セフメタゾン静注用	1g1V	460	
			パンスポリン静注用	1g1V	460	
	ペニシリン系	注射用ピクシリン	注射用ピクシリン	250mg1V	460	
			ペントシリン注射用	1g1V	460	
			ユナシン-S 静注用	1.5g1V	230	
	アミノ糖系	ゲンタシン注	ゲンタシン注	40mg1A	460	
			パニマイシン注射液	100mg1A	230	
	アミノ糖系	テトラサイクリン系	点滴静注用ミノマイシン	100mg1V	460	
			セフェム系	ケフラルカプセル	250mg1P	5290
	ケフラル細粒小児用	100mg1g		1150		
	セフゾンカプセル	100mg1P		4830		
	セフゾン細粒小児用	100mg1g		1150		
	セフェム系 <小児用>	フロモックス錠100mg		100mg1T	2300	
	ペニシリン系	サワシリンカプセル	サワシリンカプセル	250mg1P	7130	
			サワシリン細粒	100mg1g	3450	
			クラリス錠	200mg1T	7360	
	マクロライド系	クラリス・ドライシロップ	クラリス錠	100mg1g	1380	
			リカマイシンドライシロップ200	200mg1g	2300	
			ミノマイシン錠	100mg1T	3910	
	テトラサイクリン系	ミノマイシン錠	ミノマイシン錠	20mg1g	1150	
			ピブラマイシン錠	100mg1T	1150	
			ホスホマイシン系	ホスミン・ドライシロップ	400mg1g	3680
ニューキノロン系	オゼックス	オゼックス	150mg1T	1150		
		スバラ	100mg1T	1150		
		クラビット錠	100mg1T	7130		
		シプロキサ錠200mg	200mg1T	1150		
		ホスホマイシン製剤	ホスミン錠250	250mg1T	2300	
抗ウイルス薬	抗インフルエンザウイルス剤	タミフルカプセル75	75mg1P	1150		
		タミフルドライシロップ	1g	690		
	抗肝炎ウイルス薬	レベトールカプセル	200mg1P	230		
		ゾピラックス錠400	400mg1T	690		
止血薬	【注射】	血管強化薬	アドナ注射液	0.5%10ml1A	2300	
			ビタミンK	ケイツーN注	10mg1A	1150
			抗プラスミン薬	トランサミン注10%	10%10ml1A	1150
	【内服】	血管強化薬	アドナ錠30mg	30mg1T	5980	
			【外用】	ゼラチン製剤	スポンゼル	5cm×2.5cm1枚

【堺市薬剤師会】災害用備蓄医薬品（医療用医薬品）

備蓄量（\*1）；個，缶，筒，瓶，本，枚，A（アンプル），P（カプセル），T（錠），V（バイアル），g，mg，ml

薬効別医薬品	一般名/成分名	備蓄品目名	規格・単位	備蓄量*0.23
抗血栓薬	血小板凝集抑制薬【内服】	パナルジン錠	100mg1T	7130
	経口抗凝固薬【内服】	ワルファリンカリウム錠	1mg1T	3220
	経口抗凝固薬【内服】	ワーファリン錠1mg	1mg1T	2300
	高脂血症用薬【内服】	メバロチン錠10	10mg1T	3450
	高脂血症用薬【内服】	リボバス錠5	5mg1T	3220
	血栓溶解薬【注射】	ウロキナーゼ注	6万単位1V	230
	抗トロンピン薬【注射】	スロンノン注	10mg20ml1A	230
	ヘパリン【注射】	ヘパリンナトリウム注射液	5千単位5ml1V	920
高脂血症用薬	シンバスタチン【内服】	リボバス錠5	5mg1T	1840
強心薬	ジギタリス【注射】	ジゴキシ注	0.025%1ml1A	230
	ジギタリス【内服】	ジゴシン錠0.25mg	0.25mg1T	1380
	デスラノシド【注射】	ジギラノゲンC注	0.02%2ml1A	230
	"【内服】	ジゴキシ錠	0.25mg1T	1610
昇圧薬【注射】	刺激薬	ボスミン注	0.1%1ml1A	920
	刺激薬ドパミン	イノバン注	100mg5ml1A	690
	刺激薬ドブタミン	ドブトレックス注射液	100mg1A	920
狭心症薬（冠拡張薬）	ニトロ剤【注射】	ミリスロール注	5mg10ml1A	920
	ニトロ剤【注射】	ミリスロール注	25mg50ml1V	230
	"【内服】	ニトロール錠	5mg1T	4830
	"【貼布薬】	フランドルテープS	40mg1枚	1610
	ジピリダモール	ベルサンチン錠	25mg1T	3220
	ニコランジル	シグマート錠5mg	5mg1T	4830
	亜硝酸塩類【内服】	ニトロベン錠	0.3mg1T	1380
	ニトログリセリン【貼付剤】	ニトロダームTTS	(25mg)10平方cm1枚	1380
遮断薬 （狭心症薬・抗不整脈・降圧薬）	1遮断（ISA-）【内服】	テノミン	50mg1T	2990
	1 2遮断（ISA-）【注射】	インデラル注射液2mg	0.1%2ml1A	120
	"【内服】	インデラル錠10mg	10mg1T	1610
	1遮断（ISA+）【内服】	セレクトール錠100mg	100mg1T	1610
	1 2遮断（ISA+）【内服】	ミケラン錠5mg	5mg1T	1610
	遮断【内服】	アルマル錠10	10mg1T	1610
	"【内服】	インデラル錠10mg	10mg1T	1380
Ca拮抗薬 （狭心症薬・降圧薬）	ニフェジピン【内服】	アダラートL錠10mg	10mg1T	7130
	ジルチアゼム【注射】	ヘルベッサー注射用	10mg1A	230
	"【内服】	ヘルベッサー錠	30mg1T	4830
	ベラパミル【注射】	ワソラン注	0.25%2ml1A	230
	"【内服】	ワソラン錠	40mg1T	4830
	ニカルジピン【注射】	ベルジピン注射液10mg	10mg10ml1A	920
	"【内服】	ベルジピン錠	20mg1T	4830
	アムロジピン【内服】	ノルバスク錠	5mg1T	1610
抗不整脈薬	Naチャンネル遮断薬（Ia）【注射】	リスモダンP注	50mg5ml1A	120
	"【内服】	リスモダン	100mg1P	1610
	Naチャンネル遮断薬（Ia）【内服】	リスモダンカプセル50mg	50mg1P	2300
	Naチャンネル遮断薬（Ic）【内服】	サンリズムカプセル	50mg1P	1610
抗徐脈不整脈薬	迷走神経遮断薬	硫酸アトロピン注射液	0.05%1ml1A	2300
利尿薬	ループ利尿薬【注射】	ラシックス注	20mg1A	1150
	"【内服】	ラシックス錠	40mg1T	3220
	ループ利尿薬【内服】	ラシックス錠20mg	20mg1T	2300
	K保持利尿薬【注射】	ソルダクトン200mg	200mg1A	690
	サイアザイド系【内服】	フルイトラン錠2mg	2mg1T	4600
	浸透圧利尿薬【注射】	グリセオール注	300ml1袋	120
その他の降圧薬	ACE阻害薬	レニベース錠5	5mg1T	5520
	A-阻害剤	プロブレス錠8	8mg1T	1380
局所麻酔薬【注射】	塩酸プロカイン注1%	オムニカイン注1%	1%10ml1A	690
	リドカイン	キシロカイン注射液1%	1%10mlV	690
		キシロカインゼリー	2%30ml	120
		キシロカインゼリー	2%1ml	2300
		キシロカインボンブスプレー	80g	50
肺炎用薬	蛋白分解酵素阻害薬	FOY（イフォーイ）注射用	500mg1V	140
気管支拡張薬	キサンチン製剤【内服】	テオドール錠100	100mg1T	1610
		テオドール錠200mg	200mg1T	2300
		テオドールドライシロップ20%	20%1g	1380
	"【注射】	ネオフィリン注	2.5%10ml1A	460
	受容体刺激剤	ベネトリン錠2	2mg1T	1150
	"【内服】	ベネトリンシロップ	0.04%1ml	6900
	"【外用】	メブチンエア-10μg	0.0143%5ml1瓶	120
気管支喘息治療薬	2受容体刺激薬【内服】	ベネトリン錠2	2mg1T	1610
	"【吸入】	サルタノールレインヘラー	0.16%13.5ml1V	230
	持続性 2刺激薬【内服】	メブチン錠	0.05mg1T	1610
	"【吸入】	メブチンエア-	0.0143%5ml1V	120
	"【注射】	ブリカニール	0.2mg/1ml1A	120
	1刺激薬【内服】	アロテック錠	10mg1T	1610
	"【注射】	アロテック注射液	0.05%1ml1A	120
	"【エアゾール】	アロテック吸入液2%	2%20ml1V	230
	副腎ステロイド吸入剤【吸入】	キューバル50エアゾール	7mg8.7g1V	230
	副腎ステロイド	フルタイド100エア-	12.25mg7g1瓶	230

【堺市薬剤師会】災害用備蓄医薬品（医療用医薬品）

備蓄量（\*1）；個，缶，筒，瓶，本，枚，A（アンプル），P（カプセル），T（錠），V（バイアル），g，mg，ml

薬効別医薬品	一般名/成分名	備蓄品目名	規格・単位	備蓄量*0.23
ステロイド薬	ヒドロコルチゾン【注射】	サクシゾン	100mg1V	920
	プレドニゾン【内服】	プレドニン錠5mg	5mg1T	6900
	” 【注射】	プレドニン20mg水溶性	1A	920
	” 【軟膏】	プレドニゾン軟膏	0.5%1g	460
	” 【点眼】	プレドニン眼軟膏	0.25%1g	230
	メチルプレドニゾン【内服】	メドロール錠	4mg1T	1610
	ベタメタゾン【内服】	リンデロン錠	0.5mg1T	1610
	デキサメタゾン【内服】	デカドロン錠	0.5mg1T	1610
	” 【注射】	デカドロン注射液	3.3mg/1ml1A	920
” 【軟膏】	ポアラクリム	0.12%1g	920	
抗アレルギー薬 (化学伝達物質遊離抑制薬)	クロモグリク酸ナトリウム【吸入】	インタールエアロゾルA	2%10ml1V	120
	” 【内服】	インタール内服用	10%1g	2070
	” 【点眼】	インタール点眼液	100mg5ml1V	350
	” 【点鼻】	インタール点鼻液	190mg9.5ml1V	350
	トラニラスト【内服】	リザベン	100mg1P	3910
	ケトチフェンフマル酸【カプセル】	ザジテン	1mg1P	1610
	” 【シロップ】	ザジテンシロップ	0.02%500ml	20
	フマル酸ケトチフェン【点鼻】	ザジテン点鼻液	6.048mg8ml1瓶	460
	アゼラスチン塩酸塩【内服】	アゼブチン錠1mg	1mg1T	1610
抗アレルギー薬 (抗ヒスタミン薬)	ジフェンヒドラミン【内服】	レスタミンコーワ錠	10mg1T	920
	ヒドロキシジン【内服】	アタラックス錠25mg	25mg1P	1610
	” 【注射】	アタラックスP注射液	2.5%1ml1A	920
	シプロヘプタジン【内服】	ペリアクチン錠	4mg1T	1610
	” 【シロップ】	ペリアクチンシロップ	0.04%10ml	1610
	クロルフェニラミン【内服】	ポララミン錠2mg	2mg1T	3910
	メキタジン【内服】	ニボラジン錠	3mg1T	2300
	アレルギー性鼻炎薬	副腎ステロイド	フルナーゼ点鼻液50	2.04mg4ml1瓶
向精神薬	フェノチアジン系【内服】	ベグタミン錠A	1T	1610
	” 【注射】	コントミン注	0.5%5ml1A	230
	ハロペリドール【内服】	セレネース錠1.5mg	1.5mg1T	1610
	” 【注射】	セレネース注射液	0.5%1ml1A	690
抗不安薬 (マイナートランクワイザー)	ベンゾジアゼピン類【内服】	セルシン錠10mg	10mg1T	3220
	” 【注射】	セルシン注射液	10mg1A	690
	” 【注射】	ホリゾン注射液	10mg1A	230
	チェノジアピン系【内服】	リーゼ錠5mg	5mg1T	2300
	ジアゼパム【内服】	セルシン錠2mg	2mg1T	4600
抗うつ薬	三環系抗うつ薬【内服】	トリプタノール錠	10mg1T	2300
	四環系抗うつ薬【内服】	ルジオミール錠10mg	10mg1T	2300
催眠鎮静薬	バルビツール酸系【内服】	フェノバル錠30mg	30mg1T	2300
	” 【注射】	10%フェノバル	10%1ml1A	230
	非バルビツール酸系【内服】	リスミー錠2mg	2mg1T	920
	”	リスミー錠1mg	1mg1T	2300
	” 【坐薬】	ダイアップ坐薬4	4mg1個	1380
	ベンゾジアゼピン系【内服】	レンドルミン錠	0.25mg1T	1610
	” 【注射】	ドルミカム注	10mg2ml1A	1610
	非ベンゾジアゼピン系	アモバン錠7.5	7.5mg1T	1610
抗けいれん薬	ヒダントイン【内服】	アレピアチン錠100mg	100mg1T	3220
	” 【注射】	アレピアチン注射液	5%5ml1A	230
	カルマゼピン【内服】	デグレート錠200mg	200mg1T	4600
	エトスクシミド【内服】	ザロンチンシロップ10ml	10ml	70
	バルプロ酸ナトリウム【内服】	デバケン錠	200mg1T	6440
抗インフルエンザウイルス薬	ザナミビル水和物	リレンザ	5mg1ブリストア	70
	リン酸オセルタナビル	タミフルドライシロップ3%	3%1g	1380
解熱鎮痛消炎薬	非ステロイド系解熱消炎鎮痛薬【内服】	ボルタレン錠	25mg1T	1610
	”	ポントールカプセル	250mg1P	1610
	” 【坐薬】	ボルタレンサボ	50mg1個	1150
	非ステロイド系解熱消炎鎮痛剤【内服】	ロキソニン錠	60mg1T	6900
	解熱薬【注射】	スルピリン注25%	25%1ml1A	920
	鎮痛薬【内服】	パファリン330mg錠	330mg1T	1610
	<小児用>	アンヒバ	100mg1個	230
		アンヒバ200	200mg1個	230
	解熱鎮痛剤【坐薬】	アンヒバ坐剤小児用100mg	100mg1個	1150
		アルビニー坐剤100	100mg1個	1150
	鎮咳薬・去痰薬	鎮咳薬	メジコン錠15mg	15mg
		メジコンシロップ	10ml	13800
		プロチン末	1g	460
去痰薬		ムコソルバン錠	15mg1T	3910
		ムコソルバンシロップ	0.3%1ml	7820
鎮咳去痰薬		プロチン液	500ml	50
総合感冒薬 【内服】		P L顆粒	1g	9430
	<小児用>	幼児用P L顆粒	1g	7130
健胃消化薬 【内服】	健胃薬	セレキノン錠	100mg1T	4830
		S・M散	1g	4600
	消化酵素薬	ベリチーム顆粒	1g	4830
	ベリチームカプセル	1P	2300	

【堺市薬剤師会】災害用備蓄医薬品（医療用医薬品）

備蓄量（\*1）；個，缶，筒，瓶，本，枚，A（アンプル），P（カプセル），T（錠），V（バイアル），g，mg，ml

薬効別医薬品	一般名/成分名	備蓄品目名	規格・単位	備蓄量*0.23
消化性潰瘍治療薬	プロトンポンプ阻害薬【内服】	オメプラール錠	20mg1T	5750
	H2受容体拮抗薬【内服】	ガスター錠20mg	20mg1T	3220
	"	タガメット錠200mg	200mg1T	2300
	" 【注射】	ガスター注射用20mg	20mg1A	1150
	防御因子増強薬【内服】	セルベックス細粒10%	10%1g	4830
	"	セルベックスカプセル50mg	50mg1P	4600
抗コリン薬（鎮痛鎮痙薬）【内服】	ブスコパン錠	ブスコパン錠	10mg1T	4370
	"	ブスコパン注射液	2%1ml1A	1150
	" 【注射】	ブスコパン注射液	2%1ml1A	1150
抗ペプシン薬【内服】	アルサルミン細粒	アルサルミン細粒	90%1g	7590
	ロベミンカプセル	ロベミンカプセル	1mg1P	4370
止瀉薬・整腸薬	止瀉薬	ロベミン小児用	0.05%1g	2760
	<小児用>	ロベミン小児用	0.05%1g	2760
	整腸薬	ピオフェルミンR	1g	4830
	整腸剤	ピオフェルミンR錠	1T	2300
便秘薬	下剤	プルゼニド錠	12mg1T	4830
	"	プルゼニド錠	12mg1T	2300
	浣腸剤	ケンエーG浣腸	50%120ml1個	580
	"	"	50%60ml1個	120
	"	"	50%40ml1個	460
	"	"	50%30ml1個	120
インスリン 【注射】	速効型	ペンフィルR注300	300単位1筒	1400
	"	ヒューマリンR注U-100	100単位1mlバイアル	460
	二相型	ペンフィル30R注300	300単位1筒	1150
	"	ヒューマカート3 / 7注	300単位1キット	230
	"	ヒューマリン3 / 7注U-100	100単位1mlバイアル	460
	中間型	ペンフィルN注300	300単位1筒	1150
	"	ヒューマリンN注U-100	100単位 / 10mlV	510
	"	ヒューマカートN注	300単位1キット	230
経口血糖降下薬	S U薬	オイグルコン錠2.5mg	2.5mg1T	4830
	"	ジメリン錠250mg	250mg1T	1150
	スルフォンアミド薬	ジメリン錠250mg	250mg1T	4830
	ビグアナイド薬	メルピン錠	250mg1T	1610
	グルコシダーゼ阻害薬	ベイスン0D錠0.2	0.2mg1T	2300
解毒薬	ヨウ化ブラリドキシム【注射】	バム注射液住友	2.5%1A	120
	チオ硫酸ナトリウム	デトキソール	10%20ml1A	120
	d-ペニシラミン	メタルカプターゼ	100mg1cap	230
	金属解毒剤	メタルカプターゼ50	50mg1P	120
	"	メタルカプターゼ100	100mg1P	120
	デフェロキサミン	デスフェラール	500mg1A	230
口腔用塗布薬	【液】	複方ヨードグリセリン	500ml	50
	【軟膏】	口腔用ケナログ	0.1%2g	230
	"	口腔用ケナログ	0.1%1g	460
	【トローチ】（殺菌消毒薬含有）	S P トローチ明治	0.25mg1T	6440
	【ガーゲル】	含嗽用八チアズレ	0.1%1g	9200
殺菌消毒薬	局方消毒用アルコール類	消毒用エタノール	500ml	580
	ヨウ素化合物【液】	イソジン液	10%250ml	460
	"	イソジン液	10%10ml	6900
	" 【ゲル】	イソジンゲル	10%10g	460
	" 【ガーゲル】	イソジンガーゲル	7%30ml	230
	"	イソジンガーゲル	7%1ml	1840
	石鹼類	オスバン液グイ	10%500ml	350
	クワルヘキシジン類	マスキン液（5W/V%）	5%500ml	120
	過酸化水素	ヒビディール液	0.05%25ml1袋	2300
外用薬	オキシドール	オキシドール	500ml	120
	抗生物質含有外用薬	ゲンタシン軟膏	1mg10g	920
	"	ゲンタシン軟膏	1mg1g	1150
	"	ソフラチュール	(10.8mg)10cm x 10cm	1150
	抗生物質含有ステロイド外用薬	リデロノVG軟膏0.12%	0.12%10g	920
	"	リンデロン-VG軟膏0.12%	1g	1150
非ステロイド軟膏	アンダーム軟膏	アンダーム軟膏	5%1g	690
	抗ウイルス剤	アラセナ-A軟膏	3%1g	230
	寄生性皮膚疾患薬	水むし薬	メンタックスクリーム	1%10g
"	"	マイコスポールクリーム	1%1g	460
点眼薬	合成抗菌薬	タリビット点眼液	0.3%5ml	460
	眼圧治療薬	ミケラン点眼液2%	2%5ml	230
	抗生物質	クラビット点眼液	0.5%1ml	460
	緑内障	チモプトール0.5%	0.5%1ml	230
	"	エイゾプト1%点眼液	1%1ml	120
シップ薬	冷シップ	ミルタックス	10cm x 14cm1枚	2530
	"	MS冷シップ	10g	230000
	温シップ	MS温シップ	10g	230920
	ヘパリン類似物	インテバン軟膏	50g	810
特定保険医療材料	注射針	マイクロファイブラス	31G x 5mm	1150
	注射器	マイジェクター100単位	29G x 1/2"	1380
衛生材料	脱脂綿		500g	690
	ガーゼ		30cm x 10m	690
	包帯		7.5cm x 3.8cm	690

【堺市薬剤師会】災害用備蓄医薬品(一般用医薬品)

備蓄量(\*1);個,包,枚,P(カプセル),T(錠),g,ml

薬効別医薬品	一般名/成分名	備蓄品目名	規格・単位	備蓄量*0.23	
解熱鎮痛(消炎)薬		パファリンA(アスピリン配合)	36T	120	
		パファリンA	20錠	90	
		サリドンA	10錠	90	
		イブA錠	36錠	90	
		ナロンエース	24錠	90	
		パファリンエル(アスピリン非配合)	40T	120	
		小児用パファリンC(アスピリン非配合)	32T	210	
		新セデス錠	40T	120	
強心薬		救心	30粒	90	
		改源	26包	120	
総合感冒薬		ベンザエースA	72T	120	
		新ルルAゴールド	65T	120	
		ベンザブロック	18錠	90	
		コルゲンコーワE T錠	60錠	90	
		新ジキニン錠D	40錠	90	
		龍角散鼻炎朝タカブセル	10P	70	
鼻炎用薬		コンタック600ST	10P	120	
		コンタック600SR	20P	50	
		プレコール鼻炎カプセルL	20P	120	
		龍角散鼻炎朝タカブセルPE	16P	50	
鼻炎用内服薬		スカイナー鼻炎S錠	18錠	50	
		ストナリニ	18錠	50	
胃腸薬		三共Z胃腸薬	12T	120	
		ガスター10	12T	120	
		パンシロンG	48包	120	
		中外胃腸薬	36T	120	
		新三共胃腸薬(細粒)	32包	120	
		コランチルA顆粒	40包	120	
		消化性潰瘍剤	新中外胃腸薬	40錠	50
		健胃消化剤	新大正胃腸薬	24包	50
		制酸剤	サクロンS	10包	50
		総合胃腸薬	キャベジンコーワ錠	320錠	50
			新三共胃腸薬	300錠	50
			パンシロン01	120錠	50
			新タナベ胃腸薬錠	140錠	50
整腸剤・止瀉薬		ワカ未錠	100T	210	
		正露丸	100T	120	
		新ビオフェルミンS錠	45T	120	
			350錠	90	
		ミヤリサンアイジA	40g	90	
		ビオフェルミン止瀉薬	12包	90	
		新ラクトーンA	310錠	90	
			10g4個	50	
便秘薬	緩下剤	タケダ漢方便秘薬	120T	120	
			65錠	50	
		コーラック	60錠	50	
	浣腸剤	スルーラックS	110錠	50	
		新サラリン	90錠	50	
		イチジク浣腸	30g2個	160	
			10g4個	50	
鎮咳去痰薬		ベンザブロックせきどめ	36T	120	
		ベンザエースせきどめ錠	36錠	90	
		アルベンせきどめ	120ml	90	
眼用薬	一般的薬剤	サンテ40ハイ	13ml	120	
		新V・ロートEX	13ml	120	
		新VロートEX	13ml	50	
		新マイティアA	15ml	160	
		新ロート子どもソフト	8ml	50	
		新スマイル	15ml	50	
		アイリス	14ml	50	
		抗菌剤含有	サンテ抗菌目薬	12ml	120
			サンテ抗菌新目薬	12ml	80
			ロート抗菌目薬EX	10ml	120
アレルギー用	サンテALKクール	12ml	50		
シブ薬	冷シブ	新のびのびサロンシブ	12枚	120	
		パテックスID	12枚	90	
	温シブ	のびのびサロンシブH	12枚	120	
		サロンパスホット	8枚	90	
		ハリックス55温感	10枚	90	

【堺市薬剤師会】災害用備蓄医薬品（一般用医薬品）

備蓄量（\*1）：個，包，枚，P（カプセル），T（錠），g，ml

薬効別医薬品	一般名/成分名	備蓄品目名	規格・単位	備蓄量*0.23
殺菌消毒薬	消毒用アルコール類	消毒用エタノール	100ml	120
			100ml	50
	ヨード化合物	イソジンS	40ml	120
			30ml	50
	逆性石鹼	マキロン	75ml	120
	過酸化水素	局方オキシドール	100ml	120
		オキシドール	100ml	50
		クレゾール石鹼液	500ml	50
希ヨードチンキ		500ml	50	
外皮用薬	クロトリマゾール	スコルバEXクリーム	15g	120
		スコルバEX液	15ml	120
救急絆創膏		救急絆	30枚	230
		バンドエイド	25枚	50
		ニチバンホワイトテープ	12mm×9m	50
		キズリパテープ	30枚	50
アレルギー用薬	抗ヒスタミン剤	レスタミンコーワ糖衣錠	80錠	50
		アレルギール錠	110錠	50
ビタミン薬	【錠】	アリナミンA25	80錠	50
		ボボンS	100錠	50
	【内服液】	シナールS錠	200錠	50
		アリナミンV	50ml	690
うがい薬		イソジンうがい薬	50ml	90
		コルゲンコーワうがいぐすり123	30ml	90
マスク		ガーゼマスク	1枚	460
		ガーゼマスク学童用		90
		# 大人用		90

### **3 関連基準・計画等**

## 平成24年度災害救助基準

平成24年4月6日現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 300円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算  高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上					
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり2,401,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,401,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。					
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,010円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算	
		全壊	夏	17,200	22,200	32,700	39,200	49,700	7,300
		全焼	冬	28,500	36,900	51,400	60,200	75,700	10,400
		流失	夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,400	2,400
		半壊	冬	9,100	12,000	16,800	19,900	25,300	3,300
		半焼							
		床上浸水							

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、 治療材料、医療器具破損等 の実費 2 病院又は診療所…国民健 康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14日以内	患者等の移送費は、別途計 上
助 産	災害発生の日以前又は 以後7日以内に分べんし た者であって災害のため 助産の途を失った者(出 産のみならず、死産及び 流産を含み現に助産を要 する状態にある者)	1 救護班等による場合は、 使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣 行料金の100分の80以内の 額	分べんした日から 7日以内	妊婦等の移送費は、別途計 上
災害にかかった 者の救出	1 現に生命、身体が危 険な状態にある者 2 生死不明な状態にあ る者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3日以内	1 期間内に生死が明らか にならない場合は、以後「死 体の捜索」として取り扱 う。 2 輸送費、人件費は、別途 計上
災害にかかった 住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)し 、自らの資力により応急 修理をすることができな い者 2 大規模な補修を行わ なければ居住することが 困難である程度に住家が 半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日 常生活に必要最小限度の部分 1世帯当り 520,000円以内	災害発生の日から 1ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失 半壊(焼)又は床上浸水 により学用品を喪失又は 毀損し、就学上支障のある 小学校児童、中学校生 徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の 教材で教育委員会に届出又 はその承認を受けて使用し ている教材、又は正規の授 業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、 1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,100円 中学生生徒 4,400円 高等学校等生徒 4,800円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用 品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の 実情に応じて支給する。
理 葬	災害の際死亡した者を 対象にして実際に埋葬を 実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 201,000円以内 小人(12歳未満) 160,800円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡し た者であっても対象となる。
死 体 の 捜 索	行方不明の状態にあり、 かつ、四圍の事情により すでに死亡していると推 定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	1 輸送費、人件費は、別途 計上 2 災害発生後3日を経過し たものは一応死亡した者と 推定している。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死 体 の 処 理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1体当り3,300円以内 一時保存 <ul style="list-style-type: none"> <li>既存建物借上費</li> <li>通常の実費</li> <li>既存建物以外</li> <li>1体当り</li> <li>5,000円以内</li> </ul> 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当り 134,200円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実 費 弁 償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第24条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

じん  
激甚災害指定基準（昭和37年12月7日中央防災会議決定）

改正昭和40年 2月17日  
同47年 8月11日  
同56年 4月10日  
同56年10月14日  
同57年 9月10日  
同58年 7月 9日  
平成12年 3月24日

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「法」という。）第2条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は次の基準による。

- 1 法第2章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。
  - A 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第3条第1項第1号及び第3号から第14号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね0.5%を超える災害
  - B 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね0.2%を超える災害であり、かつ、次の要件のいずれかに該当するもの
    - （1）都道府県が負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の標準税収入の25%を超える都道府県が一以上あること。
    - （2）一の都道府県の区域内の市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額の総額が、当該都道府県の区域内の全市町村の当該年度の標準税収入の総額の5%を超える都道府県が一以上あること。
- 2 法第5条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。
  - A 当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第5条第1項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.5%を超える災害
  - B 当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.15%を超える災害であり、かつ、一の都道府県の区域内

における当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の農業所得推定額の4%を超える都道府県又はその査定見込額がおおむね10億円を超える都道府県が一以上あるもの

- 3 法第6条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）の措置は、法第5条の措置が適用される激甚災害又は農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね

1.5%を超える災害により法第8条の措置が適用される激甚災害について適用する。ただし、当該施設に係る被害見込額が5,000万円以下と認められる場合を除く。

- 4 法第8条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）の

措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害（当該災害の実態により、その必要性がないと認められるものを除く。）とする。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であつて、その被害の態様から次の基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のおよその被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

A 当該災害に係る農業被害見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.5%を超える災害

B 当該災害に係る農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.15%を超える災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る特別被害農業者（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第2条第2項に規定する特別被害農業者をいう。）の数が当該都道府県の区域内における農業をおもな業務とする者のおおむね3%を超える都道府県が一以上あるもの

- 5 法第11条の2（森林災害復旧事業に対する補助）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

A 当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね5%を超える災害

B 当該災害に係る林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね1.5%を超える災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る林業被害見込額が当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の60%を超える都道府県又はその林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね1.0%を超える都道府県が一以上あるもの

- 6 法第12条、第13条及び第15条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。

A 当該災害に係る中小企業関係被害額が、当該年度の全国の中小企業所得推定額（第2次産業及び第3次産業国民所得に中小企業附加価値率及び中小企業販売率を乗じて推計した額。以下同じ。）のおおむね0.2%を超える災害

B 当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の全国の中小企業所得推定額のおおむね0.06%を超える災害であり、かつ、一の都道府県の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額の2%を超える都道府県が一以上あるもの

ただし、火災の場合又は法第12条の適用の場合における中小企業関係被害額の全国の中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。

7 法第16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第17条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）及び第19条（市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例）の措置は法第2章の措置が適用される激甚災害について適用する。

ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。

8 法第22条（罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。

A 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね4,000戸以上である災害

B 次の要件のいずれかに該当する災害

ただし火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。

（1）当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね2,000戸以上であり、かつ、一市町村の区域内で200戸以上又はその区域内の住宅戸数の一割以上である災害

（2）当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね1,200戸以上であり、かつ、一市町村の区域内で400戸以上又はその区域内の住宅戸数の二割以上である災害

9 法第24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）の措置は、公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置にあつては法第2章の措置が適用される災害、農地及び農業用施設等小災害に係る措置にあつては法第5条の措置が適用される災害について適用する。

10 上記の措置以外の措置は、災害の発生のとど被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

注 昭和40年2月17日改正の指定基準は、昭和39年9月の台風20号による災害以後の災害に適用。昭和47年8月11日改正の指定基準は、昭和47年6月6日以後に発生した災害について適用。昭和56年4月10日改正の指定基準は、昭和55年12月1日以後に発生した災害について適用。昭和56年10月14日改正の指定基準は、昭和56年8月21日以後に発生した災害について適用。昭和57年9月10日改正の指定基準は、昭和57年1月1日以後に発生した災害について適用。昭和58年7月9日改正の指定基準は、昭和58年5月26日以後に発生した災害について適用。平成12年3月24日改正の指定基準は、平成12年1月1日以後に発生した災害について適用。

じん

局地激甚災害指定基準（昭和四十三年十一月二十二日中央防災会議決定）

改正昭和四十六年十月十一日  
同五十六年十月十四日  
同五十八年六月十一日  
平成十二年三月二十四日  
平成十九年二月二十七日  
平成十九年四月十九日  
平成二十年七月四日

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号。以下「法」という。）第二条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は、激甚災害指定基準（昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定）によるもののほか、次の基準による。

次のいずれかに該当する災害があるときは、当該災害が激甚災害指定基準（昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定）に該当しない場合に限り、（１）に掲げる市町村における（１）に掲げる災害については、法第三条第一項各号に掲げる事業のうち、当該市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第四条第五項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第二章の措置並びに当該市町村が当該災害について発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について法第二十四条第一項、第三項及び第四項の措置、（２）に掲げる市町村の区域における（２）に掲げる災害については、法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までの措置（ただし書に掲げる災害については、法第六条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る。））、（３）に掲げる市町村の区域における（３）に掲げる災害については、法第十一条の二の措置、（４）に掲げる市町村の区域における（４）に掲げる災害については、法第十二条、第十三条及び第十五条の措置をそれぞれ適用すべき激甚災害とする。

（１）次のいずれかに該当する災害

当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第三条第一項第一号及び第三号から第十四号までに掲げる事業をいう。）の査定事業費の額が当該市町村の当該年度の標準税収入の五〇％を超える市町村（当該査定事業費の額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）が一以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね一億円未満である場合を除く。

の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて に掲げる災害に明ら

かに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）

（２）次のいずれかに該当する災害

当該市町村の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第五条第一項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。）に要する経費の額が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の一〇％を超える市町村（当該経費の額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）が一以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね五、〇〇〇万円未満である場合を除く。）ただし、これに該当しない場合であっても、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁業被害額が農業被害額を超え、かつ、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。）の被害額が当該市町村に係る当該年度の漁業所得推定額の一〇％を超える市町村（当該漁船等の被害額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）が一以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね五、〇〇〇万円未満である場合を除く。）

の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）

（３）当該市町村の区域内における当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の一・五倍を超え（当該林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね〇・〇五％未満のものを除く。）、かつ、大火による災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積がおおむね三〇〇haを超える市町村、その他の災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積が当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る。）のおおむね二五％を超える市町村が一以上ある災害

（４）当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の一〇％を超える市町村（当該被害額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）が一以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね五、〇〇〇万円未満である場合を除く。

なお、この指定基準は、昭和四十三年一月一日以後に発生した災害について適用する。注昭和四十六年十月十一日改正の指定基準は、昭和四十六年一月一日以後に発生した災害について適用。昭和五十六年十月十四日改正の指定基準は、昭和五十六年八月二十一日以後に発生した災害について適用。昭和五十八年六月十一日改正の指定基準は、昭和五十八年四月二十七日以後に発生した災害について適用。平成十二年三月二十四日改正の指定基準は、平成十二年一月一日以後に発生した災害について適用。平成十九年二月二十七日改正の指定基準は、平成十八年十月六日以後に発生した災害について適用。平成十九年四月十九日改正の指定基準は、平成十九年三月二十五日以後に発生した災害について適用。平成二十年月日改正の指定基準は、平成二十年六月十四日以後に発生した災害について適用。

## 災害復旧に伴う国の財政援助等

事業	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
公共土木施設災害復旧事業 (河川、道路、下水道等)	公共土木施設災害復旧事業費 国庫負担法	激甚災害に対処する為の特別の財政 援助等に関する法律(以下「激甚 法」と言う)第3条第1項第1号
公共土木施設災害関連事業	河川法、道路法等	激甚法第3条
都市災害復旧事業 (街路、公園等)	予算補助	- - - - -
公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫 負担法	激甚法第3条第1項第3号
既設公営住宅復旧事業	公営住宅法	激甚法第3条第1項第4号
社会福祉施設災害復旧事業 〔保護施設 老人福祉施設 障害者支援施設等 児童福祉施設 婦人保護施設〕	予算補助	激甚法第3条第1項第5項~第9 号
感染症指定医療機関災害復旧事業及び 感染症予防事業	予算補助	激甚法第3条第1項第10号及び第1 1号
堆積土砂排除事業 〔公共的施設区域内 公共的施設区域外〕		激甚法第3条第1項第12号及び第1 3号
湛水排除事業		激甚法第3条第1項第14号
農地等災害復旧事業 〔農地、農業用施設、林業用施設及び 漁業用施設の災害復旧事業〕	農林水産業施設災害復旧事業費 国庫補助の暫定措置に関する法 律	激甚法第5条
農林水産業共同利用施設災害復旧事業	同上	激甚法第6条
天災による被害農林水産業者等に対す る資金融通	天災による被害農林水産業者等に対 する資金の融通に関する暫定措置法	激甚法第8条
中小企業信用保険法による被害関係保 証の特例	中小企業信用保険法	激甚法第12条
小規模企業者等設備導入資金助成法による 貸付金の償還期間等の特例	小規模企業者等設備導入資金 助成法	激甚法第13条
事業協同組合等施設災害復旧事業	- - - - -	激甚法第14条
公立社会教育施設災害復旧事業	- - - - -	激甚法第16条
私立社会教育施設災害復旧事業	- - - - -	激甚法第17条
市町村が施行する感染症予防事業に関す る負担の特例	- - - - -	激甚法第19条
母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例	母子及び寡婦福祉法	激甚法第20条
水防資材費の補助	- - - - -	激甚法第21条
災害(罹災者)公営住宅整備事業	公営住宅法	激甚法第22条
雇用保険法による求職者給付の支給に 関する特例	雇用保険法及び労働保険の保 険料の徴収等に関する法律	激甚法第25条
上水道災害復旧事業	予算補助	予算補助
廃棄物処理施設等災害復旧事業 (し尿処理施設、ごみ処理施設等)	予算補助	予算補助
公的医療機関災害復旧事業	予算補助	予算補助

## 国の災害被害認定統一基準

被害種類	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまた受ける必要があるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことが出来るように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものを言う。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

## 平成八年建設省告示第千二十九号（地震防災対策特別措置法第三条第一項の規定に基づき、避難地等に係る主務大臣が定める基準）（平成八年三月二十八日建設省告示第千二十九号）

地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号）第三条第一項の規定に基づき、避難地等に係る主務大臣が定める基準を次のように定める。

### 一 避難地

既成市街地の区域又はその周辺の地域における公園、緑地、広場その他の公共空地で、次のいずれかに該当するものであること。

#### イ 広域避難地

地震災害時において主として一の市町村の区域内の居住する者の広域的な避難の用に供する公共空地であって、面積十ヘクタール以上のもの（面積十ヘクタール未満の公共空地で、避難可能な空地を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となって面積十ヘクタール以上となるものを含む。）であること。

#### ロ 一次避難地

地震災害時において主として近隣の住民が避難する公共空地であって、面積一ヘクタール以上のものであること。（広域避難地を除く。）

### 二 避難路

広域避難地又はこれに準ずる安全な場所へ通ずる幅員十五メートル以上の道路又は幅員十メートル以上の緑道であること。

### 三 消防用施設

地震災害時において消防用水として河川の流水又は海水を容易に取水することができる構造を有する護岸等の施設であること。

### 四 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

市街地において幅員六メートル以上の道路からホースが到達しない区域において新設し、又は改築される幅員六メートル以上の道路であること。

### 五 緊急輸送を確保するため必要な道路

次のいずれかに該当する道路であること。

#### イ 高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路

ロ 前号の道路と次に掲げる地点のうち都道府県知事が指定するもの（以下「指定拠点」という。）とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路（河川又は海岸堤防の管理用通路であって、地震災害時において緊急輸送を行うことのできるものを含む。）

（１） 地方公共団体の庁舎の所在地

（２） 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条に規定する指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関若しくは指定地方公共機関又は自衛隊の庁舎、事務所等の所在地

（３） 救援物資等の備蓄地点又は集積地点

（４） 広域避難地

## 六 共同溝、電線共同溝の電線、水管等の公益物件を収容するための施設

次のいずれかに該当する施設であること。

イ 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）第二条第五項に規定する共同溝

ロ 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第二条第三項に規定する電線共同溝

## 七 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設又は河川管理施設

次のいずれかに該当する施設であること。

イ 地震により生ずる津波による海水の浸入を防止する機能を有する海岸保全施設

ロ 想定氾濫区域のうち相当数の人口が居住し、かつ、地形その他の状況から特に津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保する必要があると認められる区域に係る河川管理施設

## 八 砂防設備、地すべり防止施設又は急傾斜地崩壊防止施設で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの

次のいずれかに該当する施設であること。

イ 家屋の密集している地域のうち、地震の発生により、土砂災害の発生する危険が著しい箇所において施行する砂防設備

ロ 家屋の密集している地域のうち、地震の発生により、地滑りにより被害が生ずるおそれが著しい箇所において施行する地すべり防止施設

ハ 家屋の密集している地域のうち、地震の発生により、急傾斜地の崩壊の生ずるおそれが特に著しい箇所について施行する急傾斜地崩壊防止施設

## 九 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設

次のいずれかに該当する施設であること。

イ 道路に接続して設けられる自動車駐車場及びこれと一体として整備される施設、交通広場その他これらに類する施設で、地震災害時における災害応急対策の拠点としての機能を有するもの

ロ 河川管理施設、海岸保全施設等の応急復旧工事を実施するための空間又は設備を有する施設であって河川又は海岸に隣接するもの

#### 十 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な施設又は設備

次のいずれかに該当する施設又は設備であること。

イ 地震災害時において河川管理施設等の被害状況の把握を迅速かつ的確に行うために必要な通信施設又は設備であること。

ロ 地震災害時において災害情報又は交通の状況を迅速かつ的確に把握し、伝達又は提供を行うために必要な施設又は設備であること。

#### 十一 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備

地震災害時において避難地又は避難路となる都市公園に設けられる井戸、水泳プール又は耐震性貯水槽であること。

#### 十二 地震災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫

地震災害時において避難地又は避難路となる都市公園に設けられる食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫であること。

#### 十三 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

土地区画整備法（昭和二十九年法律第百十九号）に基づく土地区画整理事業、住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）に基づく住宅地区改良事業、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）に基づく市街地再開発事業その他の老朽木造住宅が密集する市街地の整備改善に資する事業であること。

## 地震防災緊急事業五箇年計画（堺市関連）

項目	事業名	所管省庁	事業主体	施設等の位置	事業の概要	事業量	事業の内容
1	都市公園事業	国土交通省	堺市	堺市	大仙公園 原池公園 天神公園 新堀公園	3.6ha 7.0ha 1.0ha 1.4ha	地震等により被害が生じる可能性がある地区等において、住民等の避難に供する公共空地について、整備する。
2	街路事業	国土交通省	堺市	堺市	都市計画道路 新家日置荘線 （初芝駅前交通広場） 都市計画道路 草尾南野田線 都市計画道路 今池三国ヶ丘線 都市計画道路 諏訪森神野線 都市計画道路 鏡浜寺南町線 都市計画道路 大阪河内長野線 都市計画道路 向陵多治井線 都市計画道路 築港天美線	0.39km 0.89km 0.91km 0.60km 0.40km 0.70km 0.55km 0.65km	地震により被害が生じると認められる地区から避難地又はこれに準じる安全な場所に通じ、住民が避難のために活用できる施設を整備する。
3	消防防災施設整備費補助事業	消防庁	堺市消防局	堺市、高石市	耐震性貯水槽（100t型） 耐震性貯水槽（40t型） 災害対応特殊消防ポンプ自動車 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車 災害対応特殊化学消防ポンプ自動車 災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車 災害対応特殊救急自動車 海水利用型消防水利システム 災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車 広域応援対応型消防艇（40t） 消防救急デジタル無線設備	5箇所 15箇所 11箇所 4箇所 4箇所 3箇所 15箇所 1箇所 1箇所 1箇所 1箇所	地震災害時に消防用水の利用・取水を容易にする施設及び消防防災活動を有効に行うための施設を整備する。
5-1	道路事業	国土交通省	堺市	堺市	橋りょう耐震強化	44箇所	大規模地震発生時において、救助・救援活動、医療・緊急物資等の輸送、スムーズな復旧活動を実施するため、緊急交通路等に架かる橋梁及び跨ぐ橋梁の耐震強化を行い、災害に強い道路ネットワークの形成を推進する。

項目	事業名	所管省庁	事業主体	施設等の位置	事業の概要	事業量	事業の内容	
9	公立学校施設整備事業	文部科学省	堺市	堺市	中学校の改築44校	31,706㎡	昭和56年以前に建築された校舎及び屋内運動場について耐震性能を確保する。なお、校舎、屋内運動場等の教育施設の安全性について、建築後の経過年数や、資材の劣化等による耐震力の低下に対し、耐力度調査等を実施し、必要に応じて補強、改築を進める。	
					小学校の改築87校	194,357㎡		
11	スポーツ施設整備整備事業	文部科学省	堺市	堺市	1施設	4,236㎡	昭和56年以前に建築された建築物について耐震性能を確保することを目標とする。	
13-5	ため池等整備事業	農林水産省	堺市	堺市	ため池整備(平井三ツ池)	1箇所	貯水量等により防災面からも重要とされる地区と老朽ため池地区と合わせて改修する。ただし、「土地改良施設耐震対策計画」で耐震改修が必要と位置づけられていないため池についても、地区により詳細な調査の実施を検討し、調査を実施した地区において耐震改修が必要であると判断されるため池については、適宜改修を実施する。	
					ため池整備(赤塚池)	1箇所		
ため池整備(舟渡池)	1箇所							
ため池整備(小田之池)	1箇所							
					ため池整備(基平池)	1箇所		
15	消防防災施設整備事業	消防庁	堺市	堺市	堺市	市町村防災無線通信設備	2箇所	災害時に予想される電話の輻輳または途絶等により、災害に関する情報の収集伝達ができなくなる恐れがある。災害時の通信の確保を目的として、市町村防災行政無線(同報系:市町村から住民への伝達手段、移動系または地域防災無線:市町村内の機関内または防災機関も含む情報の収集伝達手段)を全市町村で整備する。また、すでに整備し運用中の防災行政無線について、デジタル化等の設備更新や機器の増設を行う。
				堺市消防局	堺市、高石市	画像伝送システム(施設分)	1箇所	消防高所カメラの整備。
16	緊急時給水拠点確保事業	厚生労働省	大阪市・堺市	大阪市・堺市	大阪市・堺市大和川連絡管布設	1.7km	地震災害時にも、応急給水を確保するため大容量送水管の整備を行う。また、大阪市と水道水を相互融通できる連絡管を設置する。	
			堺市	堺市	大容量送水管	4.3km		
19	住宅市街地総合整備事業	国土交通省	堺市	堺市	湊西地区	35.7ha	促進区域等のうちで防災上緊急度の高い地区(重点整備地区)や駅前等公共性の高い地区等において、住宅市街地総合整備事業や市街地再開発事業等の各種事業を計画計上し、老朽住宅密集対策の促進を図る。	
	市街地再開発事業	国土交通省	北野田駅前B地区市街地再開発組合	堺市	湊地区	18.0ha		
					北野田駅前B地区	1.7ha		

名称は計画策定時のもの

## 気象庁震度階級関連解説表

### 使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

## ●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

## ● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ・亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

## ● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

## ● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※ <sup>1</sup> や液状化※ <sup>2</sup> が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ <sup>3</sup> 。
7		

※<sup>1</sup> 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※<sup>2</sup> 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※<sup>3</sup> 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

## ● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

## ● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることもある。

## 防 災 関 係 機 関

防 災 関 係 機 関	住 所	電 話 番 号	
		昼間	夜間
陸上自衛隊第37普通科連隊	和泉市伯太町官有地	0725-41-0090	
海上自衛隊阪神基地隊	神戸市東灘区魚崎浜町37番地	(TEL) 078-441-1001 (FAX) 078-441-1037	
大阪府			
大阪府危機管理室	大阪市中央区大手前2 大阪府庁	06-6944-2123	
大阪府鳳土木事務所	堺市西区鳳東町4-390-1	(TEL) 273-0123 (FAX) 275-1588	
大阪府富田林土木事務所	富田林市寿町2-6-1	(TEL) 0721-25-1131	
大阪府港湾局(総務部)	泉大津市なぎさ町6-1 (堺泉北港ポートサービスセンタービル10階)	(TEL) 0725-21-1411 (FAX) 0725-21-7259	
堺泉北港湾事務所	堺市堺区塩浜町1	238-5241	
大阪府警察			
堺市警察部	堺市中区深井沢町2470-7	(TEL) 277-7512 (FAX) 277-7527	
堺警察署	堺市堺区市之町西1-1-17	223-1234	
北堺警察署	堺市北区新金岡町1-1-1	250-1234	
西堺警察署	堺市西区鳳東町4-388	274-1234	
南堺警察署	堺市南区桃山台2-2-1	291-1234	
黒山警察署	堺市美原区小平尾377-2	362-1234	
指定地方行政機関			
近畿農政局 消費安全部	京都府京都市上京区西洞院通 下長者町下ル丁子風呂町	075-414-9761	
近畿総合通信局 総務部 総務課	大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館	06-6942-8505	
近畿地方整備局 防災課	大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館	06-6942-1575	
近畿運輸局 交通環境部 情報・防災課	大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館	06-6949-6412	
近畿地方整備局大阪国道事務所 南大阪維持出張所	泉大津市我孫子99-6	0725-23-1051	
近畿地方整備局大和川河川事務所 堺出張所	堺市堺区香ヶ丘町5-9-30	227-7160	
大阪管区气象台 技術部 予報課	大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館	06-6949-6303	
堺海上保安署	堺市西区石津西町20 堺港湾合同庁舎内	244-1771	
指定公共機関			
西日本旅客鉄道(株)大阪支社	大阪市阿倍野区松崎町1-2-12	06-6627-8427	06-6376-6190
西日本電信電話株式会社大阪南支店	大阪市西区阿波座2-1-11 N T T 阿波座ビル	06-6578-6959	
日本通運株式会社堺支店	堺市堺区三宝町1-1-1	239-1122	
大阪ガス株式会社導管事業部	堺市堺区住吉橋町2-2-19 堺ガスビルN E S T 西	0120-3-94817	
関西電力株式会社南大阪営業所	堺市堺区石津町2-1-16	0800-777-8024	
阪神高速道路株式会社大阪管理部	大阪市港区石田3-1-25	06-6576-3881	
日本赤十字社大阪府支部 事業課	大阪市中央区大手前2-1-7	(代) 06-6943-0705 (直) 06-6943-0743	06-6943-0743
日本放送協会大阪放送局	大阪市中央区大手前4-1-20	06-6941-0431	
指定地方公共機関			
南海電気鉄道株式会社	堺市堺区戎島町3-22(堺駅)	232-0637	
泉州水防事務組合	堺市堺区南瓦町3-1	228-7416	
光明池土地改良区	和泉市王子町1021-1	0725-41-0214	
狭山池土地改良区	大阪狭山市岩室1402-2	365-0053	
その他			
大阪府トラック協会泉州支部	堺市西区浜寺石津町1-9-19	245-8181	
堺市医師会	堺市堺区甲斐町東3-2-26	221-2330	
堺市歯科医師会	堺市堺区大仙中町18-3	243-0111	
南河内歯科医師会	大阪狭山市東野東1-500-1	368-6650	
堺市薬剤師会	堺市西区浜寺石津町東4-2-14	280-1870	
大阪狭山市医師会	大阪狭山市東野東1-500-1	368-1110	
堺市美原消防団	堺市美原区黒山6-1	362-0119	
阪堺電気軌道株式会社	大阪市住吉区清水丘3-14-72	06-6674-5146	
大阪府都市開発(株)	和泉市いぶき野5-1-1	0725-57-3333	
大阪市交通局	大阪市西区九条南1-12-62	06-6585-6104	

## 防 災 関 係 機 関

防 災 関 係 機 関	住 所	電 話 番 号	
		昼間	夜間
陸上自衛隊第37普通科連隊	和泉市伯太町官有地	0725-41-0090	
海上自衛隊阪神基地隊	神戸市東灘区魚崎浜町37番地	(TEL) 078-441-1001 (FAX) 078-441-1037	
大阪府			
大阪府危機管理室	大阪市中央区大手前2 大阪府庁	06-6944-2123	
大阪府鳳土木事務所	堺市西区鳳東町4-390-1	(TEL) 273-0123 (FAX) 275-1588	
大阪府富田林土木事務所	富田林市寿町2-6-1	(TEL) 0721-25-1131	
大阪府港湾局(総務部)	泉大津市なぎさ町6-1 (堺泉北港ポートサービスセンタービル10階)	(TEL) 0725-21-1411 (FAX) 0725-21-7259	
堺泉北港湾事務所	堺市堺区塩浜町1	238-5241	
大阪府警察			
堺市警察部	堺市中区深井沢町2470-7	(TEL) 277-7512 (FAX) 277-7527	
堺警察署	堺市堺区市之町西1-1-17	223-1234	
北堺警察署	堺市北区新金岡町1-1-1	250-1234	
西堺警察署	堺市西区鳳東町4-388	274-1234	
南堺警察署	堺市南区桃山台2-2-1	291-1234	
黒山警察署	堺市美原区小平尾377-2	362-1234	
指定地方行政機関			
近畿農政局 消費安全部	京都府京都市上京区西洞院通 下長者町下ル丁子風呂町	075-414-9761	
近畿総合通信局 総務部 総務課	大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館	06-6942-8505	
近畿地方整備局 防災課	大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館	06-6942-1575	
近畿運輸局 交通環境部 情報・防災課	大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館	06-6949-6412	
近畿地方整備局大阪国道事務所 南大阪維持出張所	泉大津市我孫子99-6	0725-23-1051	
近畿地方整備局大和川河川事務所 堺出張所	堺市堺区香ヶ丘町5-9-30	227-7160	
大阪管区气象台 技術部 予報課	大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館	06-6949-6303	
堺海上保安署	堺市西区石津西町20 堺港湾合同庁舎内	244-1771	
指定公共機関			
西日本旅客鉄道(株)大阪支社	大阪市阿倍野区松崎町1-2-12	06-6627-8427	06-6376-6190
西日本電信電話株式会社大阪南支店	大阪市西区阿波座2-1-11 N T T 阿波座ビル	06-6578-6959	
日本通運株式会社堺支店	堺市堺区三宝町1-1-1	239-1122	
大阪ガス株式会社導管事業部	堺市堺区住吉橋町2-2-19 堺ガスビルN E S T 西	0120-3-94817	
関西電力株式会社南大阪営業所	堺市堺区石津町2-1-16	0800-777-8024	
阪神高速道路株式会社大阪管理部	大阪市港区石田3-1-25	06-6576-3881	
日本赤十字社大阪府支部 事業課	大阪市中央区大手前2-1-7	(代) 06-6943-0705 (直) 06-6943-0743	06-6943-0743
日本放送協会大阪放送局	大阪市中央区大手前4-1-20	06-6941-0431	
指定地方公共機関			
南海電気鉄道株式会社	堺市堺区戎島町3-22(堺駅)	232-0637	
泉州水防事務組合	堺市堺区南瓦町3-1	228-7416	
光明池土地改良区	和泉市王子町1021-1	0725-41-0214	
狭山池土地改良区	大阪狭山市岩室1402-2	365-0053	
その他			
大阪府トラック協会泉州支部	堺市西区浜寺石津町1-9-19	245-8181	
堺市医師会	堺市堺区甲斐町東3-2-26	221-2330	
堺市歯科医師会	堺市堺区大仙中町18-3	243-0111	
南河内歯科医師会	大阪狭山市東野東1-500-1	368-6650	
堺市薬剤師会	堺市西区浜寺石津町東4-2-14	280-1870	
大阪狭山市医師会	大阪狭山市東野東1-500-1	368-1110	
堺市美原消防団	堺市美原区黒山6-1	362-0119	
阪堺電気軌道株式会社	大阪市住吉区清水丘3-14-72	06-6674-5146	
大阪府都市開発(株)	和泉市いぶき野5-1-1	0725-57-3333	
大阪市交通局	大阪市西区九条南1-12-62	06-6585-6104	

# 大阪府災害時医療救護活動マニュアル (基本編)

平成18年6月改定

大阪府健康医療部保健医療室医療対策課

このマニュアルは、大規模な自然災害等が発生した場合に、災害医療機関及び関係機関の協力により大阪府地域防災計画等に基づく医療救護活動が迅速・適切に行えるよう、府内の災害医療関係機関がどのように行動すべきかの基本指針を示したものである。

## 1 基本原則

- (1) 災害時に一人でも多くの患者を救命する観点から、全ての災害医療機関（災害拠点病院、特定診療災害医療センター、市町村災害医療センター、災害医療協力病院）及び関係機関（消防機関、行政機関等の災害医療に関わる全ての機関）は、医療救護活動に参画し、取り組む。
- (2) 災害医療関係機関（災害医療機関及び関係機関）は、災害医療情報（各医療機関における被災情報、支援要請情報、支援提供情報等）の収集に全力を尽くすとともに、入手した災害医療情報の共有に努める。
- (3) 全ての災害医療機関は、災害が発生した場合には、速やかに自宅療養可能な患者を退院させるなど、災害医療に必要な病床の確保に努める。
- (4) 災害医療機関は、患者の重症度と医療機関の受け入れ能力を踏まえた効率的な患者の流れを基本とした災害医療に取り組む。
- (5) 災害医療関係機関は、災害の規模によっては、被災地内に限らず、被災地外の医療機関にも患者を搬送する。

## 2 大規模な地震・自然災害（広域型災害）への対応

### (1) 災害医療情報の収集・発信

災害医療情報の収集・発信は、医療対策課（大阪府健康福祉部医務・福祉指導室医療対策課）が中枢となることを原則とし、災害の発生を認知した者は、医療対策課へ直ちに把握した災害情報を報告する。

#### 医療対策課

ア 医療対策課は、府内で震度5弱以上の地震及び大規模な自然災害が発生した場合又は発生したと判断した場合は、広域災害・救急医療情報システムにおける災害運用を行うとともに、災害医療機関に対し、災害医療情報を入力するように同システムの斉通報（メール、FAX等）で要請する。

イ 災害の発生が夜間・休日の場合には大阪府救急医療情報センターが、また、同センターが機能していない場合には基幹災害医療センター（大阪府立急性期・総合医療センター）が、医療対策課に代わって入力要請する。

ウ 大阪府救急医療情報センター又は基幹災害医療センターが入力要請を行った場合は、後刻その旨を医療対策課に連絡する。

エ 医療対策課は、電話回線の断絶等により広域災害・救急医療情報システムが機能しない場合は、防災行政無線を使用して災害拠点病院等との間で災害医療情報の収集・提供を行う。

オ 医療対策課は、広域災害・救急医療情報システム等を用いて各災害医療関係機関からの災害医療情報を収集し、必要に応じてその情報を他の災害医療関係機関へ提供し、情報の共有化を図る。

#### 市町村及び府保健所

ア 市町村及び府保健所は、電話回線の断絶等により広域災害・救急医療情報システムによる情報収集が出来ない場合は、連携・分担して災害医療情報の収集にあたりるとともに、防災行政無線等を使用して把握した災害医療情報を医療対策課又は大阪府救急医療情報センターに報告する。

イ 市町村及び府保健所は、案内板の設置や広報車等により、医療救護所等の情報を住民に提供し周知する。

#### 災害医療機関

災害医療機関は、府内で震度5弱以上の地震及び大規模な自然災害が発生した場合又は発生したと判断した場合は、広域災害・救急医療情報システムに災害医療情報を入力する。

なお、これら災害時における支援提供情報に関しては、普段からの入力に努めるものとする。

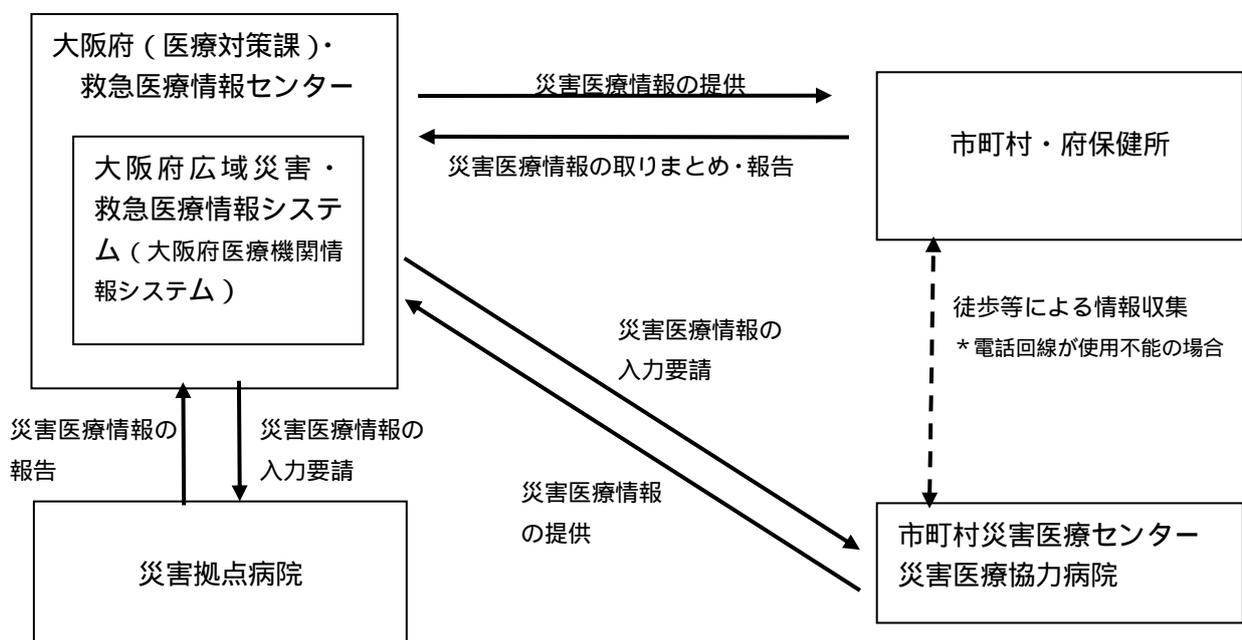
災害拠点病院（基幹災害医療センター、地域災害医療センター）

ア 災害拠点病院は、府内で震度5弱以上の地震及び大規模な自然災害が発生した場合又は発生したと判断した場合は、速やかに当該病院の機能及び周辺の被災の有無及び概況、応援要請等の災害医療情報を医療対策課又は大阪府救急医療情報センターに報告する。

イ 災害拠点病院は、緊急医療班の派遣を通じて災害医療に必要な情報の把握に努めるとともに、把握した災害医療情報を医療対策課又は大阪府救急医療情報センターに報告する。

ウ 災害拠点病院は、電話回線の断絶等により広域災害・救急医療情報システムが使用できない場合、防災行政無線等を使用して把握した災害医療情報を医療対策課又は大阪府救急医療情報センターに報告する。

（図1）大規模な地震・自然災害（広域型災害）の場合の情報の流れ



\* 各災害医療機関はインターネットを利用して広域災害・救急医療情報システムへ災害医療情報の入力を行う。ただし、電話回線の断絶等により、情報システムによる情報収集が出来ない場合は、市町村及び府保健所が連携して情報を取りまとめ、防災行政無線（電話・FAX）等を用いて、医療対策課又は大阪府救急医療情報センターに報告する。

## (2) 医療救護班の派遣

医療救護班は、緊急医療班のほかに診療科別医療班、歯科医療班、薬剤師班に分類される。

### 緊急医療班の派遣

ア 緊急医療班は、被災地の災害拠点病院等からの情報収集により現地の被災状況を把握し、災害の現場や応急救護所、被災地の災害拠点病院等において関係機関との連携のもと情報の共有化を図り、トリアージ、応急処置等を行う。緊急医療班には、災害派遣医療チーム（DMAT）（災害の急性期に災害現場に駆けつけ、直ちに救命医療を行うトレーニングを受けた医療チーム）を含むものとする。

イ 医療対策課は、府内で大規模な地震・自然災害が発生し、現地医療救護活動が必要と判断した場合には、災害拠点病院に対し、災害の現場又は被災地の災害拠点病院等へ緊急医療班を派遣するよう要請する。

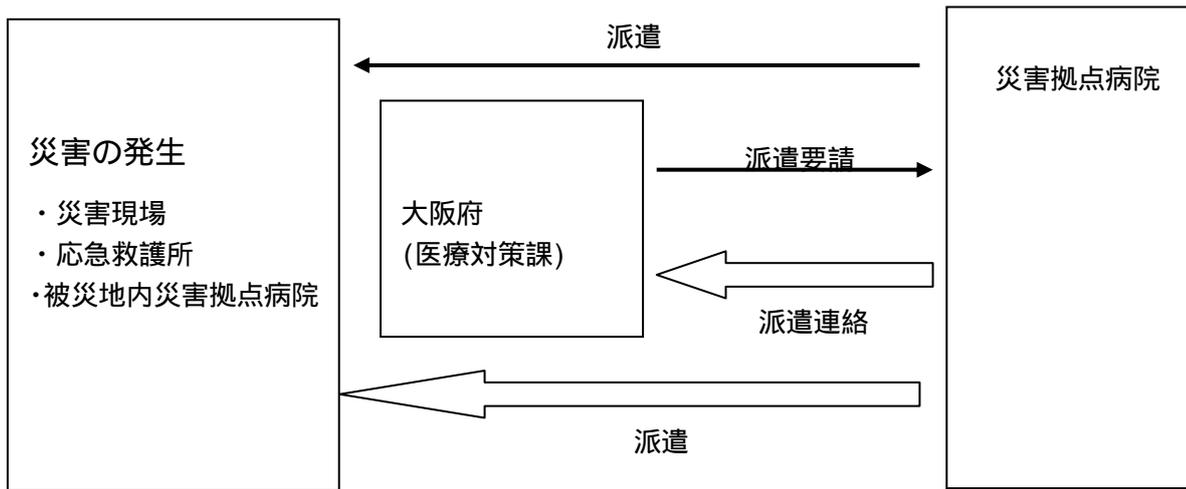
ウ 災害拠点病院は、府内で震度6弱以上の地震が観測された場合又は消防機関等からの連絡や情報収集等から、現地医療救護活動が必要と判断した場合には、医療対策課に連絡のうえ緊急医療班を派遣する。

ただし、通信の途絶等により医療対策課と連絡が取れない場合には、緊急医療班を派遣し、後刻医療対策課に連絡する。

エ 災害拠点病院は、緊急医療班の派遣にあたっては災害拠点病院で所有する緊急車両等を活用することを原則とする。なお、確保が困難な場合は、医療対策課へ搬送手段の確保を要請する。

オ 災害拠点病院は、緊急医療班を通じて災害医療情報を収集するとともに、収集した情報を医療対策課及び基幹災害医療センターへ報告する。

(図2-1) 災害拠点病院からの緊急医療班派遣の流れ

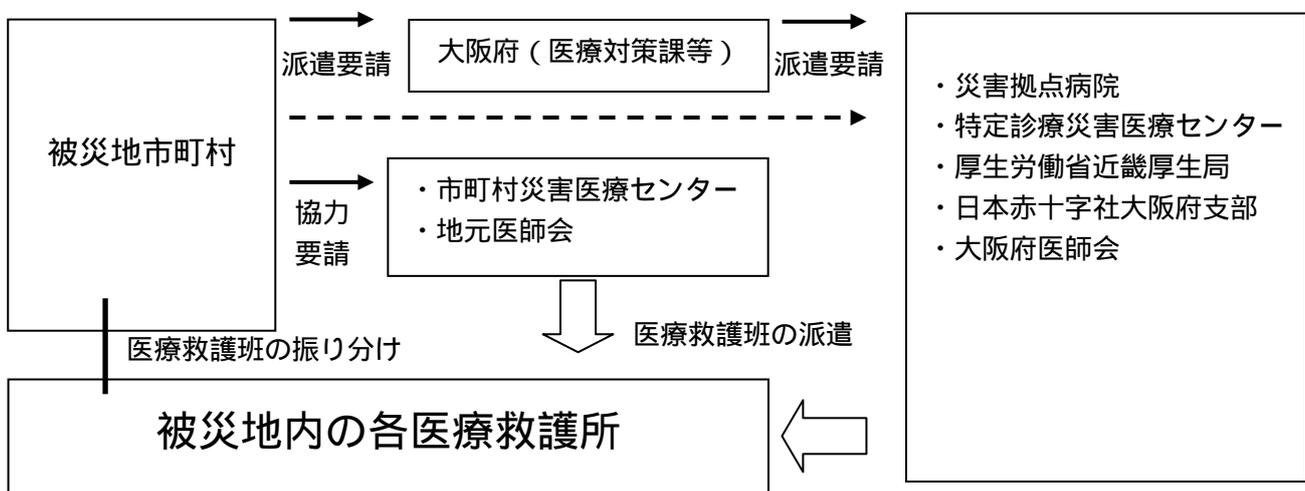


#### 医療救護班の派遣

ア 市町村は、管内の医療救護所に配置すべき医療救護班（緊急医療班のほかに診療科別医療班、歯科医療班、薬剤師班）を、市町村災害医療センター及び地元医師会の協力を得て自ら編成・派遣するほか、災害の規模によっては、医療対策課及び大阪府の専門医療担当課（健康づくり感染症課、精神保健疾病対策課、薬務課）並びに日本赤十字社大阪府支部に医療救護班の派遣要請を行う。

イ 医療対策課及び大阪府の専門医療担当課は、市町村から医療救護班の派遣要請を受けた場合又は自ら必要と認めた時は、災害拠点病院、特定診療災害医療センター、厚生労働省近畿厚生局、日本赤十字社大阪府支部、大阪府医師会等に必要な医療救護班の派遣を要請する。

(図2-2) 医療救護班派遣の流れ



### (3)災害時の患者の流れ

#### 被災地内

##### ア トリアージの原則

- (ア) 全ての患者をトリアージにより、緊急治療が必要な重症・重篤患者（トリアージタグ赤色）入院を要する中等症患者（同黄色）入院を要しない軽傷の患者（同緑色）死亡等（同黒色）に区分する。
- (イ) 大地震や自然災害等により、広範囲において多数の患者が発生している場合、直近の災害拠点病院に重症・重篤患者（同赤色）を一旦集結させ、そこから必要に応じて転送等を行うことを原則とする。

##### イ 災害現場での対応

- (ア) トリアージは、救急隊員及び災害拠点病院等が派遣する緊急医療班等が行う。
- (イ) 緊急治療が必要な重症・重篤患者（同赤色）は、被災地内の災害拠点病院へ搬送する。
- (ウ) 入院を要する中等症患者（同黄色）は、市町村災害医療センター及び災害医療協力病院へ搬送する。

##### ウ 応急救護所での対応

- (ア) トリアージは、緊急医療班等が行う。
- (イ) 緊急治療が必要な重症・重篤患者（同赤色）は、被災地内の災害拠点病院へ搬送する。
- (ウ) 入院を要する中等症患者（同黄色）は、市町村災害医療センター及び災害医療協力病院へ搬送する。
- (エ) 入院を要しない軽傷の患者（同緑色）は、応急処置を行った後、帰宅させる。

##### エ 医療機関での対応

- (ア) 災害が大規模な場合、被災地内の災害拠点病院で2次トリアージが行われることを想定し、中等症患者は当該市町村災害医療センターに、重症患者は当該災害拠点病院に集結させる。
- (イ) 災害医療協力病院は、被災患者が重症化した場合は当該地域の災害拠点病院へ、受け入れ能力を超える被災患者が来院した場合は、当該市町村災害医療センターへ、それぞれ速やかに転送する。
- (ウ) 災害拠点病院及び市町村災害医療センターは、受け入れ能力を超える患者が搬入された場合、被災地外（他府県を含む）の災害拠点病院へ転送する。この際、災害拠点病院間の重症・重篤患者の搬送調整は基幹災害医療センターが行う。但し、基幹災害医療センターがその役割を担えない場合は、医療対策課が指定する府立の災害拠点病院がその役割を担う。
- (エ) 入院を要しない軽傷の患者（同緑色）は、応急処置を行った後、帰宅させる。

#### 被災地外

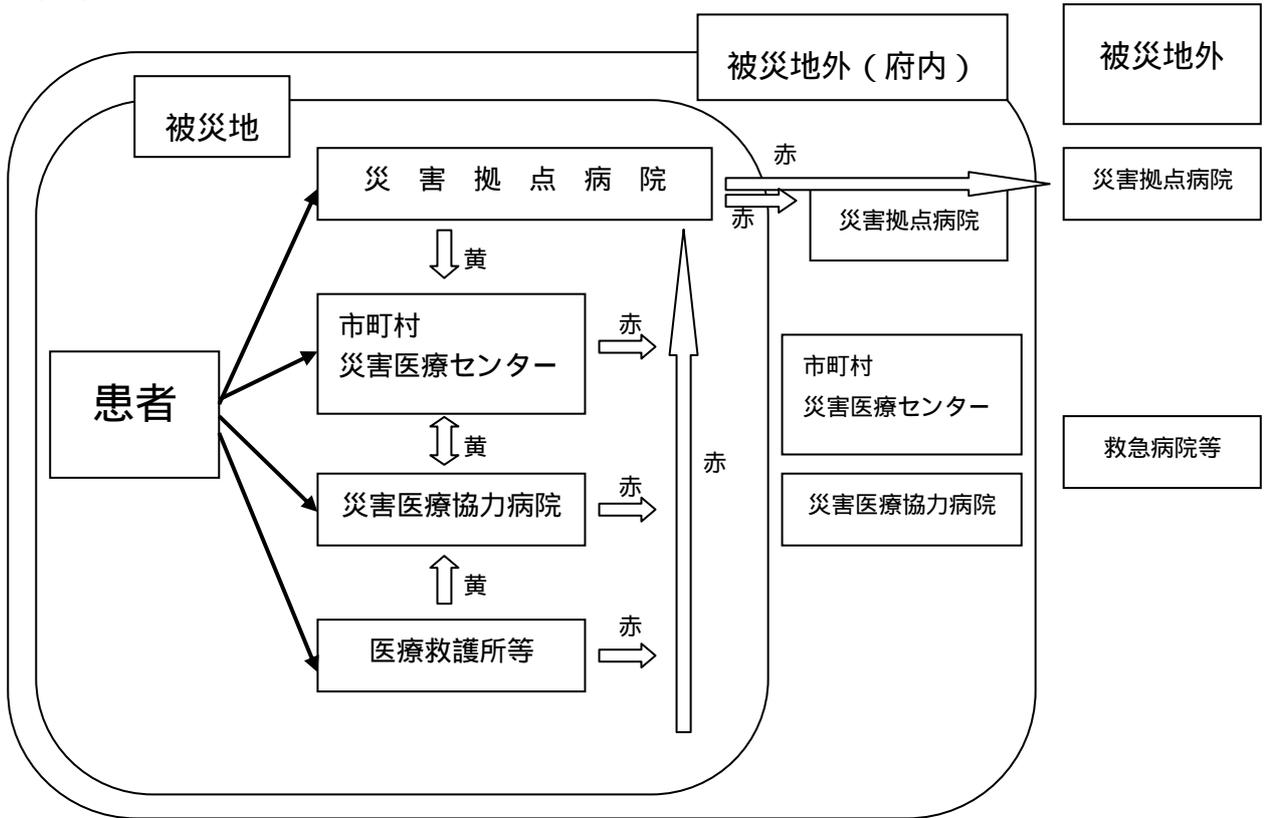
ア 災害拠点病院は、重症・重篤患者を受け入れるとともに、症状の安定した患者を主として同一二次医療圏内の市町村災害医療センター及び災害医療協力病院へ転送する。

イ 市町村災害医療センターは、中等症患者を中心に受け入れ、その治療にあたる。

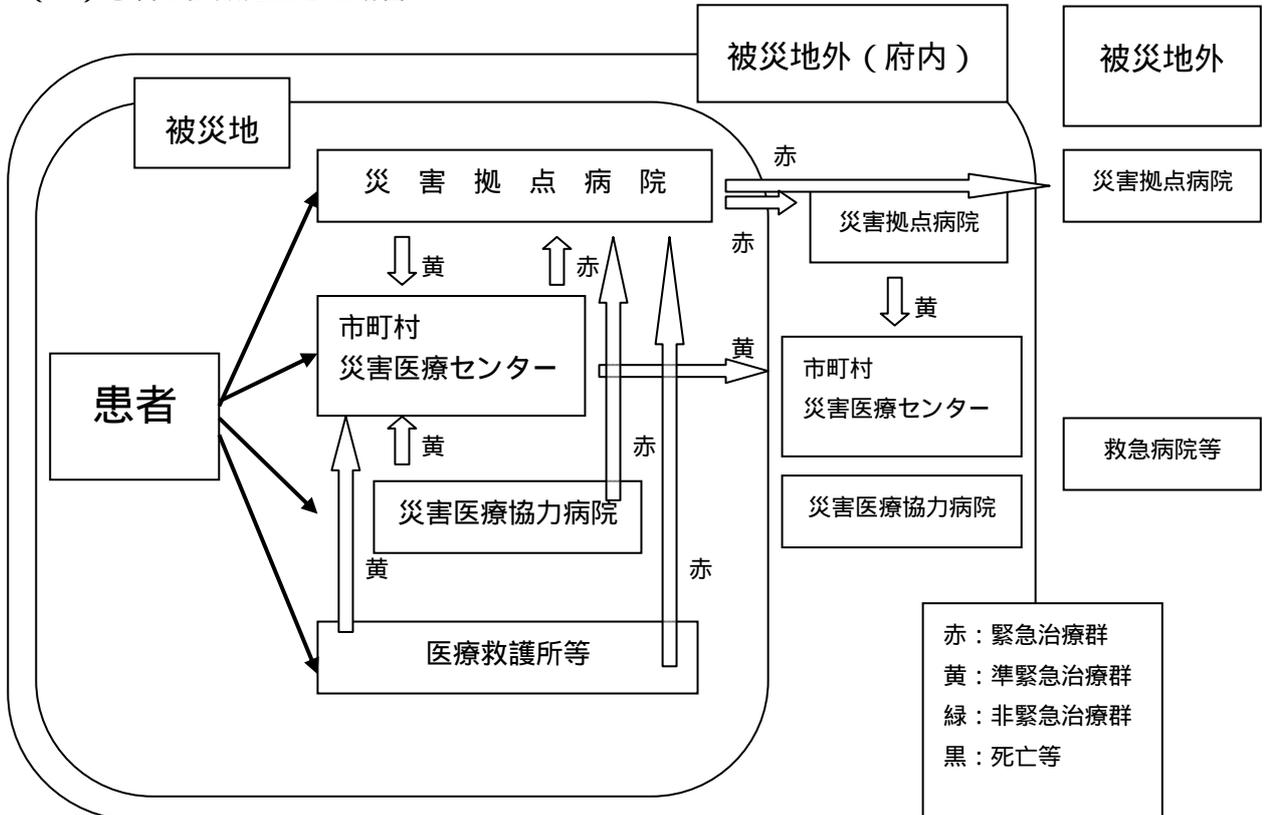
ウ 災害拠点病院は、中等症患者を含む大量の患者が搬送された場合、調整された重症患者を受け入れるとともに、重症度に応じて圏内の市町村災害医療センター及び災害医療協力病院へ患者を分散し、2次トリアージの拠点としての役割を果たす。

( 図 3 ) 災害時の患者の流れ

( 1 ) 患者が比較的少数の場合



( 2 ) 患者が多数発生した場合



### 専門医療

大阪府の専門医療担当課は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、呼吸器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、特定感染症、精神疾患等の患者について、特定診療災害医療センター及び各専門医会等関係機関の協力を得て受け入れ病院の調整を行う。

### (4)患者搬送

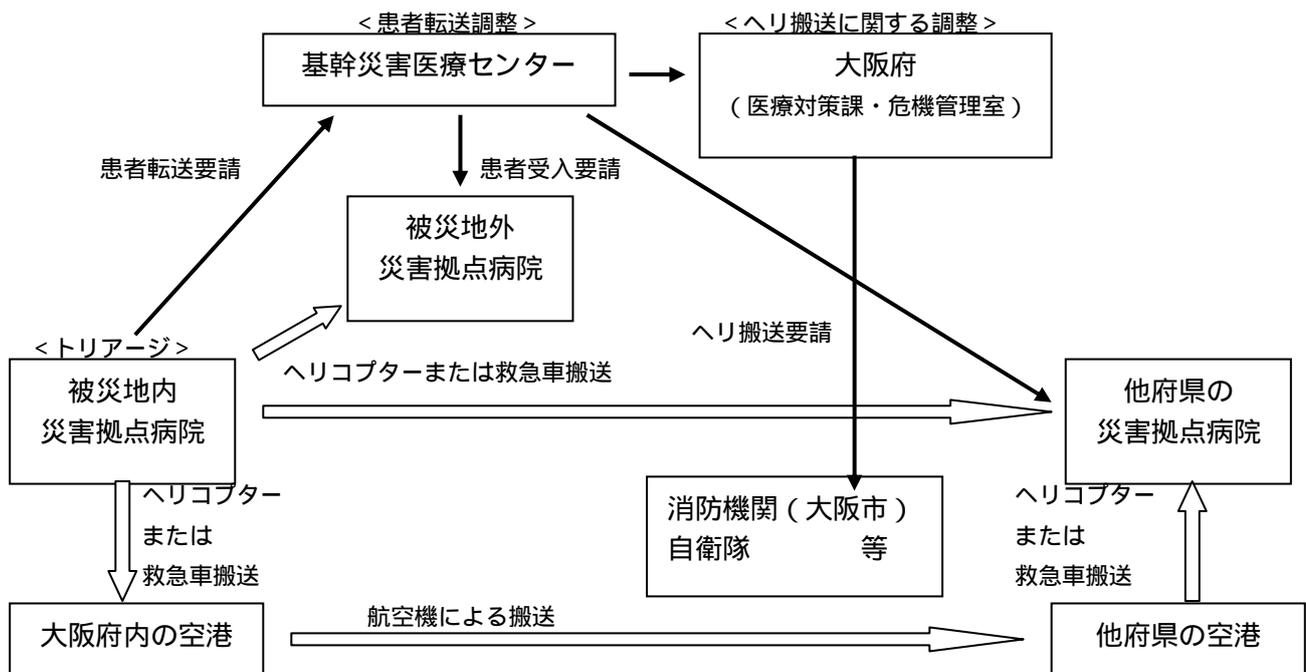
被災地内の患者の搬送は、原則として被災地内の救急隊が行う。

被災地外へ搬送する場合は、原則として被災地外の救急隊及び災害拠点病院のドクターカー等が、被災地内の災害拠点病院等へ集結し、患者を被災地外の災害拠点病院等へ搬送する。

基幹災害医療センターは、災害拠点病院間の重症・重篤患者の転院搬送調整及び他府県の災害拠点病院等への患者受け入れ要請を行う。その際、患者搬送にヘリコプター及び航空機を利用する必要があると判断した場合は、医療対策課に搬送要請を行う。

医療対策課は、ヘリコプター等による搬送要請を受けた場合は、大阪府総務部危機管理室を通じ、消防機関、自衛隊、警察、日本赤十字社、海上保安庁等に要請を行う。

(図4) 広域患者搬送の流れ (ヘリコプター等による患者搬送)



### (5)医薬品、血液等の供給

#### 市町村

市町村は、広域災害・救急医療情報システム等により把握した病院及び救護所のニーズを把握し、必要な医薬品等を供給する。

#### 薬務課

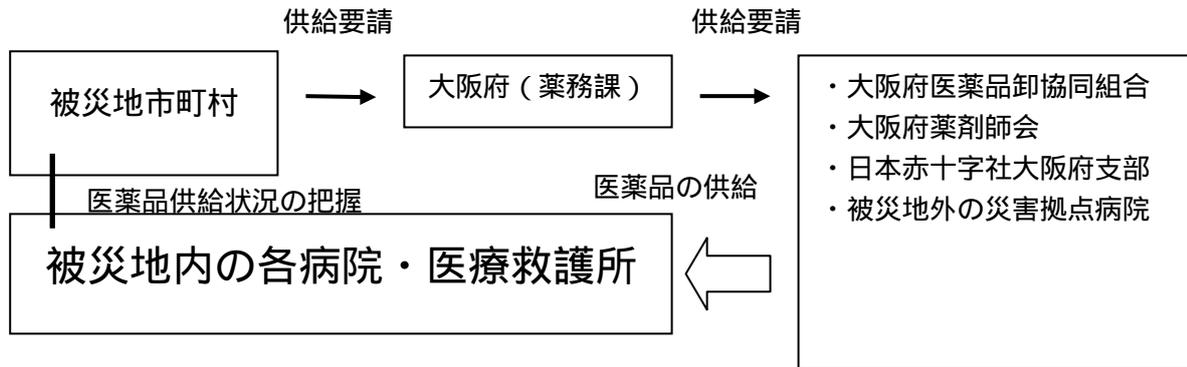
ア 薬務課(大阪府健康福祉部薬務課)は、大阪府医薬品卸協同組合、大阪府薬剤師会、日本赤十字社をはじめ医薬品等関係団体と連携し災害時に備え医薬品等の供給体制を構築する。

イ 薬務課は、市町村からの医薬品等の供給要請を受けて必要な医薬品等を供給する。

#### 災害拠点病院

被災地外の災害拠点病院は、自らの医療救護活動に支障の出ない範囲で薬務課の要請を受けて被災地内医療機関に必要な医薬品等を提供する。

( 図 5 ) 医薬品供給の流れ



(6) ライフラインの確保要請

市町村は、広域災害・救急医療情報システム等により各病院等のライフラインに係るニーズを把握し、医療救護に不可欠な水、電気並びに食料等の病院及び救護所への優先使用を関係機関に要請する。

(7) 遺体の検視・検案

医療対策課は、警察からの要請を受けた場合は、遺体収容所等に監察医を派遣する。

監察医は、所轄警察により検視が行われた遺体の検案及び死体検案書の発行など、必要な協力を行う。

医療対策課は、災害が大規模な場合においては、日本法医学会の協力を要請し、監察医を確保する。

### 3 大規模な事故・事件等(局地型災害)への対応

(1) 災害医療情報の収集・提供

医療対策課は、府内で大規模な事故・事件等(自動車、列車、船舶並びに航空機等による事故、危険物等による事故、高層ビルや地下街等における事故、事件等)が発生した場合、消防機関等から通報を受けた大阪府総務部危機管理室からの緊急連絡により災害情報を入手する。

医療対策課は、府内で大規模な事故・事件等が発生した場合又は発生したと判断した場合は、広域災害・救急医療情報システムにおける災害運用を行うとともに、災害医療機関に対し、災害医療情報を入力するように同システムの一斉通報で要請する。

災害の発生が夜間・休日の場合には大阪府救急医療情報センターが、また、同センターが機能していない場合には基幹災害医療センターが、医療対策課に代わって入力要請する。

大阪府救急医療情報センター又は基幹災害医療センターが入力要請を行った場合は、後刻その旨を医療対策課に連絡する。

災害医療機関は、府内で大規模な事故・事件等が発生した場合又は発生したと判断した場合は、広域災害・救急医療情報システムに災害医療情報を入力する。

大規模な事故・事件等の発生現場に直近の災害拠点病院は、緊急医療班の派遣等を通じて災害医療に必要な情報の把握に努めるとともに、把握した災害医療情報を医療対策課又は大阪府救急医療情報センターに報告する。

(2) 緊急医療班の派遣

府内で大規模な事故・事件等の発生を察知したもの(特に消防機関)は、直ちに直近の災害拠点病院に把握した災害情報を報告するとともに、緊急医療班の出動要請を行う。

緊急医療班は、災害の現場や応急救護所、近隣の災害拠点病院等の医療機関において、トリアージ、応急処置等を行う。

医療対策課は、府内で大規模な事故・事件等が発生し、現地医療救護活動が必要と判断した場合には、災害拠点病院に対し、災害の現場又は被災地の災害拠点病院等へ緊急医療班の派遣を要請する。

災害拠点病院は、府内で大規模な事故・事件等が発生し、消防機関等からの連絡や情報収集等から現地医療救護活動が必要と判断した場合には、医療対策課に連絡のうえ緊急医療班を派遣するものとする。ただし、医療対策課と連絡が取れない場合には、緊急医療班を派遣し、後刻医療対策課に連絡する。

(3) 現地における指揮本部への参画

直近の災害拠点病院が派遣する緊急医療班は、現地において設定された指揮本部（以下「現地指揮本部」という。）に参加し、消防機関、警察等関係機関との連携を図る。

直近の災害拠点病院が派遣する緊急医療班の医師が、現地指揮本部における医療責任者の役割を果たす。

医療責任者は、関係機関との情報の共有化を図り、医療対策課及び基幹災害医療センターへ必要な情報の報告や要請を行う。

(4) 患者の受け入れ

現地指揮本部は、同時に複数の重症患者が同一の病院に搬送されないよう留意するとともに、各患者受け入れ先医療機関の受け入れ状況を把握する。

災害拠点病院は重症・重篤患者（同赤色）を、市町村災害医療センター及び近隣の災害医療協力病院は中等症患者（トリアージタグ黄色）を中心に、それぞれ受け入れる。

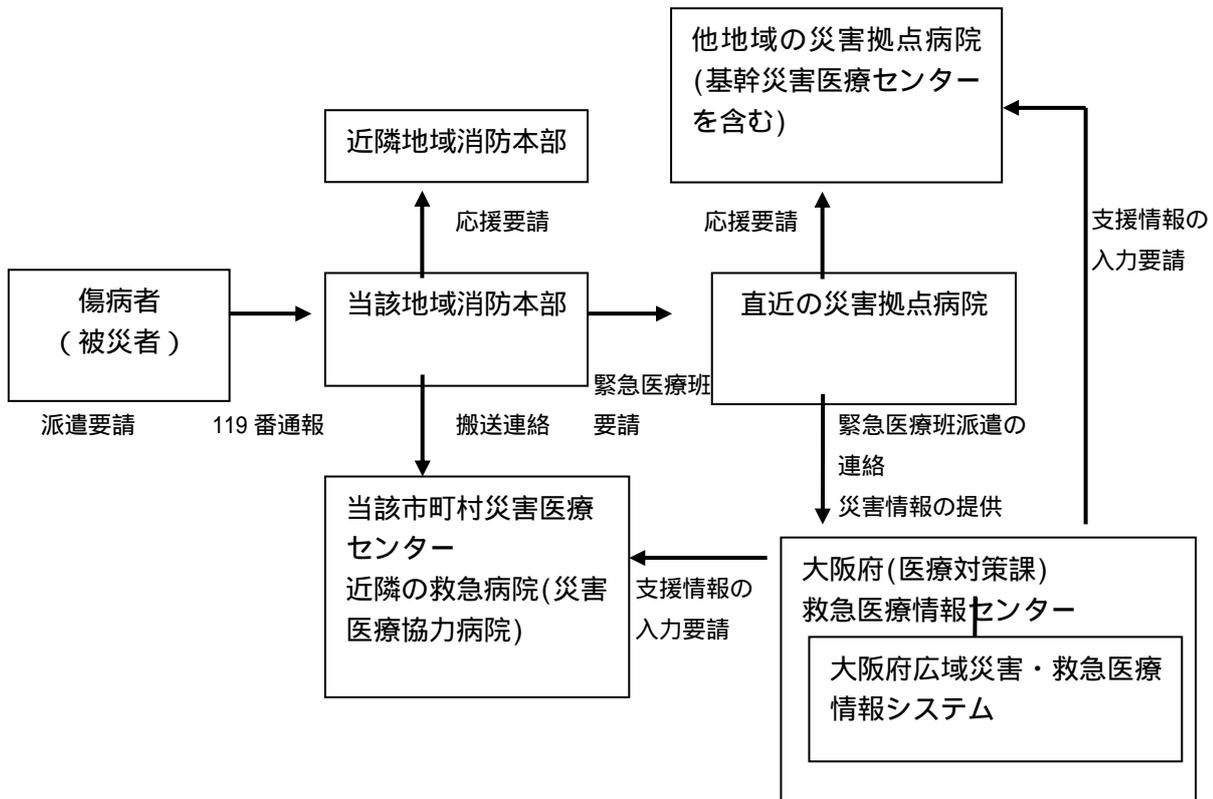
直近の災害拠点病院は、重症・重篤患者について、災害拠点病院間の搬送調整や他府県の災害拠点病院等での患者受け入れが必要と判断した場合は、基幹災害医療センターに対し調整を要請する。

基幹災害医療センターは、災害拠点病院間の重症・重篤患者の搬送調整及び他府県の災害拠点病院等への患者受け入れ要請を行う。その際、患者搬送にヘリコプター及び航空機を利用する必要があると判断した場合は、医療対策課に搬送要請を行う。

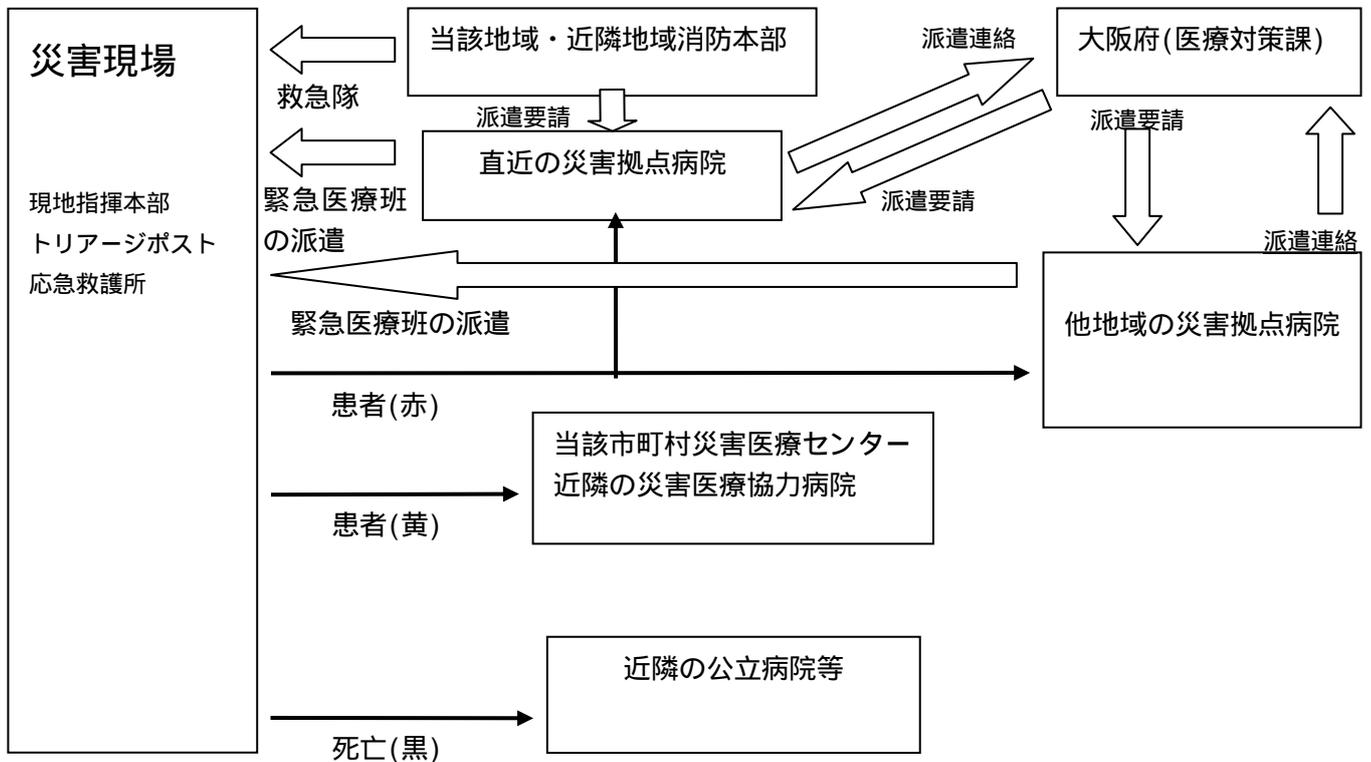
医療対策課は、ヘリコプター等による搬送要請を受けた場合は、大阪府総務部危機管理室を通じ、消防機関、自衛隊、警察、日本赤十字社、海上保安庁等に要請を行う。

死亡等（同黒色）の患者は、近隣の公立病院等が受け入れることを原則とする。

( 図 6 - 1 ) 大規模な事故・事件等 ( 局地型災害 ) 発生時の情報の流れ



( 図 6 - 2 ) 大規模な事故・事件等 ( 局地型災害 ) の場合の緊急医療班派遣と患者の流れ



#### 4 他府県で発生した大規模な自然災害・事故等に対する対応

##### (1) 災害医療情報の収集・提供

医療対策課は、他府県で大規模な自然災害・事故等が発生し、情報収集等により医療支援が必要と判断した場合には、災害拠点病院に対し大阪府の広域災害・救急医療情報システムへ患者受け入れ等の支援情報を入力するよう同システムの一斉通報で要請する。

災害の発生が夜間・休日の場合には大阪府救急医療情報センターが、また、同センターが機能していない場合には基幹災害医療センターが、医療対策課に代わって入力要請する。

大阪府救急医療情報センター又は基幹災害医療センターが入力要請を行った場合は、後刻その旨を医療対策課に連絡する。

災害拠点病院は、医療対策課から入力要請があった場合又は情報収集等により患者受け入れ等の支援情報を入力することが必要と判断した場合には、支援情報を入力する。

基幹災害医療センターは、重症・重篤患者の受け入れについて府内の災害拠点病院間の調整を行い、受け入れ可能数等の情報を収集する。

医療対策課及び基幹災害医療センターは、広域災害・救急医療情報システム等を用いて被災府県及び被災府県の基幹災害医療センター等に支援情報を提供する。

##### (2) 緊急医療班等の派遣

医療対策課は、他府県で大規模な自然災害・事故等が発生し、被災府県等から応援要請があった場合又は情報収集等から現地医療救護活動が必要と判断した場合には、災害拠点病院に対し、災害の現場又は被災地の災害拠点病院等へ緊急医療班の派遣を要請する。

災害拠点病院は、他府県で大規模な自然災害・事故等が発生し、消防機関等からの連絡や情報収集等から現地医療救護活動が必要と判断した場合には、医療対策課に連絡のうえ緊急医療班を派遣するものとする。ただし、医療対策課と連絡が取れない場合には、緊急医療班を派遣し、後刻医療対策課に連絡する。

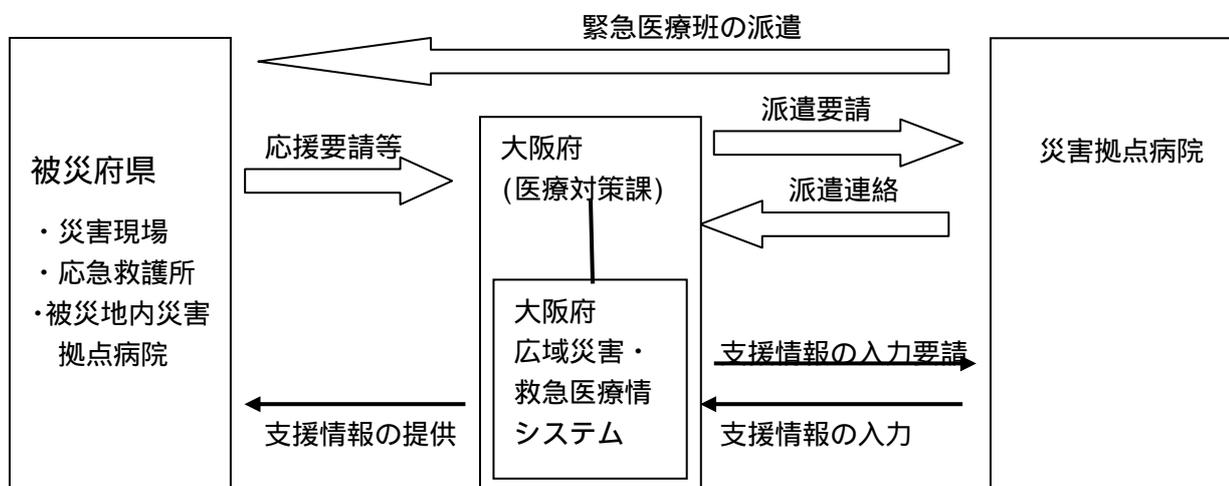
緊急医療班は、現地での医療救護活動にあたっては、災害医療の中心となる災害拠点病院等の指揮により行うことを基本とし、情報の共有化を図りながら対応する。

緊急医療班を派遣した災害拠点病院は、緊急医療班を通じて現地の状況や患者搬送に関する情報を収集し、医療対策課又は基幹災害医療センターへ報告する。

##### (3) 重症・重篤患者の受け入れ

基幹災害医療センターは、被災府県からの重症・重篤患者の受け入れについて、災害拠点病院を中心に大阪府広域災害・救急医療情報システム等を用いて調整する。

(図7) 他府県で災害が発生した場合の支援情報の提供と緊急救護班派遣の流れ



## 大阪府災害時医療救護活動マニュアル(18年6月改定)の主な内容について

### 1. マニュアルの構成について

現行のマニュアルは、府内で地震・自然災害が発生した場合の対応が中心となっていたため、

- (1) 府内で大規模な地震・自然災害が発生した場合
  - (2) 府内で大規模な事故・事件等が発生した場合
  - (3) 他府県で大規模な自然災害・事故等が発生した場合
- の対応に分けて加筆・修正を行った。

### 2. 改定の主な点について

#### (1) 緊急医療班の派遣

- ・上記の災害のケースごとに、医療対策課からの緊急医療班の派遣要請、災害拠点病院の自主的判断による派遣について明確にするため、表現を改めた。
- ・緊急医療班の中に災害派遣医療チーム(DMAT)を含めることとした。

#### (2) 広域災害・救急医療情報システムの活用

- ・上記の災害のケースごとに、広域災害・救急医療情報システムの入力要請、災害医療情報の入力等、災害医療情報の収集・提供について記述した。

#### (3) 情報の共有化について

- ・現地等での緊急医療班と関係機関との連携による情報の共有化、災害拠点病院と医療対策課との情報の共有化について加筆した。

#### (4) 現地指揮本部におけるコマンダー機能について

- ・大規模な事故・事件等における現地指揮本部での医療責任者の役割について加筆した。

## 4 様式・申請書等

## 4 様式・申請書等

緊急報告用

## 災害報告(土石流等)

( 年 月 日 時 現在)

発生場所	おおさか <span style="font-size: small;">おおさか</span> <b>大阪府</b> [都・道・府・ 県]		[市・郡]		[区・町・村]		大字		地区名	
	ふりがな 河川	1級・2級・その他		水系		川		[沢・川・谷]		
発生日時	[不明・調査中・確認済]		年 月 日		時 分					
災害形態	土石流、土砂流・山腹崩壊・山林火災・その他 ( )									
気象状況	異常気象名				観測所名					
	連続雨量	mm	年 月 日 時 ~		年 月 日 時					
	最大24時間雨量	mm/24hr	年 月 日 時 ~		年 月 日 時					
	最大時間雨量	mm/hr	年 月 日 時 ~		年 月 日 時					
土砂流出状況	流出土砂量	m <sup>3</sup>	河道閉塞	有・無	堆積状況	河積の / 程度				
渓流の情報	区分	. . 準ずる . 危険渓流ではない		流域面積	km <sup>2</sup>	河床勾配	1/			
被害状況	人的被害	死者名	被害者 年齢	才	農地被害 (種類・面積)	概略のポンチ絵 (別途添付してもよい)				
		行方不明名								才
		負傷者名								才
	人家被害	全壊・流出	戸	(公共施設・災害弱者関連施設(重要・一般)の名称は要記載)						
		半壊	戸							
		一部損壊	戸							
	床上浸水	戸								
	床下浸水	戸								
	非住家被害	戸	宅地擁壁の被害	戸(空積・練積・RC・その他)						
	公共土木施設被害 (砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等)	(流出、破損、埋没、交通の不通状況等を記載) 市道を埋塞 水路埋塞								
二次災害の可能性	(有・無)									
保全対象	km下流に人家		戸( )	道路名等						
	(その他)									
避難状況 (集落名、種類 (勧告・指示・自主)、世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻等を記載)										
対応状況 (どこがどのような対応 (工事・監視等) を実施したかorする予定か)										
					災害関連緊急事業申請の有無		[有・無・調査中]			
関係法令等 (該当する項目をつける)	直轄	砂防指定地 ( 年指定)			地すべり防止区域 [ 国土・林・農 ]					
	保安林	河川区域 [1級・2級・準用・普通]			急傾斜地崩壊危険区域					
	国有林	土砂災害特別警戒区域			建築基準法による災害危険区域					
	民有林	土砂災害警戒区域			建築基準法により条例で建築を制限している区域					
	都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域			宅地造成工事規制区域						
その他 ( )										
報告者	所属 氏名			所属 氏名						
	所属 氏名			所属 氏名						

\* [添付図面等]

都道府県全体が含まれる位置図、概況平面図、土砂流出状況が分かるポンチ絵、関連記事

\* 第一報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること

\* 写真は、別途e-mailにて送付すること

詳細報告用（緊急報告を添付）

( 溪流名 ) \_\_\_\_\_

## 災 害 報 告 ( 土 石 流 等 )

( 年 月 日 時 現在 )

気象状況 (調査中・確認済・不明)	観測所名及び溪流(谷出口)との距離		観測所名	距離	km	
	連続雨量		(緊急報告に記載)			
	最大24時間雨量		(緊急報告に記載)			
	最大時間雨量		(緊急報告に記載)			
	上記連続雨量以前1週間の連続総雨量(前期降雨)		mm 年 月 日 時 ~ 年 月 日 時			
	積雪・融雪状況		観測所と溪流(谷出口)との標高差	m	雨量状況については累加雨量グラフ。時間雨量表を、積雪・融雪状況については土石流発生に関する1週間の気温。土石流発生に関する1週間の積雪及び日雨量を別紙に添付する。ここで、土石流の発生時刻が明らかな場合はグラフ中に矢印で明記すること。	
保全対象 土石流危険溪流または準ずる溪流の場合のみ危険溪流カルテの内容を記入 [調査中・確認済]	人家戸数	戸				
	人口	人				
	耕地面積	ha				
	災害時弱者関連施設	1有・2無	施設名			
	公共施設	.	設名			
土砂災害防止法 土石流による建物被害数を、法指定の範囲内外、及び構造の別で該当する数をそれぞれ記入する。 [調査中・確認済]	特別警戒区域		警戒区域			
	人的被害	死者	名	名		
		行方不明	名	名		
		負傷者	名	名		
	人家被害	全壊・流出	戸	戸	木造	戸
		半壊			造	戸
一部損壊		戸	戸	木造	戸	
防災計画 市町村地域防災計画への記載	溪流名	[無・有]				
	避難場所	[無・有]	施設名			
	避難経路	[無・有]				
	表示板設置	[無・有] ( 箇所 )				
	警戒避難基準雨量の設定	[無・有]	連続雨量	mm	時間雨量	mm/hr
現地調査結果	土砂流出状況	[無・有]	氾濫区域		氾濫区域	氾濫区域
		氾濫面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		平均堆積深	m	m	m	
		最大堆積深	m	m	m	
		氾濫最大延長×氾濫最大幅	m × m			
		氾濫終息点の勾配	度			
	流域内の既存施設	[無・有]	合計	基	(透過型)	(不透過型)
		(砂防)	基	基	基	
		(治山)	基	基	基	
		(所管不明)	基	基	基	
天然ダム	[無・有]					
崩壊地付近の亀裂	[無・有]					
流木の堆積場所	[無・有]	堆砂区域上流・堆砂地内・水通し部・ダム下流部 その他( )				
通報者または第一発見者 (該当する項目につける)	[確認済・不明]	市町村(部署名)				
		住民				
		その他				
		座標	緯度	分	秒	
			経度	分	秒	

緊急・詳細報告用

災害報告(地すべり)

第 報

( 年 月 日 時 現在 )

ふりがな 発生場所	おおさか <b>大阪府</b>								地区名		
	[都・道・府・県]		[市・郡]		[区・町・村]		大字				
発 生 日 時		[不明・調査中・確認済]		年 月 日		時 分					
気象状況	異常気象名			観測所名				災害発生場所からの距離 km			
	連続雨量	mm	年 月 日 時 ~		年 月 日 時						
	最大24時間雨量	mm/24hr	年 月 日 時 ~		年 月 日 時						
	最大時間雨量	mm/hr	年 月 日 時 ~		年 月 日 時						
地 す べ り 規 模		幅	m	長さ	m	斜面勾配	度	移動層厚	m	拡大の見込	有・無
		保全対象人家戸数		戸	公共施設						
移動状況	最大時間移動量(時速)	m or mm	年 月 日 時 ~		時		観測地点				
	移動総量	m or mm	年 月 日 時 分 ~		年 月 日 時 分		観測地点				
	近年の移動履歴	有・無		年 月 日 時 ~		年 月 日 時					
	変 状	き裂	有・無	陥没	有・無	隆起	有・無	湧水	有・無	末端の押出の有無	有・無
危険箇所	地すべり危険箇所	該当	有・無		危険度 [ A・B・C ]		所管 [ 国土・林・農 ]				
	地すべり防止区域	指定	有・無		指定年	年	既設対策工の有無		有・無	所管 [ 国土・林・農 ]	
被害状況	人的被害	死 者	《 》 ( ) 名		被害者 年齢	才		農地 被害	(種類・面積)		
		行方不明	《 》 ( ) 名			才					
		負 傷 者	《 》 ( ) 名			才					
	人家被害	全壊・流出	《 》 ( ) 戸	木造	《 》 ( ) 戸	RC	《 》 ( ) 戸		(公共施設・災害弱者関連施設(重要・一般)の名称は要記載)		
		半 壊	《 》 ( ) 戸	木造	《 》 ( ) 戸	RC	《 》 ( ) 戸				
		一部破損	《 》 ( ) 戸	木造	《 》 ( ) 戸	RC	《 》 ( ) 戸				
	非 住 家 被 害	戸	宅地擁壁の被害		戸 (空積・練積・RC・その他)						
公共土木施設被害 (砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物 等)	(流出、破損、埋没、交通の不通状況 等を記載)										
その他											
避難状況 (集落名、種類 (勧告・指示・自主)、世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻 等を記載)											
対応状況 (どこがどのような対応 (工事・監視等) を実施したorする予定か)											
災害関連緊急事業申請の有無 [ 有・無・調査中 ]											
関係法令等 (該当する項目をつける)	直 轄	砂防指定地				旧住宅造成事業に関する法律の適用区域					
	保安林	土石流危険渓流 [ . . 準ずる ]				建築基準法による災害危険区域					
	国有林	急傾斜地崩壊危険区域				建築基準法により条例で建築を制限している区域					
	民有林	急傾斜地崩壊危険箇所				宅地造成工事規制区域					
	都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域				宅造基準条例の適用区域						
	土砂災害特別警戒区域				土砂災害警戒区域						
	災害対策基本法防災計画区域										
その他 ( )											
報 告 者	所属 氏名				所属 氏名						
	所属 氏名				所属 氏名						
第一報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること						座 標	北緯	度	分	秒	
							東経	度	分	秒	

緊急・詳細報告用

緊急報告は網掛け部分を記入  
災 害 報 告 ( が け 崩 れ )

第 報  
( 年 月 日 時 現在 )

発 生 場 所	おおさか府		[ 市・郡 ]		[ 区・町・村 ]		大字		地区名		
	[ 都・道・府・県 ]										
発 生 日 時	[ 不明・調査中・確認済 ]		年	月	日	時	分				
気 象 状 況	異常気象名				観測所名				災害発生場所からの距離 km		
	連続雨量	mm	年	月	日	時	~	年	月	日	時
	最大24時間雨量	mm/24hr	年	月	日	時	~	年	月	日	時
	最大時間雨量	mm/hr	年	月	日	時	~	年	月	日	時
斜 面 の 種 類	自然斜面	H =	m	横断図(別途添付しても良い)				概況平面図(別途添付しても良い)			
	人工斜面	H =	m								
	勾配	1	度								
拡大の見込み	[ 有・無 ]										
保全対象人家戸数	戸										
崩 壊 の 状 況	高さ	m	巾	m							
	面積	m <sup>2</sup>	勾配	2	度						
	崩壊又は流出土砂量	m <sup>3</sup>									
	がけ下端の堆積深	m									
	がけ下端と被害家屋までの距離	家屋	m								
	被害家屋位置の堆積深	家屋	m								
	崩土の到達距離	m									
	その他										
被 害 状 況	人的被害	死者	《 》 ( ) 名		被害者	才		公共施設・災害弱者関連施設(重要・一般)の名称は要記載)			
		行方不明	《 》 ( ) 名			才					
		負傷者	《 》 ( ) 名			才					
	物的被害	人家	出	《 》 ( ) 戸	木造	《 》 ( ) 戸	RC	《 》 ( ) 戸			
			半壊	《 》 ( ) 戸	木造	《 》 ( ) 戸	RC	《 》 ( ) 戸			
			一部損壊	《 》 ( ) 戸	木造	《 》 ( ) 戸	RC	《 》 ( ) 戸			
	非住家被害	戸	宅地擁壁の被害		戸	(空積・練積・RC・その他)					
公共土木施設被害(砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等)	(流出、破損、埋没、交通の不通状況等を記載)										
その他											
避難状況 (集落名、種類 (勧告・指示・自主)、世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻等を記載)											
対応状況 (どこがどのような対応 (工事・監視等) を実施したorする予定か)											
										災害関連緊急事業申請の有無 [ 有・無・調査中 ]	
関係法令等 (該当する項目をつける)	直轄	砂防指定地				地すべり防止区域 [ 国土・林・農 ]					
	保安林	急傾斜地崩壊危険区域				旧住宅造成事業に関する法律の適用区域					
	国有林	土砂災害特別警戒区域				建築基準法による災害危険区域					
	民有林	土砂災害警戒区域				建築基準法により条例で建築を制限している区域					
	都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域				宅地造成工事規制区域						
	災害対策基本法防災計画区域				宅造基準条例の適用区域						
	急傾斜地崩壊危険実態調査箇所				地帯番号		箇所番号				
その他 ( )											
報 告 者	所属	氏名				所属	氏名				
	所属	氏名				所属	氏名				

第一報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること  
写真は必要に応じ別途e-mailにて送付のこと

座標 北緯 度 分 秒  
東経 度 分 秒

## 第 1 号 様 式 災 害 確 定 報 告

都道府県		大 阪 府		区 分		被 害	
災 害 名 ・ 確定年月日	月 日 時 確定		田	流出・埋没	h a		
				冠 水	h a		
報告者名			畑	流出・埋没	h a		
				冠 水	h a		
区 分			被 害				
人 的 被 害	死 者	人			文 教 施 設 箇所		
	行 方 不 明 者	人			病 院 箇所		
負 傷 者	重 傷	人			道 路 箇所		
	軽 傷	人			橋 り よ う 箇所		
住 家 被 害	全 壊		棟			河 川 箇所	
			世帯			港 湾 箇所	
半 壊		棟			砂 防 箇所		
		世帯			清 掃 施 設 箇所		
一 部 破 損		棟			崖 く ず れ 箇所		
		世帯			鉄 道 不 通 箇所		
床 上 浸 水		棟			被 害 船 舶 隻		
		世帯			水 道 戸		
床 下 浸 水		棟			電 話 回線		
		世帯			電 気 戸		
非 住 家		棟			ガ ス 戸		
		世帯			ブ ロ ッ ク 塀 等 箇所		
火 災 発 生		棟			り 災 世 帯 数 世帯		
		世帯			り 災 者 数 人		
公 共 建 物		棟			火 災 発 生 建 物 件		
		棟			危 険 物 件		
そ の 他		棟			そ の 他 件		

第 1 号 様 式 災 害 確 定 報 告

区 分		被 害	都 道 府 県 災 害 対 策 本 部	名 称			
公 立 文 教 施 設	千 円			災 害 対 策 本 部	設 置	月	日 時
農 林 水 産 業 施 設	千 円				解 散	月	日 時
公 共 土 木 施 設	千 円						
そ の 他 の 公 共 施 設	人		災 害 対 策 本 部				
小 計	千 円			設 置 市 町 村 名			
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団 体						
そ の 他	農 産 被 害	千 円	災 害 救 助 法				
	林 産 被 害	千 円		計 団 体			
	畜 産 被 害	千 円					
	水 産 被 害	千 円		適 用 市 町 村 名			
	商 工 被 害	千 円					
	そ の 他	千 円	計 団 体				
被 害 総 額	千 円		消 防 職 員 出 動 延 人 数	人			
			消 防 団 員 出 動 延 人 数	人			
備 考	災 害 発 生 場 所 災 害 発 生 年 月 日 災 害 の 概 況 消 防 機 関 の 活 動 状 況 そ の 他 ( 避 難 の 勧 告 ・ 指 示 の 状 況 )						

第 4 号 様 式 (その 2)  
(被害状況即報)

都道府県			区 分			被 害			
災 害 名 ・ 報告年月日	災害名		田	流出・埋没	ha	畑	流出・埋没	ha	
	第 報			冠 水	ha		冠 水	ha	
報告者名		( 月 日 時現在)		そ		文 教 施 設		箇所	
区 分			被 害			文 教 施 設			箇所
人 的 被 害 者	死 者		人	病 院			箇所		
	行 方 不 明 者		人	道 路			箇所		
負 傷 者	重 傷		人	橋 り よ う			箇所		
	軽 傷		人	河 川			箇所		
住 家 被 害	全 壊		棟	港 湾			箇所		
	半 壊		棟	砂 防			箇所		
一 部 損 壊		棟	清 掃 施 設			箇所			
床 上 浸 水		棟	崖 く ず れ			箇所			
床 下 浸 水		棟	鉄 道 不 通			箇所			
非 住 家		棟	被 害 船 舶			隻			
公 共 建 物		棟	水 道 戸			戸			
そ の 他		棟	電 話 回 線			回線			
		棟	電 気 戸			戸			
		棟	ガ ス 戸			戸			
		棟	ブ ロ ッ ク 塀 等			箇所			
		棟	り 災 世 帯 数			世帯			
		棟	り 災 者 数			人			
		棟	火 災 発 生			建 物 件			
		棟	危 険 物			件			
		棟	そ の 他			件			

第 4 号 様 式 （その 2）  
（被害状況即報）

区	分	被 害	災 等 害 の 対 設 策 置 本 状 部 況	都 道 府 県				
公 立 文 教 施 設	千円							
農 林 水 産 業 施 設	千円							
公 共 土 木 施 設	千円							
その他の公共施設	千円							
小 計	千円							
公共施設被害市町村数		団体	災 害 救 助 法 適 用 市 町 村 名	市 町 村				
そ の 他	農 産 被 害	千円						
	林 産 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円						
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円						
					計 団体			
そ の 他		千円			消防職員出動延人数	人		
被 害 総 額		千円			消防団員出動延人数	人		
備           考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況  ・ 避難の勧告・指示の状況  ・ 避難所の設置状況  ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況  ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況  ・ 災害ボランティアの活動状況							

被害額は省略することができるものとする。



緊急通行車両確認申請書

年 月 日

大阪府知事  
殿  
大阪府公安委員会

申請者住所  
(電 話)  
氏 名

行政機関等の名称等	1 指定行政機関	2 指定地方行政機関	
	3 地方公共団体(執行機関を含む)	4 指定公共機関	
業務の内容	5 指定地方公共機関	6 その他( )	
	名 称 ( )		
番号票に表示されている番号	1 警報の発令	2 消防等の応急措置	3 救難救助等
	4 児童等の教育	5 施設等の応急復旧	6 保健衛生
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名	7 社会秩序の維持	8 緊急通行の確保	9 災害の防御等
	10 その他 ( )		
車両の使用者	住 所	( ) 局 番	
	氏 名		
通行日時			
通行経路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

災害対策基本法施行規則別記様式第4号

第 号

年 月 日

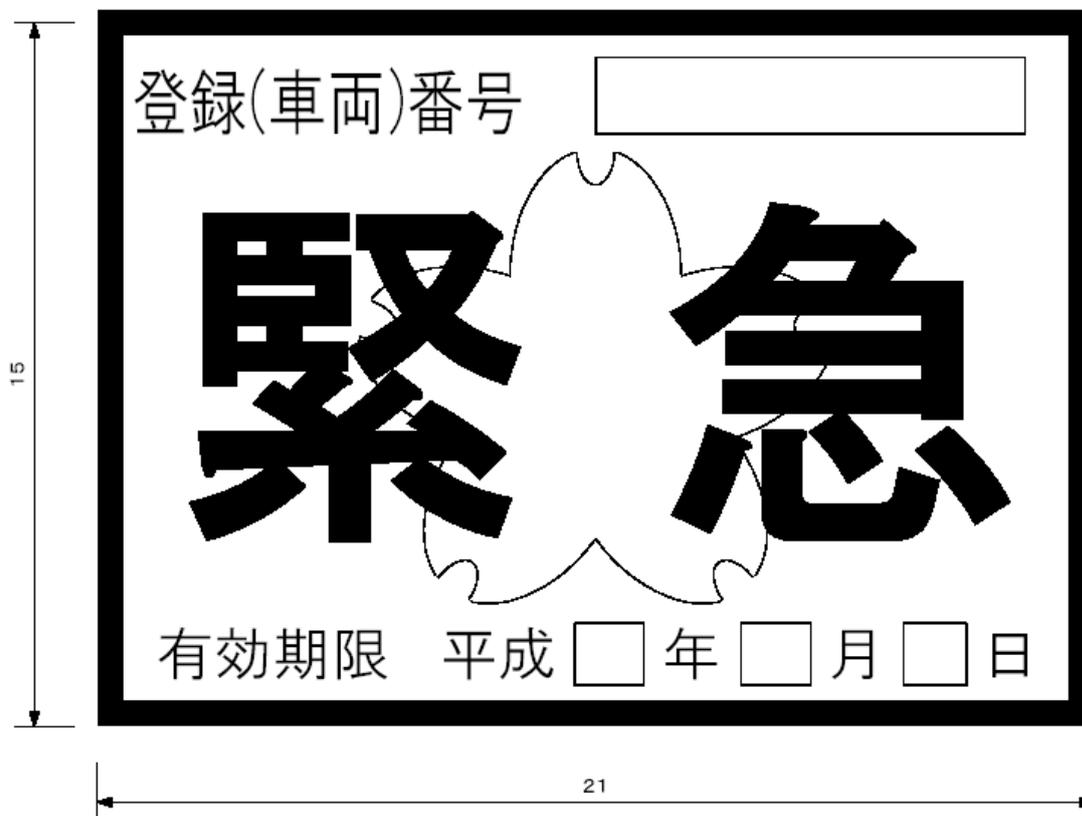
緊急通行車両確認証明書

大阪府知事  
大阪府公安委員会

番号欄に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名		
使用者	住 所	( ) 局 番
	氏 名	
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備 考		

備 考 用紙は、日本工業規格A5とする。

別記様式第3（第6条関係）（平7総府令39・全改、平8総府令1・旧様式第2繰下）



- 備考
1. 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
  2. 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
  3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

## 派遣要請書様式等

知事への依頼書様式

	文書番号 年 月 日
大阪府知事 様	
	市町村長等
自衛隊の災害派遣要請について	
災害対策基本法第 68 条の 2 の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼します。	
記	
1 災害の状況及び派遣を要請する事由	
2 派遣を希望する期間	
3 派遣を希望する区域及び活動内容	
4 その他参考となるべき事項	

	文書番号 年 月 日
大阪府知事 様	
	市町村長等
自衛隊災害派遣部隊の撤収要請について	
年 月 日付第 号により依頼した自衛隊の災害派遣要請について、下記のとおり撤収要請を依頼します。	
記	
1 撤収要請日時	
2 派遣された部隊	
3 派遣人員及び従事作業の内容	
4 その他参考となるべき事項	

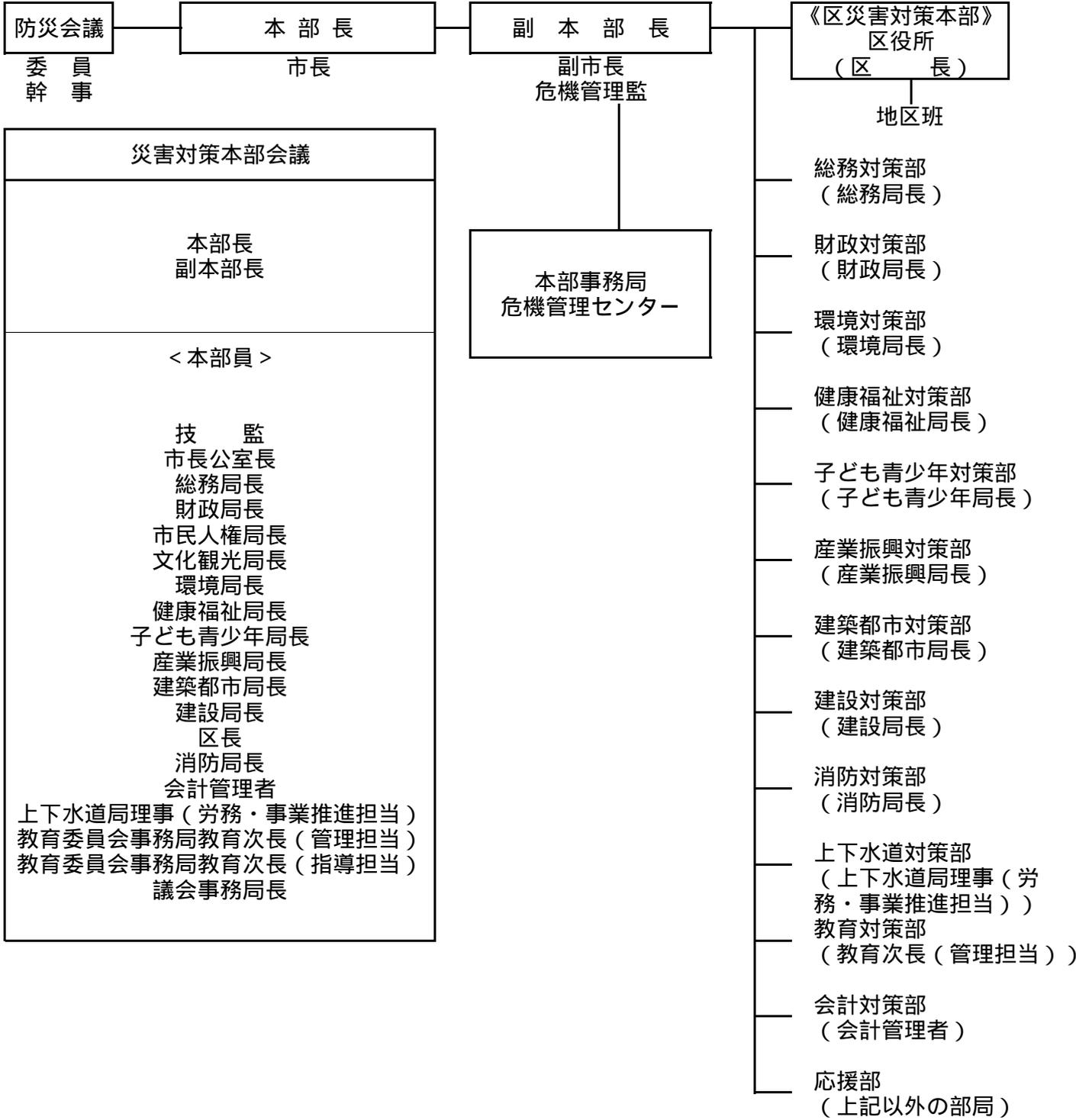
## **5 堺市の現況等に関する資料**

堺市防災会議役員一覧表

会長：堺市長

機関名		委員役職	幹事役職	
1	近畿総合通信局	局長	無線通信部陸上第二課長	
2	近畿地方整備局	局長	総括防災調整官	
3	近畿運輸局	局長	総務部長 大阪運輸支局長	
4	大阪管区气象台	台長	技術部次長	
5	堺海上保安署	署長	次長	
6	陸上自衛隊第37普通科連隊	連隊長	第2中隊長	
7	海上自衛隊阪神基地隊	基地隊司令	警備科長	
8	大阪府危機管理室	危機管理監	危機管理室長	
9	大阪府鳳土木事務所	所長	地域支援課地域支援・防災グループ長	
10	大阪府富田林土木事務所	所長	参事（地域防災監）	
11	大阪府堺泉北港湾事務所	所長	建設課長	
12	大阪府警察堺市警察部	部長	総務課長	
13	堺市	副市長		
14		副市長		
15		副市長		
16	堺市上下水道局	上下水道局長	総務課長	
17	堺市教育委員会	教育長	事務局総務課長	
18	堺市消防局	局長	警防課長	
19	堺市美原消防団	団長	副団長	
20	堺市	危機管理監	危機管理担当課長	
21		市長公室	室長	市政情報課長
22		総務局	局長	総務課長
23		財政局	局長	調達課長
24		市民人権局	局長	男女共同参画推進課長
25		文化観光局	局長	スポーツ施設課長
26		環境局	局長	環境総務課長
27		健康福祉局	局長	障害者支援課参事
28		子ども青少年局	局長	子ども企画課長
29		産業振興局	局長	農業土木課長
30		建築都市局	局長	都市政策課長
31		建設局	局長	河川水路課長
32		中区役所	区長	企画総務課長
33	地方独立行政法人 堺市立病院機構市立堺病院	副院長	管理課長	
34	西日本電信電話（株）大阪南支店	設備部長	設備部企画担当課長	
35	日本赤十字社大阪府支部	事務局長	事業部長兼事業課長	
36	阪神高速道路(株)大阪管理部	部長	総務課長	
37	西日本旅客鉄道（株）	常務執行役員近畿統括本部大阪支社長	近畿統括本部大阪支社総務企画課長	
38	大阪ガス（株）	南部地区保安統括	南部導管部緊急保安チームマネージャー	
39	日本通運（株）堺支店	支店長	総務課長	
40	関西電力（株）南大阪営業所	所長	所長室長	
41	日本放送協会大阪放送局	報道部長	報道部デスク	
42	泉州水防事務組合		事務局次長	
43	南海電気鉄道（株）	常務取締役執行委員 鉄道営業本部長	鉄道営業本部 運輸部業務課長	
44	大阪府トラック協会泉州支部	支部長	事務長	
45	堺市医師会	会長	副会長	
46	堺市歯科医師会	会長	総務理事	
47	南河内歯科医師会	会長	会計理事	
48	堺市薬剤師会	会長	理事	
49	堺市自治連合協議会	副会長	副会長	
50	堺市社会福祉協議会	会長	副会長	

### 堺市災害対策本部組織



堺市災害対策本部活動編成表

組織名	構成		分掌事務
災害対策本部会議	本部長 副本部長  本部員	市長 副市長 危機管理監 技監 市長公室長 総務局長 財政局長 市民人権局長 文化観光局長 環境局長 健康福祉局長 子ども青少年局長 産業振興局長 建築都市局長 建設局長 区長 消防局長 会計管理者 上下水道局理事 (労務・事業推進担当) 教育次長(管理担当) 教育次長(指導担当) 議会事務局長	災害緊急措置 自衛隊の派遣要請 避難の指示勧告 災害救助法の適用 組織動員の指令 災害警戒区域の設定 応急公用負担 災害応援要請

組織名	責任者	構成	主たる分掌事務
危機管理センター	総務情報班	堺市危機管理センター 設置規程別表第2参照	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センターの開設・運営</li> <li>・関係機関との連絡調整</li> <li>・職員の動員指令</li> <li>・被害情報の収集、伝達、報告、分析及び記録</li> <li>・応急対策の情報収集及び報告</li> <li>・通信伝達体制の整備</li> <li>・他の班の所管に属しないこと</li> </ul>
	対策班		<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急対策の検討、調整及び指示</li> <li>・避難、救出、救護、救援等の検討、調整及び指示</li> <li>・実施体制</li> </ul>
	広報班		<ul style="list-style-type: none"> <li>・報道発表及び報道機関への情報提供</li> <li>・報道提供資料の収集、報告及び記録</li> <li>・市民への広報</li> </ul>

区災害対策本部	区長	区役所 直近参集職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報の収集、報告</li> <li>・被災者の救援</li> <li>・救援物資の配付</li> <li>・被災者への給付貸付け</li> <li>・被災者の市民相談</li> <li>・被災家屋の調査</li> </ul>
	地区班		<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者の管理及び救援物資配給</li> <li>・災害情報の連絡</li> </ul>

堺市災害対策本部活動編成表

対策部	責任者	構成	主たる分掌事務
共通		局総務担当課	<ul style="list-style-type: none"> <li>局内、局間連絡調整</li> <li>局内災害業務計画編成</li> <li>局内職員の動員</li> <li>所管施設の保全、応急復旧</li> </ul>
総務対策部	総務局長	行政部 人事部	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部の施設面</li> <li>職員の動員体制の把握</li> </ul>
財政対策部	財政局長	財政部 契約部 税務部 債権回収対策室	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害予算</li> <li>緊急物資の購入、契約</li> <li>車両管理</li> </ul>
環境対策部	環境局長	環境保全部 環境都市推進室 環境事業部	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の環境保全</li> <li>ごみ等の応急処置、清掃</li> <li>応急汲み取り</li> </ul>
健康福祉対策部	健康福祉局長	生活福祉部 長寿社会部 障害福祉部 健康部 保健所	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者救援の総括</li> <li>災害応急医療調整</li> <li>感染症予防、応急措置</li> <li>遺体火葬</li> <li>消毒</li> </ul>
子ども青少年対策部	子ども青少年局長	子ども青少年育成部 保育部	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害応急保育</li> </ul>
産業振興対策部	産業振興局長	商工労働部 農政部	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済関連被害調査</li> <li>被災事業者への融資斡旋</li> <li>農林水産施設などの応急対策</li> </ul>
建築都市対策部	建築都市局長	都市計画部 交通部 都市整備部 臨海整備室 住宅部 建築部 開発調整部	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係施設の被害調査、応急復旧</li> <li>被災建築物の応急危険度判定</li> <li>災害仮設住宅の建設</li> <li>公共施設の応急復旧</li> </ul>
建設対策部	建設局長	土木部 公園緑地部 道路部 自転車まちづくり推進室 連続立体推進室 大和川線推進室	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水被害調査、応急復旧</li> <li>土木施設の被害調査、応急復旧</li> <li>災害交通規制</li> <li>公園施設の被害調査、応急復旧</li> </ul>
消防対策部	消防局長	総務部 警防部 予防部 消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害情報の収集</li> <li>消防、水防の災害応急措置</li> <li>救助、救急、救護活動</li> </ul>
上下水道対策部	上下水道局理事	総務部 上水道部 下水道部	<ul style="list-style-type: none"> <li>所管施設の被害調査、応急復旧</li> <li>応急給水</li> <li>給水広報</li> <li>給水資器材の確保</li> <li>下水道施設の応急復旧</li> <li>浸水被害調査、応急復旧</li> </ul>
教育対策部	教育次長	事務局各部  各学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害応急教育</li> <li>教職員の指導、連絡、調整</li> <li>学校園への指令、連絡調整</li> <li>被災児童等への応急措置</li> <li>避難所開設</li> <li>学校の管理</li> </ul>
会計対策部	会計管理者	会計室	<ul style="list-style-type: none"> <li>義援金品の受理</li> </ul>
応援部	市長公室長 市民人権局長 文化観光局長 議会事務局長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長 農業委員会事務局長 人事委員会事務局長		<ul style="list-style-type: none"> <li>本部の応援</li> </ul>
※本部活動がない部局はすべて応援部とする			

※詳細は、総則第4節防災関係機関の業務大綱を参照

## 災害拠点病院等一覧

区分	名称	区域	根拠	基準
災害拠点病院				
基幹災害医療センター	大阪府立急性期・総合医療センター		国通達 「災害時における初期救急医療体制の充実強化について」 (平成8年5月10日付、健政発第451号) 大阪府地域防災計画	都道府県に一つ
	地域災害医療センター	大阪市立総合医療センター		
	国立病院機構大阪医療センター			
	大阪赤十字病院			
	大阪市立大学医学部附属病院			
	大阪大学医学部附属病院			
	済生会千里病院千里救命救急センター			
	大阪府三島救命救急センター + 大阪医科大学附属病院			
	関西医科大学附属滝井病院			
	関西医科大学附属枚方病院			
	大阪府立中河内救命救急センター + 東大阪市立総合病院			
	近畿大学医学部附属病院			
	市立堺病院	堺区		
	大阪府立泉州救命救急センター りんくう総合医療センター			
	大阪警察病院			
	多根総合病院			
特定診療災害医療センター	大阪府立成人病センター		大阪府地域防災計画	二次医療圏毎に一つ
	大阪府立精神医療センター			
	大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター			
	大阪府立母子保健総合医療センター			
市町村災害医療センター	大阪労災病院	北区	大阪府地域防災計画 堺市地域防災計画	
	災害医療協力病院	浅香山病院	堺区	
	清恵会病院	堺区	大阪府地域防災計画 大阪府保健医療計画	
	耳原総合病院	堺区		
	堺山口病院	堺区		
	阪堺病院	堺区		
	南堺病院	中区		
	堺フジタ病院	中区		
	邦和病院	中区		
	ベルランド総合病院	中区		
	阪南病院	中区		
	堺温心会病院	中区		
	日野病院	東区		
	馬場記念病院	西区		
	近畿大学堺病院	南区		
	恒進會病院	南区		
	金岡中央病院	北区		
	新金岡豊川総合病院	北区		
	植木病院	北区		
	吉川病院	北区		
	美原病院	美原区		
	田中病院	美原区		

平成24年4月1日現在

区域名があるものはすべて救急告示病院

# 救急指定病院

資料 5-5

平成24年4月1日現在

病 院 名	所 在 地	協力診療科目						病床数	電話番号
		内 整	外 脳	循 形	消 小	産 精	神 心		
浅香山病院	堺区今池町3丁3番16号	内 整	外 脳	循 形	消 小	産 精	神 心	1196	072-229-4882 (昼) 072-229-4884 (夜)
堺山口病院	堺区東湊町6丁383番地	内 整	外 脳	循 形	消 小	産 精	神 心	60	072-241-3945
市立堺病院	堺区南安井町1丁1番1号	内 整	外 脳	循 形	消 小	産 精	神 心	493	072-221-1700
清恵会病院	堺区向陵中町4丁2番10号	内 整	外 脳	循 形	消 小	産 精	神 心	276	072-251-8199
阪堺病院	堺区大浜北町1丁8番8号	内 整	外 脳	循 形	消 小	産 精	神 心	140	072-233-6745
耳原総合病院	堺区協和町4丁465番地	内 整	外 脳	循 形	消 小	産 精	神 心	386	072-241-0501
堺温心会病院	中区深井清水町2140番地1号	内 整	外 脳	循 形	消 小	産 精	神 心	189	072-278-2461
堺フジタ病院	中区深井沢町3347番地	内 整	外 脳	循 形	消 小	産 精	神 心	87	072-279-1170
阪南病院	中区八田南之町277番地	内 整	外 脳	循 形	消 小	産 精	神 心	690	072-278-0381
ベルランド総合病院	中区東山500番地3	内 整	外 脳	循 形	消 小	産 精	神 心	477	072-234-2001
南堺病院	中区大野芝町292番地	内 整	外 脳	循 形	消 小	産 精	神 心	153	072-236-3636
邦和病院	中区新家町697-1	内 整	外 脳	循 形	消 小	産 精	神 心	119	072-234-1331
日野病院	東区北野田626番地	内 整	外 脳	循 形	消 小	産 精	神 心	104	072-235-0090
馬場記念病院	西区浜寺船尾町東4丁244番地	内 整	外 脳	循 形	消 小	産 精	神 心	300	072-265-5558
近畿大学堺病院	南区原山台2丁7番1号	内 整	外 脳	循 形	消 小	産 精	神 心	440	072-299-1120
恒進會病院	南区豊田40番地	内 整	外 脳	循 形	消 小	産 精	神 心	269	072-299-2020
植木病院	北区黒土町3002番地5	内 整	外 脳	循 形	消 小	産 精	神 心	130	072-257-0100
大阪労災病院	北区長曾根町1179番地3	内 整	外 脳	循 形	消 小	産 精	神 心	678	072-252-3561
金岡中央病院	北区中村町450番地	内 整	外 脳	循 形	消 小	産 精	神 心	505	072-252-9000
新金岡豊川総合病院	北区新金岡町4丁1番7号	内 整	外 脳	循 形	消 小	産 精	神 心	182	072-255-1001
吉川病院	北区東三国ヶ丘町4丁1番25号	内 整	外 脳	循 形	消 小	産 精	神 心	90	072-259-0100
田中病院	美原区黒山39-10	内 整	外 脳	循 形	消 小	産 精	神 心	180	072-361-3555
美原病院	美原区今井380	内 整	外 脳	循 形	消 小	産 精	神 心	565	072-361-0545

※ 協力診療科目について (網掛けが該当診療科目になります)

内…内科 外…外科 循…循環器内科 消…消化器科 産…産婦人科 整…整形外科 脳…脳神経外科  
形…形成外科 小…小児科 精…精神科 神…神経内科 心…心臓血管外科

※ 精神科については、他病院との輪番制に参画

※ 堺フジタ病院の整形外科については、火曜日が当番の輪番制

※ ベルランド総合病院の小児科については、日曜日、木曜日が当番の輪番制

※ 日野病院の内科については、土曜日、日曜日が当番の輪番制

※ 近畿大学堺病院の外科については、第3木曜日が当番の輪番制

※ 大阪労災病院の小児科については、月曜日、第2・4土曜日及びその翌日日曜日が当番の輪番制

## 高度救命救急センター：大阪府

平成24年5月17日現在

施設名	所在地	電話番号	
関西医科大学附属枚方病院救命救急センター	枚方市新町2丁目3番1号	072-804-0101	
大阪大学医学部附属病院 高度救命救急センター	吹田市山田丘2-15	06-6879-5111	ドクターヘリ運用施設
大阪府立急性期・総合医療センター	大阪市住吉区万代東3-1-56	06-6692-1201	

## 救命救急センター：大阪府

平成24年5月17日現在

施設名	所在地	電話番号
関西医科大学附属滝井病院	守口市文園町10番15号	06-6992-1001
済生会千里病院千里救命救急センター	吹田市津雲台1-1-6	06-6871-0121
国立病院機構大阪医療センター	大阪市中央区法円坂2-1-14	06-6942-1331
近畿大学医学部附属病院	大阪狭山市大野東377-2	072-366-0221
大阪府三島救命救急センター	高槻市南芥川町11-1	072-683-9911
大阪市立総合医療センター	大阪市都島区都島本通2-13-22	06-6929-1221
大阪府立泉州救命救急センター	泉佐野市りんくう往来北2-24	072-464-9911
大阪府立中河内救命救急センター	東大阪市西岩田3丁目4番13号	06-6785-6166
大阪赤十字病院	大阪市天王寺区筆ヶ崎町5-30	06-6774-5111
大阪警察病院	大阪市天王寺区北山町10-31	06-6771-6051
大阪市立大学医学部附属病院	大阪市阿倍野区旭町1-5-7	06-6645-2711

## 大阪府医師会が位置づけた3次救急医療機能を有する医療機関

施設名	所在地	電話番号
国立循環器病研究センター	吹田市藤白台5丁目7番1号	06-6833-5012
大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター	羽曳野市はびきの3-7-1	072-957-2121
北野病院	大阪市北区扇町2丁目4番20号	06-6312-1221
桜橋渡辺病院	大阪市北区梅田2-4-32	06-6341-8651
大阪府立成人病センター	大阪市東成区中道1-3-3	06-6972-1181
阪和記念病院	大阪市住吉区荻田7-11-11	06-6696-5591

## 都 市 公 園 の 現 況

都市公園の現況

( H24 . 3 . 31 現在 )

	都市計画決定公園緑地等 箇所 ( ha )	左の内、開設公園緑地等 箇所 ( ha )	その他の都市公園 箇所 ( ha )	開設都市公園合計 箇所 ( ha )
街区	134 ( 38.62)	129 ( 35.65)	908 ( 47.78)	1037 ( 83.43)
近隣	36 ( 105.60)	32 ( 90.52)	5 ( 7.06)	37 ( 97.58)
地区	15 ( 83.00)	8 ( 33.64)		8 ( 33.64)
住区基幹公園合計	185 ( 227.22)	169 ( 159.81)	913 ( 54.84)	1,082 ( 214.65)
総合	6 ( 147.90)	6 ( 94.02)		6 ( 94.02)
運動	2 ( 34.90)	2 ( 25.12)		2 ( 25.12)
都市基幹公園合計	8 ( 182.80)	8 ( 119.14)		8 ( 119.14)
その他	16 ( 404.60)	15 ( 321.33)	37 ( 38.22)	52 ( 359.55)
合計	209 ( 814.62)	192 ( 600.28)	950 ( 93.06)	1,142 ( 693.34)

広域避難地の機能を有する都市公園の整備

( 単位 ha )

公園名称	種別	計画面積	開設面積	公園名称	種別	計画面積	開設面積
浅香山公園	近隣	1.70	1.66	白鷺公園	総合	10.00	9.00
八田荘公園	近隣		1.49	鴨谷公園	総合	13.10	13.12
金岡東第1～3公園	近隣	5.60	5.60	金岡公園	運動	17.40	17.71
三宝公園	地区	6.60	3.17	原池公園	運動	17.50	7.41
西原公園	地区	12.70	12.66	大蓮公園	風致	15.50	15.46
天神公園	地区	7.10	0.00	新檜尾公園	風致	11.10	11.06
大浜公園	総合	16.30	16.30	美原ふる里公園	歴史		0.91
大仙公園	総合	81.10	36.28	大泉緑地	緑地	118.30	98.70
				大浜寺公園	広域	37.00	37.00

一次避難地の機能を有する都市公園の整備

( 単位 ha )

公園名称	種別	計画面積	開設面積	公園名称	種別	計画面積	開設面積
戒公園(ザビエル公園)	近隣	1.50	1.47	茶山公園	近隣	4.40	4.39
陵南中央公園	近隣	1.30	1.34	庭代公園	近隣	6.90	6.89
竹城公園	近隣	2.60	2.59	城山公園	近隣	5.40	5.37
高倉公園	近隣	3.40	3.44	赤坂公園	近隣	4.30	4.26
槇塚公園	近隣	3.00	3.03	南八下西公園	近隣	2.00	0.93
桃山公園	近隣	3.50	3.46	新堀公園	近隣	1.60	0.00
原山公園	近隣	7.80	7.80	土塔町公園	近隣	3.20	1.81
御池公園	近隣	6.90	9.18	鳳公園	近隣	2.10	2.08
向陵公園	近隣	1.70	1.51	大池公園	近隣	1.90	2.25
鈴の宮公園	近隣	3.50	1.35	さつき野公園	近隣		1.90
船堂公園	近隣	1.90	1.85	霞ヶ丘公園	地区	4.70	3.51
錦西公園	近隣	1.50	0.17	英彰公園	地区	3.50	0.00
浜寺元町公園	近隣	1.80	0.00	登美丘北公園	地区	3.50	1.07
深井北町公園	近隣	1.10	1.17	水賀池公園	地区	6.30	1.98
神野公園	近隣	1.70	1.70	向ヶ丘公園	地区	4.30	2.04
宮山公園	近隣	3.60	3.60	東雲公園	地区	4.00	1.25
三原公園	近隣	2.60	2.62	舟渡池公園	総合	10.00	1.97
晴美公園	近隣	5.90	5.90				

河川の改修状況

資料 5-7

【1級河川】

(管理者 国土交通省)

河川名	区域		事業計画
	自	至	
大和川	松原市との境界	河口	昭和51年3月改定の大和川水系工事实施基本計画にもとづき、柏原市より下流については、5,200m <sup>3</sup> /秒(200年確率)の流下が可能な河道の確保を目標としている。現在は、河口付近の河道掘削を実施している。 (事業主体 国)

(管理者 大阪府知事)

河川名	区域		事業計画
	自	至	
西除川	大阪狭山市との境界	大和川合流点	河口から境橋までは、平成11年度末で100年確率改修済。上流未改修部については改修中。 (事業主体 大阪府)
西除川放水路	西除川分派点	大和川合流点	100年確率改修済 (事業主体 大阪府)
東除川	狭山池	大和川合流点	50mm/hr対応改修済 (事業主体 大阪府)
平尾小川	美原町平尾2990番地先	東除川合流点	改修済 (事業主体 大阪府)

(管理者 堺市長)

河川名	区域		事業計画
	自	至	
狭間川	狭間雨水線合流点	1級河川 西除川への合流点	最下流部より小今池橋までの間は75年確率改修済。平成19年度より小今池橋から狭間雨水線合流点において暫定50mm/hrでの河道改修に着手。 (事業主体 堺市)

【2級河川】

(管理者 大阪府知事)

河川名	区域		事業計画
	自	至	
石津川	法道寺川合流点	河口	50mm/hr対応改修済 (事業主体 大阪府)
百済川	北条町石長橋	石津川合流点	50mm/hr対応改修済 (事業主体 大阪府)
和田川	美木多上小川合流点	石津川合流点	50mm/hr対応改修済 (事業主体 大阪府)
陶器川	田園前田川合流点	石津川合流点	50mm/hr対応改修済 (事業主体 大阪府)
妙見川	釜室西松尾橋	石津川合流点	50mm/hr対応改修済 (事業主体 大阪府)
百舌鳥川	府道・百舌鳥橋	百済川合流点	50mm/hr対応改修済 (事業主体 大阪府)
甲斐田川	城山台5丁492番1号	和田川合流点	50mm/hr対応改修済 (事業主体 大阪府)

(管理者 堺市長)

河川名	区域		事業計画
	自	至	
内川放水路	内川からの分派点	河口	100年確率改修済 (事業主体 堺市)
内川	錦之町西3丁40番地先	河口	100年確率改修済 (事業主体 堺市)
土居川	大仙西町1丁6番地先	内川合流点	100年確率改修済 (事業主体 堺市)

【準用河川】

(管理者 堺市長)

河川名	区域		事業計画
	自	至	
百舌鳥川	右岸 野尻町250の41 左岸 野尻町105の2	2級河川 百舌鳥川への合流点	最下流部より但馬池までの間は50mm/hr対応改修済、上流部については暫定改修済。 (事業主体 堺市)
光竜寺川	右岸 新金岡町3-6-25 左岸 新金岡町4-7-23	1級河川 西除川への合流点	50mm/hr対応改修済 (事業主体 堺市)
伊勢路川	右岸 深井沢町2423-1 左岸 深井沢町2423-3	2級河川 石津川への合流点	50mm/hr対応改修済 (事業主体 堺市)
和田川	右岸 別所554-1 左岸 別所235-1	2級河川 和田川への合流点	50mm/hr対応改修済 (事業主体 堺市)

【普通河川】

河川名	区域		事業計画
	自	至	
百済川	北条町	2級河川 百済川合流点	50mm/hr対応改修済 (事業主体 堺市)
美濃川	土師町1丁 (美濃川雨水線合流点)	普通河川 百済川合流点	50mm/hr対応改修済 (事業主体 堺市)
陶器川	陶器北 (老ノ池)	2級河川 陶器川合流点	50mm/hr対応改修済 (事業主体 堺市)
前田川	新岸池	2級河川 陶器川合流点	50mm/hr対応改修済 (事業主体 堺市)
明正川	天濃池	2級河川 石津川合流点	流域内砂防指定に伴い改修済 (事業主体 大阪府)
法道寺川	大正池	2級河川 石津川合流点	流域内砂防指定に伴い、大阪府において昭和49年度より改修中 (事業主体 大阪府)
妙見川	畑	2級河川 妙見川合流点	流域内砂防指定に伴い改修済 (事業主体 大阪府)
和田川	別所	準用河川 和田川合流点	流域内砂防指定に伴い改修済 (事業主体 大阪府)
第2豊田川	豊田 (飛地)	普通河川 法道寺川合流点	流域内砂防指定に伴い改修済 (事業主体 大阪府)

公共下水道による雨水排水計画

資料 5-8

処理区	排水区	処理面積	分合流の区分	ポンプ場
三宝処理区	金岡排水区	391	合流式一部分流式	金岡下水ポンプ場
	陵北排水区	195	合流式	
	土居川排水区	319	合流式一部分流式	南島下水ポンプ場
	大和川排水区	86	合流式	古川・豎川下水ポンプ場
	古川排水区	166	合流式	
	陵西排水区	466	合流式一部分流式	
		臨海排水区	302	分流式
計		約1,924 ha		
石津処理区	湊石津排水区	399	合流式一部分流式	湊石津・戎橋下水ポンプ場
	鳳浜寺排水区	694	分流式	浜寺下水ポンプ場
	上野芝排水区	140	分流式	津久野下水ポンプ場（計画）
	家原排水区	304	分流式	
	深井排水区	18	分流式	
	百舌鳥排水区	201	分流式	
計		約1,756 ha		
泉北処理区	陶器川排水区	650	分流式	
	石津川排水区	2,688	分流式	
	和田川排水区	1,276	分流式	
	上野芝排水区	69	分流式	
	百舌鳥排水区	194	分流式	
	深井排水区	577	分流式	
計		約5,454 ha		
今池処理区	今井戸・東除川排水区	24	分流式	
	浅香川排水区	36	分流式	
	光竜寺川排水区	348	分流式	
	狭間川排水区	468	分流式	
	西除川左岸A排水区	147	分流式	
	西除川左岸B排水区	157	分流式	
	西除川左岸排水区	509	分流式	
	西除川右岸排水区	620	分流式	
	野遠川排水区	26	分流式	
	深井排水区	136	分流式	
	百舌鳥排水区	343	分流式	
	東除川右岸	535	分流式	
	東除川左岸	107	分流式	
計		約3,457 ha		
北部処理区	芦田川排水区	112	分流式	
	王子川排水区	2	分流式	
	羽衣川排水区	1	分流式	
計		約115 ha		
大井処理区		18	分流式	
計		約18 ha		

公共下水道による雨水排水計画

資料 5-8

処理区	排水区	処理面積	分合流の区分	ポンプ場
三宝処理区	金岡排水区	391	合流式一部分流式	金岡下水ポンプ場
	陵北排水区	195	合流式	
	土居川排水区	319	合流式一部分流式	南島下水ポンプ場
	大和川排水区	86	合流式	古川・豎川下水ポンプ場
	古川排水区	166	合流式	
	陵西排水区	466	合流式一部分流式	
		臨海排水区	302	分流式
計		約1,924 ha		
石津処理区	湊石津排水区	399	合流式一部分流式	湊石津・戎橋下水ポンプ場
	鳳浜寺排水区	694	分流式	浜寺下水ポンプ場
	上野芝排水区	140	分流式	津久野下水ポンプ場（計画）
	家原排水区	304	分流式	
	深井排水区	18	分流式	
	百舌鳥排水区	201	分流式	
計		約1,756 ha		
泉北処理区	陶器川排水区	650	分流式	
	石津川排水区	2,688	分流式	
	和田川排水区	1,276	分流式	
	上野芝排水区	69	分流式	
	百舌鳥排水区	194	分流式	
	深井排水区	577	分流式	
計		約5,454 ha		
今池処理区	今井戸・東除川排水区	24	分流式	
	浅香川排水区	36	分流式	
	光竜寺川排水区	348	分流式	
	狭間川排水区	468	分流式	
	西除川左岸A排水区	147	分流式	
	西除川左岸B排水区	157	分流式	
	西除川左岸排水区	509	分流式	
	西除川右岸排水区	620	分流式	
	野遠川排水区	26	分流式	
	深井排水区	136	分流式	
	百舌鳥排水区	343	分流式	
	東除川右岸	535	分流式	
	東除川左岸	107	分流式	
計		約3,457 ha		
北部処理区	芦田川排水区	112	分流式	
	王子川排水区	2	分流式	
	羽衣川排水区	1	分流式	
計		約115 ha		
大井処理区		18	分流式	
計		約18 ha		

## 水門・樋門・ポンプ場等の位置

資料 5-9

番号	符号	名称	位置	施設管理者	操作責任者		適用
					名称	電話	
1	樋	三国・香ヶ丘排水樋門	香ヶ丘町地先	堺市下水道部 三宝下水処理場	堺市下水道部 三宝下水処理場	072 (232) 4958 072 (232) 4959	電動式 (手動可) ステンレス製 1門 2,700W×2,600H
2	ポンプ場	南島下水ポンプ場	南島町1丁地先	〃	〃	〃	雨水ポンプ φ1,400 2台 φ1,200 2台 φ1,000 1台 自家発 1台
3	口	南島雨水排水樋門	〃	〃	〃	〃	電動式 (手動可) 鉄扉 2門 2,300W×2,100H
4	樋	松屋樋門	松屋大和川通地先	〃	〃	〃	電動式 (手動可) 鉄扉 1門 1,600W×1,600H
5	樋	下松屋樋門	築港八幡町	〃	〃	〃	電動式 (手動可) ステンレス扉 2門 2,000W×2,000H
6	樋	第1排水樋門	〃	堺市下水道部 出島下水道 管理事務所	堺市下水道部 出島下水道 管理事務所	072(244)0782	電動式 1門 1,800W×1,800H
7	樋	B八幡樋門	〃	新日鉄製鉄KK	大形工場 エネルギー課	(日中) 072 (233) 1248 (夜間) 072 (233) 1404	φ1.5×1.5 ×1連 手動
8	口	共同火力放水所	〃	堺共同火力KK	総括責任者	072(229)7361	φ1,800 HBP 3
9	口	大阪ガスA放水所	〃	大阪ガスKK	大阪ガスKK 堺管理所	072(238)4753	
10	口	大阪ガスB放水所	〃	〃	〃	〃	
11	口	大阪ガスC放水所	〃	〃	〃	〃	
12	ポンプ場	古川下水ポンプ場	神南辺町地先	堺市下水道部 三宝下水処理場	堺市下水道部 三宝下水処理場	072(232)4958 072(232)4959	雨水ポンプ φ1,000×2台 φ700×1台 自家発 1台
13	口	古川雨水排水樋門	〃	〃	〃	〃	電動式 (手動可) 鉄扉 1門 2,400W×1,800H
14	水門	古川防潮水門	神南辺町4丁地先	大阪府港湾局	堺市土木部 河川水路課	072(228)7418	電動式 1門 10,900W×4,650H
15	口	堺化学排水口	戎島町古川筋	堺化学工業KK	堺工場 環境保安課	072(223)4115	角型無扉
16	ポンプ場	堅川下水ポンプ場	戎島町5丁地先	堺市下水道部 三宝下水処理場	堺市下水道部 三宝下水処理場	072(232)4958 072(232)4959	雨水ポンプ φ1,200×1台 φ1,000×4台 自家発 1台

番号	符号	名 称	位 置	施設管理者	操作責任者		適用
					名称	電話	
17	口	豎川 雨水排水樋門	〃	〃	〃	〃	電動式 鉄扉 3,070W×2,620H
18	水門	豎川 防潮水門	〃	大阪府港湾局	堺市土木部 河川水路課	072(228)7418	電動式 鉄扉 12,000W×7,500 H 2門 自家発 1台
19	ポン プ場	内川排水機場	戎島町4丁	堺市土木部 河川水路課	〃	〃	雨水ポンプ φ1,650×2台 φ1,000×1台 自家発 1台
20	樋	大浜樋門	大浜北町4丁	堺市下水道部 出島下水道 管理事務所	堺市下水道部 出島下水道 管理事務所	072(244)0782	手動スルースゲー ト
21	ポン プ場	湊石津 下水ポンプ場	浜寺石津町西 地先	堺市下水道部 石津下水処理場	堺市下水道部 石津下水処理場	072(244)0738 072(245)6717	雨水ポンプ φ1,000×4台 φ700×3台 自家発 1台
22	口	湊石津下水 ポンプ場雨水吐 口	浜寺石津町西 石津川右岸	〃	〃	〃	電動式 鉄扉 1,900W×2,100H
23	ポン プ場	戎橋下水ポンプ 場	石津町4丁	〃	〃	〃	雨水ポンプ 700×1台 500×1台 自家発 1台
24	樋	戎橋下水ポンプ 場 旭幹線吐口樋門	〃	〃	〃	〃	電動式 鉄扉 2,560W×2,000H 1門
25	樋	三光防潮樋門	浜寺諏訪森町 西 3丁	〃	〃	〃	鉄扉 3門 電動 遠隔
26	樋	船津川防潮樋門	浜寺諏訪森町 西 4丁地先	〃	〃	〃	鉄扉 2門 電動 遠隔
27	扉	出島防潮鉄扉	出島浜通り	堺市土木部 西部地域整備事務 所	堺市土木部 西部地域整備事務 所	072(223)1600	引戸式鉄扉
28	樋	浜寺公園樋門	浜寺公園町	堺市下水道部 出島下水道 管理事務所	堺市下水道部 出島下水道 管理事務所	072(244)0782	エンジン巻上げ式 鉄製スルースゲー ト
29	樋	浜寺樋門	浜寺昭和町5 丁 (南海本線)	〃	〃	〃	電動式 鉄製スルースゲー ト
30	ポン プ場	浜寺下水ポンプ 場	浜寺諏訪森町 西 3丁	堺市下水道部 石津下水処理場	堺市下水道部 石津下水処理場	072(244)0738 072(245)6717	雨水ポンプ φ1800 4台 φ1200 2台 φ500 1台 自家発 1台
31	ポン プ場	今井戸川 雨水ポンプ場	常磐町3丁	大阪府	大和川下流流域 下水道組合 今池処理場	072(336)7654	雨水ポンプ φ1350 4台
32	口	〃 吐口ゲート	〃	〃	〃	〃	鉄扉 3門 電動 遠隔

## (下水ポンプ場)

名 称	所在地	敷地面積 (㎡)	種別	施設概要	
				計画	現況
金 岡 昭和 40. 5. 1	東雲東町4丁地内	1, 080	汚水中継	汚水ポンプ4台	完成済
南島 昭和 39. 8. 1	南島町1丁地内	8, 290	雨水排除 汚水中継	雨水ポンプ5台 汚水ポンプ4台	完成済
古川 昭和 50. 6. 1	神南辺町4丁・5丁地内	11, 380	雨水排除 汚水中継	雨水ポンプ6台 汚水ポンプ8台	雨水ポンプ3台 汚水ポンプ4台
堅川 昭和 43. 7. 1	戎島町5丁地内	1, 730	雨水排除 汚水中継	雨水ポンプ5台 汚水ポンプ3台	完成済
出島 昭和 59. 4. 1	出島浜通地内	7, 000	汚水中継	汚水ポンプ5台	完成済
湊石津 昭和 35. 10. 1	浜寺石津町西2丁地内	3, 000	雨水排除	雨水ポンプ7台	完成済
戎橋 昭和 42. 7. 1	石津町4丁地内	580	雨水排除 汚水中継	雨水ポンプ2台 汚水ポンプ3台	完成済
浜寺 昭和 63. 4. 1	浜寺諏訪森町西3丁地内	7, 220	雨水排除	雨水ポンプ7台	完成済
津久野	神石市之町、宮下町 及び津久野3丁地内	29, 600	雨水排除	雨水ポンプ4台	計画

# 雨水貯留槽施設

資料 5-10

名称	容量	備考
南向陽調整池	約 15,000 m <sup>3</sup>	完成済
芦ヶ池調整池	約 5,000 m <sup>3</sup>	完成済
新池（長曾根町）調整池	約 2,200 m <sup>3</sup>	完成済
新池（菩提町）調整池	約 15,100 m <sup>3</sup>	計画
窪田池調整池	約 16,500 m <sup>3</sup>	完成済
信濃池調整池	約 6,100 m <sup>3</sup>	計画
加古里池調整池	約 5,700 m <sup>3</sup>	計画

水防ため池調書

ため池表(Bクラス)

	ため池名	所在地	ため池管理者等	要水防堤長 (m)	提 高 (m)	満水面積 (ha)	貯水量 (千m <sup>3</sup> )	水防値	要する主な資材				備考
									口入・土嚢 (袋)	簗シート (枚)	縄	杭(本)	
1	大正池	豊田	大正池土地改良区	149	25.0	5.6	325.0	B	75	8	24	27	
2	家原大池	家原町	家原大池水利組合	319	3.8	4.2	117.0	B	160	16	52	58	
3	菰池	土塔町	菰池水利組合	172	6.2	5.0	104.0	B	86	9	28	31	
4	柏原池	土塔町	土塔町水利組合	214	4.5	2.2	77.0	B	107	11	35	39	
5	金岡長池	金岡町	長池水利組合	1,010	4.7	7.8	233.0	B	505	51	162	184	
6	中村大池	中村町	中村町水利組合	300	3.4	6.3	139.0	B	150	15	48	54	
7	大津池	野尻町	大津池野尻水利組合	480	4.1	5.8	60.0	B	240	24	77	87	
8	鶴田池	草部	光明池土地改良区	434	8.2	6.7	367.0	B	217	22	70	79	
9	舟渡池	美原町阿弥	下黒山水利組合	581	3.0	8.9	150.0	B	291	93	30	105	
10	阿弥新池	美原町阿弥	阿弥水利組合	500	3.0	2.0	60.0	B	250	80	25	90	
11	花田池	美原町太井	太井水利組合	400	3.0	4.5	80.0	B	200	64	20	72	
12	笠田池	美原町多治井	多治井水利組合	800	5.0	5.5	110.0	B	400	128	40	144	

ため池表(Cクラス その1)

	ため池名	所在地	ため池管理者等	要水防堤長 (m)	提 高 (m)	満水面積 (ha)	貯水量 (千m <sup>3</sup> )	水防値	要する主な資材				備考
									口入・土嚢 (袋)	笹シート (枚)	縄	杭(本)	
1	灰原池	日置荘西町	日置荘西町水利組合	150	3.2	1.3	33.1	C	56	6	17	19	
2	穴池	南花田町	南花田水利組合	90	1.6	0.8	7.6	C	32	3	11	11	
3	片蔵蓮池	片蔵	山代水利組合	65	4.0	0.2	4.0	C	23	3	8	9	
4	野遠北池	野遠町	野遠水利組合	488	1.8	3.3	43.4	C	171	18	55	62	
5	森池	金岡町	菅池水利組合	418	2.6	1.3	13.4	C	147	15	47	53	
6	菅池	金岡町	菅池水利組合	862	4.1	5.4	139.6	C	302	31	97	109	
7	城ヶ池新地	石原町	城ヶ池新地水利組合	312	2.5	1.3	23.9	C	110	11	35	40	
8	堂ヶ池	金岡町	堂ヶ池水利組合	140	2.0	0.9	14.9	C	49	5	16	18	
9	埴池	金岡町	石原町水利組合	462	4.6	1.5	41.7	C	161	17	52	59	
10	細池	金岡町	石原町水利組合	322	4.4	0.5	9.0	C	113	12	37	41	
11	吉田池	石原町	石原町水利組合	380	4.2	2.3	52.7	C	133	14	43	48	
12	石原しん池	石原町	石原町水利組合	284	3.4	0.8	17.6	C	100	10	32	36	
13	石原石池	石原町	石原町水利組合	286	3.3	1.3	26.7	C	101	11	33	37	
14	御廟池	百舌鳥本町	御廟池水利組合	560	2.8	3.3	53.1	C	196	20	63	71	
15	信濃池	中百舌鳥町	信濃池水利組合	270	3.6	2.6	52.0	C	95	10	31	35	
16	仁山田池	百舌鳥西之町	陵南町水利組合	665	3.9	4.6	87.4	C	233	24	75	84	
17	引野小池	引野町	引野水利組合	84	2.4	0.9	11.1	C	30	3	10	11	
18	菩提新池	菩提町	菩提町水利組合	327	3.2	1.1	25.3	C	115	12	37	42	
19	浜寺今池	浜寺船尾町	船尾水利組合	300	3.6	2.3	57.0	C	105	11	34	38	
20	門之池	浜寺元町	光明池土地改良区	196	1.9	0.7	8.8	C	69	7	22	25	

ため池表(Cクラス その2)

	ため池名	所在地	ため池管理者等	要水防提長 (m)	提 高 (m)	満水面積 (ha)	貯水量 (千m <sup>3</sup> )	水防値	要する主な資材				備考
									口入・土嚢 (袋)	筵シート (枚)	縄	杭 (本)	
21	中池	浜寺元町	光明池土地改良区	140	1.7	0.7	6.5	C	49	5	16	18	
22	水賀池	深井水池町	深井土地改良区	560	6.6	4.0	120.0	C	196	20	63	71	
23	夫婦池	深井畑山町	夫婦池水利組合	62	3.7	0.3	5.2	C	22	3	7	8	
24	星谷池	新家町	星谷池水利組合	333	3.5	0.6	5.0	C	117	12	38	42	
25	坊ヶ池	日置荘西町	日置荘西町水利組合	174	3.3	0.8	16.8	C	61	7	20	22	
26	日置荘石池	日置荘西町	日置荘西町水利組合	151	3.9	1.4	36.5	C	53	6	17	20	
27	日置荘西池	日置荘北町	日置荘北町水利組合	130	3.6	0.4	11.2	C	46	5	15	17	
28	日置荘今池	日置荘原寺町	日置荘原寺水利組合	529	5.2	2.3	61.7	C	186	19	60	67	
29	寺池	金岡町	菅池水利組合	60	1.0	0.6	8.7	C	49	16	5	18	
30	剣池	日置荘原寺町	日置荘原寺水利組合	362	2.7	2.3	29.3	C	127	13	41	46	
31	九文度池	日置荘田中町	日置荘田中水利組合	244	3.5	1.3	25.2	C	86	9	28	31	
32	字見坊池	堀上町	字見坊池水利組合	339	5.7	1.4	29.4	C	119	12	38	43	
33	千鶴池	高松	高松水利組合	149	4.5	1.1	27.0	C	53	6	17	19	
34	高松大池	高松	高松水利組合	108	3.4	1.8	36.8	C	38	4	13	14	
35	甚平池	高松	高松水利組合	71	3.0	0.5	6.9	C	25	3	8	9	
36	丈六大池	丈六	丈六水利組合	369	3.4	1.7	30.0	C	130	13	42	47	
37	丈六中池	丈六	丈六水利組合	74	3.3	0.7	18.5	C	26	3	9	10	
38	原井頭池	平井	平井水利組合	192	2.8	0.6	8.6	C	68	7	22	25	
39	おいど池	平井	平井水利組合	390	3.7	2.0	40.6	C	137	14	44	50	
40	己ノ池	平井	平井水利組合	102	6.8	0.7	16.8	C	36	4	12	13	

ため池表(Cクラス その3)

	ため池名	所在地	ため池管理者等	要水防提長 (m)	提 高 (m)	満水面積 (ha)	貯水量 (千m <sup>3</sup> )	水防値	要する主な資材				備考
									口入・土嚢 (袋)	筵シート (枚)	縄	杭(本)	
41	老ノ池	陶器北	陶器北土地改良区	131	3.2	1.4	41.1	C	46	5	15	17	
42	陶器北中池	陶器北	陶器北土地改良区	106	4.9	2.3	46.9	C	38	4	12	14	
43	阿弥陀池	陶器北	陶器北土地改良区	135	10.8	3.9	119.2	C	48	5	16	18	
44	赤禿池	原田	光明池土地改良区	91	4.0	1.1	55.3	C	32	4	11	12	
45	元禄池	原田	光明池土地改良区	106	6.4	4.2	83.6	C	38	4	12	14	
46	大谷池	草部	光明池土地改良区	230	7.4	7.3	116.8	C	81	9	26	29	
47	中ノ池	上	光明池土地改良区	81	3.0	0.5	9.8	C	28	3	9	10	
48	万崎新池	草部	万崎池水利組合	60	2.7	0.3	5.3	C	21	3	7	8	
49	万崎池	草部	万崎池水利組合	269	2.9	2.5	32.8	C	95	10	31	34	
50	ニノ池	菱木	ニノ池水利組合	369	5.4	3.4	44.0	C	130	13	42	47	
51	昭和池	菱木	昭和池水利組合	71	4.9	0.3	5.2	C	25	3	8	9	
52	尾知濃池	菱木	尾知濃池水利組合	181	2.5	0.8	11.7	C	64	7	21	23	
53	小田之池	菱木	井尻水利組合	293	3.3	2.5	58.8	C	103	11	33	37	
54	狐池	菱木	狐池水利組合	134	6.9	1.8	35.0	C	47	5	16	17	
55	御池	太平寺	太平寺水利組合	160	3.1	1.1	22.0	C	56	7	18	20	
56	咄池	太平寺	太平寺水利組合	234	5.6	2.0	70.6	C	82	9	27	30	
57	菰田池	田園	菰田池水利組合	109	8.6	1.7	112.6	C	39	4	13	14	
58	倉谷池	田園	菰田池水利組合	92	5.1	0.7	23.0	C	33	4	11	12	
59	午池	上之	大田之内土地改良区	276	6.3	1.7	77.7	C	97	10	31	35	
60	中津池	上之	大田之内土地改良区	130	6.1	1.1	16.9	C	46	5	15	17	

ため池表(Cクラス その4)

	ため池名	所在地	ため池管理者等	要水防提長 (m)	提 高 (m)	満水面積 (ha)	貯水量 (千m <sup>3</sup> )	水防値	要する主な資材				備考
									口入・土嚢 (袋)	筵シート (枚)	縄	杭 (本)	
61	高津池	上之	大田之内土地改良区	108	5.8	2.1	30.0	C	38	4	13	14	
62	デジボ池	八下町	八下町水利組合	225	2.3	0.6	10.2	C	79	8	26	29	
63	濃登の池	小代	小代眞谷水利組合	120	4.4	2.0	52.5	C	42	5	14	16	
64	尾美濃池	大庭寺	大庭寺水利組合	168	4.0	1.7	48.1	C	59	6	19	22	
65	片蔵新池	片蔵	山代水利組合	50	4.3	0.3	10.5	C	18	2	6	7	
66	垣外谷池	片蔵	山代水利組合	65	6.7	0.9	17.0	C	23	3	8	9	
67	原山台長池	原山台	東谷水利組合	90	5.0	1.7	50.2	C	32	4	11	11	
68	足谷池	宮山台	足谷池水利組合	80	5.3	1.2	30.6	C	28	3	9	11	
69	片蔵大谷池	片蔵	別宮代水利組合	45	4.3	0.2	4.2	C	16	2	5	6	
70	溝之池	片蔵	別宮代水利組合	40	4.8	0.1	2.8	C	14	1	4	5	
71	奥谷池	釜室	浮谷池水利組合	86	6.4	1.2	58.0	C	31	4	10	11	
72	深谷大池	別所	下別所水利組合	136	3.3	0.3	7.8	C	48	4	16	18	
73	山田池	美木多上	山田池水利組合	95	6.9	2.0	33.2	C	34	4	11	12	
74	ウワバミ池	美木多上	美木多上八田水利組合	81	5.1	1.0	12.8	C	29	3	10	11	
75	内河池	鉢ヶ峯寺	鉢ヶ峯寺土地改良区	95	5.0	1.7	20.0	C	34	4	11	12	
76	西田池	畑	畑水利組合	49	5.2	0.3	4.2	C	18	2	6	7	
77	天濃池	豊田	堺市	67	14.5	0.9	22.0	C	24	3	8	9	
78	辻之今池	辻之	大田之内土地改良区	120	2.1	0.3	4.0	C	42	5	14	16	
79	辻之中池	辻之	駿河之内水利組合	137	2.8	0.7	15.0	C	48	5	16	18	
80	西ヶ谷池	別所	下別所水利組合	85	6.8	0.6	14.0	C	30	3	10	11	

ため池表(Cクラス その5)

	ため池名	所在地	ため池管理者等	要水防提長 (m)	提 高 (m)	満水面積 (ha)	貯水量 (千m <sup>3</sup> )	水防値	要する主な資材				備考
									口入・土嚢 (袋)	筵シート (枚)	縄	杭 (本)	
81	西谷池	別所	下別所水利組合	40	3.3	0.1	1.2	C	14	2	5	6	
82	河合谷大池	別所	川井谷水利組合	80	6.6	0.4	8.4	C	28	3	9	11	
83	河合谷池	別所	川井谷水利組合	90	6.8	0.2	3.0	C	32	4	11	12	
84	平池	別所	上別所大法水利組合	80	5.3	0.4	8.5	C	28	3	9	11	
85	大乘新池	別所	上別所大法水利組合	60	8.8	0.4	7.2	C	21	3	7	8	
86	二又池	別所	上別所大法水利組合	104	3.2	0.7	8.4	C	37	4	12	14	
87	新桑池	庭代台	にぎり池推理組合	86	10.1	0.4	9.4	C	31	4	10	11	
88	又白池	大庭寺	尾知濃池水利組合	65	1.8	0.3	2.7	C	23	2	7	8	
89	白池	美原町丹上	丹上水利組合	502	3.2	1.5	18.3	C	176	18	57	64	
90	一番池	美原町菅生	菅生水利組合	72	1.9	0.3	1.6	C	18	2	6	7	
91	清水ヶ池	美原町平尾506-1	清水ヶ池水利組合	62	5.0	0.4	6.6	C	18	2	6	7	
92	菅生大池	美原町菅生864-1	菅生・東領水利組合	72	6.1	0.6	13.2	C	21	3	7	8	
93	上善能池	美原町菅生1195-1	菅生南部土地改良改良区	70	7.9	1.0	29.4	C	27	3	9	10	
94	嶋ノ池	美原町平尾2249-1	平尾・坂取谷水利組合	20	0.0	0.4	2.5	C	7	1	3	3	
95	平尾新池	美原町平尾319-1	平尾・西田水利組合	150	2.3	1.5	13.0	C	70	7	23	26	
96	小平尾今池	美原町小平尾233-1	小平尾水利組合	100	1.8	0.4	2.2	C	53	6	17	19	
97	前ヶ池	美原町大饗145	大饗・菩提水利組合	100	1.5	1.9	11.0	C	35	4	12	13	
98	座王蔵池	美原町大保292-1	大保水利組合	55	2.6	1.7	17.7	C	21	3	7	8	
99	芋池	美原町阿弥129-1	下黒山水利組合	260	2.9	1.8	20.9	C	88	9	28	32	
100	東芻池	美原町多治井865-1	多治井水利組合	110	1.3	0.5	2.3	C	105	11	34	38	

ため池表(Cクラス その6)

	ため池名	所在地	ため池管理者等	要水防提長 (m)	提 高 (m)	満水面積 (ha)	貯水量 (千m <sup>3</sup> )	水防値	要する主な資材				備考
									口入・土嚢 (袋)	筵シート (枚)	縄	杭 (本)	
101	小平尾大池	美原町小平尾951-1	東多治井水利組合	94	7.0	1.0	26.6	C	38	4	13	14	

## 消防ため池調書

番号	池等の名称	所在地	管理者
1	大仙陵池	堺区大仙町	宮内庁
2	どら池	堺区百舌鳥夕雲町2丁	公園緑地部
3	(H7037)	堺区百舌鳥夕雲町3丁	
4	妙寺池	堺区向陵中町3丁8番	南今池水利組合
5	芦ヶ池	堺区向陵東町3丁7番	芦ヶ池水利組合
6	新池	北区黒土町113番地	小池水利組合
7	今池	北区新堀町1丁82番地	今池水利組合
8	北池	北区野遠町226番地	野遠水利組合
9	楠本池	北区北長尾町6丁1番	大豆塚揚水利組合
10	長池	北区金岡町2509番地	長池水利組合
11	大泉池	北区南花田町750番地	大阪府
12	頭泉池	北区南花田町271番地	大阪府
13	大池	北区中村町469番地	中村町水利組合
14	菅池	北区金岡町2616番地	菅池水利組合
15	信濃池	北区中百舌鳥町3丁	信濃池水利組合
16	蓮池	北区百舌鳥赤畑町5丁707番地	百舌鳥八幡
17	板鶴池	北区百舌鳥本町3丁	宮内庁
18	御廟池	北区百舌鳥本町1丁	宮内庁
19	御陵池	北区百舌鳥西之町3丁420番地	宮内庁
20	又池	中区深井東町2648番地	深井土地改良区
21	角池	中区平井217番地	平井水利組合
22	辻之今池	中区辻之983番地	大田之内土地改良区
23	原池	中区八田寺町	公園緑地部
24	三ツ池	中区平井225番地	平井水利組合
25	己之池	中区平井321番地	平井水利組合
26	鈴ヶ池	中区平井217番地	平井水利組合
27	隅池	中区平井685番地	小末代水利組合
28	上池	中区平井862番地	小末代水利組合
29	おいど池	中区平井1036番地	平井水利組合
30	倉谷池	中区田園495番地	倉谷池水利組合
31	菰田池	中区田園601番地	菰田池水利組合
32	星谷池	中区新家町646番地	星谷池水利組合
33	みそど池	中区陶器北86番地	公園緑地部
34	阿弥陀池	中区陶器北998番地	陶器北土地改良区
35	赤塚池	中区堀上町	宇見坊水利組合
36	鴨坂池	中区東八田3番地	東八田水利組合
37	宇見坊池	中区堀上町	宇見坊水利組合
38	菰池	中区土塔町	菰池下池水利組合
39	高津池	中区上之	大田之内土地改良区
40	牛池	中区上之	大田之内土地改良区
41	友池	中区堀上町406番地	堀上水利組合
42	中津池	中区上之	大田之内土地改良区
43	小池	中区東八田	東八田水利組合
44	芦池	中区堀上町3番地	宇見坊水利組合
45	下池	中区土師町5丁31番	菰池下池水利組合
46	水賀池	中区深井水池町1311番地	公園緑地部
47	今池	西区浜寺船尾町西5丁581番地	浜寺船尾水利組合
48	石池	西区鳳中町7丁2番地	光明池土地改良区
49	今池	西区草部525番地	光明池土地改良区
50	中ノ池	西区上303番地	光明池土地改良区
51	中池	西区浜寺元町6丁	光明池土地改良区
52	高木池	西区神野町2丁24番	市室池高木池水利組合
53	今池	西区神野町3丁10番	公園緑地部
54	新池	西区上野芝向ヶ丘町6丁6番	町殿水利組合
55	守屋池	西区上野芝向ヶ丘町5丁4番	
56	門之池	西区浜寺元町6丁	光明池土地改良区

番号	池等の名称	所在地	管理者
57	川池	西区浜寺南町2丁	光明池土地改良区
58	家原大池	西区家原寺町1丁18番	家原大池水利組合
59	鶴田池	西区草部1634番地	光明池土地改良区
60	元禄池	西区草部1634番地	光明池土地改良区
61	信太池	西区草部1634番地	
62	履中陵池	西区石津ヶ丘	宮内庁
63	万崎池	西区草部898番地	万崎池水利組合
64	蓮池	西区原田316番地	光明池土地改良区
65	天神堂池	西区山田3丁	
66	馬場池	西区太平寺	太平寺水利組合
67	御池	西区太平寺	太平寺水利組合
68	埴池	東区石原町3丁	石原町水利組合
69	細池	東区石原町4丁	石原町水利組合
70	吉田池	東区石原町4丁	石原町水利組合
71	デンボ池	東区八下町3丁90番地	八下町池水利組合
72	石原新池	東区石原町4丁139番地	城ヶ池新池水利組合
73	鴨池	東区石原町3丁	石原町水利組合
74	日置荘小池	東区日置荘西町8丁	日置荘西町水利組合
75	日置荘石池	東区日置荘西町8丁	日置荘西町水利組合
76	加古里池	東区野尻町70番地	野尻水利組合
77	灰原池	東区日置荘西町5丁	日置荘西町水利組合
78	坊ヶ池	東区日置荘西町5丁	日置荘西町水利組合
79	下土塔池	東区日置荘西町7丁	
80	菩提芦池	東区菩提町2丁12番地	石原町水利組合
81	石原石池	東区菩提町3丁78番地	石原町水利組合
82	菩提新池	東区菩提町5丁253番地	菩提町水利組合
83	日置荘東池	東区日置荘北町3丁17番	日置荘北町水利組合
84	日置荘西池	東区日置荘北町3丁14番	日置荘北町水利組合
85	大津池	東区野尻町88番地	大津池水利組合
86	前ヶ池	東区日置荘西町3丁	日置荘西町水利組合
87	日置荘新池	東区日置荘西町5丁	日置荘西町水利組合
88	日置荘今池	東区日置荘原寺町	日置荘原寺水利組合
89	九文度池	東区日置荘原寺町	日置荘田中水利組合
90	堂ヶ池	東区石原町3丁	堂ヶ池水利組合
91	城ヶ池	東区石原町3丁81番地	城ヶ池新池水利組合
92	赤銅池	東区高松467番地	高松水利組合
93	高松新池	東区丈六254番地	高松水利組合
94	丈六大池	東区丈六208番地	丈六水利組合
95	西松尾池	南区桃山台1丁14番	多米水利組合
96	大方池	南区桃山台2丁5番	東谷水利組合
97	小田之池	南区稲葉2丁2983番地	井尻水利組合
98	尾知濃池	南区稲葉1丁2952番地	尾知濃池水利組合
99	濃登ノ池	南区大庭寺	小代真谷水利組合
100	狐池	南区高尾1丁343番地	狐池水利組合
101	東池	南区稲葉3丁332番地	
102	塚廻り池	南区野々井	野々井連合水利組合
103	荒池	南区野々井	野々井連合水利組合
104	尻池	南区野々井	野々井連合水利組合
105	新深池	南区桃山台3丁	野々井連合水利組合
106	松ノ池	南区大庭寺	大庭寺水利組合
107	待池	南区大庭寺	北尻水利組合
108	尾美濃池	南区大庭寺	大庭寺水利組合
109	西ノ池	南区大庭寺	垣外谷水利組合
110	筆池	南区大庭寺	大庭寺水利組合
111	浄土池	南区檜尾	井尻水利組合
112	今池	南区桃山台3丁	野々井連合水利組合
113	田辺池	南区桃山台3丁	野々井連合水利組合
114	東谷池	南区桃山台3丁	野々井連合水利組合
115	スリバチ池	南区大庭寺	上代水利組合
116	長池	南区赤坂台6丁	野々井連合水利組合

番号	池等の名称	所在地	管理者
117	辻後池	南区檜尾	福録水利組合
118	昭和池	南区高尾1丁689番地	昭和池水利組合
119	新池	南区檜尾3135番地	
120	堂ヶ池	南区豊田	
121	観音寺池	南区豊田	豊田水利組合
122	綿田池	南区榎13番地	多米水利組合
123	片蔵上池	南区片蔵	別宮代水利組合
124	新桑池	南区庭代台1丁5番	ニゴリ池水利組合
125	明治池	南区庭代台1丁24番	美木多上八田水利組合
126	田ノ口池	南区庭代台4丁40番	泉田中水利組合
127	下池	南区鉢ヶ峯寺	寺池水利組合
128	白檜池	南区鉢ヶ峯寺	鉢ヶ峯土地改良区
129	出雲池上池	南区鉢ヶ峯寺264番地	出雲池水利組合
130	山田池	南区美木多上1277番地	山田池水利組合
131	長池	南区原山台2丁5番	東谷水利組合
132	新上神池	南区原山台1丁13番	新上神池水利組合
133	外谷池	南区原山台3丁1番	男池水利組合
134	神子谷池	南区原山台2丁7番	東谷水利組合
135	男池	南区原山台3丁1番	男池水利組合
136	山ノ樋口池	南区城山台1丁19番	山ノ樋口水利組合
137	大池	南区城山台4丁1番	美木多上大池水利組合
138	大池	南区別所	上別所大谷水利組合
139	上池	南区別所	川井谷水利組合
140	中池	南区別所	川井谷水利組合
141	(P7082)	南区美木多上	
142	ミヅラ池	南区別所	
143	二又池	南区別所	上別所大谷水利組合
144	(P7085)	南区別所	
145	新池	南区別所	下別所水利組合
146	河合谷大池	南区別所	川井谷水利組合
147	小間原池	南区別所	
148	スリバチ池	南区別所	下別所水利組合
149	(P7095)	南区泉田中2133番地	
150	ボート池	南区豊田	堺農業公園
151	菅谷池	南区御池台4丁9番	菅谷池水利組合
152	待池	南区鉢ヶ峯寺	
153	寺池	南区片蔵	大正池土地改良区
154	(P7110)	南区泉田中	大正池土地改良区
155	東谷池	南区別所	
156	美木多池	南区別所1500番地	
157	美木多中池	南区別所	
158	(P7115)	南区美木多上	
159	(P7116)	南区美木多上	
160	内河池	南区鉢ヶ峯寺	鉢ヶ峯土地改良区
161	奥池	南区別所758番地	川井谷水利組合
162	上池	南区鉢ヶ峯寺	寺池水利組合
163	光明池	南区城山台5丁2番	光明池土地改良区
164	小谷池	南区竹城台3丁21番	小谷池水利組合
165	濁池	南区茶山台1丁	土佐屋濁池水利組合
166	大蓮池	南区若松台2丁5番	豊田水利組合
167	垣外谷池	南区釜室	山代水利組合
168	奥谷つり池	南区釜室	浮谷池水利組合
169	前之池	南区畑	畑水利組合
170	西ヶ原下池	南区畑	畑水利組合
171	妙見下池	南区豊田, 富蔵, 畑錯雑地	
172	大正池	南区畑1番地	
173	かいとの池	南区和田	かいとの池水利組合
174	足谷池	南区宮山台2丁0番	芦谷池水利組合
175	新得池	南区宮山台3丁2番	北尻水利組合
176	新池	南区宮山台2丁3番	新池水利組合
177	新岸池	南区三原台3丁14番	新岸池水利組合
178	三ツ割池	南区晴美台3丁6番	公園緑地部
179	三ツ池	南区槇塚台2丁17番	三ツ池水利組合

番号	池等の名称	所在地	管理者
180	釣瓶池	南区岩室210番地	
181	(R7082)	南区畑199番地	
182	(R7088)	南区畑	
183	(R7090)	南区畑	
184	中島池	南区畑	
185	吉田池	南区豊田, 富蔵, 畑錯雑地	
186	山田池	南区高倉台4丁33番	公園緑地部
187	(R7112)	南区畑	
188	今池	美原区大保71番地1号	
189	奥ヶ池	美原区眞福寺285番地8号	
190	白池	美原区丹上68番地1号	丹上水利組合
191	横枕池	美原区丹上66番地5号	丹上水利組合
192	大池	美原区小寺12番地13号	小寺水利組合
193	座王蔵池	美原区大保292番地1号	大保水利組合
194	花田池	美原区太井586番地1号	太井水利組合
195	寺池	美原区大保81番地1号	大保水利組合
196	背榛池	美原区眞福寺37番地1号	眞福寺水利組合
197	前ヶ池	美原区大饗145番地	大饗・菩提水利組合
198	黒姫山古墳	美原区黒山	宮内庁
199	新池	美原区多治井878番地1号	多治井水利組合
200	田池	美原区多治井865番地1号	多治井水利組合
201	寺池	美原区黒山782番地1号	黒山水利組合
202	笠田池	美原区多治井864番地	多治井水利組合
203	芴池	美原区小平尾406番地1号	多治井水利組合
204	小池	美原区小平尾1114番地1号	
205	中池	美原区北余部47番地2号	
206	小池	美原区阿弥412番地1号	
207	松ヶ池	美原区阿弥404番地1号	阿弥水利組合
208	舟渡池	美原区阿弥131番地1号	黒山水利組合
209	芋池	美原区阿弥129番地1号	黒山水利組合
210	(U7086)	美原区小平尾416番地	
211	(U7087)	美原区小平尾354番地1号	
212	今池	美原区小平尾233番地1号	
213	人取池	美原区平尾16番地1号	人取池水利組合
214	新池	美原区平尾6番地	北畑水利組合
215	山田池	美原区小平尾1008番地1号	小平尾水利組合
216	平尾新池	美原区平尾1号	西田水利組合
217	嶋ノ池	美原区平尾2249番地1号	遠辺水利組合
218	狸々防池	美原区平尾2283番地1号	狸々坊水利組合
219	ミソコシ池	美原区平尾2892番地	小坂水利組合
220	土ヶ池	美原区菅生541番地1号	東領水利組合
221	シミダ池	美原区平尾506番地1号	清水ヶ池水利組合
222	(U7103)	美原区平尾2504番地	
223	下牛谷池	美原区平尾1354番地1号	下牛谷水利組合
224	大池	美原区菅生864番地1号	
225	(U7106)	美原区平尾646番地1号	
226	(U7107)	美原区木材通2丁目681番1号	
227	掛池	美原区菅生1150番地1号	
228	(U7110)	美原区菅生1690番地1号	
229	狼谷池	美原区青南台1丁目1188番1号	菅生南部土地改良区水利組合
230	遊水池	美原区木材通1丁目688番32号	

## 流出抑制施設一覽

番号	施設名称	設置場所	水系名	流域名	施設形態	構造形式	放流方式	貯留面積 (m <sup>2</sup> )	水深 (cm)	貯留量 (m <sup>3</sup> )	設置年月	施設管理者
1	福泉上小学校	上	二級石津川	二級石津川	遊水池	掘込式	自然放流	500	110.0	550	S 54.4	教育委員会・土木部
2	みさご公園	中百舌鳥町	二級石津川	準用百舌鳥川	公園貯留	掘込式	自然放流	760	150.0	921	S 58.3	土木部・公園緑地部
3	宮路池公園	中百舌鳥町	二級石津川	準用百舌鳥川	公園貯留	掘込式	自然放流	293	59.0	104	S 58.3	土木部・公園緑地部
4	宮路池調整池	中百舌鳥町	二級石津川	準用百舌鳥川	調整池	コンクリート	自然放流	237	100.0	237	S 58.3	土木部
5	登美丘南小学校	草尾	一級大和川	一級西除川	地下貯留	ボックス カルバート	自然放流	536	300.0	1,595	S 59.4	教育委員会・下水道部
6	東陶器小学校 第2運動場	陶器北	二級石津川	普通陶器川	グランド貯留	掘込式	自然放流	3,100	10.0	215	S 60.8	教育委員会・土木部
7	野田中学校	南野田	一級大和川	一級西除川	グランド貯留	掘込式	自然放流	8,800	15.0	856	S 60.4	教育委員会・下水道部
8	新金岡小学校	新金岡町	一級大和川	一級狭間川	グランド貯留	掘込式	自然放流	6,510	30.0	990	S 60.10	教育委員会・下水道部
9	大泉小学校	新金岡町	一級大和川	準用光竜寺川	グランド貯留	掘込式	自然放流	8,022	20.0	1,180	S 61.10	教育委員会・下水道部
10	深井西小学校	深井北町	二級石津川	二級百済川	グランド貯留	掘込式	自然放流	6,300	15.0	654	S 61.4	教育委員会・土木部
11	深井中央中学校	深井北町	二級石津川	普通美濃川	グランド貯留	掘込式	自然放流	12,100	15.0	820	S 61.4	教育委員会・土木部
12	南八下中学校	石原町	一級大和川	一級西除川	グランド貯留	掘込式	自然放流	8,500	18.0	1,003	S 62.4	教育委員会・土木部
13	金岡北中学校	新金岡町	一級大和川	一級狭間川	グランド貯留	小堤式	自然放流	12,300	30.0	1,847	S 62.10	教育委員会・下水道部
14	新浅香山小学校	東浅香山町	一級大和川	一級西除川	グランド貯留	掘込式	自然放流	7,906	15.0	630	S 63.4	教育委員会・下水道部
15	初芝野球場	野尻町	二級石津川	準用百舌鳥川	グランド貯留	小堤式	自然放流	6,000	25～120	3,226	S 63.4	教育委員会・下水道部
16	日置荘中学校	日置荘原寺町	一級大和川	一級狭間川	グランド貯留	小堤式	自然放流	7,600	20.0	1,043	S 63.10	教育委員会・下水道部
17	光竜寺小学校	新金岡町	一級大和川	準用光竜寺川	グランド貯留	掘込式	自然放流	9,900	15.0	1,050	H 元.10	教育委員会・下水道部
18	深阪小学校	深阪	二級石津川	普通前田川	グランド貯留	掘込式	自然放流	6,800	20.0	789	H 2.4	教育委員会・土木部
19	上野芝小学校	神野町	二級石津川	二級百済川	グランド貯留	掘込式	自然放流	6,500	16.0	667	H 2.4	教育委員会・下水道部
20	市立工業高校	向陵東町	一級大和川	一級狭間川	グランド貯留	掘込式	自然放流	8,800	21.0	1,260	H 2.10	教育委員会・下水道部

番号	施設名称	設置場所	水系名	流域名	施設形態	構造形式	放流方式	貯留面積 (m <sup>2</sup> )	水深 (cm)	貯留量 (m <sup>3</sup> )	設置年月	施設管理者
21	白鷺公園 (但馬池)	白鷺町	二級石津川	準用百舌鳥川	調整池	小堤式	ゲート式	33,000	250.0	54,366	H 3.4	土木部・公園緑地部
22	日置荘小学校	日置荘西町	一級大和川	一級狭間川	グランド貯留	掘込式	自然放流	3,300	20.0	543	H 3.10	教育委員会・下水道部
23	金岡南中学校	金岡町	一級大和川	一級狭間川	グランド貯留	掘込式	自然放流	10,200	25.0	1,510	H 3.10	教育委員会・土木部
24	五個荘小学校	新堀町	一級大和川	普通浅香川	グランド貯留	掘込式	自然放流	4,000	22.0	641	H 4.10	教育委員会・下水道部
25	おそんだ池	草尾	二級石津川	普通美濃川	多目的調整池	小堤式	自然放流	4,100	30～170	4,200	H 4.10	土木部
26	新金岡東小学校	新金岡町	一級大和川	一級狭間川	グランド貯留	掘込式	自然放流	8,230	27.0	1,091	H 5.10	教育委員会・下水道部
27	浜寺南中学校	浜寺南町	普通三光川	普通三光川	グランド貯留	掘込式	自然放流	9,300	30.0	1,950	H 6.3	教育委員会・下水道部
28	五箇荘東小学校	北花田町	一級大和川	準用光竜寺川	グランド貯留	掘込式	自然放流	8,900	26.0	1,210	H 6.10	教育委員会・下水道部
29	大泉中学校	新金岡町	一級大和川	準用光竜寺川	グランド貯留	掘込式	自然放流	7,880	27.0	1,141	H 7.10	教育委員会・下水道部
30	登美丘東小学校	丈六	一級大和川	一級西除川	グランド貯留	掘入式小堤式	自然放流	4,320	27.0	603	H 8.10	教育委員会・下水道部
31	東浅香山小学校	大豆塚町	一級大和川	一級狭間川	グランド貯留	掘込式	自然放流	4,903	28.0	1,031	H 9.10	教育委員会・下水道部
32	東三国丘小学校	東三国ヶ丘町	一級大和川	一級狭間川	グランド貯留	掘込式	自然放流	3,908	28.0	794	H 12.10	教育委員会・下水道部

## 土砂災害に関する指定箇所一覧

## (1)土石流危険渓流

土石流危険渓流点検に基づく 土石流危険渓流 (平成15年3月公表)			所在地
渓流番号	河川名	渓流名	
I-201-001	和田川	和田川支川	堺市南區別所

## (2)地すべり危険箇所

地すべり危険箇所点検に基づく 地すべり危険箇所 (平成15年3月公表)		地すべり等防止法の規定 による指定区域 (平成21年3月24日現在)	所在地
危険箇所番号	箇所名	区域の名称	
104	西野		堺市東区西野
105	片蔵		堺市南区片蔵
106	釜室		堺市南区釜室
107	逆瀬川		堺市南区逆瀬川
108	美木多上		堺市南区美木多上
109	美木多上		堺市南区美木多上
110	鉢ヶ峰寺		堺市南区鉢ヶ峰寺
111	畑		堺市南区畑
112	畑		堺市南区畑
113	酪農団地		堺市南区豊田

### (3)急傾斜地崩壊危険箇所及び急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地崩壊危険箇所点検に基づく 急傾斜地崩壊危険箇所 (平成15年3月公表)		急傾斜地の崩壊による災 害の防止に関する法律の 規定による指定区域 (平成22年2月26日現在)	所在地
危険箇所番号	箇所名	区域の名称	
11201434	菱木		堺市南区高尾二丁
11201435	檜尾(1)	檜尾(1)	堺市南区檜尾
11201436	檜尾(2)		堺市南区檜尾
11201437	別所		堺市南区別所
11201438	毛穴		堺市中区毛穴町
11201439	八田南		堺市中区八田南之町
11201440	深阪		堺市中区深阪
11201441	田園(1)	田園(1)	堺市中区田園
11201442	田園(2)		堺市中区田園
11201443	田園(3)		堺市中区田園
11201446	豊田(1)		堺市南区豊田
11201447	豊田(2)		堺市南区豊田
11201448	高倉台		堺市南区高倉台二丁
11201449	釜室(1)	釜室	堺市南区釜室
11201450	釜室(2)		堺市南区釜室
11201451	釜室(3)		堺市南区釜室
11201452	富蔵		堺市南区富蔵
11201453	鉢ヶ峯寺	鉢ヶ峯寺	堺市南区鉢ヶ峯寺
11201454	逆瀬川		堺市南区逆瀬川
11201455	畑		堺市南区畑
11201456	西野(1)		堺市東区西野
11201457	西野(2)		堺市東区西野
11201458	西野(3)		堺市東区西野
11201666	辻之(2)		堺市中区辻之
11201824	家原寺町二丁(1)		堺市西区家原寺町二丁
11201825	西野(4)		堺市東区西野
11201826	辻之(3)		堺市中区辻之
11201827	片蔵(1)		堺市南区片蔵
11201828	檜尾(3)		堺市南区檜尾
11201829	美木多上(1)		堺市南区美木多上
11201830	美木多上(4)		堺市南区美木多上
			堺市南区美木多上
11201869	鉢ヶ峯寺(4)		堺市南区鉢ヶ峯寺
11201870	鉢ヶ峯寺(5)		堺市南区鉢ヶ峯寺

急傾斜地崩壊危険箇所点検に基づく 急傾斜地崩壊危険箇所 (平成15年3月公表)		急傾斜地の崩壊による災 害の防止に関する法律の 規定による指定区域 (平成22年2月26日現在)	所在地
危険箇所番号	箇所名	区域の名称	
11201871	畑(1)		堺市南区畑
12385104	平尾		堺市美原区さつき野西二丁目
21201862	八田寺町(1)		堺市中区八田寺町
21201863	毛穴町(2)		堺市中区毛穴町
21201864	辻之(2)		堺市中区辻之
21201865	和田		堺市南区和田
21201866	小代(1)		堺市南区小代
21201867	豊田(2)		堺市南区豊田
21201868	高倉台四丁(1)		堺市南区高倉台四丁
			堺市南区高倉台四丁
21201869	高倉台二丁(1)		堺市南区高倉台二丁
21201870	若松台三丁(1)		堺市南区若松台三丁
21201871	片蔵(2)		堺市南区片蔵
21201872	逆瀬川(2)		堺市南区逆瀬川
21201873	美木多上(2)		堺市南区美木多上
21201874	逆瀬川(4)		堺市南区逆瀬川
21201875	逆瀬川(3)		堺市南区逆瀬川
21201876	泉田中(1)		堺市南区泉田中
21201877	富蔵(2)		堺市南区豊田
21201878	畑(2)		堺市南区畑
21201879	畑(3)		堺市南区畑
21201880	鉢ヶ峯寺(4)		堺市南区鉢ヶ峯寺
21201881	鉢ヶ峯寺(6)		堺市南区鉢ヶ峯寺
21201882	鉢ヶ峯寺(7)		堺市南区鉢ヶ峯寺
21201883	鉢ヶ峯寺(2)		堺市南区鉢ヶ峯寺
21201884	鉢ヶ峯寺(8)		堺市南区泉田中
21201885	美木多上(3)		堺市南区美木多上
21201886	鉢ヶ峯寺(9)		堺市南区鉢ヶ峯寺
21201887	別所(2)		堺市南区別所
22201068	富蔵(3)		堺市南区富蔵
22201069	別所(2)		堺市南区別所
31201174	若松台三丁(2)		堺市南区若松台三丁
31201175	鉢ヶ峯寺(10)		堺市南区鉢ヶ峯寺
31201176	豊田(3)		堺市南区豊田
31201177	畑(4)		堺市南区畑

急傾斜地崩壊危険箇所点検に基づく 急傾斜地崩壊危険箇所 (平成15年3月公表)		急傾斜地の崩壊による災 害の防止に関する法律の 規定による指定区域 (平成22年2月26日現在)	所在地
危険箇所番号	箇所名	区域の名称	
31201178	畑(5)		堺市南区畑
31201179	逆瀬川(5)		堺市南区逆瀬川
			堺市南区逆瀬川
31201180	別所(4)		堺市南区別所
31201181	別所(5)		堺市南区別所
31201182	別所(6)		堺市南区別所
31201183	別所(7)		堺市南区別所
31201184	別所(8)		堺市南区別所
21385861	平尾(1)		堺市美原区平尾
31385170	さつき野西四丁目		堺市美原区さつき野西
31385171	菅生		堺市美原区平尾
31385172	平尾(2)		堺市美原区平尾
31385173	木材通四丁目		堺市美原区木材通三丁目

(4)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
7	堺市	南区別所	別所(4)	K20100070	平成17年11月25日	大阪府告示第2184号	平成17年11月25日	大阪府告示第2185号
125	堺市	南区畑	畑(5)	K20100050	平成18年3月24日	大阪府告示第680号	平成18年3月24日	大阪府告示第681号
328	堺市	南区若松台三丁	若松台三丁(2)	K20100010	平成19年3月28日	大阪府告示第634号	平成19年3月28日	大阪府告示第635号
329	堺市	南区逆瀬川	逆瀬川(5)	K20100060	平成19年3月28日	大阪府告示第634号	平成19年3月28日	大阪府告示第635号
330	堺市	南区逆瀬川	逆瀬川(6)	K20100061	平成19年3月28日	大阪府告示第634号	平成19年3月28日	大阪府告示第635号
331	堺市	南区美木多上	美木多上(5)	K20100260	平成19年3月28日	大阪府告示第634号	平成19年3月28日	大阪府告示第635号
332	堺市	南区富蔵	富蔵(4)	K20100320	平成19年3月28日	大阪府告示第634号	平成19年3月28日	大阪府告示第635号
491	堺市	南区泉田中	泉田中(3)	K20100400	平成20年3月25日	大阪府告示第595号	平成20年3月25日	大阪府告示第596号
492	堺市	南区鉢ヶ峯寺	鉢ヶ峯寺(13)	K20100410	平成20年3月25日	大阪府告示第595号	平成20年3月25日	大阪府告示第596号
493	堺市	南区逆瀬川	逆瀬川(7)	K20100440	平成20年3月25日	大阪府告示第595号	平成20年3月25日	大阪府告示第596号
494	堺市	南区逆瀬川	逆瀬川(8)	K20100450	平成20年3月25日	大阪府告示第595号	平成20年3月25日	大阪府告示第596号
495	堺市	南区畑	畑(9)	K20100470	平成20年3月25日	大阪府告示第595号	平成20年3月25日	大阪府告示第596号
496	堺市	南区富蔵	富蔵(5)	K20100480	平成20年3月25日	大阪府告示第595号	平成20年3月25日	大阪府告示第596号
497	堺市	南区別所	別所(17)	K20100520	平成20年3月25日	大阪府告示第595号	平成20年3月25日	大阪府告示第596号
1039	堺市	中区辻之	辻之	K20100670	平成21年3月31日	大阪府告示第554号	-	-
1040	堺市	中区辻之	辻之(2)	K20100770	平成21年3月31日	大阪府告示第554号	-	-
1041	堺市	中区辻之	辻之(3)	K20100700	平成21年3月31日	大阪府告示第554号	-	-
1042	堺市	南区檜尾	檜尾(3)	K20100710	平成21年3月31日	大阪府告示第554号	-	-
1043	堺市	南区美木多上	美木多上(4)一1	K20100731	平成21年3月31日	大阪府告示第554号	-	-
1044	堺市	南区美木多上	美木多上(4)一2	K20100732	平成21年3月31日	大阪府告示第554号	-	-
1045	堺市	中区毛穴町	毛穴町(2)	K20100760	平成21年3月31日	大阪府告示第554号	-	-
1046	堺市	中区毛穴町	毛穴	K20100560	平成21年3月31日	大阪府告示第554号	-	-
1047	堺市	南区小代町	小代(1)	K20100790	平成21年3月31日	大阪府告示第554号	-	-
1048	堺市	南区高倉台四丁	高倉台四丁(1)一1	K20100811	平成21年3月31日	大阪府告示第554号	-	-
1049	堺市	南区高倉台四丁	高倉台四丁(1)一2	K20100812	平成21年3月31日	大阪府告示第554号	-	-

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
1050	堺市	南区高倉台二丁	高倉台二丁(1)	K20100820	平成21年3月31日	大阪府告示第554号	-	-
1051	堺市	中区深阪	深阪	K20100580	平成21年3月31日	大阪府告示第554号	-	-
1052	堺市	中区田園	田園(2)	K20100590	平成21年3月31日	大阪府告示第554号	-	-
1053	堺市	中区田園	田園(3)	K20100600	平成21年3月31日	大阪府告示第554号	-	-
1054	堺市	南区豊田	豊田(1)	K20100610	平成21年3月31日	大阪府告示第554号	-	-
1055	堺市	南区豊田	豊田(2)	K20100620	平成21年3月31日	大阪府告示第554号	-	-
1056	堺市	南区高倉台	高倉台	K20100630	平成21年3月31日	大阪府告示第554号	-	-
1310	堺市	南区別所	別所(2)	K20100240	平成22年3月30日	大阪府告示第517号	-	-
1311	堺市	南区別所	別所(3)	K20100250	平成22年3月30日	大阪府告示第517号	-	-
1312	堺市	南区畑	畑(2)	K20100170	平成22年3月30日	大阪府告示第517号	-	-
1313	堺市	南区畑	畑(3)	K20100180	平成22年3月30日	大阪府告示第517号	-	-
1314	堺市	南区逆瀬川	逆瀬川(3)	K20100150	平成22年3月30日	大阪府告示第517号	-	-
1315	堺市	南区逆瀬川	逆瀬川(4)	K20100140	平成22年3月30日	大阪府告示第517号	-	-
1316	堺市	南区鉢ヶ峯寺	鉢ヶ峯寺(2)	K20100220	平成22年3月30日	大阪府告示第517号	-	-
1317	堺市	南区鉢ヶ峯寺	鉢ヶ峯寺(3)	K20100920	平成22年3月30日	大阪府告示第517号	-	-
1318	堺市	南区鉢ヶ峯寺	鉢ヶ峯寺(4)	K20100190	平成22年3月30日	大阪府告示第517号	-	-
1319	堺市	南区鉢ヶ峯寺	鉢ヶ峯寺(7)	K20100210	平成22年3月30日	大阪府告示第517号	-	-
1320	堺市	南区鉢ヶ峯寺	鉢ヶ峯寺(9)	K20100230	平成22年3月30日	大阪府告示第517号	-	-
1321	堺市	南区若松台3丁	若松台3丁(1)	K20100120	平成22年3月30日	大阪府告示第517号	-	-
1322	堺市	南区泉田中	泉田中(2)	K20100390	平成22年3月30日	大阪府告示第517号	-	-
1323	堺市	南区檜尾	檜尾(2)-1	K20100551	平成22年3月30日	大阪府告示第517号	-	-
1324	堺市	南区檜尾	檜尾(2)-2	K20100552	平成22年3月30日	大阪府告示第517号	-	-
1325	堺市	中区八田南之町	八田南-1	K20100571	平成22年3月30日	大阪府告示第517号	-	-
1326	堺市	中区八田南之町	八田南-2	K20100572	平成22年3月30日	大阪府告示第517号	-	-
1327	堺市	東区西野	西野(3)	K20100660	平成22年3月30日	大阪府告示第517号	-	-
1328	堺市	南区別所	別所	K20100850	平成22年3月30日	大阪府告示第517号	-	-

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
1329	堺市	南区釜室	釜室(2)	K20100860	平成22年 3月30日	大阪府告示 第517号	-	-
1330	堺市	南区釜室	釜室(3)	K20100870	平成22年 3月30日	大阪府告示 第517号	-	-
1331	堺市	南区富蔵	富蔵一1	K20100881	平成22年 3月30日	大阪府告示 第517号	-	-
1332	堺市	南区富蔵	富蔵一2	K20100882	平成22年 3月30日	大阪府告示 第517号	-	-
1333	堺市	南区逆瀬川	逆瀬川一1	K20100891	平成22年 3月30日	大阪府告示 第517号	-	-
1334	堺市	南区逆瀬川	逆瀬川一2	K20100892	平成22年 3月30日	大阪府告示 第517号	-	-
1335	堺市	南区逆瀬川	逆瀬川一3	K20100893	平成22年 3月30日	大阪府告示 第517号	-	-
1336	堺市	南区畑	畑	K20100900	平成22年 3月30日	大阪府告示 第517号	-	-
1337	堺市	南区片蔵	片蔵(1)	K20100910	平成22年 3月30日	大阪府告示 第517号	-	-
1338	堺市	南区鉢ヶ峯寺	鉢ヶ峯寺(5)	K20100930	平成22年 3月30日	大阪府告示 第517号	-	-
1339	堺市	南区畑	畑(1)	K20100900	平成22年 3月30日	大阪府告示 第517号	-	-
1340	堺市	南区鉢ヶ峯寺	鉢ヶ峯寺(8)	K20100960	平成22年 3月30日	大阪府告示 第517号	-	-
1341	堺市	南区美木多上	美木多上(3)	K20100970	平成22年 3月30日	大阪府告示 第517号	-	-
1342	堺市	南区富蔵	富蔵(3)	K20100870	平成22年 3月30日	大阪府告示 第517号	-	-
1343	堺市	南区鉢ヶ峯寺	鉢ヶ峯寺(16)	K20100990	平成22年 3月30日	大阪府告示 第517号	-	-
1344	堺市	南区美木多上	美木多上(6)	K20101010	平成22年 3月30日	大阪府告示 第517号	-	-
1676	堺市	南区和田	和田	K20100780	平成23年 12月20日	大阪府告示 第1847号	平成23年 12月20日	大阪府告示 第1848号
1677	堺市	美原区平尾	平尾(1)	K20101030	平成23年 12月20日	大阪府告示 第1847号	平成23年 12月20日	大阪府告示 第1848号
1678	堺市	美原区平尾	菅生	K20101040	平成23年 12月20日	大阪府告示 第1847号	平成23年 12月20日	大阪府告示 第1848号
1679	堺市	美原区平尾	平尾(2)	K20101050	平成23年 12月20日	大阪府告示 第1847号	平成23年 12月20日	大阪府告示 第1848号
1680	堺市	美原区木材通	木材通	K20101060	平成23年 12月20日	大阪府告示 第1847号	平成23年 12月20日	大阪府告示 第1848号

## 消防力の現況

## (1) 消防車両の保有状況

( 堺市消防局 )

( 平成24年4月末現在 )

車 種	台数	車 種	台数
普通消防ポンプ車	25	特殊災害対応車	1
水槽付消防ポンプ車	16	移動無線車	1
梯子付消防車	4	救助工作車	5
梯子付消防ポンプ車	1	防災工作車	1
梯子水槽付消防ポンプ車	7	空気充填車	1
屈折梯子付消防ポンプ車	1	支援車	1
大型化学車	8	指揮車	12
特殊化学車	1	指揮隊車	2
普通化学車	1	査察車	12
多目的消防水利システム車	2	調査車	3
災害対応多目的車	3	資機材搬送車	2
大型高所放水車	1	高規格救急車	24
泡原液搬送車	1	消防艇	1
小型動力ポンプ付水槽車	1	その他車両	58
小型動力ポンプ付水槽車 (原液搬送機能付)	1	合計	197台 (1艇含む)

普通消防ポンプ車 3台消防団含む

## (2) 消防水利の現況

(平成24年 4月 1日現在)

区分		配管口径	設置数	
消 火 栓	公 設	75mm	2,151	
		100mm	7,561	
		150mm	3,786	
		200mm	1,628	
		300mm	1,095	
		400mm	171	
		500mm	78	
	合 計			16,470
	私 設			1,185
	貯 水 槽	公 設	40m <sup>3</sup> 以上	699
100m <sup>3</sup> 以上			39	
計			738	
私 設		40m <sup>3</sup> 以上	1,194	
		100m <sup>3</sup> 以上	244	
		計	1,438	

区分		水利数
消 防 水 利 に 適 合 す る そ の 他 の 水 利	河 川	290
	溝	0
	海 ・ 湖	85
	プール	195
	濠・池	335
	下水道	0
	その他	0

( 堺管内のみ )

### (3)特殊器具保有状況

(平成24年4月1日現在)

種 別	数 量
空気呼吸器	334
耐熱服	47
発動発電機	92
エンジンカッター	31
エアソー	6
ロープ発射銃	7
可搬式けん引機	14
携帯風向風速計	8
直読式張力計	10
ソフトランニング	2
折り畳み式ポート	1
救助用ゴムポート	13
スキューバー式潜水具	33
削岩機	9
大型油圧スプレッター	7
大型油圧切断機	7
オイルフェンス	300 m
赤外線カメラ	7
ハンマードリル	7

種 別	数 量	
緊急防災用具	9	
ガス検知器	酸素濃度・可燃性ガス 一酸化炭素・硫化水素	27
	酸素濃度・可燃性ガス用	6
	可燃性ガス	4
	高濃度硫化水素用	4
	一酸化炭素	1
	酸素・一酸化炭素	2
	酸素	1
簡易水槽	2,500 ㍓	1
	5,000㍓	16
	10,000㍓	2
	15,000 ㍓	5
	20,000 ㍓	4
自動式人工呼吸器	24	
布担架	24	
電動式吸引器	24	
AED(半自動式除細動器)	24	
高圧蒸気滅菌器	16	
バックボード	24	
循環式酸素呼吸器	15	
放射能防護服	29	
マット型空気ジャッキー	13	
送排風機	6	
ファイバースコープ	4	

## 耐震性防火水槽の設置状況

(平成24年4月1日現在)

住 所	目 標	規模	住 所	目 標	規模
堺区大浜北町4丁	大浜公園	100t	中区深井沢町	中区役所	40t
堺区南瓦町	堺市役所	100t	中区深井沢町	沢町皿池運動広場	40t
堺区永代町4丁	永代町パブリカ公園	100t	中区深井中町	高塚公園	40t
堺区山本町4丁	三宝公園	100t	中区深井中町	コモンタイム広場	40t
堺区大仙中町	市立図書館駐車場	100t	中区深井中町	深井中町セージ公園	40t
堺区百舌鳥夕雲町2丁	大仙公園	100t	中区深井東町	ジューンベリー広場	40t
堺区西湊町4丁	湊西ぼうさい公園	100t	中区深井畑山町	深井畑山町パイン公園	40t
堺区出島町2丁	湊駅北東側	100t	中区深井畑山町	ミズトンボ公園	40t
中区八田西町1丁	八田町専用グラウンド	100t	中区深井畑山町	深井畑山町ミズナ広場	40t
中区学園町	大阪府立大学校	100t	中区深井北町	深井北町すいか広場	40t
中区八田西町1丁	泉北下水処理場	100t	中区深井北町	深井北町公園	40t
中区陶器北	陶器スポーツ広場	100t	中区深井北町	深井北町住宅	40t
中区深井中町	ふれあい広場	100t	中区深井北町	深井北町住宅	40t
東区白鷺町1丁	白鷺公園駐車場	100t	中区大野芝町	大野芝町マルメロ公園	40t
東区野尻町	加古里池公園	100t	中区辻之	辻之キショウブ広場	40t
東区大美野	美丘西小学校	100t	中区田園	中区田園地先	40t
西区浜寺公園町3丁	浜寺公園南有料駐車場	100t	中区土師町3丁	土師町ミント公園	40t
西区上野芝町8丁	霞ヶ丘公園	100t	中区土塔町	土塔町公園	40t
西区家原寺町2丁	家原寺配水場	100t	中区土塔町	中区土塔町地先	40t
西区鳳南町3丁	鳳公園	100t	中区土塔町	土塔町ラフランス公園	40t
南区新桧尾台1丁	新桧尾公園	100t	中区土塔町	さくら公園	40t
南区若松台2丁	大蓮公園	100t	中区土塔町	フェネル公園	40t
北区長曾根町	堺市立金岡公園	100t	中区土塔町	アンジェリカ広場	40t
北区南花田町	大泉緑地公園	100t	中区土塔町	ローズマリー公園	40t
北区奥本町1丁	奥本公園	100t	中区土塔町	土塔町さんさん広場	40t
北区新金岡町5丁	新金岡町ブリック公園	100t	中区土塔町	フレッシュタイム公園	40t
北区長曾根町	金岡公園南側駐車場	100t	中区土塔町	フレッシュタイム公園	40t
北区長曾根町	長曾根竹ノ内公園	100t	中区東山	東山はないかり公園	40t
美原区多治井	多治井運動広場	100t	中区東山	東山あおい広場	40t
堺区築港八幡町	堺浜一号公園	40t	中区東山	鶯谷公園	40t
堺区築港八幡町	堺浜一号公園	40t	中区陶器北	陶器北ミズワラビ広場	40t
堺区今池町2丁	今池団地2棟	40t	中区陶器北	陶器北ミズワラビ広場	40t
堺区砂道町1丁	砂道住宅	40t	中区陶器北	しょうぶいけ公園	40t
堺区山本町5丁	山本町オリーブ広場	40t	中区陶器北	しょうぶいけ緑地	40t
堺区松屋町2丁	松屋町ぐみ広場	40t	中区檜葉	檜葉ユキヤナギ公園	40t
堺区神南辺町	とけいそう公園	40t	中区八田北町	中区八田北町地先	40t
堺区浅香山町1丁	浅香山団地A広場	40t	中区八田北町	八田北町おしどり公園	40t
堺区浅香山町2丁	浅香山住宅	40t	中区八田北町	きぬがそう公園	40t
堺区大仙西町5丁	大仙西町第4公園	40t	中区伏尾	伏尾レモングラス広場	40t
堺区大浜北町5丁	堺灯台	40t	中区福田	あいばそう広場	40t
堺区中三国ヶ丘町7丁	中三国ヶ丘公園	40t	中区福田	ネコメノソウ公園	40t
堺区田出井町	堺市駅前住宅	40t	中区福田	福田はっか公園	40t
堺区東雲西町3丁	市営東雲住宅	40t	中区福田	中区福田地先	40t
堺区東湊町3丁	東湊みどりの広場	40t	中区福田	福田ミズオトギリ公園	40t
堺区東湊町6丁	東湊町れもん公園	40t	中区平井	平井バード広場	40t
堺区南安井町2丁	リエール公園	40t	中区平井	平井シェルベール公園	40t
中区学園町	サンマリノ広場	40t	中区平井	平井シェルベール公園	40t
中区学園町	ヒソップ公園	40t	中区平井	平井ウイステリア公園	40t
中区見野山	ザクロ広場	40t	中区平井	平井ライラック広場	40t
中区新家町	星谷池スポーツ広場	40t	中区平井	平井ありんこ公園	40t
中区深井水池町	ハナノキ公園	40t	中区平井	東山エルダー広場	40t
中区深井清水町	堺市教育文化センター	40t	中区毛穴町	毛穴町いちご広場	40t
中区毛穴町	毛穴町チェリー広場	40t	西区太平寺	太平寺パイアヤ広場	40t
東区引野町1丁	引野町フレーズ公園	40t	西区津久野町2丁	大東自治会館	40t

住所	目標	規模	住所	目標	規模
東区引野町1丁	東区引野町1丁地先	40t	西区津久野町1丁	古城公園	40t
東区引野町1丁	引野町アサザ公園	40t	西区菱木1丁	菱木サントリナ公園	40t
東区引野町1丁	東区引野町1丁地先	40t	西区菱木1丁	菱木サントリナ公園	40t
東区引野町1丁	はんの木公園	40t	西区菱木1丁	菱木サザンウッド公園	40t
東区引野町3丁	南八下西公園	40t	西区菱木1丁	菱木サザンウッド公園	40t
東区高松	高松チヨリ公園	40t	西区菱木2丁	菱木ホップ広場	40t
東区丈六	丈六ミクリ広場	40t	西区菱木2丁	菱木なつめ広場	40t
東区草尾	市営鶴道住宅	40t	西区浜寺諏訪森町西	浜寺諏訪森公園	40t
東区大美野	大美野公園	40t	西区浜寺諏訪森町西2丁	諏訪森団地	40t
東区大美野	西口園住宅	40t	西区浜寺石津町西4丁	浜寺石津西公園	40t
東区大美野	大美野アロエ広場	40t	西区浜寺石津町東5丁	サンフラワー公園	40t
東区南野田	東区南野田地先	40t	西区浜寺船尾町東1丁	さくらんぼ広場	40t
東区南野田	ハーモニータウン	40t	西区浜寺船尾町東2丁	船尾第1公園	40t
東区日置荘原寺町	東区役所	40t	西区浜寺南町1丁	クリスマスローズ公園	40t
東区日置荘原寺町	タンデライオン公園	40t	西区浜寺南町1丁	浜寺南町	40t
東区八下町2丁	八下町自治会館	40t	西区平岡町	平岡町ピオーネ公園	40t
東区菩提町1丁	大饗野公園	40t	西区鳳中町8丁	クランベリー広場	40t
東区菩提町3丁	菩提町キュウリ緑地	40t	西区鳳東町6丁	西区役所	40t
東区菩提町3丁	東区菩提町3丁地先	40t	西区鳳東町7丁	はるののげし広場	40t
東区菩提町3丁	菩提町ナシ公園	40t	西区鳳南町5丁	西区鳳南町5丁地先	40t
東区菩提町3丁	東区菩提町3丁地先	40t	西区鳳南町5丁	ヒラドツツジ公園	40t
東区北野田	北野田シロネ公園	40t	西区鳳南町5丁	鳳南町ローズ公園	40t
東区北野田	東区北野田地先	40t	西区鳳北町2丁	西区鳳北町2丁地先	40t
東区北野田	東区北野田地先	40t	西区鳳北町6丁	北鳳住宅	40t
東区北野田	西除川河川敷	40t	西区北条町2丁	北条町ステビア広場	40t
東区北野田	エボソグサ公園	40t	西区築港浜寺西町	はまかんざし公園	40t
東区北野田	北野田クローバ公園	40t	南区稲葉3丁	稲葉キャラウェイ広場	40t
東区北野田	東区北野田地先	40t	南区釜室	逆瀬川ハナミズキ公園	40t
東区野尻町	野尻町はぎ公園	40t	南区鴨谷台1丁	鴨谷台ネーブル広場	40t
西区下田町	下田町リーフ広場	40t	南区岩室	ロケットサラダ広場	40t
西区下田町	西区下田町地先	40t	南区逆瀬川	逆瀬川クスノキ公園	40t
西区下田町	西区下田町地先	40t	南区逆瀬川	南区逆瀬川地先	40t
西区家原寺町1丁	家原大池公園	40t	南区逆瀬川	南区逆瀬川地先	40t
西区山田1丁	山田鶴鳴公園	40t	南区逆瀬川	南区逆瀬川地先	40t
西区山田1丁	山田タンジー公園	40t	南区宮山台1丁	宮山台第4公園	40t
西区山田2丁	福泉住宅	40t	南区宮山台4丁	南区宮山台4丁地先	40t
西区山田3丁	山田くるみ公園	40t	南区原山台5丁	マリーゴールド公園	40t
西区上	上カボス公園	40t	南区原山台5丁	原山台ラビッツ広場	40t
西区上	笠池公園	40t	南区御池台2丁	南区御池台2丁地先	40t
西区上	上セイヴォリー公園	40t	南区御池台2丁	御池台花の丘公園	40t
西区上野芝向ヶ町1丁	向ヶ丘団地公園	40t	南区御池台2丁	南区御池台2丁地先	40t
西区西区草部	草部リーフゲート広場	40t	南区御池台2丁	南区御池台2丁地先	40t
西区西区草部	草部どんぐりの森公園	40t	南区御池台2丁	南区御池台2丁地先	40t
西区西区太平寺	西区西区太平寺地先	40t	南区御池台2丁	ヴィラーージュ御池台	40t
西区西区菱木1丁	菱木ハロー広場	40t	南区御池台2丁	御池公園	40t
西区西区菱木1丁	菱木ハロー広場	40t	南区御池台4丁	集会所	40t
西区西区菱木3丁	菱木イーフィールド公園	40t	南区高倉台1丁	高倉台みかん広場	40t
西区西区浜寺石津町西4丁	西区浜寺石津町西4丁地先	40t	南区高倉台1丁	高倉台アセロラ広場	40t
西区西区浜寺石津町東5丁	ラグーン公園	40t	南区高倉台4丁	泉ヶ丘緑地	40t
西区草部	草部バジル広場	40t	南区三原台2丁	南区三原台2丁地先	40t
西区草部	草部ナッツ広場	40t	南区三原台4丁	南区三原台4丁地先	40t
西区草部	草部サuntime公園	40t	南区若松台3丁	南区若松台3丁地先	40t
西区草部	草部スギナモ広場	40t	南区城山台1丁	南区城山台1丁地先	40t
西区草部	草部メドウスイート公園	40t	南区城山台3丁	光明池緑道	40t
西区草部	万崎池	40t	南区城山台3丁	城山第三公園	40t
南区城山台5丁	南区城山台5丁地先	40t	美原区太井	太井ちびっこ広場	40t
南区深坂	シュガ谷公園	40t	美原区多治井	多治井第4公園	40t
南区晴美台1丁	集会所	40t	美原区多治井	多治井第3公園	40t
南区晴美台2丁	南区晴美台2丁地先	40t	美原区多治井	多治井第3公園	40t

住 所	目 標	規模	住 所	目 標	規模
南区晴美台3丁	南区晴美台3丁地先	40t	美原区多治井	多治井ふれあい広場	40t
南区赤坂台4丁	マートル広場	40t	美原区平尾	平尾東公園	40t
南区赤坂台4丁	南区赤坂台4丁地先	40t			
南区赤坂台4丁	赤坂第8公園	40t			
南区赤坂台6丁	赤坂台ミツバ広場	40t			
南区竹城台1丁	南区竹城台1丁地先	40t			
南区庭代台3丁	庭代台やっこそう公園	40t			
南区桃山台1丁	南区役所	40t			
南区桃山台3丁	南区桃山台3丁地先	40t			
南区桃山台4丁	みきとじ公園	40t			
南区桃山台4丁	南区桃山台4丁地先	40t			
南区南区稲葉3丁	稲葉コガマ公園	40t			
南区南区泉田中	南区南区泉田中地先	40t			
南区南区泉田中	泉田中ミソハギ公園	40t			
南区南区片蔵	片蔵カスミサクラ公園	40t			
南区南区豊田	南区南区豊田地先	40t			
南区南区野々井	アカメヤナギ広場	40t			
南区美木多上	美木多上ミゾソバ公園	40t			
南区片蔵	ヤマザクラ広場	40t			
南区片蔵	ヤマザクラ広場	40t			
南区片蔵	ヤマザクラ広場	40t			
南区片蔵	ヤマザクラ広場	40t			
南区豊田	豊田つくばねそう公園	40t			
南区和田	和田ムーレイン公園	40t			
南区和田	ディナミックタウン集会所	40t			
南区和田	和田マンドレーク公園	40t			
南区檜尾	檜尾ヒメシロネ広場	40t			
南区榎塚台4丁	泉北2号緑地	40t			
南区榎塚台4丁	南区榎塚台4丁地先	40t			
北区金岡町	北区金岡町地先	40t			
北区金岡町	北区金岡町地先	40t			
北区金岡町	ラベンダー公園	40t			
北区常盤町1丁	ウォータリリー公園	40t			
北区新金岡町4丁	金岡東公園	40t			
北区蔵前町	蔵前町ビロ広場	40t			
北区大豆塚町1丁	さくら公園	40t			
北区長曾根町	長曾根中池公園	40t			
北区長曾根町	市営長曾根町住宅	40t			
北区長曾根町	長曾根東公園	40t			
北区東雲東町2丁	市営東雲東町団地	40t			
北区東雲東町2丁	市営東雲東町団地	40t			
北区東雲東町2丁	東雲東公園	40t			
北区東三国ヶ丘町3丁	ベトニー公園	40t			
北区東上野芝町2丁	やまがら公園	40t			
北区東浅香山町2丁	第2東浅香山公園	40t			
北区百舌鳥本町1丁	チャービル広場	40t			
北区百舌鳥本町3丁	百舌鳥本町ゆず公園	40t			
北区野遠町	野遠町フトイ公園	40t			
美原区大響	菩提町公園	40t			
美原区大響	城岸寺公園	40t			
美原区北余部	美原西ふれあい広場	40t			
美原区小寺	小寺つつじ公園	40t			
美原区小平尾	カモノハシ公園	40t			

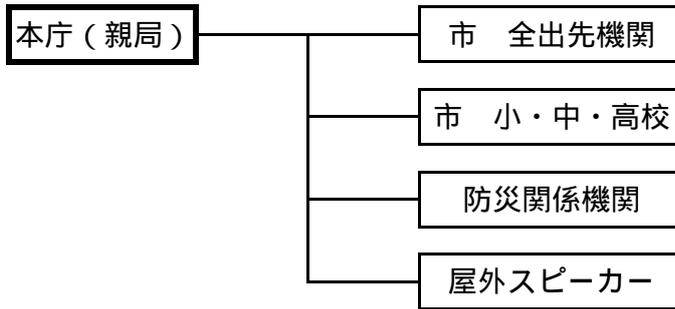
## 危険物施設の現況

(平成24年5月24日現在)

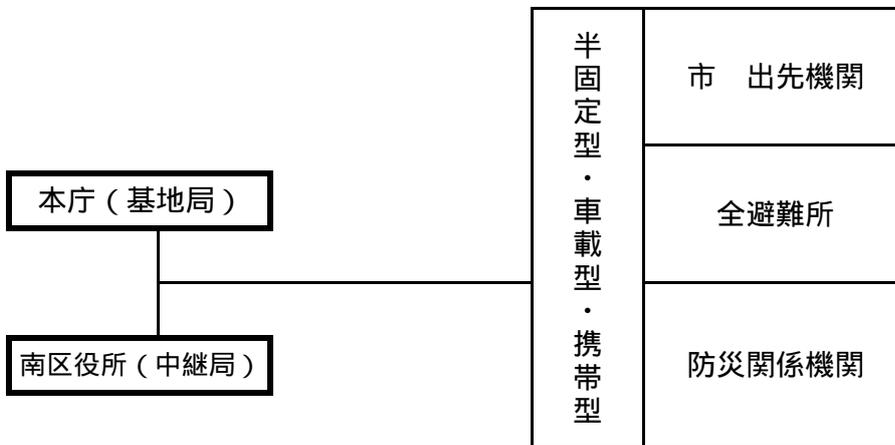
製造所等の区分		施設数	貯蔵取扱量					
			第1類(千kg)	第2類(千kg)	第3類(千kg)	第4類(千kl)	第5類(千kg)	第6類(千kg)
製造所		45	35	895	0	132	0	0
貯蔵所	屋内貯蔵所	363	565	37	1	7	60	2
	屋外タンク貯蔵所	492	0	12,561	0	3514	0	1,343
	屋内タンク貯蔵所	57	0	0	0	1	0	0
	地下タンク貯蔵所	195	0	0	0	4	0	0
	簡易タンク貯蔵所	2	0	0	0	0	0	0
	移動タンク貯蔵所	293	0	0	0	22	0	87
	屋外貯蔵所	48	0	1	0	2	0	0
	小計	1,450	565	12,599	1	3550	60	1,432
取扱所	給油取扱所	232	0	0	0	10	0	0
	販売取扱所	8	0	0	0	0	0	0
	一般取扱所	321	6	433	120	67	1	176
	移送取扱所	14	0	716	0	202	0	500
	小計	575	6	1,149	120	279	1	676
合計		2,070	606	14,643	121	3,961	61	2,108

# 防災行政無線系統図

## 1. 防災行政無線（同報系）系統図



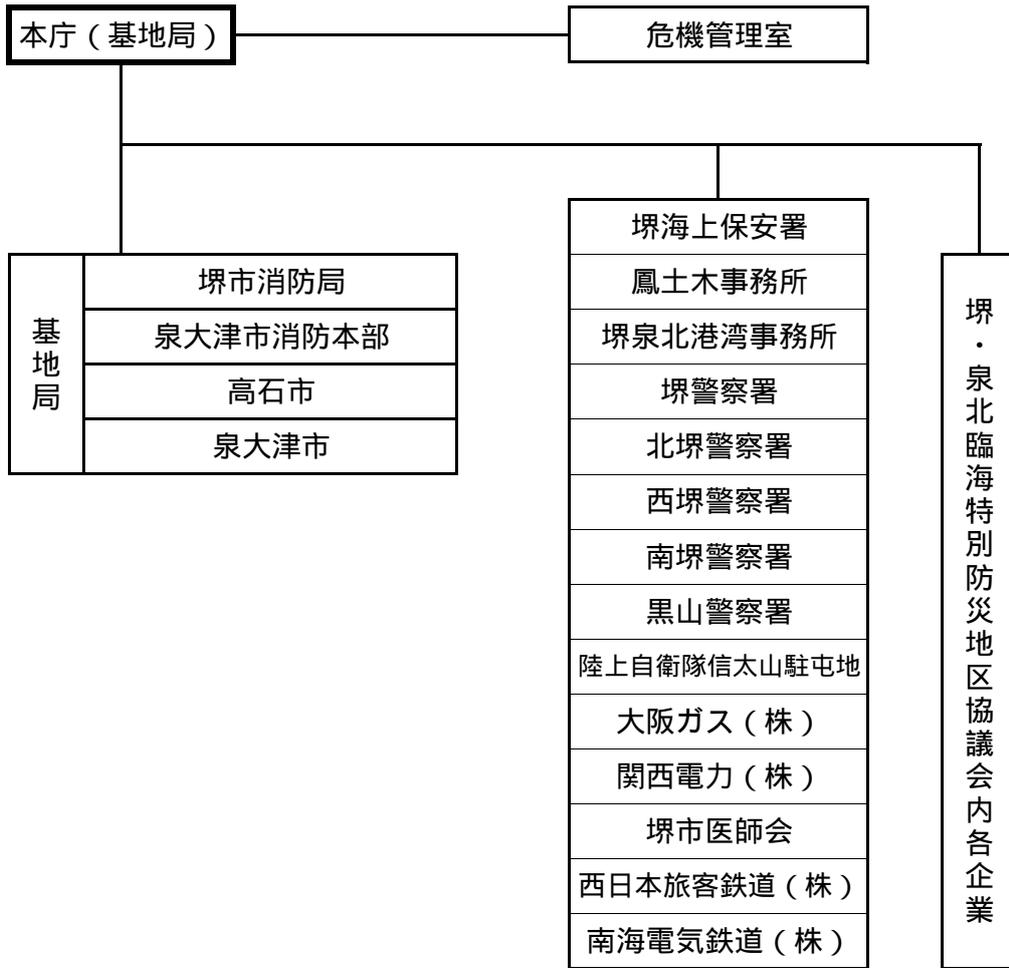
## 2. 防災行政無線（移動系）系統図



## 3. 防災行政無線（水道系）系統図



4 . 防災行政無線（相互系）系統圖



## 防災行政無線(同報系)戸別受信機設置箇所一覽

地区	個別	設置箇所	地区	個別	設置箇所
303	311	三宝小学校	303	314	向丘小学校
303	311	錦西小学校	303	314	平岡小学校
303	311	市小学校	303	314	福泉上小学校
303	311	錦綾小学校	303	314	福泉小学校
303	311	浅香山小学校	303	314	福泉東小学校
303	311	錦小学校	303	314	浜寺中学校
303	311	熊野小学校	303	314	浜寺南中学校
303	311	榎小学校	303	314	上野芝中学校
303	311	三国丘小学校	303	314	はるみ小学校
303	311	英彰小学校	303	314	原山台東小学校
303	311	新湊小学校	303	316	東三国丘小学校
303	311	少林寺小学校	303	316	金岡小学校
303	311	安井小学校	303	316	北八下小学校
303	311	大仙西小学校	303	316	百舌鳥小学校
303	311	神石小学校	303	316	新金岡小学校
303	311	大仙小学校	303	316	光竜寺小学校
303	311	月州中学校	303	316	大泉小学校
303	311	殿馬場中学校	303	316	五箇荘東小学校
303	311	三国丘中学校	303	316	西百舌鳥小学校
303	311	関西大学堺キャンパス	303	316	金岡南小学校
303	311	堺高等学校	303	316	新浅香山小学校
303	311	浅香山中学校	303	316	長尾中学校
303	311	陵西中学校	303	316	金岡南中学校
303	311	旭中学校	303	316	八下中学校
303	311	大浜中学校	303	316	中百舌鳥中学校
303	311	府立泉陽高校	303	316	金岡北中学校
303	311	府立三国丘高校	303	316	大泉中学校
303	318	深井小学校	303	316	陵南中学校
303	318	東百舌鳥小学校	300	340	美原区役所
303	318	西陶器小学校	303	317	黒山小学校
303	318	福田小学校	303	317	平尾小学校
303	318	八田荘西小学校	303	317	美原北小学校
303	318	東深井小学校	303	317	八上小学校
303	318	土師小学校	303	317	美原西小学校
303	318	深井西小学校	303	317	さつき野小学校
303	318	東百舌鳥中学校	303	317	美原中学校
303	318	深井中学校	303	317	美原西中学校
303	318	深井中央中学校	303	317	さつき野中学校
303	318	府立東百舌鳥高校	303	314	府立鳳高校
303	313	南八下小学校	303	314	府立堺上高校
303	313	八下西小学校	303	314	府立福泉高校
303	313	日置荘小学校	301	301	堺市役所本館2階中央監視室
303	313	日置荘西小学校			堺市役所本館3階危機管理室
303	313	白鷺小学校	302	316	北部地域整備事務所
303	313	登美丘南小学校	302	315	南部地域整備事務所
303	313	野田小学校	302	323	市民税管理課分室
303	313	日置荘中学校	300	334	中区役所
303	313	南八下中学校	300	335	東区役所
303	313	登美丘中学校	300	337	西区役所
303	313	野田中学校	300	338	南区役所
303	314	浜寺石津小学校	300	339	北区役所
303	314	浜寺東小学校	303	311	殿馬場中学校(夜間)
303	314	浜寺昭和小学校	303	311	堺高等学校
303	314	津久野小学校	303	311	堺高等学校
303	314	上野芝小学校	303	318	八田荘小学校
303	314	家原寺小学校	303	318	久世小学校
303	314	鳳小学校	303	318	東陶器小学校
303	314	鳳南小学校	303	318	宮園小学校

## 防災行政無線(同報系)戸別受信機設置箇所一覧

地区	個別	設置箇所	地区	個別	設置箇所
303	318	深阪小学校	345	348	南堺警察署
303	318	泉ヶ丘東中学校	345	348	黒山警察署
303	318	八田荘中学校	345	349	堺市医師会
303	318	平井中学校	345	350	JR鳳駅
303	313	登美丘東小学校	345	350	南海堺駅
303	313	登美丘西小学校	345	350	大阪ガス南部導管部
303	316	東浅香山小学校	345	350	関西電力南大阪営業所
303	316	五箇荘小学校	302	332	堅川下水ポンプ場
303	316	中百舌鳥小学校	302	332	古川下水ポンプ場
303	316	新金岡東小学校	302	332	南島下水ポンプ場
303	316	五箇荘中学校	302	332	浜寺下水ポンプ場
303	314	家原寺大池体育館	302	332	出島下水道管理事務所
303	314	浜寺小学校	302	332	竹城台下水道管理事務所
303	314	津久野中学校	302	332	三宝下水処理場
303	314	鳳中学校	302	332	三宝下水処理場処理棟
303	314	福泉中学校	302	332	石津下水処理場
303	315	鴨谷体育館	302	332	泉北下水処理場
302	315	榎文化会館	302	332	水道サービス公社
303	315	上神谷小学校	302	332	水道サービス公社2
303	315	福泉中央小学校	303	311	大浜体育館
303	315	美木多小学校	303	316	金岡公園体育館
303	315	若松台小学校	303	313	初芝体育館
303	315	茶山台小学校	303	318	原池体育館
303	315	榎塚台小学校	303	318	教育文化センター(中文化会館)
303	315	宮山台小学校	302	311	サンスクエア堺
303	315	竹城台小学校	303	316	百舌鳥支援学校
303	315	三原台小学校	303	311	百舌鳥支援学校分校
303	315	高倉台小学校	345	341	堺市消防局
303	315	桃山台小学校	302	326	斎場
303	315	竹城台東小学校	302	326	堺保健センター
303	315	原山台小学校	302	326	西保健センター
303	315	庭代台小学校	302	326	南保健センター
303	315	赤坂台小学校	304	326	南こどもリハビリテーションセンター
303	315	城山台小学校	302	326	北こどもリハビリテーションセンター
303	315	御池台小学校	303	343	みはら大地幼稚園
303	315	新檜尾台小学校	302	326	美原保健センター
303	315	高倉台西小学校	302	344	美原にし保育所
303	315	福泉南中学校	302	344	美原きた保育所
303	315	宮山台中学校	302	344	美原ひがし保育所
303	315	若松台中学校	304	342	みはら歴史博物館
303	315	三原台中学校	304	342	美原図書館
303	315	晴美台中学校	303	317	美原体育館
303	315	原山台中学校	302	320	市民会館
303	315	庭代台中学校	302	327	市立堺病院
303	315	赤坂台中学校	304	327	市立堺病院 防災センター
303	315	美木多中学校	304	324	人権ふれあいセンター
303	313	府立登美丘高校	304	342	堺市博物館
303	316	府立金岡高校	302	333	女性センター
303	315	府立泉北高校	304	333	青少年センター
303	315	府立堺東高校	304	333	青少年の家
303	315	府立堺西高校	302	321	三国丘分館
303	315	府立成美高校	302	331	自転車対策事務所
345	346	堺海上保安署	302	329	港湾事務所
345	347	大阪府鳳土木事務所	302	331	大仙公園事務所
345	347	大阪府堺泉北港湾事務所	302	331	大仙公園事務所分室
345	348	西堺警察署	302	331	大浜公園事務所
345	348	堺警察署	302	331	泉ヶ丘公園事務所
345	348	北堺警察署	302	331	霊園管理事務所

## 防災行政無線(同報系)戸別受信機設置箇所一覧

地区	個別	設置箇所	地区	個別	設置箇所
302	332	上下水道局総務課	304	325	南部環境事業推進センター
302	332	上下水道局配水管理課	304	325	浄化ステーション
302	326	えのきはいむ	304	325	第一環境事業所
302	326	八田荘老人ホーム	304	325	東第一工場
302	326	中老人福祉センター	304	325	南工場
302	326	南老人福祉センター	304	325	南部処理場
302	326	北老人福祉センター	303	311	旧湊小学校
304	333	埋蔵文化財センター	304	326	新金岡市民センター
302	326	泉寿苑老人福祉センター	303	315	上神谷支援学校
304	328	子ども相談所一時保護所	356	358	堺市産業振興センター
302	328	こども相談所	356	358	金岡公民館
302	326	障害者更生相談所	354	358	羽衣国際大学
302	326	堺市福祉サービス公社	352	358	大阪府立大学
302	329	消費者生活センター	357	358	美原老人福祉センター
302	330	堺市住宅供給公社			
302	329	堺市就労支援協会			
302	326	健康増進福祉センター(ちぬが丘診療所)			
302	344	百舌鳥保育所			
302	344	日置荘保育所			
302	344	金岡保育所			
302	344	新金岡保育所			
302	344	東浅香山保育所			
302	344	東陶器保育所			
302	344	西陶器保育所			
302	344	登美丘東保育所			
302	344	浜寺石津保育所			
302	344	宮園保育所			
302	344	上神谷保育所			
302	344	福泉中央保育所			
302	344	宮山台保育所			
302	344	若松台保育所			
302	344	津久野保育所			
302	344	浜寺中央保育所			
302	344	共愛保育所			
302	344	ちぬが丘保育園			
302	344	しおあな保育所			
302	344	錦西保育所			
302	344	英彰保育所			
304	343	第一幼稚園			
304	343	登美丘東幼稚園			
304	343	三国丘幼稚園			
304	343	鳳幼稚園			
304	343	津久野幼稚園			
304	343	百舌鳥幼稚園			
304	343	北八下幼稚園			
304	343	八田荘幼稚園			
304	343	白鷺幼稚園			
304	343	東陶器幼稚園			
304	342	中央図書館			
304	342	中央図書館堺市駅前分館			
304	342	東図書館			
304	342	中図書館東百舌鳥分館			
304	342	西図書館			
304	342	南図書館			
302	326	衛生研究所検査所			
302	326	衛生研究所事務室			
302	326	動物指導センター			
302	326	生活衛生センター			

防災行政無線(同報系)屋外スピーカー設置箇所一覧

地区ID	個別ID	識別信号	設置場所	住所
1	]	ぼうさいさかい さんぼうげすい	三宝下水処理場	堺区松屋大和川通3丁地内
1	3	ぼうさいさかい さんぼう	三宝小学校	堺区三宝町5-286
1	4	ぼうさいさかい しちどう	七道駅前	堺区鉄砲町地内
1	5	ぼうさいさかい あさかやま	浅香山公園	堺区浅香山町2丁地内
1	6	ぼうさいさかい かななべばし	神南辺橋東詰	堺区車之町西3丁地内
1	7	ぼうさいさかい おおはまきた	大浜北公園	堺区北波止町地内
1	8	ぼうさいさかい いち	市小学校	堺区市之町西3-1-14
1	9	ぼうさいさかい えいしょう	英彰小学校	堺区寺地町西4-1-1
1	10	ぼうさいさかい みなとにし	新湊小学校	堺区西湊町6-6-1
1	11	ぼうさいさかい でじまげすい	出島下水道管理事務所	堺区出島浜通51-1
1	21	ぼうさいさかい かおりがおか	関西大学堺キャンパス	堺区香ヶ丘町1-10-1
1	22	ぼうさいさかい にしき	錦小学校	堺区九間町東3-1-17
1	23	ぼうさいさかい ゆや	熊野小学校	堺区熊野町東5-1-49
1	25	ぼうさいさかい みなと	旧湊小学校	堺区東湊町2-119
1	30	ぼうさいさかい とやま	外山公園	堺区南島町5-74
1	31	ぼうさいさかい さんぼうこうえん	三宝公園	堺区山本町4-86
1	68	ぼうさいさかい すなみち	砂道住宅	堺区砂道町1-29-2
1	69	ぼうさいさかい おおはま	大浜公園	堺区大浜北町4-3-50
26	45	ぼうさいさかい たのいけ	毛穴町 田の池公園	中区毛穴町378-6
26	46	ぼうさいさかい にしとうき	西陶器小学校	中区田園570
26	56	ぼうさいさかい いずみがおかひがしちゆ	泉ヶ丘東中学校	中区陶器北184番地
26	77	ぼうさいさかい すずのみやこうえん	鈴の宮公園	中区八田寺町17-18番地先
26	78	ぼうさいさかい ほんだきたちよう	八田北町公園	中区八田北町341-1
26	79	ぼうさいさかい ひがしやま	東山つくもりざか公園	中区東山880
28	55	ぼうさいさかい きたのだ	北野田 西除川堤防横	東区北野田242-7
28	61	ぼうさいさかい とみおか	登美丘高校	東区西野51番地
12	13	ぼうさいさかい はまでらいしづ	浜寺石津小学校	西区浜寺石津町中2-3-28
12	14	ぼうさいさかい はまでら	浜寺小学校	西区浜寺諏訪森町東2-163
12	15	ぼうさいさかい はまでらしょうわ	浜寺昭和小学校	西区浜寺昭和町2-282
12	16	ぼうさいさかい はまでらいしづにし	石津川河口	西区浜寺石津町西4-296地内
12	17	ぼうさいさかい はまでらこうえん	浜寺公園	西区浜寺公園町4丁地内
12	37	ぼうさいさかい はまでらひがし	浜寺東小学校	西区浜寺船尾町1-101
12	38	ぼうさいさかい みやした	津久野下水処理場	西区宮下町272-1
12	39	ぼうさいさかい はまでらふなお	浜寺中学校	西区浜寺船尾町西5-60
12	40	ぼうさいさかい つくの	津久野公園	西区津久野町2-13
12	41	ぼうさいさかい にしくやくしょ	西区役所	西区鳳南町6-600
12	42	ぼうさいさかい おおとりひがし	鳳保健文化センター	西区鳳東町4-444-1
12	43	ぼうさいさかい ふくいずみひがし	福泉東小学校	西区草部946-1
12	44	ぼうさいさかい しのいけ	菱木 下の池公園	西区菱木3-2501-1
12	66	ぼうさいさかい はいすいかんり	配水管理センター	西区家原寺町2-21-1
12	70	ぼうさいさかい せんぼくげすい	泉北下水処理場	西区八田西町1-2-1
27	47	ぼうさいさかい いなば	稲葉1丁 文化財課分室	南区稲葉1-3142

防災行政無線(同報系)屋外スピーカー設置箇所一覧

地区ID	個別ID	識別信号	設置場所	住所
27	49	ぼうさいさかい ももやまだいだいなな	桃山第7公園	南区桃山台3-29-27
27	52	ぼうさいさかい たけしろだいさんちよう	竹城台3丁 調整池堤	南区竹城台3-23-4
27	53	ぼうさいさかい かまむろ	釜室 市道榎塚台56号線	南区榎塚台2-17-14
27	50	ぼうさいさかい みきたかみ	美木多上公園	南区美木多上135-1
27	54	ぼうさいさかい ひのお	檜尾 市道檜尾29号線	南区檜尾71-3
27	51	ぼうさいさかい たかくらじ	高蔵寺第一公園	南区高倉台2-18
27	57	ぼうさいさかい はちがみねじ	鉢ヶ峯寺町会館	南区榎塚台4丁地内
27	58	ぼうさいさかい はた	畑町会館	南区畑187番地
27	59	ぼうさいさかい とみくら	富蔵町会館	南区富蔵229番地
27	60	ぼうさいさかい いずみがおかりよくち	泉ヶ丘緑地	南区榎塚台4丁地内
27	62	ぼうさいさかい せいしょうねん	市立青少年の家	南区片蔵32
27	63	ぼうさいさかい いずみたなか	石津川旧河川敷	南区泉田中48-1地先
27	64	ぼうさいさかい はちがみね6ごう	市道鉢ヶ峯寺6号線	南区鉢ヶ峯寺1428地先
27	65	ぼうさいさかい べっしょ	別所	南区別所877地先
27	71	ぼうさいさかい ななかまど	鉢ヶ峯寺ななかまど公園	南区鉢ヶ峯寺103-86
27	73	ぼうさいさかい とがりよくちみなみ	別所(梅緑地南)	南区御池台5丁2番地先
27	74	ぼうさいさかい とがりよくちきた	美木多(梅緑地北)	南区御池台5丁2番地先
27	75	ぼうさいさかい たかくらだいしょう	高倉台小学校	南区高倉台3丁5番1号
27	76	ぼうさいさかい わだこうえん	和田公園	南区和田493番地先
27	80	ぼうさいさかい べっしょみなみ	道路敷(別所)	南区別所1150-1番地先
27	81	ぼうさいさかい たかお	道路敷(高尾)	南区高尾2丁600-10番地
18	19	ぼうさいさかい ときわにし	常磐西公園	北区常磐町3-6-2
18	20	ぼうさいさかい しんあさかやま	新浅香山小学校	北区東浅香山町3-31-4
18	32	ぼうさいさかい おおいずみりよくち	大泉緑地	北区金岡町128
18	33	ぼうさいさかい にしもず	西百舌鳥小学校	北区百舌鳥西之町1-82
18	35	ぼうさいさかい ごかしよう	五箇荘中学校	北区新堀町1-85-2
18	34	ぼうさいさかい かなおかこうえん	金岡公園	北区長曾根町1179-18
18	36	ぼうさいさかい しんかなおかひがし	新金岡東小学校	北区新金岡町4-1-9
1	205	--- (港湾堺No1)	塩浜埠頭1号岸壁付近	堺区塩浜町地内
1	201	--- (港湾堺No2)	大浜埠頭5号岸壁付近	堺区築港南町地内西
1	202	--- (港湾堺No3)	大浜埠頭2号岸壁付近	堺区築港南町地内東
1	203	--- (港湾堺No4)	塩浜埠頭親水緑地付近	堺区築港八幡町地内
12	204	--- (港湾堺No5)	浜寺埠頭1号物揚場付近	西区築港浜寺町地内
12	206	--- (港湾堺No6)	浜寺公園内(北)	西区浜寺公園町地内
		ぼうさいさかい たんじよう	丹上公民館	美原区丹上514
		ぼうさいさかい だいほ	美原北小学校	美原区大保19
		ぼうさいさかい いまい	今井公民館	美原区今井116-3
		ぼうさいさかい たい1	太井浄水場	美原区太井167
		ぼうさいさかい たい2	美原西小学校	美原区太井548
		ぼうさいさかい こでら	大池公園	美原区小寺12-1
		ぼうさいさかい おわい	八上小学校	美原区大饗117-1
		ぼうさいさかい きたあまべにし1	府営美原北余部住宅	美原区北余部西4-2
		ぼうさいさかい たじい	美原多治井運動広場	美原区多治井878-3
		ぼうさいさかい こびらお1	ワークセンターつつじ	美原区小平尾953-1
		ぼうさいさかい こびらお2	美原中学校	美原区小平尾390

防災行政無線(同報系)屋外スピーカー設置箇所一覧

地区ID	個別ID	識別信号	設置場所	住所
		ぼうさいさかい さつきの1	さつき野公園	美原区さつき野西2-3地内
		ぼうさいさかい さつきの2	さつき野中学校	美原区さつき野西2-6-1
		ぼうさいさかい さつきの3	美原さつき野運動広場	美原区さつき野西2-1474-70
		ぼうさいさかい しもくろやま	下黒山公民館	美原区黒山204-1
		ぼうさいさかい ひらお1	美原こども館ひらお	美原区平尾185
		ぼうさいさかい ひらお2	平尾会館	美原区平尾2627-1
		ぼうさいさかい あみ1	黒山小学校	美原区阿弥80
		ぼうさいさかい すごう	菅生公民館	美原区菅生1385
		ぼうさいさかい すごうしんでん	菅生新田公民館	美原区菅生1008-1
		ぼうさいさかい せいなんだい	木青会館	美原区青南台1-1-19
		ぼうさいさかい きたあまべ	北余部区民会館	美原区北余部48-1
		ぼうさいさかい あみ2	勤労青少年ホーム	美原区阿弥377-1
		ぼうさいさかい みなみあまべにし1	府営美原南余部住宅	美原区南余部西3-1
		ぼうさいさかい みなみあまべにし2	府営美原南余部住宅	美原区南余部西1丁目地内
		ぼうさいさかい きたあまべにし2	府営美原北余部住宅	美原区北余部西2丁目地内

## 防災行政無線(移動系)設置箇所一覧

番号	設置箇所	番号	設置箇所	番号	設置箇所
(災害対策本部)					
		527	環境指導課(車)	334	健康増進福祉センター
		528	環境指導課(車)	923	ちぬが丘保健センター(車)
本庁 (無線番号不要)「*」「内線番号」		529	環境事業部(車)	西保健センター	
		322	クリーンセンター	335 +「**」「内線番号」	
111	危機管理室(携)	510	環境事業部(車)	926	西保健センター(車)
112	危機管理室(携)	511	環境事業部(車)	336	南保健センター
501	危機管理室(車)	512	環境事業部(車)	927	南保健センター(車)
603	危機管理室(携)	908	環境事業部(車)	337	美原保健センター
604	危機管理室(携)	323	環境事業所	929	美原保健センター(車)
605	危機管理室(携)	521	環境事業部(車)	市立堺病院	
606	危機管理室(携)	522	環境事業部(車)	332 +「**」「内線番号」	
607	危機管理室(携)	909	環境事業部(車)	330	港湾事務所
608	危機管理室(携)	910	環境事業部(車)	930	港湾事務所(車)
609	危機管理室(携)	環境事業所		530	農業土木課(車)
610	危機管理室(携)	324 +「**」「内線番号」		533	住宅まちづくり課(車)
701	危機管理室(携)	911	環境事業所(車)	531	住宅管理課(車)
702	危機管理室(携)	912	環境事業所(車)	532	住宅管理課(車)
703	危機管理室(携)	913	環境事業所(車)	536	建築安全課(車)
704	危機管理室(携)	914	環境事業所(車)	537	建築安全課(車)
705	危機管理室(携)	915	環境事業所(車)	534	開発指導課(車)
706	危機管理室(携)	916	環境事業所(車)	535	開発指導課(車)
707	危機管理室(携)	917	環境事業所(車)	538	開発指導課(車)
708	危機管理室(携)	918	環境事業所(車)	539	開発指導課(車)
502	広報課(車)	919	環境事業所(車)	540	開発指導課(車)
902	財産活用課(車)	920	環境事業所(車)	541	開発指導課(車)
903	財産活用課(車)	921	環境事業所(車)	518	土木監理課(車)
904	財産活用課(車)	924	環境事業所(車)	519	土木監理課(車)
905	財産活用課(車)	925	環境事業所(車)	520	土木監理課(車)
906	財産活用課(車)	325	環境事業部	544	土木監理課(泉州水防事務組合)(車)
329	人権ふれあいセンター	331	斎場	545	土木監理課(泉州水防事務組合)(車)
523	環境総務課(車)	333	堺保健センター	547	土木監理課(車)
524	環境総務課(車)	922	堺保健センター(車)	548	土木監理課(車)

番号の《 》内は災害時に設置。設置箇所の(車)は車載、(携)は携帯を表す。

防災行政無線(移動系)設置箇所一覧

番号	設置箇所	番号	設置箇所	番号	設置箇所
		558	西部地域整備事務所(車)	828	北部地域整備事務所(携)
		559	西部地域整備事務所(車)	829	北部地域整備事務所(携)
546	土木監理課(車)	560	西部地域整備事務所(車)	830	北部地域整備事務所(携)
549	土木監理課(車)	564	西部地域整備事務所(車)	831	北部地域整備事務所(携)
551	土木監理課(車)	565	西部地域整備事務所(車)	832	北部地域整備事務所(携)
552	土木監理課(車)	584	西部地域整備事務所(車)	833	北部地域整備事務所(携)
553	土木監理課(車)	585	西部地域整備事務所(車)	834	北部地域整備事務所(携)
557	土木監理課(車)	587	西部地域整備事務所(車)	835	北部地域整備事務所(携)
576	土木監理課(車)	588	西部地域整備事務所(車)	南部地域整備事務所	
579	土木監理課(車)	937	西部地域整備事務所(車)	311 + 「* *」 「内線番号」	
580	土木監理課(車)	938	西部地域整備事務所(車)	315 + 「* *」 「内線番号」	
581	土木監理課(車)	601	西部地域整備事務所(携)	311	南部地域整備事務所(半固定局)
582	土木監理課(車)	602	西部地域整備事務所(携)	555	南部地域整備事務所(車)
583	土木監理課(車)	北部地域整備事務所		561	南部地域整備事務所(車)
594	土木監理課(車)	309 + 「* *」 「内線番号」		562	南部地域整備事務所(車)
931	土木監理課(車)	314 + 「* *」 「内線番号」		563	南部地域整備事務所(車)
932	土木監理課(車)	554	北部地域整備事務所(車)	566	南部地域整備事務所(車)
933	土木監理課(車)	567	北部地域整備事務所(車)	570	南部地域整備事務所(車)
934	土木監理課(車)	568	北部地域整備事務所(車)	571	南部地域整備事務所(車)
945	土木監理課(車)	569	北部地域整備事務所(車)	572	南部地域整備事務所(車)
816	土木監理課(携)	573	北部地域整備事務所(車)	577	南部地域整備事務所(車)
817	土木監理課(携)	574	北部地域整備事務所(車)	586	南部地域整備事務所(車)
818	土木監理課(携)	575	北部地域整備事務所(車)	590	南部地域整備事務所(車)
819	土木監理課(携)	589	北部地域整備事務所(車)	591	南部地域整備事務所(車)
820	土木監理課(携)	592	北部地域整備事務所(車)	941	南部地域整備事務所(車)
821	土木監理課(携)	593	北部地域整備事務所(車)	942	南部地域整備事務所(車)
822	土木監理課(携)	935	北部地域整備事務所(車)	943	南部地域整備事務所(車)
823	土木監理課(携)	936	北部地域整備事務所(車)	944	南部地域整備事務所(車)
824	土木監理課(携)	939	北部地域整備事務所(車)	836	南部地域整備事務所(携)
825	土木監理課(携)	940	北部地域整備事務所(車)	837	南部地域整備事務所(携)
西部地域整備事務所		826	北部地域整備事務所(携)	838	南部地域整備事務所(携)
443 + 「*」 「内線番号」		827	北部地域整備事務所(携)	839	南部地域整備事務所(携)

設置箇所の(車)は車載、(携)は携帯を表す。

防災行政無線(移動系)設置箇所一覧

番号	設置箇所	番号	設置箇所	番号	設置箇所
840	南部地域整備事務所(携)	上下水道局本庁舎		408	古川下水ポンプ場
841	南部地域整備事務所(携)	398 +「**」内線番号		409	陵北樋門管理事務所
842	南部地域整備事務所(携)	399 +「**」内線番号		403	石津下水処理場
843	南部地域整備事務所(携)	851	上下水道局総務課(携)	964	石津下水処理場(車)
844	南部地域整備事務所(携)	852	上下水道局総務課(携)	965	石津下水処理場(車)
845	南部地域整備事務所(携)	853	上下水道局総務課(携)	406	浜寺下水ポンプ場
578	北部地域整備事務所(車)	854	上下水道局総務課(携)	泉北下水処理場	
846	北部地域整備事務所(車)	855	上下水道局総務課(携)	404 +「**」内線番号	
847	北部地域整備事務所(車)	856	上下水道局総務課(携)	966	泉北下水処理場(車)
848	北部地域整備事務所(車)	857	上下水道局総務課(携)	596	教育委員会施設課(車)
849	北部地域整備事務所(車)	858	上下水道局総務課(携)	597	教育委員会施設課(車)
850	北部地域整備事務所(車)	859	上下水道局総務課(携)	598	教育委員会施設課(車)
316	自転車対策事務所	860	上下水道局総務課(携)	堺市消防局	
556	自転車対策事務所(車)	958	美原下水道管理事務所(車)	410 +「**」内線番号	
550	自転車対策事務所(車)	959	美原下水道管理事務所(車)	411 +「**」内線番号	
317	内川排水機場事務所	960	美原下水道管理事務所(車)	861	堺市消防局(携)
542	公園監理課(車)	961	美原下水道管理事務所(車)	862	堺市消防局(携)
946	公園監理課(車)	400	出島下水道管理事務所	堺消防署	
318	大浜公園事務所	951	出島下水道管理事務所(車)	412 +「**」内線番号	
947	大浜公園事務所(車)	952	出島下水道管理事務所(車)	863	堺消防署(携)
319	大仙公園事務所	953	出島下水道管理事務所(車)	中消防署	
948	大仙公園事務所(車)	954	出島下水道管理事務所(車)	413 +「**」内線番号	
大仙公園事務所分室		401	竹城台下水道管理事務所	864	中消防署(携)
326 +「**」内線番号		955	竹城台下水道管理事務所(車)	東消防署	
928	大仙公園事務所分室(車)	956	竹城台下水道管理事務所(車)	414 +「**」内線番号	
320	泉ヶ丘公園事務所	957	竹城台下水道管理事務所(車)	865	東消防署(携)
949	泉ヶ丘公園事務所(車)	402	三宝下水処理場	西消防署	
950	原池公園事務所(車)	962	三宝下水処理場(車)	415 +「**」内線番号	
543	公園緑地整備課(車)	963	三宝下水処理場(車)	866	西消防署(携)
		405	南島下水ポンプ場	臨海消防署	
		407	堅川下水ポンプ場	416 +「**」内線番号	

設置箇所の(車)は車載、(携)は携帯を表す。

防災行政無線(移動系)設置箇所一覧

番号	設置箇所	番号	設置箇所	番号	設置箇所
		(堺区域)		(堺区域)	
867	臨海消防署(携)	本庁		712	堺区企画総務課(携)
南消防署		(無線番号不要)「*」「内線番号」		713	堺区企画総務課(携)
417	+「* *」「内線番号」	503	堺区企画総務課(車)	714	堺区企画総務課(携)
868	南消防署(携)	611	堺区企画総務課(携)	715	堺区企画総務課(携)
北消防署		612	堺区企画総務課(携)	201	三宝小学校
418	+「* *」「内線番号」	613	堺区企画総務課(携)	202	錦西小学校
869	北消防署(携)	614	堺区企画総務課(携)	203	市小学校
美原消防署		615	堺区企画総務課(携)	204	錦綾小学校
419	+「* *」「内線番号」	616	堺区企画総務課(携)	205	浅香山小学校
870	美原消防署(携)	617	堺区企画総務課(携)	206	錦小学校
高石消防署		618	堺区企画総務課(携)	207	熊野小学校
420	+「* *」「内線番号」	619	堺区企画総務課(携)	208	榎小学校
871	高石消防署(携)	620	堺区企画総務課(携)	209	三国丘小学校
421	堺海上保安署	621	堺区企画総務課(携)	210	英彰小学校
422	大阪府鳳土木事務所	622	堺区企画総務課(携)	211	新湊小学校
423	大阪府堺泉北港湾事務所	623	堺区企画総務課(携)	212	少林寺小学校
424	大阪府警堺警察署	624	堺区企画総務課(携)	213	安井小学校
425	大阪府警北堺警察署	625	堺区企画総務課(携)	214	大仙西小学校
426	大阪府警黒山警察署	626	堺区企画総務課(携)	215	神石小学校
427	大阪府警南堺警察署	627	堺区企画総務課(携)	216	大仙小学校
428	大阪府警西堺警察署	628	堺区企画総務課(携)	217	月州中学校
429	大阪府大泉緑地公園管理事務所	629	堺区企画総務課(携)	218	殿馬場中学校
430	大阪府浜寺公園管理事務所	630	堺区企画総務課(携)	219	三国丘中学校
431	堺市医師会	631	堺区企画総務課(携)	220	関西大学堺キャンパス
432	JR鳳駅	632	堺区企画総務課(携)	221	市立堺高校
433	南海堺駅	633	堺区企画総務課(携)	222	浅香山中学校
434	大阪ガス(株)南部導管部	634	堺区企画総務課(携)	223	陵西中学校
435	関西電力(株)南大阪営業所	635	堺区企画総務課(携)	224	旭中学校
436	日本通運(株)堺営業所	636	堺区企画総務課(携)	225	大浜中学校
		637	堺区企画総務課(携)	226	大阪府立泉陽高校
		638	堺区企画総務課(携)	227	大阪府立三国丘高校
		639	堺区企画総務課(携)	228	サンスクエア堺
		711	堺区企画総務課(携)	229	大浜体育館

設置箇所の(車)は車載、(携)は携帯を表す。

防災行政無線(移動系)設置箇所一覧

番号	設置箇所	番号	設置箇所	番号	設置箇所
(堺区域)		(中区域)		(中区域)	
441	総合福祉会館	中区役所		233	深井小学校
442	旧湊小学校体育館	230 +「* *」「内線番号」		234	東百舌鳥小学校
		231 +「* *」「内線番号」		235	久世小学校
		504	中区企画総務課(車)	236	東陶器小学校
		513	中区企画総務課(車)	237	西陶器小学校
		640	中区企画総務課(携)	238	宮園小学校
		641	中区企画総務課(携)	239	福田小学校
		642	中区企画総務課(携)	240	八田荘西小学校
		643	中区企画総務課(携)	241	東深井小学校
		644	中区企画総務課(携)	242	土師小学校
		645	中区企画総務課(携)	243	深井西小学校
		646	中区企画総務課(携)	244	深阪小学校
		647	中区企画総務課(携)	245	東百舌鳥中学校
		648	中区企画総務課(携)	246	八田荘中学校
		649	中区企画総務課(携)	247	深井中学校
		650	中区企画総務課(携)	248	平井中学校
		651	中区企画総務課(携)	249	泉ヶ丘東中学校
		652	中区企画総務課(携)	250	深井中央中学校
		653	中区企画総務課(携)	251	大阪府立東百舌鳥高校
		654	中区企画総務課(携)	252	教育文化センター
		655	中区企画総務課(携)	大仙公園事務所分室・原池公園体育館 326 +「* *」「内線番号」	
		656	中区企画総務課(携)		
		657	中区企画総務課(携)		
		658	中区企画総務課(携)		
		659	中区企画総務課(携)		
		660	中区企画総務課(携)		
		716	中区企画総務課(携)		
		717	中区企画総務課(携)		
		718	中区企画総務課(携)		
		719	中区企画総務課(携)		
		720	中区企画総務課(携)		
		232	八田荘小学校		

設置箇所の(車)は車載、(携)は携帯を表す。

防災行政無線(移動系)設置箇所一覧

番号	設置箇所	番号	設置箇所	番号	設置箇所
(東区域)		(東区域)		(西区域)	
東区役所				西区役所	
253 +「**」内線番号		262	登美丘南小学校	308 +「**」内線番号	
254 +「**」内線番号		263	野田小学校	312 +「**」内線番号	
505	東区企画総務課(車)	264	日置荘中学校	506	西区企画総務課(車)
907	東区企画総務課(車)	265	南八下中学校	514	西区企画総務課(車)
661	東区企画総務課(携)	266	登美丘中学校	746	西区企画総務課(携)
662	東区企画総務課(携)	267	野田中学校	747	西区企画総務課(携)
663	東区企画総務課(携)	268	大阪府立登美丘高校	748	西区企画総務課(携)
664	東区企画総務課(携)	269	初芝体育館	749	西区企画総務課(携)
665	東区企画総務課(携)			750	西区企画総務課(携)
666	東区企画総務課(携)			751	西区企画総務課(携)
667	東区企画総務課(携)			752	西区企画総務課(携)
668	東区企画総務課(携)			753	西区企画総務課(携)
669	東区企画総務課(携)			754	西区企画総務課(携)
670	東区企画総務課(携)			755	西区企画総務課(携)
671	東区企画総務課(携)			756	西区企画総務課(携)
672	東区企画総務課(携)			757	西区企画総務課(携)
673	東区企画総務課(携)			758	西区企画総務課(携)
674	東区企画総務課(携)			759	西区企画総務課(携)
675	東区企画総務課(携)			760	西区企画総務課(携)
721	東区企画総務課(携)			761	西区企画総務課(携)
722	東区企画総務課(携)			762	西区企画総務課(携)
723	東区企画総務課(携)			763	西区企画総務課(携)
724	東区企画総務課(携)			764	西区企画総務課(携)
725	東区企画総務課(携)			765	西区企画総務課(携)
255	南八下小学校			766	西区企画総務課(携)
256	八下西小学校			767	西区企画総務課(携)
257	日置荘小学校			768	西区企画総務課(携)
258	日置荘西小学校			769	西区企画総務課(携)
259	白鷺小学校			770	西区企画総務課(携)
260	登美丘東小学校			771	西区企画総務課(携)
261	登美丘西小学校			772	西区企画総務課(携)

設置箇所の(車)は車載、(携)は携帯を表す。

防災行政無線(移動系)設置箇所一覧

番号	設置箇所	番号	設置箇所	番号	設置箇所
(西区域)		(南区域)		(南区域)	
		南区役所			
773	西区企画総務課(携)	310 + 「**」 「内線番号」		802	南区企画総務課(携)
774	西区企画総務課(携)	313 + 「**」 「内線番号」		803	南区企画総務課(携)
338	浜寺石津小学校	507	南区企画総務課(車)	804	南区企画総務課(携)
339	浜寺東小学校	515	南区企画総務課(車)	805	南区企画総務課(携)
340	浜寺小学校	775	南区企画総務課(携)	806	南区企画総務課(携)
341	浜寺昭和小学校	776	南区企画総務課(携)	807	南区企画総務課(携)
342	津久野小学校	777	南区企画総務課(携)	808	南区企画総務課(携)
343	上野芝小学校	778	南区企画総務課(携)	809	南区企画総務課(携)
344	家原寺小学校	779	南区企画総務課(携)	810	南区企画総務課(携)
345	鳳小学校	780	南区企画総務課(携)	811	南区企画総務課(携)
346	鳳南小学校	781	南区企画総務課(携)	812	南区企画総務課(携)
347	向丘小学校	782	南区企画総務課(携)	813	南区企画総務課(携)
348	平岡小学校	783	南区企画総務課(携)	814	南区企画総務課(携)
349	福泉上小学校	784	南区企画総務課(携)	815	南区企画総務課(携)
350	福泉小学校	785	南区企画総務課(携)	362	上神谷小学校
351	福泉東小学校	786	南区企画総務課(携)	363	福泉中央小学校
352	浜寺中学校	787	南区企画総務課(携)	364	美木多小学校
353	鳳中学校	788	南区企画総務課(携)	365	宮山台小学校
354	浜寺南中学校	789	南区企画総務課(携)	366	竹城台小学校
355	上野芝中学校	790	南区企画総務課(携)	367	若松台小学校
356	津久野中学校	791	南区企画総務課(携)	368	三原台小学校
357	福泉中学校	792	南区企画総務課(携)	369	茶山台小学校
358	大阪府立鳳高校	793	南区企画総務課(携)	370	高倉台小学校
359	大阪府立福泉高校	794	南区企画総務課(携)	371	槇塚台小学校
360	大阪府立堺上高校	795	南区企画総務課(携)	372	桃山台小学校
361	家原大池体育館	796	南区企画総務課(携)	373	竹城台東小学校
		797	南区企画総務課(携)	374	原山台小学校
		798	南区企画総務課(携)	375	庭代台小学校
		799	南区企画総務課(携)	376	赤坂台小学校
		800	南区企画総務課(携)	377	原山台東小学校
		801	南区企画総務課(携)	378	城山台小学校

設置箇所の(車)は車載、(携)は携帯を表す。

防災行政無線(移動系)設置箇所一覧

番号	設置箇所	番号	設置箇所	番号	設置箇所
(南区域)		(北区域)		(北区域)	
		北区役所			
379	御池台小学校	270 + 「**」 「内線番号」		728	北区企画総務課(携)
380	新檜尾台小学校	271 + 「**」 「内線番号」		729	北区企画総務課(携)
381	高倉台西小学校	508	北区企画総務課(車)	730	北区企画総務課(携)
382	はるみ小学校	516	北区企画総務課(車)	731	北区企画総務課(携)
383	福泉南中学校	676	北区企画総務課(携)	272	東三国丘小学校
384	宮山台中学校	677	北区企画総務課(携)	273	東浅香山小学校
385	若松台中学校	678	北区企画総務課(携)	274	五箇荘小学校
386	三原台中学校	679	北区企画総務課(携)	275	金岡小学校
387	晴美台中学校	680	北区企画総務課(携)	276	北八下小学校
388	原山台中学校	681	北区企画総務課(携)	277	百舌鳥小学校
389	庭代台中学校	682	北区企画総務課(携)	278	新金岡小学校
390	赤坂台中学校	683	北区企画総務課(携)	279	光竜寺小学校
391	美木多中学校	684	北区企画総務課(携)	280	大泉小学校
392	大阪府立泉北高校	685	北区企画総務課(携)	281	中百舌鳥小学校
393	大阪府立堺東高校	686	北区企画総務課(携)	282	五箇荘東小学校
394	大阪府立成美高校	687	北区企画総務課(携)	283	西百舌鳥小学校
395	大阪府立堺西高校	688	北区企画総務課(携)	284	金岡南小学校
396	梅文化会館	689	北区企画総務課(携)	285	新金岡東小学校
397	鴨谷体育館	690	北区企画総務課(携)	286	新浅香山小学校
		691	北区企画総務課(携)	287	長尾中学校
		692	北区企画総務課(携)	288	金岡南中学校
		693	北区企画総務課(携)	289	八下中学校
		694	北区企画総務課(携)	290	中百舌鳥中学校
		695	北区企画総務課(携)	291	金岡北中学校
		696	北区企画総務課(携)	292	大泉中学校
		697	北区企画総務課(携)	293	五箇荘中学校
		698	北区企画総務課(携)	294	陵南中学校
		699	北区企画総務課(携)	295	大阪府立金岡高校
		700	北区企画総務課(携)	296	金岡公園体育館
		726	北区企画総務課(携)		
		727	北区企画総務課(携)		

設置箇所の(車)は車載、(携)は携帯を表す。

防災行政無線(移動系)設置箇所一覧

番号	設置箇所	番号	設置箇所	番号	設置箇所
(美原区域)					
	美原区役所				
	297 +「* *」内線番号				
	298 +「* *」内線番号				
509	美原区企画総務課(車)				
517	美原区企画総務課(車)				
732	美原区企画総務課(携)				
733	美原区企画総務課(携)				
734	美原区企画総務課(携)				
735	美原区企画総務課(携)				
736	美原区企画総務課(携)				
737	美原区企画総務課(携)				
738	美原区企画総務課(携)				
739	美原区企画総務課(携)				
740	美原区企画総務課(携)				
741	美原区企画総務課(携)				
742	美原区企画総務課(携)				
743	美原区企画総務課(携)				
744	美原区企画総務課(携)				
745	美原区企画総務課(携)				
299	黒山小学校				
300	平尾小学校				
301	美原北小学校				
302	八上小学校				
303	美原西小学校				
304	さつき野小学校				
305	美原中学校				
306	美原西中学校				
307	さつき野中学校				
327	美原体育館				
328	みはら大地幼稚園				

設置箇所の(車)は車載、(携)は携帯を表す。

防災行政無線(水道系)設置場所一覧

資料 5-18(5)

無線局種類	識別信号	所属	常置場所	車両番号
基地局	すいどうさかい	危機管理室	堺区南瓦町3-1	
		総務課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	
		営業管理課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	
		配水計画課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	
		工務第一課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	
		工務第二課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	
		維持管理課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	
		営業課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	
		夜間・休日緊急センター	北区百舌鳥梅北町1-39-2	
		配水管理課	西区家原寺町2-21-1	
		撤去中		
前進基地局	すいどうさかいなんぷ	総務課	南区桃山台1-1-1	
可搬式(1台)	すいどうさかい153	維持管理課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	
携帯式 (11台)	すいどうさかい150	維持管理課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	
	すいどうさかい151	維持管理課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	
	すいどうさかい152	維持管理課	北区百舌鳥梅北町1-39-3	
	すいどうさかい154	工務第二課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	
	すいどうさかい155	総務課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	
	すいどうさかい156	工務第一課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	
	すいどうさかい157	配水管理課	西区家原寺町2-21-1	
	すいどうさかい158	配水管理課	西区家原寺町2-21-1	
	すいどうさかい159	工務第一課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	
	すいどうさかい160	工務第二課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	
	すいどうさかい161	維持管理課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	
車載式 (118台)	すいどうさかい2	維持管理課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	241
	すいどうさかい3	維持管理課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	231
	すいどうさかい4	工務第二課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	2454
	すいどうさかい5	配水管理課	西区家原寺町2-21-1	7350
	すいどうさかい6	営業課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	8061
	すいどうさかい7	営業課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	6881
	すいどうさかい8	給排水設備課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	2452
	すいどうさかい9	給排水設備課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	2686
	すいどうさかい10	給排水設備課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	2600
	すいどうさかい11	給排水設備課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	2726
	すいどうさかい12	維持管理課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	2899
	すいどうさかい13	理財課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	2475
	すいどうさかい14	維持管理課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	2522
	すいどうさかい15	維持管理課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	2496
	すいどうさかい16	撤去中		
	すいどうさかい17	給排水設備課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	5664
	すいどうさかい18	理財課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	2948
	すいどうさかい19	理財課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	2826
	すいどうさかい20	理財課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	5569

無線局種類	識別信号	所属	常置場所	車両番号
車載式 (118台)	すいどうさかい21	営業課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	394
	すいどうさかい22	理財課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	2322
	すいどうさかい23	理財課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	146
	すいどうさかい24	理財課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	6403
	すいどうさかい25	理財課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	3239
	すいどうさかい26	理財課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	2474
	すいどうさかい27	工務第二課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	5663
	すいどうさかい28	営業課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	4437
	すいどうさかい29	理財課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	6882
	すいどうさかい30	理財課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	3276
	すいどうさかい31	理財課	北区百舌鳥梅北町1-39-3	8723
	すいどうさかい32	理財課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	5665
	すいどうさかい33	営業課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	8062
	すいどうさかい34	撤去中		
	すいどうさかい35	理財課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	2586
	すいどうさかい36	理財課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	606
	すいどうさかい37	理財課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	5682
	すいどうさかい38	営業課	北区百舌鳥梅北町1-39-3	396
	すいどうさかい39	撤去中		
	すいどうさかい40	営業課	北区百舌鳥梅北町1-39-3	397
	すいどうさかい41	撤去中		
	すいどうさかい42	撤去中		
	すいどうさかい43	給排水設備課	北区百舌鳥梅北町1-39-3	2958
	すいどうさかい44	配水管理課	西区家原寺町2-21-1	3148
	すいどうさかい45	工務第二課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	6164
	すいどうさかい46	理財課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	2587
	すいどうさかい47	営業課	北区百舌鳥梅北町1-39-3	5877
	すいどうさかい48	理財課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	2684
	すいどうさかい50	理財課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	2282
	すいどうさかい52	維持管理課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	379
	すいどうさかい53	理財課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	192
	すいどうさかい54	維持管理課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	178
	すいどうさかい55	維持管理課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	145
	すいどうさかい56	撤去中		
すいどうさかい57	維持管理課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	358	
すいどうさかい58	営業管理課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	2321	
すいどうさかい59	維持管理課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	395	
すいどうさかい60	理財課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	2476	
すいどうさかい61	理財課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	4438	
すいどうさかい62	理財課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	2281	
すいどうさかい63	維持管理課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	2951	
すいどうさかい64	給排水設備課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	2834	
すいどうさかい70	維持管理課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	2862	
すいどうさかい71	維持管理課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	381	
すいどうさかい72	給排水設備課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	2833	
すいどうさかい73	配水管理課	西区家原寺町2-21-1	3197	
すいどうさかい74	維持管理課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	2832	

無線局種類	識別信号	所属	常置場所	車両番号
車載式 (118台)	すいどうさかい175	撤去中		
	すいどうさかい176	給排水設備課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	2796
	すいどうさかい177	営業課	北区百舌鳥梅北町1-39-3	2860
	すいどうさかい178	維持管理課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	2930
	すいどうさかい179	維持管理課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	2959
	すいどうさかい180	工務第二課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	2896
	すいどうさかい181	理財課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	2588
	すいどうさかい182	維持管理課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	2898
	すいどうさかい183	撤去中		
	すいどうさかい184	撤去中		
	すいどうさかい190	営業課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	2556
	すいどうさかい192	給排水設備課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	2599
	すいどうさかい194	理財課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	2950
	すいどうさかい196	営業課	北区百舌鳥梅北町1-39-3	2897
	すいどうさかい198	営業課	北区百舌鳥梅北町1-39-3	2929
	すいどうさかい1250	理財課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	392
	すいどうさかい1251	維持管理課	北区百舌鳥梅北町1-39-3	2589
	すいどうさかい1253	理財課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	3600
	すいどうさかい1255	工務第二課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	5878
	すいどうさかい1256	工務第二課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	2480
	すいどうさかい1257	撤去中		
	すいどうさかい1258	配水管理課	西区家原寺町2-21-1	7347
	すいどうさかい1259	理財課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	18
	すいどうさかい1260	撤去中		
	すいどうさかい1261	工務第二課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	2524
	すいどうさかい1262	工務第二課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	7348
	すいどうさかい1263	給排水設備課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	6490
	すいどうさかい1264	維持管理課	北区百舌鳥梅北町1-39-3	2863
	すいどうさかい1265	工務第一課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	2479
	すいどうさかい1266	工務第一課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	636
	すいどうさかい1267	工務第一課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	2453
	すいどうさかい1268	理財課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	6239
	すいどうさかい1269	工務第一課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	2558
	すいどうさかい1270	理財課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	2132
	すいどうさかい1271	理財課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	7589
	すいどうさかい1272	給排水設備課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	4436
	すいどうさかい1273	給排水設備課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	2283
	すいどうさかい1274	営業課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	2521
	すいどうさかい1275	工務第一課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	393
	すいどうさかい1276	工務第一課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	2323
	すいどうさかい1277	理財課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	6240
すいどうさかい1278	維持管理課	北区百舌鳥梅北町1-39-3	2960	
すいどうさかい1279	維持管理課	北区百舌鳥梅北町1-39-3	1141	
すいどうさかい1280	配水管理課	西区家原寺町2-21-1	5662	
すいどうさかい1281	配水管理課	西区家原寺町2-21-1	3092	
すいどうさかい1282	理財課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	5681	
すいどうさかい1283	配水管理課	西区家原寺町2-21-1	3117	
すいどうさかい1284	配水管理課	西区家原寺町2-21-1	3030	

無線局種類	識別信号	所属	常置場所	車両番号
車載式 (118台)	すいどうさかい285	配水管理課	西区家原寺町2-21-1	3093
	すいどうさかい286	理財課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	2131
	すいどうさかい290	工務第一課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	2523
	すいどうさかい295	理財課	北区百舌鳥梅北町1-39-2	2133
	すいどうさかい296	配水管理課	西区家原寺町2-21-1	3116
	すいどうさかい301	危機管理室	堺区南瓦町3-1	106

## 防災行政無線(相互系)設置箇所一覧

識別信号	無線局種	所管	所管部所
さかいしょうほんぷ	基地局	堺市	堺市消防局消防本部
いずみおおつしょうぼうほんぷ	基地局	泉大津市	泉大津市消防本部
ぼうさいさかい	基地局	堺市	堺市危機管理室
ぼうさいたかいし	基地局	高石市	高石市危機管理課
ぼうさいいずみおおつ	基地局	泉大津市	泉大津市危機管理課
ぼうさいせんぼく1	携帯型	堺市	堺市危機管理室
ぼうさいせんぼく3	携帯型	堺市	大阪府泉北府民センター
ぼうさいせんぼく4	携帯型	泉大津市	大阪府和泉保健所
ぼうさいせんぼく5	携帯型	堺市	大阪府堺泉北港湾事務所
ぼうさいせんぼく6	携帯型	泉大津市	泉大津市立病院総務課
ぼうさいせんぼく8	携帯型	堺市	堺警察署 警備課
ぼうさいせんぼく9	携帯型	堺市	北堺警察署 警備課
ぼうさいせんぼく10	携帯型	堺市	西堺警察署 警備課
ぼうさいせんぼく11	携帯型	堺市	黒山警察署 警備課
ぼうさいせんぼく12	携帯型	高石市	高石警察署 警備課
ぼうさいせんぼく13	携帯型	泉大津市	泉大津警察署 警備課
ぼうさいせんぼく14	携帯型	堺市	大阪ガス(株)南部導管部
ぼうさいせんぼく15	携帯型	堺市	関西電力(株) 南大阪営業所
ぼうさいせんぼく16	携帯型	泉大津市	関西電力(株) 岸和田営業所
ぼうさいせんぼく18	携帯型	高石市	浜寺郵便局
ぼうさいせんぼく19	携帯型	泉大津市	泉大津市港湾振興室
ぼうさいせんぼく20	携帯型	堺市	陸上自衛隊信太山駐屯地
ぼうさいせんぼく22	携帯型	堺市	堺市医師会
ぼうさいせんぼく23	携帯型	高石市	高石市医師会
ぼうさいせんぼく24	携帯型	泉大津市	泉大津市医師会
ぼうさいせんぼく25	携帯型	堺市	西日本旅客鉄道 鳳駅
ぼうさいせんぼく28	携帯型	堺市	南海電鉄 堺駅
ぼうさいせんぼく30	携帯型	泉大津市	南海電鉄 泉大津駅
ぼうさいせんぼく34	携帯型	堺市	南堺警察署 警備課
ぼうさいせんぼく70	携帯型	堺市	堺市危機管理室
ぼうさいせんぼく71	携帯型	堺市	堺市危機管理室
ぼうさいせんぼく72	携帯型	堺市	堺市危機管理室
ぼうさいせんぼく73	携帯型	堺市	堺市危機管理室
ぼうさいせんぼく74	携帯型	堺市	堺市危機管理室
ぼうさいせんぼく75	携帯型	堺市	堺市危機管理室
ぼうさいせんぼく76	携帯型	堺市	堺海上保安署
ぼうさいせんぼく101	携帯型	特防協	新日本製鐵(株)建材事業部堺製鐵所
ぼうさいせんぼく105	携帯型	特防協	岩谷液化ガスターミナル(株)堺事業所
ぼうさいせんぼく106	携帯型	特防協	宇部興産(株)堺工場

識別信号	無線局種	所管	所管部所
ぼうさいせんぼく107	携帯型	特防協	関西電力(株)堺港発電所
ぼうさいせんぼく108	携帯型	特防協	コスモ石油(株)堺製油所
ぼうさいせんぼく109	携帯型	特防協	丸紅エネックス(株)堺ターミナル
ぼうさいせんぼく110	携帯型	特防協	コスモ石油(株)堺製油所
ぼうさいせんぼく111	携帯型	特防協	堺エルピージー基地(株)堺事業所
ぼうさいせんぼく112	携帯型	特防協	東燃ゼネラル石油(株)堺工場
ぼうさいせんぼく113	携帯型	特防協	大阪ガス(株)泉北製造所第一工場
ぼうさいせんぼく121	携帯型	特防協	三井化学(株)大阪工場
ぼうさいせんぼく122	携帯型	特防協	大日本インキ化学工業(株)堺工場
ぼうさいせんぼく123	携帯型	特防協	新日本石油精製(株)大阪製油所
ぼうさいせんぼく126	携帯型	特防協	(株)コールド・エアー・プロダクツ
ぼうさいせんぼく127	携帯型	特防協	高石ケミカル(株)
ぼうさいせんぼく151	携帯型	特防協	セントラル硝子(株)堺工場
ぼうさいせんぼく152	携帯型	特防協	日新製鋼(株)堺製造所
ぼうさいせんぼく154	携帯型	特防協	(株)辰巳商会堺ケミカルターミナル
ぼうさいせんぼく155	携帯型	特防協	内外輸送(株)大阪支店
ぼうさいせんぼく158	携帯型	特防協	協和発酵ケミカル(株)堺物流センター
ぼうさいせんぼく159	携帯型	特防協	日本酢ビ・ポパール(株)
ぼうさいせんぼく161	携帯型	特防協	森田化学工業(株)堺事業所
ぼうさいせんぼく163	携帯型	特防協	ライオン(株)大阪工場
ぼうさいせんぼく164	携帯型	特防協	日鉄住金鋼板(株)堺製造所 k k k
ぼうさいせんぼく166	携帯型	特防協	富士酸素(株)
ぼうさいせんぼく172	携帯型	特防協	豊国石油(株)高石工場
ぼうさいせんぼく173	携帯型	特防協	大阪ガス(株)泉北製造所第二工場
ぼうさいせんぼく175	携帯型	特防協	日陸倉庫(株)大阪営業所
ぼうさいせんぼく176	携帯型	特防協	イビデンケミカル(株)
ぼうさいせんぼく178	携帯型	特防協	日清オイリオグループ(株)堺事業場
ぼうさいせんぼく179	携帯型	特防協	協和発酵ケミカル(株)堺物流センター
ぼうさいせんぼく185	携帯型	特防協	(株)MCI物流西日本
ぼうさいせんぼく901	携帯型	堺市	堺市危機管理室(移動無線車)
ぼうさいせんぼく156	携帯型	特防協	新日本理化(株)堺工場
ぼうさいせんぼく190	携帯型	特防協	堺LNG(株)
ぼうさいせんぼく191	携帯型	特防協	(株)ハイドロエッジ
ぼうさいせんぼく192	携帯型	特防協	三井化学(株)大阪工場
ぼうさいせんぼく193	携帯型	特防協	辰巳商会
ぼうさいせんぼく194	携帯型	特防協	大阪製鐵(株)堺工場

## (1) 大阪管区気象台

観測項目	観測所名	所在地	備考
雨量・気象	堺	(百済川) 堺市中区学園町 府立大学	

## (2) 近畿地方整備局

観測項目	観測所名	所在地	備考
水位	柏原	(大和川) 藤井寺市大井	避難判断水位 3.40m
水位	遠里小野	(大和川) 堺市堺区遠里小野町	
水位	堺	(大和川) 堺市堺区築港八幡町	

## (3) 大阪府

観測項目	観測所名	所在地	備考
雨量	鳳	堺市西区鳳東町 鳳土木事務所	
雨量	横山	和泉市仏並町104-1	
雨量	泉ヶ丘	堺市中区深阪1533	
水位	常磐橋	(西除川放水路) 堺市北区常磐町2丁	はん濫注意水位 3.20m
水位	川中橋	(榎尾川) 和泉市三林町	避難判断水位 2.20m
水位	戎橋	(石津川) 堺市堺区石津町3丁	避難判断水位 3.90m
水位	桶並橋	(大津川) 泉大津市清水町	はん濫注意水位 2.25m
水位	高坂橋	(牛滝川) 泉北郡忠岡町高月	はん濫注意水位 2.25m
水位	万崎橋	(石津川) 堺市中区八田西町1丁	避難判断水位 3.90m
水位	野田	(西除川) 堺市東区北野田	避難判断水位 1.00m
水位	古川橋	(東除川) 堺市美原区小平尾	はん濫注意水位 1.75m
水位	大堀上小橋	(東除川) 松原市大堀町	避難判断水位 3.20m
水位	上浅香橋	(西除川) 堺市北区東浅香山町	はん濫注意水位 3.20m

## (4) 堺市

観測項目	観測所名	所在地	備考
雨量・気象	市役所	堺市堺区南瓦町3-1	
雨量・潮位	臨海	堺市堺区築港新町3丁	
雨量	三宝	堺市堺区三宝町5丁	
水位	大豆塚	(狭間川) 堺市北区大豆塚町	
水位	浅香	(西除川) 堺市北区浅香山3丁	
雨量・水位	北花田	(光竜寺川) 堺市北区北花田町2丁	
雨量・水位	平岡	(伊勢路川) 堺市西区堀上緑町1丁	
雨量・水位	百舌鳥	(百舌鳥川) 堺市西区百舌鳥西之町1丁	
雨量・水位	土師	(菰池) 堺市中区土師町	
雨量・水位	菩提	(石池) 堺市東区菩提町	
雨量・水位	草部	(鶴田池) 堺市西区草部	
雨量・水位	平井	(陶器川) 堺市中区平井	
雨量・水位	陶器	(阿弥陀池) 堺市中区陶器	
雨量・水位	浜寺	(三光池) 堺市西区浜寺諏訪森町東2丁	
雨量	御池台	堺市南区御池台5丁	
雨量	上神谷	堺市南区片蔵1425番地	

## 指定避難所一覧

	学 校 名	無 線 番 号	住 所	電 話 番 号	避 難 所 種 別
1	三宝小学校	201	堺区三宝町5丁286番地	238-0001	風水害・地震
2	錦西小学校	202	堺区神明町西2丁1番1号	232-1056	風水害・地震
3	市小学校	203	堺区市之町西3丁1番14号	223-4610	風水害・地震
4	錦綾小学校	204	堺区錦綾町1丁6番19号	228-5183	風水害・地震
5	浅香山小学校	205	堺区今池町5丁4番43号	238-0003	風水害・地震
6	錦小学校	206	堺区九間町東3丁1番17号	232-1036	風水害・地震
7	熊野小学校	207	堺区熊野町東5丁1番49号	233-3227	風水害・地震
8	榎小学校	208	堺区 榎元町2丁3番11号	233-2552	風水害・地震
9	三国丘小学校	209	堺区北三国ヶ丘町5丁1番1号	232-2818	風水害・地震
10	英彰小学校	210	堺区寺地町西4丁1番1号	221-8666	風水害・地震
11	旧湊小学校	442	堺区東湊町2丁119番地	241-3129	風水害・地震
12	新湊小学校	211	堺区西湊町6丁6番1号	244-6776	風水害・地震
13	少林寺小学校	212	堺区少林寺町東4丁1番1号	232-1126	風水害・地震
14	安井小学校	213	堺区南安井町4丁1番5号	238-5341	風水害・地震
15	大仙西小学校	214	堺区大仙西町4丁129番地	241-2977	風水害・地震
16	神石小学校	215	堺区石津町2丁6番1号	241-2151	風水害・地震
17	大仙小学校	216	堺区大仙中町16番1号	241-0888	風水害・地震
18	浜寺石津小学校	338	西区浜寺石津町中2丁3番28号	241-6505	風水害・地震
19	浜寺東小学校	339	西区浜寺船尾町東1丁101番地	265-1141	風水害・地震
20	浜寺小学校	340	西区浜寺諏訪森町東2丁163番地	261-9407	風水害・地震
21	浜寺昭和小学校	341	西区浜寺昭和町2丁282番地	261-0677	風水害・地震
22	津久野小学校	342	西区津久野町3丁14番11号	262-0303	風水害・地震
23	上野芝小学校	343	西区神野町2丁25番1号	271-4123	風水害・地震
24	家原寺小学校	344	西区家原寺町1丁7番1号	274-3401	風水害・地震
25	鳳小学校	345	西区鳳中町2丁22番地	262-0124	風水害・地震
26	鳳南小学校	346	西区鳳南町1丁7番地	272-1200	風水害・地震
27	向丘小学校	347	西区上野芝向ヶ丘町6丁7番1号	278-0340	風水害・地震
28	平岡小学校	348	西区堀上緑町1丁6番1号	271-5044	風水害・地震
29	福泉上小学校	349	西区上127番地の1	274-4611	風水害・地震
30	福泉小学校	350	西区菱木2丁2186番地の1	273-1861	風水害・地震
31	福泉東小学校	351	西区草部946番地の1	274-9311	風水害・地震
32	八田荘小学校	232	中区八田寺町231番地	271-0335	風水害・地震
33	深井小学校	233	中区深井中町1409番地	278-0108	風水害・地震
34	東百舌鳥小学校	234	中区土塔町139番地	236-0288	風水害・地震
35	久世小学校	235	中区平井999番地	278-0324	風水害・地震
36	東陶器小学校	236	中区陶器北674番地	236-0036	風水害・地震
37	西陶器小学校	237	中区田園570番地	236-0035	風水害・地震
38	宮園小学校	238	中区宮園町4番1号	278-0981	風水害・地震

指定避難所一覧

	学 校 名	無 線 番 号	住 所	電 話 番 号	避 難 所 種 別
39	福田小学校	239	中区福田727番地	235-9286	風水害・地震
40	八田荘西小学校	240	中区毛穴町268番地の2	270-0048	風水害・地震
41	東深井小学校	241	中区深井水池町3214番地	278-2791	風水害・地震
42	土師小学校	242	中区土師町3丁35番1号	277-9020	風水害・地震
43	深井西小学校	243	中区深井北町926番地	278-6301	風水害・地震
44	深阪小学校	244	中区深阪11番地	237-3210	風水害・地震
45	東三国丘小学校	272	北区東三国ヶ丘町2丁2番1号	252-0263	風水害・地震
46	東浅香山小学校	273	北区大豆塚町1丁60番地	252-1081	風水害・地震
47	五箇荘小学校	274	北区新堀町2丁58番地	252-1418	風水害・地震
48	金岡小学校	275	北区金岡町1254番地	252-0028	風水害・地震
49	北八下小学校	276	北区中村町250番地	252-0212	風水害・地震
50	百舌鳥小学校	277	北区百舌鳥梅町2丁498番地	252-0477	風水害・地震
51	新金岡小学校	278	北区新金岡町1丁4番1号	252-1723	風水害・地震
52	光竜寺小学校	279	北区新金岡町3丁7番1号	251-2032	風水害・地震
53	大泉小学校	280	北区新金岡町4丁8番1号	251-2816	風水害・地震
54	中百舌鳥小学校	281	北区中百舌鳥町6丁1033番地の2	258-2650	風水害・地震
55	五箇荘東小学校	282	北区北花田町2丁203番地	255-7911	風水害・地震
56	西百舌鳥小学校	283	北区百舌鳥西之町1丁82番地	258-0231	風水害・地震
57	金岡南小学校	284	北区金岡町1182番地の1	258-3104	風水害・地震
58	新金岡東小学校	285	北区新金岡町4丁1番9号	255-8414	風水害・地震
59	新浅香山小学校	286	北区東浅香山町3丁31番4号	254-5081	風水害・地震
60	南八下小学校	255	東区菩提町5丁228番地	285-0614	風水害・地震
61	八下西小学校	256	東区引野町1丁110番地	286-1611	風水害・地震
62	日置荘小学校	257	東区日置荘西町2丁46番1号	285-0260	風水害・地震
63	日置荘西小学校	258	東区日置荘西町6丁9番1号	285-5238	風水害・地震
64	白鷺小学校	259	東区白鷺町2丁8番1号	285-8585	風水害・地震
65	登美丘東小学校	260	東区丈六224番地	236-2130	風水害・地震
66	登美丘西小学校	261	東区大美野135番地	236-0031	風水害・地震
67	登美丘南小学校	262	東区草尾596番地	236-6051	風水害・地震
68	野田小学校	263	東区北野田897番地の2	236-0065	風水害・地震
69	上神谷小学校	362	南区片蔵1425番地	297-0028	風水害・地震
70	福泉中央小学校	363	南区桃山台4丁17番1号	298-3045	風水害・地震
71	美木多小学校	364	南区鴨谷台1丁48番1号	297-0821	風水害・地震
72	宮山台小学校	365	南区宮山台2丁2番1号	297-0515	風水害・地震
73	竹城台小学校	366	南区竹城台3丁2番1号	297-0777	風水害・地震
74	若松台小学校	367	南区若松台1丁3番1号	292-0001	風水害・地震
75	三原台小学校	368	南区三原台3丁2番1号	291-0394	風水害・地震
76	茶山台小学校	369	南区茶山台2丁5番1号	291-1104	風水害・地震
77	高倉台小学校	370	南区高倉台3丁5番1号	291-5500	風水害・地震
78	槇塚台小学校	371	南区槇塚台3丁39番1号	291-6000	風水害・地震
79	桃山台小学校	372	南区桃山台2丁6番1号	299-0038	風水害・地震

指定避難所一覧

	学 校 名	無 線 番 号	住 所	電 話 番 号	避 難 所 種 別
80	竹城台東小学校	373	南区竹城台1丁10番1号	235-0070	風水害・地震
81	原山台小学校	374	南区原山台4丁3番1号	299-5133	風水害・地震
82	庭代台小学校	375	南区庭代台3丁12番1号	298-3033	風水害・地震
83	赤坂台小学校	376	南区赤坂台2丁2番1号	298-3030	風水害・地震
84	原山台東小学校	377	南区原山台5丁4番1号	298-4600	風水害・地震
85	城山台小学校	378	南区城山台1丁20番1号	299-6571	風水害・地震
86	御池台小学校	379	南区御池台2丁3番1号	298-7500	風水害・地震
87	新檜尾台小学校	380	南区新檜尾台3丁7番1号	298-7300	風水害・地震
88	高倉台西小学校	381	南区高倉台1丁2番1号	293-8222	風水害・地震
89	はるみ小学校	382	南区晴美台3丁3番1号	290-1112	風水害・地震
90	黒山小学校	299	美原区阿弥93番地	361-0602	風水害・地震
91	平尾小学校	300	美原区平尾360番地	361-0029	風水害・地震
92	美原北小学校	301	美原区大保19番地	361-0002	風水害・地震
93	八上小学校	302	美原区大饗117番地1	361-0810	風水害・地震
94	美原西小学校	303	美原区太井548番地	362-4891	風水害・地震
95	さつき野小学校	304	美原区さつき野東1丁目6番1号	362-4689	風水害・地震
96	月州中学校	217	堺区神南辺町1丁1番地	238-0968	風水害・地震
97	殿馬場中学校	218	堺区榎屋町東3丁2番1号	238-8101	風水害・地震
98	三国丘中学校	219	堺区向陵西町3丁6番15号	221-8511	風水害・地震
99	長尾中学校	287	北区長曾根町1179番地の5	252-0347	風水害・地震
100	金岡南中学校	288	北区金岡町2469番地	258-0233	風水害・地震
101	八下中学校	289	北区中村町977番地の20	252-0412	風水害・地震
102	大浜中学校	225	堺区大浜南町2丁4番1号	238-1988	風水害・地震
103	浜寺中学校	352	西区浜寺船尾町西5丁60番地	261-2205	風水害・地震
104	鳳中学校	353	西区鳳西町1丁159番地の1	265-1441	風水害・地震
105	泉ヶ丘東中学校	249	中区陶器北184番地	236-2421	風水害・地震
106	福泉中学校	357	西区山田2丁55番地	271-0267	風水害・地震
107	関西大学堺キャンパス	220	堺区香ヶ丘町1丁11番1号	229-5149	風水害・地震
108	市立堺高校	221	堺区向陵東町1丁10番1号	240-0840	風水害・地震
109	みはら大地幼稚園	328	美原区菅生587番地	361-8772	風水害・地震
110	東百舌鳥中学校	245	中区新家町260番地	236-5441	地 震
111	八田荘中学校	246	中区八田北町580番地の11	270-0601	地 震
112	深井中学校	247	中区深井沢町2470番地の1	270-0067	地 震
113	平井中学校	248	中区平井346番地	277-9015	地 震
114	深井中央中学校	250	中区深井北町220番地の1	278-7681	地 震
115	浜寺南中学校	354	西区浜寺南町1丁55番地	262-6225	風水害・地震
116	浅香山中学校	222	堺区今池町5丁3番8号	233-3586	地 震
117	陵西中学校	223	堺区大仙西町2丁79番地	244-4086	地 震
118	旭中学校	224	堺区大仙中町11番1号	241-1827	地 震
119	日置荘中学校	264	東区日置荘北町3丁11番28号	285-0460	地 震
120	南八下中学校	265	東区菩提町2丁58番地	286-5571	地 震
121	登美丘中学校	266	東区高松408番地	236-2426	地 震
122	野田中学校	267	東区南野田101番地の1	235-3727	地 震
123	上野芝中学校	355	西区上野芝向ヶ丘町5丁25番1号	278-0540	地 震
124	津久野中学校	356	西区神野町2丁16番1号	274-0215	地 震

指定避難所一覧

	学 校 名	無 線 番 号	住 所	電 話 番 号	避 難 所 種 別
125	中百舌鳥中学校	290	北区中百舌鳥町6丁1034番地の11	257-4535	地 震
126	金岡北中学校	291	北区新金岡町1丁5番1号	252-0378	地 震
127	大泉中学校	292	北区新金岡町4丁9番1号	251-6311	地 震
128	五箇荘中学校	293	北区新堀町1丁85番地の2	254-0031	地 震
129	陵南中学校	294	北区百舌鳥西之町1丁75番地	252-1801	地 震
130	福泉南中学校	383	南区桃山台3丁7番1号	298-0001	地 震
131	宮山台中学校	384	南区宮山台1丁1番1号	297-2233	地 震
132	若松台中学校	385	南区若松台3丁34番1号	297-0129	地 震
133	三原台中学校	386	南区三原台1丁12番1号	291-0395	地 震
134	晴美台中学校	387	南区晴美台3丁8番1号	291-5300	地 震
135	原山台中学校	388	南区原山台4丁2番1号	299-5135	地 震
136	庭代台中学校	389	南区庭代台2丁19番1号	298-3043	地 震
137	赤坂台中学校	390	南区赤坂台2丁1番1号	298-3040	地 震
138	美木多中学校	391	南区鴨谷台1丁47番1号	299-3700	地 震
139	美原中学校	305	美原区小平尾390番地	361-0271	地 震
140	美原西中学校	306	美原区大饗102番地2	361-6500	地 震
141	さつき野中学校	307	美原区さつき野西2丁目6番1号	362-4707	地 震
142	府立登美丘高校	268	東区西野51番地	236-5041	地 震
143	府立泉陽高校	226	堺区車之町東3丁2番1号	233-0588	地 震
144	府立三国丘高校	227	堺区南三国ヶ丘町2丁2番36号	233-6005	地 震
145	府立鳳高校	358	西区原田150番地	271-5151	地 震
146	府立泉北高校	392	南区若松台3丁2番2号	297-1065	地 震
147	府立堺東高校	393	南区晴美台1丁1番2号	291-5510	地 震
148	府立金岡高校	295	北区金岡町2651番地	257-1431	地 震
149	府立東百舌鳥高校	251	中区土塔町2377-5	235-3781	地 震
150	府立堺西高校	395	南区桃山台4丁16番	298-4410	地 震
151	府立成美高校	394	南区城山台4丁1番1号	299-9000	地 震
152	府立福泉高校	359	西区太平寺323番地	299-9500	地 震
153	府立堺上高校	360	南区上61番地	271-0808	地 震
154	教育文化センター	252	中区深井清水町1426番地	270-8110	地 震
155	梅文化会館	396	南区桃山台2丁1番2号	296-0015	地 震
156	サンスクエア堺	228	堺区田出井町2丁1番	222-3561	地 震
157	金岡公園体育館	296	北区長曾根町1179番地の18	254-6601	地 震
158	大浜体育館	229	堺区大浜北町5丁7番1号	221-2080	地 震
159	初芝体育館	269	東区野尻町221番地の4	285-0006	地 震
160	鴨谷体育館	397	南区鴨谷台2丁4番1号	296-1717	地 震
161	家原大池体育館	361	西区家原寺町1丁18番1号	271-1718	地 震
162	原池公園体育館	326	中区八田寺町320	278-1004	地 震
163	美原体育館	327	美原区多治井878番地1	361-4511	地 震

## 避難者収容可能数

資料 5-20(2)

		体育館		教室	
		体育館面積	収容可能数	教室数	収容可能数
1	三宝小学校	560	315	26	936
2	錦西小学校	660	370	12	432
3	市小学校	540	300	12	432
4	錦綾小学校	560	315	9	324
5	浅香山小学校	660	370	18	648
6	錦小学校	560	315	11	396
7	熊野小学校	594	330	12	432
8	榎小学校	660	370	23	828
9	三国丘小学校	660	370	23	828
10	東三国丘小学校	660	370	20	720
11	東浅香山小学校	540	300	21	756
12	新浅香山小学校	560	315	13	468
13	五箇荘小学校	660	370	19	684
14	五箇荘東小学校	540	300	20	720
15	新金岡小学校	540	300	16	576
16	新金岡東小学校	560	315	6	216
17	光竜寺小学校	560	315	12	432
18	大泉小学校	540	300	8	288
19	金岡小学校	540	300	32	1,152
20	金岡南小学校	560	315	22	792
21	北八下小学校	540	300	12	432
22	南八下小学校	540	300	13	468
23	八下西小学校	560	315	12	432
24	日置荘小学校	560	315	18	648
25	日置荘西小学校	560	315	12	432
26	登美丘東小学校	560	315	15	540
27	登美丘西小学校	560	315	20	720
28	登美丘南小学校	560	315	19	684
29	野田小学校	540	300	20	720
30	英彰小学校	560	315	18	648
31	新湊小学校	660	370	19	684
32	少林寺小学校	609	340	6	216
33	安井小学校	560	315	8	288
34	大仙西小学校	638	355	7	252
35	大仙小学校	660	370	13	468
36	神石小学校	660	370	12	432
37	浜寺石津小学校	560	315	16	576
38	浜寺小学校	560	315	18	648
39	浜寺昭和小学校	560	315	26	936
40	鳳小学校	560	315	24	864
41	鳳南小学校	560	315	30	1,080
42	津久野小学校	500	280	15	540
43	浜寺東小学校	560	315	17	612
44	向丘小学校	660	370	20	720
45	家原寺小学校	560	315	11	396
46	平岡小学校	551	300	11	396
47	八田荘小学校	560	315	19	684
48	八田荘西小学校	560	315	12	432
49	深井小学校	560	315	19	684
50	深井西小学校	560	315	12	432
51	東深井小学校	560	315	23	828

		体育館		教室	
		体育館面積	収容可能数	教室数	収容可能数
52	百舌鳥小学校	660	370	26	936
53	西百舌鳥小学校	560	315	20	720
54	中百舌鳥小学校	560	315	27	972
55	白鷺小学校	660	370	13	468
56	東百舌鳥小学校	440	240	36	1,296
57	土師小学校	560	315	17	612
58	宮園小学校	560	315	9	324
59	久世小学校	638	350	27	972
60	福田小学校	560	315	16	576
61	東陶器小学校	486	270	21	756
62	西陶器小学校	660	370	12	432
63	深阪小学校	560	315	12	432
64	福泉小学校	560	315	35	1,260
65	福泉東小学校	560	315	6	216
66	福泉上小学校	560	315	15	540
67	福泉中央小学校	560	315	16	576
68	美木多小学校	540	300	20	720
69	上神谷小学校	660	370	7	252
70	若松台小学校	560	315	12	432
71	茶山台小学校	540	300	12	432
72	榎塚台小学校	560	315	14	504
73	はるみ小学校	660	370	14	504
74	高倉台小学校	560	315	7	252
75	高倉台西小学校	560	315	7	252
76	三原台小学校	540	300	26	936
77	竹城台東小学校	540	300	8	288
78	竹城台小学校	540	300	12	432
79	宮山台小学校	540	300	16	576
80	赤坂台小学校	540	300	18	648
81	桃山台小学校	540	300	7	252
82	原山台小学校	540	300	10	360
83	原山台東小学校	540	300	13	468
84	庭代台小学校	540	300	12	432
85	城山台小学校	560	315	14	504
86	御池台小学校	560	315	19	684
87	新檜尾台小学校	560	315	17	612
88	上野芝小学校	560	315	17	612
89	黒山小学校	725	405	12	432
90	平尾小学校	725	405	12	432
91	美原北小学校	600	335	20	720
92	八上小学校	725	405	19	684
93	美原西小学校	450	250	11	396
94	さつき野小学校	468	260	9	324
95	月州中学校	837	470	18	648
96	殿馬場中学校	650	365	16	576
97	三国丘中学校	651	360	20	720
98	長尾中学校	930	520	18	648
99	金岡南中学校	624	350	18	648
100	八下中学校	560	315	6	216
101	大浜中学校	837	470	16	576
102	浜寺中学校	560	315	14	504
103	鳳中学校	624	350	19	684
104	泉ヶ丘東中学校	837	470	19	684
105	福泉中学校	837	470	22	792
106	浅香山中学校	837	470	12	432
107	金岡北中学校	837	470	12	432
108	日置荘中学校	672	370	14	504
109	陵西中学校	837	470	7	252
110	旭中学校	837	470	9	324
111	陵南中学校	837	470	21	756
112	上野芝中学校	837	470	13	468

		体育館		教室	
		体育館面積	収容可能数	教室数	収容可能数
113	福泉南中学校	650	360	9	324
114	登美丘中学校	837	470	20	720
115	東百舌鳥中学校	624	350	25	900
116	宮山台中学校	650	365	13	468
117	若松台中学校	650	365	14	504
118	三原台中学校	624	350	15	540
119	晴美台中学校	624	350	10	360
120	原山台中学校	624	350	9	324
121	庭代台中学校	624	350	13	468
122	赤坂台中学校	624	350	15	540
123	美木多中学校	624	350	15	540
124	五箇荘中学校	624	350	19	684
125	八田荘中学校	624	350	14	504
126	中百舌鳥中学校	624	350	12	432
127	大泉中学校	672	370	5	180
128	深井中学校	672	370	14	504
129	平井中学校	672	370	16	576
130	野田中学校	672	370	9	324
131	津久野中学校	672	370	15	540
132	南八下中学校	837	470	11	396
133	深井中央中学校	837	470	13	468
134	浜寺南中学校	837	470	16	576
135	美原中学校	945	530	16	576
136	美原西中学校	837	470	13	468
137	さつき野中学校	580	325	4	144
138	旧湊小学校	560	315	6	216
139	みはら大地幼稚園	285	178		
140	府立登美丘高校	800	500		
141	府立泉陽高校	800	500		
142	府立三国丘高校	871	544		
143	府立鳳高校	800	500		
144	府立泉北高校	800	500		
145	府立堺東高校	1,080	675		
146	府立金岡高校	1,080	675		
147	府立東百舌鳥高校	1,080	675		
148	府立堺西高校	841	525		
149	府立成美高校	1,128	705		
150	府立福泉高校	1,080	675		
151	府立堺上高校	1,080	675		
152	教育文化センター	1,282	720		
153	榎文化会館	4,223	2,370		
154	勤労者総合福祉センター	1,282	720		
155	金岡公園体育館	8,770	4,930		
156	大浜体育館	8,372	4,700		
157	初芝体育館	4,724	2,650		
158	鴨谷体育館	4,731	2,650		
159	家原大池体育館	6,454	2,650		
160	原池公園体育館	3,948	2,220		
161	美原体育館	2,035	1,144		
162	関西大学堺キャンパス	1,288	720		
163	市立堺高等学校	1,008	560	18	648
	計	145,353	81,216	2,138	76,968

(平成23年4月1日現在)

(注)

避難者収容可能数算出基礎

体育館面積×0.9(有効面積率)÷1.6㎡(避難者一人あたりの必要面積)

1 教室避難者収容可能数

64㎡×0.9(有効面積率)÷1.6=36人

## 広域避難地一覧

	広域避難地名	概算面積 (ha)	種 別	指定年	許容避難者数
1	三宝公園及びその周辺	2.7	地区公園	H 5	27,275
2	浅香山浄水場及びその周辺	3.4	市施設	H 5	34,325
3	大浜公園及びその周辺	12.6	総合公園	H 5	125,800
4	大仙公園及びその周辺	28.6	総合公園	H 5	286,125
5	泉北下水処理場及びその周辺	41.7	市施設	H 5	416,800
6	陶器配水場及びその周辺	2.0	市施設	H 7	19,674
7	登美丘中学校及びその周辺	2.2	中学校	H 7	22,382
8	浜寺公園(堺市部)及びその周辺	36.5	広域公園	H 1 5	364,960
9	家原寺配水場及びその周辺	3.0	市施設	H 7	30,498
10	浜寺中学校及びその周辺	3.4	中学校	H 7	33,791
11	鴨谷公園及びその周辺	12.4	総合公園	H 7	124,163
12	新檜尾公園及びその周辺	11.1	風致公園	H 7	111,179
13	西原公園及びその周辺	11.4	地区公園	H 7	114,275
14	大蓮公園及びその周辺	15.0	風致公園	H 7	149,522
15	金岡公園・大泉緑地及びその周辺	188.8	運動公園	H 5	1,887,675
16	大阪府立大学及びその周辺	81.4	大学、総合公園	H 5	814,050

# 福祉避難所一覧

資料 5-20(4)

(平成24年6月27日現在)

	施設種別・名称	住所
1	特別養護老人ホームかーさ・びあんか	堺区今池町4丁4番8号
2	特別養護老人ホームハートピア堺	堺区海山町3丁150番地1
3	多機能型事業所 おおはま障害者作業所	堺区大浜南町1丁7番3
4	地域特養 かーさびあんか三国ヶ丘	堺区北三国ヶ丘町2丁4番1号
5	特別養護老人ホームグレース堺	堺区京町通1番21号
6	生活介護事業所 集い「あけぼの」	中区上之853番地1
7	特別養護老人ホームふれ愛の家	中区土塔町2028番地
8	堺市立東百舌鳥公民館	中区土塔町2363番地23
9	グループホーム あいする久世グループホーム	中区東八田387番地の1
10	生活介護事業所 くるみの樹	中区東山252番地6
11	デイサービスセンターひがしやま	中区東山719番地1
12	グループホームひがしやま	中区東山719番地1
13	多機能型事業所 堺みなみ	中区平井671番地2
14	特別養護老人ホーム嘉齢荘	中区伏尾196番地
15	養護老人ホーム 福生園	中区伏尾196番地
16	有料老人ホームフロイデンハイム	中区伏尾230番地
17	生活介護事業所 デイセンターフレンズ	中区伏尾79番地
18	特別養護老人ホームやすらぎの園	中区深井畑山町2528番地 1
19	ケアハウス ゆーとりあ	中区見野山162番地
20	グループホーム つるぎ荘やしもグループホーム	東区石原町150番地
21	多機能型事業所 堺東部障害者作業所	東区高松106番地
22	特別養護老人ホームおおみの	東区西野42番地
23	特別養護老人ホームつるぎ荘	東区日置荘田中町143番地1
24	特別養護老人ホームソルメゾン	東区菩提町2丁62番地の 1
25	特別養護老人ホームくみのき苑ゆらら	東区南野田454番地2
26	デイサービスくみのき苑ゆらら	東区南野田454番地2
27	特別養護老人ホーム朗友館	西区鳳南町5丁575番地の1
28	特別養護老人ホーム朗友サロン	西区草部743番地
29	多機能型事業所 わららか草部	西区草部783番地
30	短期入所支援事業所 ショートステイうてな	西区草部783番地
31	特別養護老人ホームハートピア泉北	西区太平寺331番地1
32	ケアハウス はーとらんど	西区津久野町1丁7番20号
33	多機能型事業所 ふれあいの里かたくら	南区片蔵165番地
34	特別養護老人ホーム榎塚荘	南区逆瀬川1038番地の2
35	ケアハウス 逆瀬川	南区逆瀬川1039番地
36	ケアハウス 美和	南区三木閉57番地
37	国際障害者交流センター(ビッグ・アイ)	南区茶山台1丁8番1
38	特別養護老人ホーム泉北園百寿荘	南区茶山台3丁23番2号
39	多機能型事業所 せんぼく障害者作業所	南区檜尾1382番地6
40	ケアハウス セットンの家	南区檜尾3360番地10
41	特定施設 ケアハウスセットンの家	南区檜尾3360番地10
42	特別養護老人ホーム故郷の家	南区桧尾3360番地12
43	特別養護老人ホーム年輪	南区御池台5丁2番2号
44	多機能型事業所 堺あけぼの園	南区御池台5丁2番6号
45	生活介護事業所 絆あけぼの	南区三原台3丁40番8
46	堺市立金岡公民館	北区金岡町1089番地1
47	特別養護老人ホーム ハピネス金岡	北区金岡町2725番
48	特別養護老人ホーム陵東館	北区長曾根町1210番地の1
49	短期入所 第二陵東館ショートステイセンター	北区長曾根町1210番地の1
50	特別養護老人ホームあけぼの苑	北区野遠町344番地1
51	ケアハウス プレス南花田	北区南花田町530番地
52	多機能型事業所 ほくぶ障害者作業所	北区南花田町536番地1
53	グループホーム ハピネス陵南グループホーム	北区百舌鳥陵南町2丁662番地
54	多機能型事業所 ワケケ-つつじ	美原区小平尾953番地
55	介護老人保健施設 ホットスプリング美原	美原区菅生903番地3
56	グループホームファミリーハウス美原	美原区平尾1848番地1
57	特別養護老人ホーム平尾荘	美原区平尾1938番地1
58	ケアハウス 和風荘	美原区平尾2196番地
59	特別養護老人ホーム美原荘	美原区平尾595番1

## 津波避難ビル一覧

資料 5-20(5)

(平成24年5月30日現在)

No	施設名称	住所
1	三宝小学校	堺区三宝町5-286
2	月州中学校	堺区神南辺町1-1
3	三宝下水処理場	堺区松屋大和川通4-147-1
4	(株)高速オフセット堺工場	堺区松屋大和川通3-132
5	メゾンドール堺	堺区神南辺町2-76-1
6	山九株式会社 堺支店(時間指定 平日8:30~17:00)	堺区松屋町1-6-7
7	山九株式会社 さかい寮(時間指定 平日5:00~23:00)	堺区三宝町6-324-1
8	太平工業(株)堺支店(時間指定 平日8:30~17:00)	堺区緑町4-156-1
9	クボタ・アルファコート堺(時間指定 6:00~22:00)	堺区山本町5-95
10	(株)日新 堺ロジスティクスセンター	堺区築港八幡町138-3
11	錦西小学校	堺区神明町西2-1-1
12	七道並松東住宅 2棟	堺区七道東町132-22
13	錦小学校	堺区九間町東3-1-17
14	アフアームド I	堺区北半町東1-7
15	錦陵小学校	堺区錦綾町1-6-19
16	砂道住宅	堺区砂道町1-15
17	堺文化保育園	堺市堺区錦綾町1-3-17
18	敬愛シビックホール堺	堺区砂道町3丁1番12号
19	協和発酵キリン(株)堺工場	堺区高須町1-1-53
20	レックスガーデン堺東	堺区錦綾町3-8-1
21	関西大学堺キャンパス	堺区香ヶ丘町1-11-1
22	市小学校	堺区市之町西3-1-14
23	府営堺戎島住宅	堺区戎島町1丁
24	リーガロイヤルホテル堺	堺区戎島町4-45-1
25	シティホテルサンプラザ	堺区竜神橋町1-1-20
26	スーパーホテル堺マリティマ	堺区大町西2-4-1
27	株式会社サンユウ都市開発(時間指定 9:00~19:00)	堺区甲斐町西1丁1番31号
28	堺東京海上日動ビル(時間指定 平日9:00~17:00)	堺区熊野町西2-1-3
29	コンフォートホテル堺	堺区竜神橋町1-5-1
30	熊野小学校	堺区熊野町東5-1-49
31	殿馬場中学校	堺区櫛屋町東3-2-1
32	女性センター	堺区宿院町東4-1-27
33	堺市総合福祉会館	堺区南瓦町2-1
34	OPH堺戎之町	堺区戎之町東4-3-2
35	ホテル第一堺	堺区南向陽町2-2-25
36	ダイワロイネットホテル堺東	堺区新町5-13
37	ホテル1-2-3堺	堺区大町東4-2-30
38	安井小学校	堺区南安井町4-1-5
39	翁橋住宅 1棟	堺区翁橋町2-3-1
40	ホテルリバティプラザ	堺区翁橋町1丁99
41	少林寺小学校	堺区少林寺町東4-1-1
42	OPH堺少林寺	堺区少林寺町東3-2-8
43	堺病院少林寺宿舎	堺区少林寺町東4丁5番1
44	堺病院永代宿舎	堺区永代町2丁39番1

No	施設名称	住所
45	陵西中学校	堺区大仙西町2-79
46	東湊住宅	堺区東湊町6-353
47	ロータスプラザ	堺区昭和通1丁11-1
48	新湊小学校	堺区西湊町6-6-1
49	府公社湊団地	堺区出島町2丁6番
50	UR湊駅前団地48号棟	堺区出島町2-7
51	英彰小学校	堺区寺地町西4-1-1
52	大浜中学校	堺区大浜南町2-4-1
53	出島下水道管理事務所	堺区出島浜通1-1
54	OPH大浜	堺区大浜北町2-6-10
55	府営堺寺地住宅	堺区寺地町西2丁2番25号
56	府営堺大浜南町住宅	堺区大浜南町2丁3番1号・2号
57	シティホテル青雲荘	堺区出島海岸通2-4-14
58	ホテルサンルート堺	堺区少林寺丁西1-1-1
59	大阪ガス(株) 堺ガスビル	堺区住吉橋町2-2-19
60	損保ジャパン堺ビル(時間指定 平日9:00~17:00)	堺区宿院町西1-1-6
61	堺フェニックスビル(時間指定 平日・土曜日8:00~20:00)	堺区宿院町西1-1-3
62	魚本流空手拳法連盟総本部	堺市堺区石津町3丁7番24
63	ナビタス株式会社(時間指定 平日8:30~17:00)	堺区石津北町9-1
64	浜寺石津小学校	西区浜寺石津町中2-3-28
65	中石津住宅 1・2・3・4・5棟	西区浜寺石津町中5-12
66	堺サンホテル石津川	西区浜寺石津町西3-4-25
67	カサグランデス浜寺北	西区浜寺石津町東1-681-1
68	ケアライフ・メディカルサプライ(株) 本社ビル	西区浜寺石津町西2-1-6
69	ふぁみーゆ浜寺	西区浜寺石津町東3-746-2
70	ライオンズガーデン浜寺	西区浜寺石津町中2-1-37
71	シャルマンフジ浜寺ガーデンオアシス	西区浜寺石津町中2丁200-4
72	ジョイフルハイツ	西区浜寺石津町東4-330-19
73	ジョイフルハイツⅡ	西区浜寺石津町東4-330-22
74	ラ・メゾン坂口	西区浜寺石津町東4-5-46
75	ペガサスロイヤルリゾート石津	西区浜寺石津町東1丁3-31
76	浜寺小学校	西区浜寺諏訪森町東2-163
77	諏訪の森団地 1号棟 2号棟	西区浜寺諏訪森町西2-114
78	岬工業株式会社	西区浜寺諏訪森町西4-380-1
79	浜寺東小学校	西区浜寺船尾町東1-101
80	大韓航空大阪マンション	西区浜寺船尾町西3-91
81	介護医療型老人保健施設 ペルセウス	西区浜寺船尾町3-447
82	エテルノテレサ浜寺元町	西区浜寺元町1-120-1
83	ベルク浜寺公園	西区浜寺元町5-563-1
84	(株)スズキ自販近畿 堺社宅	西区浜寺元町1丁95-2
85	エスワイビル浜寺荘	西区浜寺公園町1-14-5
86	大和証券グループ浜寺寮	西区浜寺昭和町2-237

## 堺市備蓄食糧保有量

平成24年3月31日現在

品名 / <保存期間>	備蓄目標	保管場所	在庫数量
サバイバルフーズ <2.5年>		堺区役所	3,780食
		中区役所	3,840食
		東区役所	8,700食
		西区役所	13,620食
		南区役所	16,860食
		北区役所	16,020食
		美原区役所	-
		計	62,820食
アルファ化米 <5年>	139,000食	堺区役所	10,240食
		中区役所	8,600食
		東区役所	5,900食
		西区役所	9,250食
		南区役所	10,650食
		北区役所	10,900食
		美原区役所	2,700食
		計	58,240食
乾パン <5年>		堺区役所	3,144食
		中区役所	2,640食
		東区役所	1,820食
		西区役所	2,856食
		南区役所	3,290食
		北区役所	3,362食
		美原区役所	842食
		計	17,954食
		主食計	139,014食
粉ミルク <1.5年>	7,500食	堺区役所	1,122食
		中区役所	1,173食
		東区役所	693食
		西区役所	1,278食
		南区役所	1,173食
		北区役所	1,758食
		美原区役所	321食
		計	7,518食

備蓄目標の数値は、「堺市地震災害想定総合調査」における被害想定結果及び大阪府地域防災計画関係資料集の「大阪府地震被害想定に基づく備蓄等の考え方について」を参考

# 大阪府災害用備蓄物資一覧

資料 5-22

平成24年4月1日現在

品名	備蓄物資 目標数量	備蓄物資 合計					備考
			北部拠点	中部拠点	南部拠点	府民センター等	
重要物資	アレルギー化米 (アレルギー対応食)	820,000 食	820,000 食 (12,500 食)	164,000 食 (2,500 食)	492,000 食 (7,500 食)	164,000 食 (2,500 食)	食
	高齢者等食	17,000 食	17,000 食	3,000 食	10,000 食	4,000 食	0 食
	毛布	570,000 枚	578,900 枚	112,550 枚	326,350 枚	130,000 枚	10,000 枚
	哺乳瓶	3,900 本	3,900 本	960 本	1,980 本	960 本	0 本
	紙おむつ	123,000 枚	128,260 枚	11,839 枚	69,937 枚	31,000 枚	15,484 枚
	生理用品	1,350,000 枚	1,410,544 枚	339,600 枚	716,224 枚	340,320 枚	14,400 枚
	簡易トイレ	1,700 基	1,700 基	450 基	850 基	400 基	0 基
肌着	組	42,500 組	3,671 組	26,329 組	12,500 組	0 組	
タオル	枚	34,353 枚	0 枚	23,853 枚	0 枚	10,500 枚	
ティッシュ	個	35,600 個	0 個	25,100 個	0 個	10,500 個	
飲料水袋	袋	101,900 袋	0 袋	61,900 袋	40,000 袋	0 袋	
作業服	着	584 着	0 着	584 着	0 着	0 着	
マスク	枚	525,000 枚	0 枚	525,000 枚	0 枚	0 枚	
かにパン	袋	2,760 袋	メーカー側ランニングストック 三立製菓(株)				
漬物	ト	18 ト	" 府漬物組合				
粉ミルク	1,119,300 g	2,280 缶	" 森永乳業				320g入り
		2,160 缶	" ビーンスタークスノー				300g入り
		6,672 箱	" 明治乳業				108g入り
アレルギー対応粉ミルク	111,800 g	60 缶	" ビーンスタークスノー(平成24年度36缶増予定)				350g入り
		0 缶	" 明治乳業(平成24年度96缶増予定)				850g入り

## 調達対応

精米 (5社)	災害救助用精米の保管及び供給等の協力に関する協定 (株)大阪第一食糧・幸南食糧(株)・幸福米穀(株) ・(株)丸三・中山物産(株)	在庫報告量 510万食 (1,020ト)
災害用医療物資 確保・供給	災害用医療物資確保・供給業務を委託 災害拠点病院(大阪府立急性期・総合医療センターなど12箇所)	推定入院患者の3日分
災害用医薬品等 備蓄・供給	災害用医薬品等備蓄・供給業務を委託 (社)大阪府薬剤師会・大阪府医薬品卸協同組合)	推定入院・外来患者の7日分(上記推定入院患者の3日分を除く)
即席麺 (5社)	り災者用食糧確保を依頼 (日清食品ホールディングス(株)・明星食品(株)・ハウス食品(株)・サンヨー食品(株)・エースコック(株))	依頼食数 305万食
乾パン(三立パン)	り災者用食糧確保を依頼(三立製菓(株))	依頼食数 9万食
マクビティミニビスケット	り災者用食糧確保を依頼(明治製菓(株))	依頼食数 9万食
<b>飲料の提供協力</b> コカ・コーラエスタイド・ドリツコ、アサヒ飲料、ジャパンビバレッジ：指定された物流拠点・災害対応型自動販売機の飲料無償提供 <b>救助用物資の供給協力</b> イオンテール、イズミヤ、イトーヨーカ堂、オーク、関西スーパーマーケット、近商ストア、スーパーナショナルダイエー、ピコックストア、阪食、 平和堂、ライフコーポレーション、マイカル、イオンマルシェ、万代、コーナン商事、国分グロースチェーン、サークルKサンクス、セブンイレブン・ジャパン、デイリーヤマザキ、 ファミリーマート、ホブラ、ローソン、コメリ：保有・調達可能な救助用物資の供給協力		

厚生労働省省令に基づく表示義務(卵・乳・小麦・そば・落花生・エビ・カニ)及び表示奨励(あわび・いか・いくら・オレンジ・キウイフルーツ・牛肉・くるみ・さけ・さば・大豆・鶏肉・豚肉・まつたけ・もも・やまいも・りんご・ゼラチン・バナナ)とされている特定原材料等を使用していないものをアレルギー対応としています。

## コンテナ型備蓄倉庫内備蓄物資一覧表

※全小学校、旧湊小学校、みはら大地幼稚園、計96箇所にコンテナ設置

平成24年4月1日現在

項目	品名・仕様など	各コンテナ内 数量
仮設トイレ	ベンクイックなど	2 ※
簡易トイレ	サニターⅡ	8
トイレトペーパー	芯なし150m×48ロール/箱	1
生理用品	24個入り/1袋	3
発電機セット	発電機	1
	燃料携行缶（20ℓ）	1
	ガソリン缶（1ℓ缶×4本/箱）	1
	オイル（1ℓ缶×1本）	1
	ハロゲンライト	1
	ライトスタンド	1
	運搬用台車	1
	コードリール（30m）	2
毛布	アルミ真空パック	360 ※
サルベージシート	5.4m×5.4m	5
万能斧	330mm、770g	3
ハンマー（両口）	3.6kg、900mm柄付	3
ハンマー	FH06（6）・FH13（12）・FH14（18） FH-15（12）・FH50（12）・FHL51（5）	65
救助用ロープ	径12mm×20m	3
ノコギリ	バクマソー300mm木柄式	5
スコップ（丸パイプ柄）	特選木柄ショベル、850mm程度	5
バール	1200mm	1
バール	平バール、900mm尾平	5
バール	750mm	2
バール	500mm	1
ツルハシ	片ツル、1.8kg、900mm柄付	3
ボルトクリッパー	BC-750	2
軍手	すべり止め付き（1ダース）	3
折りたたみ式担架	5.5kg、188cm×47cm×3cm	1

※みはら大地幼稚園は仮設トイレ0基、毛布180枚を備蓄。

※食糧については各区役所内備蓄倉庫にて備蓄。

## 応急仮設住宅建設候補地

種 別	区域	面積 m <sup>2</sup>	地番 又は 名称	建設可能戸数
近隣公園	堺	5,679	浅香山公園 野球場	120
		3,200	大浜北公園	68
地区公園	堺	1,280	ザビエル公園	27
		11,237	三宝公園 野球場	238
総合公園	堺	4,168	三宝公園	88
		5,639	霞ヶ丘公園	119
		11,033	大浜公園 野球場	233
		7,447	大浜公園 市民広場	157
		7,042	大仙公園 催し広場	149
堺区域内合計		56,725		1,199
近隣公園	中	1,855	八田荘公園	39
地区公園	中	2,480	水賀池公園	52
中区域内合計		4,335		91
地区公園	東	1,016	登美丘北公園	21
		7,166	白鷺公園 野球場	151
		7,611	白鷺公園 運動場	161
東区域内合計		15,793		333
近隣公園	西	1,964	神野公園	41
	西	1,990	築港新町 はまなでしこ公園	42
西区域内合計		3,954		83
近隣公園	南	1,382	宮山公園	29
		2,078	竹城公園	44
		3,242	三原公園	68
		4,412	高倉公園	93
		6,921	晴美公園 野球場	146
		1,597	晴美公園	33
		2,763	槇塚公園	58
		3,651	茶山公園 野球場	77
		3,586	桃山公園	75
		3,143	原山公園	66
		4,373	庭代公園 野球場	92
		5,400	庭代公園	110
		3,774	御池公園	79
		2,331	赤坂公園	49
		3,013	城山公園	63
		地区公園	南	9,463
9,969	西原公園 野球場			211
総合公園	南	3,877	荒山公園	82
	南	13,024	鴨谷公園 野球場	275
南区域内合計		87,999		1,850
近隣公園	北	4,375	新金岡（金岡東第一）公園	92
		4,848	光竜寺（金岡東第二）公園	102
		2,833	金岡東（金岡東第三）公園	59
		3,310	船堂公園	70
		1,333	陵南中央公園（百舌鳥陵南第二）公園	28
		14,874	金岡公園 野球場	315
北区域内合計		31,573		666
近隣公園	美原	5,086	大池公園	107
街区公園	美原	1,074	さつき野公園	22
		3,039	東多治井公園	64
		3,594	美原西ふれあい公園	76
美原区域内合計		12,793		269
合 計		213,172		4,491

## 災害時用臨時ヘリポート

ヘリポート名	所在地	管理者	電話番号	幅×長さ (m)	北緯	東経	備考
大浜野球場	堺区大浜北町4	大浜体育館	072-221-2080	115×105	34°34'29"	135°27'51"	
金岡公園(グラウンド)	北区長曾根町官有地	金岡公園事務所	072-252-3168	200×120	34°34'12"	135°30'40"	大型駐機可
美木多小学校(グラウンド)	南区鴨谷台1-4-8	美木多小学校	072-297-0821	150×100	34°28'17"	135°29'18"	
大泉緑地内野球場	北区金岡町1-2-8	大阪府南部公園事務所	072-259-0316	100×100	34°33'27"	135°32'00"	大型駐機可
府立大学(グラウンド)	中区学園町1-1	大阪府立大学	072-252-1161	200×150	34°32'35"	135°30'44"	大型駐機可
泉北下水処理場(グラウンド)	中区八田西町1	堺市下水道部	072-278-3303	100×150	34°31'20"	135°28'36"	大型駐機可
福田小学校(グラウンド)	中区福田7-2-7	福田小学校	072-235-9286	70×90	34°31'19"	135°31'18"	
登美丘中学校(グラウンド)	東区高松4-0-8	登美丘中学校	072-236-2426	70×120	34°31'24"	135°32'04"	
初芝体育館(グラウンド)	東区野尻町2-2-1-4	初芝体育館	072-228-7435	80×50	34°32'17"	135°31'35"	
浜寺中学校(グラウンド)	西区浜寺船尾町西5-6-0	浜寺中学校	072-261-2205	80×50	34°32'24"	135°27'37"	
鴨谷野球場	南区鴨谷台2-4-1	鴨谷体育館	072-228-7435	160×120	34°28'20"	135°28'54"	大型駐機可
美原みの池運動公園	美原区阿弥3-7-7-1	美原体育館	072-361-4511	102×95	34°31'42"	135°33'18"	大型駐機可
美原多治井運動広場	美原区多治井8-7-8-1	美原体育館	072-361-4511	120×80	34°32'26"	135°34'08"	

## 文化財の現況

## 1 文化財保護法による指定

## 有形文化財

種類	建造物	絵画	書跡 典籍古文書	工芸品	彫刻	考古資料	計
国宝	1	-	-	-	-		1
重要文化財	10	7	2	5	1	1	26

## 史跡・名勝・天然記念物

種類	古墳	その他史跡	植	物	計
史跡	8	4	-	-	12
名勝					1
天然記念物			1		1
民俗文化財					1

## 2 大阪府文化財保護条例・大阪府古文化記念物等保存顕彰規則による指定

( )内の数字は府規則によるもの

種類	建造物	絵画	書跡 典籍古文書	工芸品	彫刻	計
有形文化財	2(2)	3	1	2	6(1)	14(3)
無形民俗文化財						2
有形民俗文化財						1
史跡						5(2)
名勝						1
天然記念物						7

## 3 堺市文化財保護条例による指定

種類	建造物	絵画	書跡 典籍古文書	工芸品	彫刻	考古資料	歴史資料	計
有形文化財	5	7	7	1	5	3	3	31

## 史跡・名勝・天然記念物

種類	計
名勝	1

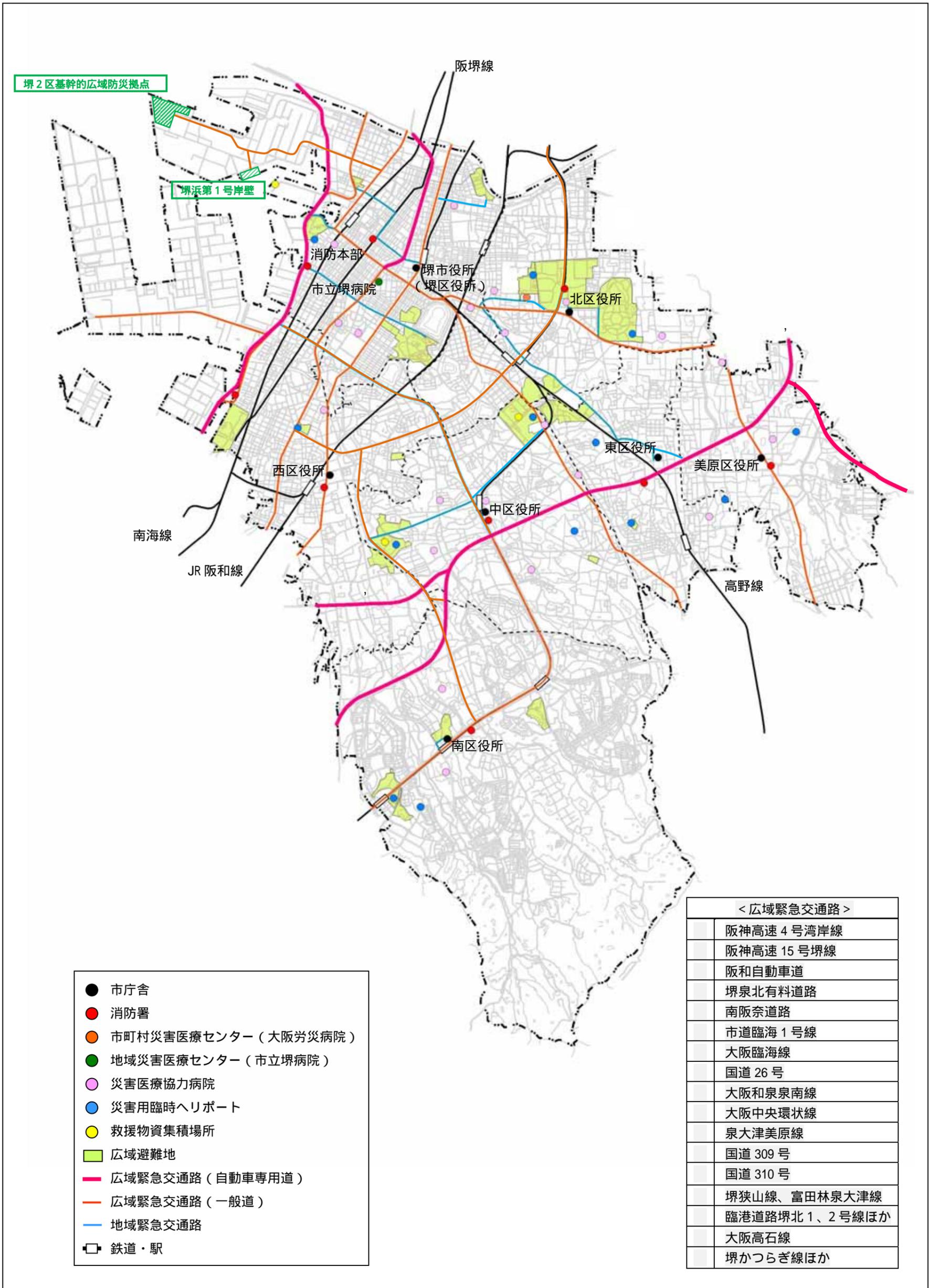
## 地域緊急交通路（広域緊急交通路と防災拠点を連絡する道路）一覧表

主要防災拠点	所在地	広域緊急交通路	地域緊急交通路
<b>市庁舎</b>			
本庁舎	堺区南瓦町3-1	府道（大阪和泉南線）	
中区役所	中区深井沢町2470-7	府道（泉大津美原線） 府道（堺狭山線）	
東区役所	東区日置荘原寺町195-1	府道（泉大津美原線）	府道（堺富田林線） 市道（日置荘草尾線）
西区役所	西区鳳東町6丁600	府道（大阪和泉南線）	
南区役所	南区桃山台1丁1-1	府道（富田林泉大津線）	市道（赤坂台庭代台線） 市道（桃山台62号線）
北区役所	北区新金岡町5丁1-4	府道（大阪中央環状線）	市道（新金岡31号線）
美原区役所	美原区黒山167-1	国道（309号）	
<b>災害用臨時ヘリポート</b>			
大浜野球場	堺区大浜北町4	国道（26号）	府道（堺港線）
金岡公園	北区長曽根町官有地	府道（大阪中央環状線）	府道（堺羽曳野線）
美木多小学校	南区鴨谷台 1-48	府道（富田林泉大津線）	
大泉緑地内野球場	北区金岡町128	府道（大阪中央環状線）	府道（我堂金岡線）
府立大学	中区学園町1-1	国道（310号）	
泉北下水処理場	中区八田西町1	府道（大阪高石線） 府道（堺かつらぎ線）	
福田小学校	中区福田727	府道（泉大津美原線）	
登美丘中学校	東区高松408	府道（泉大津美原線）	
初芝体育館	東区野尻町221-4	国道（310号）	
浜寺中学校	西区浜寺船尾町西5-60	国道（26号）	
鴨谷野球場	南区鴨谷台2-4-1	府道（富田林泉大津線）	
美原みの池運動公園	美原区阿弥377-1	府道（泉大津美原線）	
美原多治井運動広場	美原区多治井878-1	国道（309号）	
<b>地域災害医療センター</b>			
市立堺病院	堺区南安井町1丁1-1	国道（26号）	
<b>市町村災害医療センター</b>			

主要防災拠点	所在地	広域緊急交通路	地域緊急交通路
大阪労災病院	北区長曽根町1179-3	府道（大阪中央環状線）	府道（堺羽曳野線）
<b>災害医療協力病院</b>			
浅香山病院	堺区今池町3丁3-16	府道（大阪和泉南線）	府道（大堀堺線）
清恵会病院	堺区向陵中町4丁2-10	府道（大阪中央環状線）	
吉川病院	北区東三国ヶ丘町4-1-25	府道（大阪中央環状線）	府道（堺羽曳野線）
耳原総合病院	堺区協和町4丁465	府道（大阪和泉南線）	
堺山口病院	堺区東湊町6丁383	国道（26号）	
阪堺病院	堺区大浜北町1丁8-8	国道（26号）	
南堺病院	中区大野芝町292	国道（310号）	
堺フジタ病院	中区深井沢町3347	府道（堺狭山線）	
邦和病院	中区新家町697-1	国道（310号）	
ベルランド総合病院	中区東山500-3	府道（堺狭山線）	
阪南病院	中区八田南之町277	府道（泉大津美原線）	
堺温心会病院	中区深井清水町2140-1	府道（堺狭山線）	八田北深井沢線
田仲北野田病院	東区北野田707	府道（泉大津美原線）	
馬場記念病院	西区浜寺船尾町東4丁244	府道（大阪和泉南線）	
近畿大学堺病院	南区原山台2丁7-1	府道（富田林泉大津線）	
恒進會病院	南区豊田40	府道（堺かつらぎ線）	
金岡中央病院	北区中村町450	府道（大阪中央環状線）	
新金岡豊川総合病院	北区新金岡町4丁1-7	府道（大阪高石線）	
植木病院	北区黒土町90	府道（大阪中央環状線）	府道（堺富田林線）
美原病院	美原区今井380	国道（309号）	
田中病院	美原区黒山39-10	国道（309号）	
<b>救援物資集積場所</b>			
大阪府立大学	中区学園町1-1	国道（310号）	
泉北下水処理場	中区八田西町1	府道（大阪高石線） 府道（堺かつらぎ線）	
大浜・塩浜埠頭	堺区築港南町12	阪神高速 大阪湾岸線	
堺2区基幹の防災拠点	堺区匠町3-2	国道（26号線） 臨港道路堺北1、2号線	
堺浜第1号岸壁	堺区築港八幡町地先	国道（26号線） 臨港道路堺北1、2号線	

主要防災拠点	所在地	広域緊急交通路	地域緊急交通路
<b>消防署</b>			
消防局	堺区大浜南町3丁2-5	府道（大阪和泉南線）	府道（深井畑山宿院線） 市道（出島海岸通西湊1号線）
堺消防署	堺区市之町西1丁1-27	府道（大阪和泉南線）	市道（大小路線） 市道（大道筋）
中消防署	中区深井沢町6-6	府道（堺狭山線）	
東消防署	東区日置荘原寺町138-5	府道（泉大津美原線）	
西消防署	西区鳳東町4丁410	府道（大阪和泉南線）	
南消防署	南区原山台1丁14-1	府道（富田林泉大津線）	市道（原山台6号線）
北消防署	北区新金岡町4丁1-2	府道（大阪高石線）	
美原消防署	美原区黒山6-1	国道（309号）	
臨海消防署	西区浜寺諏訪森町西3丁303-3	府道（大阪臨海線）	
<b>広域避難地</b>			
三宝公園及びその周辺	堺区山本町4丁	府道（大阪和泉南線）	市道（大小路線） 市道（大道筋） 市道（三宝向陽線）
浅香山浄水場及びその周辺	堺区香ヶ丘町5丁1-80	府道（大阪和泉南線）	府道（大堀堺線） 市道（浅香山今池1号線）
大浜公園及びその周辺	堺区大浜北町4・5丁	国道（26号）	府道（堺港線）
大仙公園及びその周辺	堺区百舌鳥夕雲町2丁	府道（大阪和泉南線）	府道（深井畑山宿院線）
泉北下水処理場及びその周辺	中区八田西町1丁2-1	府道（大阪高石線） 府道（堺かつらぎ線）	
陶器配水場及びその周辺	中区陶器北434番地	国道（310号）	
登美丘中学校及びその周辺	東区高松408	国道（310号）	
浜寺公園（堺市部）及びその周辺	西区浜寺公園町	府道（大阪臨海線）	
家原寺配水場及びその周辺	家原寺町2丁21番1号	府道（大阪高石線）	
浜寺中学校及びその周辺	西区浜寺船尾町西5丁60番地	国道（26号）	
鴨谷公園及びその周辺	南区鴨谷台1・2丁	府道（富田林泉大津線）	
新檜尾公園及びその周辺	南区檜尾台2丁	府道（富田林泉大津線）	
西原公園及びその周辺	南区桃山台1・2丁	府道（富田林泉大津線）	
大蓮公園及びその周辺	南区若松台1・2丁	府道（富田林泉大津線）	
金岡公園・大泉緑地及びその周辺	北区長曾根町1179-18	府道（大阪中央環状線）	府道（堺羽曳野線）
大阪府立大学及びその周辺	中区学園町1-1	国道（310号）	

# 広域・地域緊急交通路図

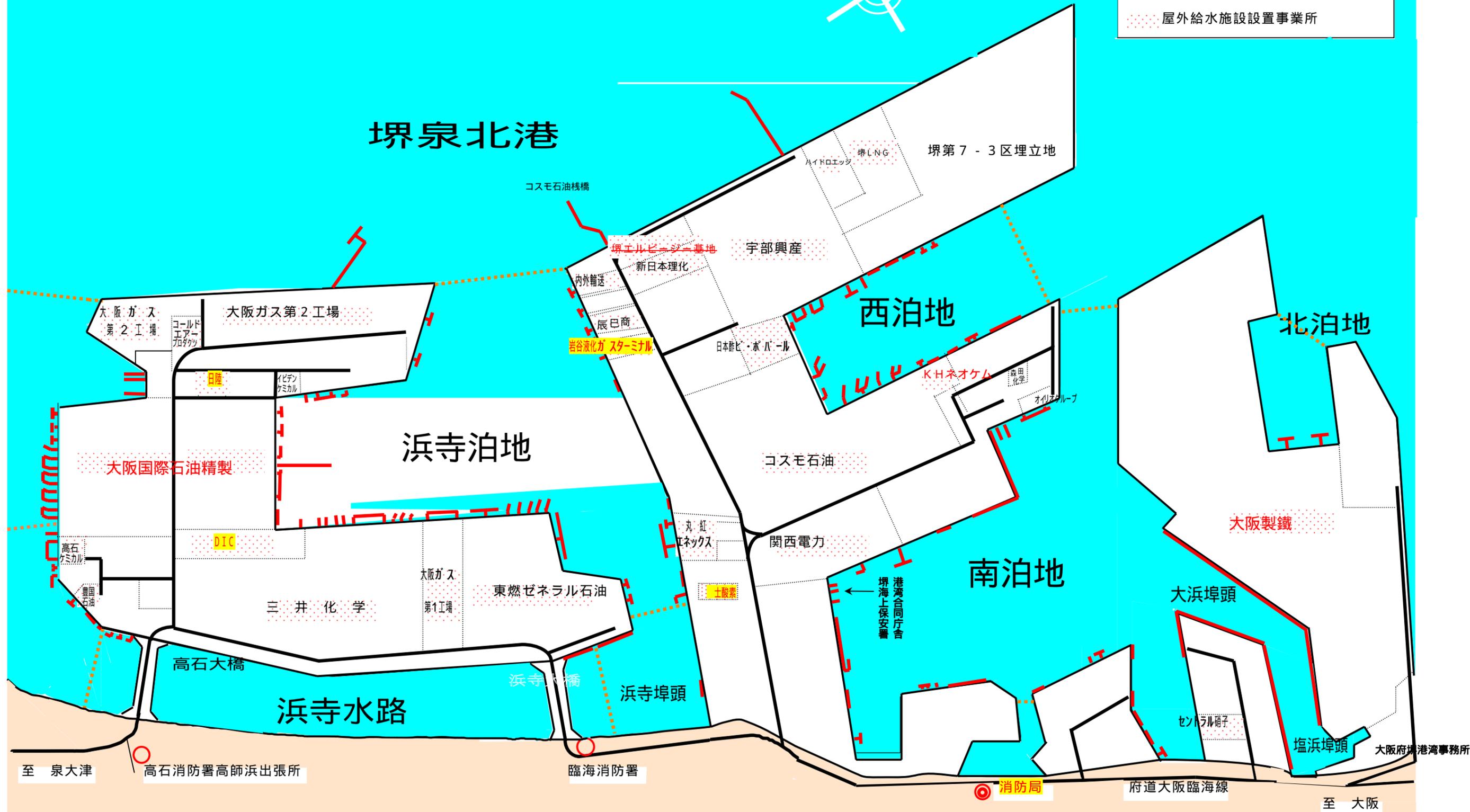


- 市庁舎
- 消防署
- 市町村災害医療センター（大阪労災病院）
- 地域災害医療センター（市立堺病院）
- 災害医療協力病院
- 災害用臨時ヘリポート
- 救援物資集積場所
- 広域避難地
- 広域緊急交通路（自動車専用道）
- 広域緊急交通路（一般道）
- 地域緊急交通路
- 鉄道・駅

< 広域緊急交通路 >	
■	阪神高速 4号湾岸線
■	阪神高速 15号堺線
■	阪和自動車道
■	堺泉北有料道路
■	南阪奈道路
■	市道臨海 1号線
■	大阪臨海線
■	国道 26号
■	大阪和泉泉南線
■	大阪中央環状線
■	泉大津美原線
■	国道 309号
■	国道 310号
■	堺狭山線、富田林泉大津線
■	臨港道路堺北 1、2号線ほか
■	大阪高石線
■	堺かつらぎ線ほか

# 石油コンビナート等特別防災区域図

- 茅海接岸可能場所（棧橋）
- オイルフェンス配備場所
- - - 特定事業所（29社）
- 主要道路
- 屋外給水施設設置事業所



石油コンビナート等災害防止法第二条に基づく第一種事業所及び第二種事業所のみ記載

## 浸水想定区域に含まれる災害時要援護者施設

(大和川浸水想定区域に含まれる施設)

名 称	所 在 地
堺市立第一幼稚園(少林寺小学校敷地内)	堺区少林寺町東4丁1-1
宝珠学園幼稚園	堺区宿屋町東3-2-36
開花幼稚園	堺区大町西3-1-13
湊はなその幼稚園	堺区西湊町5-7-7
堺北幼稚園	堺区香ヶ丘町4-2-5
湊幼稚園	堺区東湊町1-59
三宝幼稚園	堺区三宝町4-236
えのきはいむ	西区浜寺石津町東3-11-8
錦西保育所	堺区錦之町西2-2-23
英彰保育所	堺区少林寺町西3-2-2
ベルギンダー安井	堺区中安井町1-1-11
ベルギンダー安井分園	堺区熊野町西2-24
浜寺石津保育所	西区浜寺石津町中3-8-30
三宝保育園	堺区海山町5丁195-3
文化保育園	堺区錦綾町1丁3-17
龍谷保育園	堺区神明町東3丁1-10
湊保育園	堺区東湊町5丁273
みどり幼児園	堺区緑町2丁121-1
ときわ保育園	北区常盤町3丁18-5
石津川保育園	西区浜寺石津町東3丁6-25
マミーズアイ幼保園さかい園	堺区栄橋町2-2-23ベルメゾン堺1階
マミーズアイ幼保園さかいひがし園	堺区北瓦町2-3-8堺東北條第2ビル2階
ハイジ	堺区翁橋町1-3-3ダイケンビル
アイエンロール保育園	堺区北瓦町1-5-14瓦町ビル2F
木馬こどもの家	西区浜寺石津町東3丁1110
特別養護老人ホームハートピア堺	堺区海山町3-150-1
介護老人保健施設堺ラ・メール	堺区柏木町3丁3-9
いきいきグループホーム	堺区大浜北町3丁10番16号
グループホームいこいの家	堺区出島浜通35番地の1
グローブハウス	西区浜寺石津町中2丁6番28号
アミーユレジデンス堺浜寺	西区浜寺石津町中4丁1-15
おおはま障害者作業所	堺区大浜南町1丁7番3号

名 称	所 在 地
きらら保育園七道ルーム	堺区山本町 1 - 1 8 - 6
堺ケアセンターそよ風	堺区南島町 5 - 1 6 1 - 2
南部交流センター	堺区香ヶ丘町 1 丁 1 4 - 7
YOU・Iハウス	堺区大町東 1 丁 1 - 8
おべんとうハウス愛	堺区錦綾町 3 丁 5 - 1 7
アン・デ・ブルミエ	堺区砂道町 3 丁 2 - 2 0
ドレミ作業所	堺区市之町西 1 丁 1 - 2 9
第2ケアセンター はるかぜ	堺区香ヶ丘町 1 丁 4 - 8
ユニオン	西区浜寺石津町中 4 丁 5 - 1 4

(石津川浸水想定区域に含まれる施設)

名 称	所 在 地
あいあい浜寺中央保育園	西区浜寺船尾町西 2 - 6 7 - 1
津久野保育所	西区津久野町 1 - 9 - 1
上野芝陽だまり保育園	北区東上野芝町 2 丁 5 4 5 - 2
浜寺太陽幼稚園	西区浜寺石津町東 5 - 8 - 2 5
船尾幼稚園	西区浜寺諏訪森町東 2 - 1 4 1
諏訪森幼稚園	西区浜寺諏訪森町中 1 - 5 6
ほがらか鳳グループホーム	西区鳳東町五丁 4 6 0 番地
馬場記念病院	西区浜寺船尾町東 4 - 2 4 4
ペガサスリハビリテーション病院	西区浜寺船尾町東 4 丁 2 6 9 番地
アミーユレジデンス堺浜寺	西区浜寺石津町中 4 丁 1 - 1 5
グローブハウス	西区浜寺石津町中 2 丁目 6 番 2 8 号
堺あすなる園	西区草部 7 4 4 - 6
特別養護老人ホーム朗友サロン	西区草部 7 4 3
わららか草部	西区草部 7 8 3
堺市立津久野幼稚園	西区津久野町 3 丁 7 番 1 7 号
グループホームソフィア	西区鳳北町七丁 3 番
ニチケアセンター津久野 認知症対応型共同生活介護	堺区神石市之町 1 6 番 2 5 号 F O C T ファーストビル
池田病院	西区津久野町 1 - 4 - 2 5
ピュアあすなる	南区稲葉 3 丁 1 5 8 1
麦の会協同作業所	堺区神石市之町 1 6 番 5 2
やすらぎの園津久野	西区鶴田町 1 0 番 7 号
介護療養型老人保健施設ペルセウス	西区浜寺船尾町東 3 - 4 4 7

名 称	所 在 地
四季彩	西区鳳中町 2 丁 2 3 - 8 6
野の花	西区鳳中町 2 丁 5 0 - 2
ユニオン	西区浜寺石津町中 4 丁 5 - 1 4
ドリーム保育園分園	西区津久野町 3 - 3 1 - 8
ペガサス保育園	西区鳳北町 1 0 - 3 1 - 1

(西除川・東除川浸水想定区域に含まれる施設)

名 称	所 在 地
日野病院	東区北野田 6 2 6
介護老人保健施設ソルヴィラージュ	東区北野田 6 3 6
アンゴリーノつつじ	美原区平尾 6 0 番 1 号
金岡二葉幼稚園	北区新金岡町 1 - 3 - 1 1

(津波浸水想定区域に含まれる施設 TP + 6.8m)

名 称	所 在 地
みどり幼稚園	堺区緑町 2 丁 1 2 1 - 1
三宝保育園	堺区海山町 5 丁 1 9 5 - 3
錦西保育所	堺区錦之町西 2 丁 2 - 2 3
ベルキンダー安井分園	堺区熊野町西 2 丁 2 4
文化保育園	堺区錦綾町 1 丁 3 - 1 7
龍谷保育園	堺区神明町東 3 丁 1 - 1 0
英彰保育所	堺区少林寺町西 3 丁 2 - 2
湊保育園	堺区東湊町 5 丁 2 7 3
あすか保育園	堺区寺地町東 4 丁 1 - 3 2
ベルキンダー安井	堺区中安井町 1 丁 1 - 1 1
浜寺石津保育所	西区浜寺石津町中 3 丁 8 - 3 0
石津川保育園	西区浜寺石津町東 3 丁 6 - 2 5
あいあい浜寺中央保育園	西区浜寺船尾町西 2 丁 6 7 - 1
いきいき倶楽部館大浜	堺区大浜北町 3 丁 1 0 - 1 6
メゾン・デ・サントネール大浜	堺区大浜北町 3 丁 1 1 - 1 8
シルバーハウス恵乃郷	堺区春日通 4 丁 2 3 - 2 1
ライフコート堺御陵前	堺区旭通 1 番 1 6 号
スーパーコート堺神石	堺区神石市之町 7 - 2 8
ラ・ナシカがみいし	堺区神石市之町 1 4 - 1 3

名 称	所 在 地
スーパーコート堺神石2号館	堺区神石市之町19-27
恵乃郷・石津ホーム	堺区石津町3丁14-3
アミーユレジデンス堺浜寺	西区浜寺石津町中4丁1-15
メゾン・デ・サントネール石津川	西区浜寺石津町西2丁1-9
花咲 浜寺	西区浜寺石津町中1丁1-1
ライフパートナー浜寺	西区浜寺石津町東4丁12-16
ウェルハウス ら・うららか	西区浜寺石津町西1丁1-18
ライフパートナー堺	西区浜寺船尾町西2丁372
エテルノ テレサ 浜寺元町	西区浜寺元町1丁120-1
ハートピア堺	堺区海山町3丁150-1
アル・ソーレ	堺区甲斐町西2丁1-15
グレース堺	堺区京町通1-21
ベルライブ	堺区南安井町3丁1-1
愛らいふ	堺区協和町3丁128-11
堺ラ・メール	堺区柏木町3丁3-9
ベルアルト	堺区南安井町3丁-1-1
ベルセウス	西区浜寺船尾町東3丁447
グループホームアル・ソーレ	堺区甲斐町西2-1-15
グループホームいこいの家	堺区出島浜通35-1
グループホーム翁園	堺区翁橋町2-5-20
堺ケアセンターそよ風	堺区南島町5-161-2
いきいきグループホーム	堺区大浜北町3-10-16
グループホームこころとからだ東湊	堺区東湊町6-358-1
こころケアセンター津久野 認知症型共同生活介護	堺区神石市之町16-25
グローブハウス	西区浜寺石津町中2-6-28
マミーズアイ幼保園さかい園	堺区栄橋町2-2-23ベルメゾン堺1階
きらら保育園七道ルーム	堺区山本町1-18-6
さかい園	堺区栄橋町2丁2-23ベルメゾン堺1階
アイエンロール保育園	堺区北瓦町1-5-14 瓦町ビル2F
マミーズアイ幼保園さかいひがし園	堺区北瓦町2-3-8堺東北條第2ビル2F
ハッピー保育園	堺区熊野町東3-2-17
コアラキッズホーム	堺区北花田口町2-3-200
あいおん保育園	堺区大町東2-1-2
つくしの会堺東こども未来園	堺区三国ヶ丘御幸通17-1
ラッキーダック インターナショナルスクール	堺区中之町西2-2-27

名 称	所 在 地
富士ベビー保育園	堺区南旅籠町東 2 - 2 - 3 4
ふくろうの森学園	堺区寺地町東 2 丁 2 - 1
富士幼保園	堺区南旅籠町東 2 - 2 - 3 3
木馬こどもの家	西区浜寺石津町東 3 - 1 1 - 1 0
ことり保育園	西区浜寺元町 2 - 1 4 0 - 2
三宝幼稚園	堺区三宝町 4 丁 2 3 6
ペガサス保育園	西区鳳北町 1 0 - 3 1 - 1
開花幼稚園	堺区大町西 3 丁 1 番 1 3
堺北幼稚園	堺区香ヶ丘町 4 丁 2 - 5
宝珠学園幼稚園	堺区宿屋町東 3 丁 2 - 3 6
第一幼稚園（少林寺小学校敷地内）	堺区少林寺町 4 丁 1 - 1
湊幼稚園	堺区東湊町 1 - 5 9
湊はなぞの幼稚園	堺区西湊町 5 丁 7 - 7
浜寺太陽幼稚園	西区浜寺石津町東 4 丁 8 - 2 5
諏訪森幼稚園	西区浜寺諏訪森町中 1 丁 5 6
船尾幼稚園	西区浜寺諏訪森町東 2 丁 1 4 1
浜寺聖書幼稚園	西区浜寺昭和町 1 丁 6 3
市立津久野幼稚園	西区津久野町 3 丁 7 番 1 7 号
清恵会三宝病院	堺区松屋町 1 丁 4 - 1
堺近森病院	堺区北清水町 2 丁 4 - 1
阪堺病院	堺区大浜北町 1 丁 8 - 8
堺山口病院	堺区東湊町 6 丁 3 8 3
市立堺病院	堺区南安井町 1 丁 1 - 1
馬場記念病院	西区浜寺船尾町東 4 丁 2 4 4
ペガサスリハビリテーション病院	西区浜寺船尾町東 4 丁 2 6 9 番地
浜寺中央病院	西区浜寺公園町 1 丁 1 5
八木クリニック	堺区神明町西 1 丁 1 - 1 7
池田産婦人科	堺区材木町東 3 丁 1 - 2 0
磯野耳鼻咽喉科診療所	堺区中三国ヶ丘町 1 丁 1 - 2
石原医院	堺区出島海岸通 1 丁 1 0 - 6
沈沢医院	堺区大浜北町 2 丁 1 - 3 0
荒木産婦人科肛門科	堺区中安井町 3 丁 4 - 1 0 堺東八千代ビル 2 階
たつみクリニック	堺区石津北町 5 4
ちぬが丘障害者福祉センター	堺区協和町 3 丁 1 2 8 - 4（健康増進福祉センター内）

名 称	所 在 地
堺市立舳松職能訓練センター	大仙西町 3 丁 9 0 - 1
ハートピア堺	堺区海山町 3 丁 1 5 0 - 1
第 2 おおはま障害者作業所	堺区海山町 4 丁 1 6 5 - 3 9
第 2 おおはま障害者作業所	堺区桜之町西 2 丁 2 - 1 2
あいらぶ作業所	堺区北庄町 1 丁 6 - 2 4
はるかぜ作業所	堺区香ヶ丘町 1 丁 3 - 1
わーくほーぷ	堺区北花田口町 3 丁 1 - 1 5 東洋ビル 403・405 号室
おおはま障害者作業所	堺区大浜南町 1 丁 7 - 3
ユウの家	堺区八千代通 1 - 3
しょうりんじ作業所	堺区少林寺町東 2 丁 2 - 3
アトリエユウの家	堺区旭通 2 - 1 4
麦の会共同作業所	堺区神石市之町 1 6 - 5 2
南部交流センター	香ヶ丘町 1 丁 1 4 - 7
YOU・Iハウス	大町東 1 丁 1 - 8 岸谷ビル
おべんとハウス愛	錦綾町 3 丁 5 - 1 7
アン・デ・ブルミエ	砂道町 3 丁 2 - 2 0
ドレミ作業所	市之町西 1 丁 1 - 2 9
第 2 ケアセンター はるかぜ	香ヶ丘町 1 丁 4 8

## **6 災害履歴・被害想定等に 関する資料**



# 災 害 事 例

資料 6-1

## 1 自然災害

年月日	名称	気象条件	被害状況	備考
昭和 9 年 9 月 21 日	室戸台風	最低気圧 954 hPa 最大瞬間風速 60 m/s 雨量 223 mm	死者 424 人 重軽傷者 668 人 全壊 142 戸 流失 347 戸 半壊 1,818 戸 床上浸水 2,911 戸 床下浸水 2,046 戸	府内被害 死者・不明者 1,888 人 重軽傷者 8,932 人 全壊 13,642 戸 流出 726 戸 床上浸水 142,910 戸 高潮被害大
昭和 25 年 9 月 3 日	ジーン台風	最低気圧 970 hPa 最大瞬間風速 45 m/s 雨量 65 mm	死者 9 人 重軽傷者 437 人 全壊 610 戸 流失 8 戸 半壊 1,422 戸 床上浸水 2,474 戸 床下浸水 1,879 戸	府内被害 死者・不明者 256 人 重軽傷者 21,215 人 全壊 9,608 戸 流出 1,017 戸 床上浸水 54,139 戸 府下全域災害救助法適用
昭和 36 年 9 月 16 日	第二室戸台風	最低気圧 937 hPa 最大瞬間風速 58 m/s 雨量 44 mm 潮位 OP 4.4 m	死者 5 人 重症者 29 人 全壊 515 戸 流失 8 戸 半壊 1,133 戸 床上浸水 110 戸 床下浸水 610 戸	府内被害 死者 32 人 重軽傷者 2,932 人 全壊 3,176 戸 流出 210 戸 床上浸水 61,488 戸 堺市、大阪市等 19 市 13 町に 災害救助法適用
昭和 39 年 9 月 26 日	台風 20 号	最低気圧 987 hPa 最大瞬間風速 32 m/s 雨量 41 mm	全壊 3 戸 半壊 2 戸 床上浸水 10 戸 床下浸水 136 戸	府内被害 全壊 15 戸 流出 89 戸 半壊 15 戸 浸水 10,563 戸 阪南 4 市に災害救助法適用
昭和 40 年 9 月 10 日	台風 23 号	最低気圧 967 hPa 最大瞬間風速 30 m/s 雨量 48 mm	重軽傷者 6 人 全壊 1 戸 半壊 29 戸 浸水家屋 30 戸	府内被害 死者 2 人 重軽傷者 2 人 全壊 3 戸 流出 73 戸 床上浸水 177 戸
昭和 40 年 9 月 17 日	台風 24 号	最低気圧 979 hPa 最大瞬間風速 34 m/s 雨量 63 mm	軽傷者 4 人 床上浸水 52 戸 床下浸水 186 戸	府内被害 死者・不明者 4 人 重軽傷者 12 人 全壊 12 戸 流出 5 戸 床上浸水 742 戸
昭和 41 年 7 月 18 日	豪雨	雨量 99 mm 時間最大雨量 29 mm	全壊 1 戸 床上浸水 147 戸 床下浸水 2,616 戸 浸水面積 85 ha	
昭和 42 年 7 月 8 日	豪雨	雨量 152 mm (台風 7 号くずれによる)	床上浸水 74 戸 床下浸水 1,629 戸	府内被害 死者・不明者 7 人 重軽傷者 170 人 全壊 62 戸 床上浸水 16,684 戸 北部 7 市 1 町に災害救助法適用
昭和 43 年 7 月 2 日	豪雨	雨量 105 mm 時間最大雨量 25 mm (台風 3 号による梅雨前線刺激)	床上浸水 287 戸 浸水面積 15 ha	府内被害 床上浸水 1,220 戸 床下浸水 24,083 戸

年月日	名称	気象条件	被害状況	備考
昭和47年 7月12日	47・ 7月 豪雨	雨量174mm 時間最大雨量 24mm (梅雨前線刺激による集中豪雨)	半壊 1戸 一部損壊 1戸 床上浸水 1戸 床下浸水 398戸 田畑被害 19ha 道路被害 25箇所	府内被害 重軽傷者 10人 全半壊 23戸 床上浸水 6,186戸 床下浸水 40,346戸 中部4市に災害救助法適用
昭和47年 9月16日	台風 20号	最低気圧 972hPa 最大瞬間風速 31m/s 雨量 101mm 時間最大雨量 40mm	半壊 3戸 床上浸水 58戸 床下浸水 640戸 田畑被害 150ha 道路被害 33箇所 被害総額 838億円	府内被害 死者・不明者 3人 重軽傷者 9人 全壊 8戸 半壊 90戸 床上浸水 9,283戸 床下浸水 60,146戸
昭和49年 7月7日	豪雨	雨量 35mm (台風くずれによる集中豪雨) 連続降雨量 169mm	床上浸水 36戸 がけ崩れ 4箇所	兵庫県に被害甚大 市営小阪住宅でがけ崩れ
昭和49年 8月20日	豪雨	雨量 60mm 時間最大雨量 56mm	半壊 1戸 床上浸水 142戸 床下浸水 740戸 鉄道不通 1箇所 電話不通 60箇所	
昭和50年 7月5日	豪雨	雨量 48mm 時間最大雨量 11mm	床上浸水 5戸 床下浸水 134戸	
昭和50年 8月23日	台風 6号	最低気圧 977hPa 最大瞬間風速 32m/s 雨量 114.5mm 時間最大雨量 33mm	床上浸水 10戸 道路決壊 1箇所 鉄道不通 1箇所	府内被害 重軽傷者 2人 床上浸水 182戸 床下浸水 3,077戸 本市に災害警戒本部設置
昭和51年 6月9日	豪雨	雨量 63mm 時間最大雨量 24mm	死者 1人 床上浸水 46戸 床下浸水 527戸 がけ崩れ 8箇所 道路決壊 2箇所	
昭和51年 9月9日	台風 17号	最低気圧 970hPa 最大瞬間風速 30m/s	床上浸水 2戸 床下浸水 90戸 道路冠水 10箇所	本市に災害警戒本部設置
昭和54年 5月8日	豪雨	雨量 48mm 時間最大雨量 23mm	床上浸水 3戸 床下浸水 264戸	
昭和54年 6月27日	豪雨	雨量 120mm 時間最大雨量 49mm	床上浸水 24戸 床下浸水 1,904戸 道路決壊 34箇所 ため池決壊 3箇所	本市に災害警戒本部設置
昭和54年 9月30日	台風 16号	最低気圧 955hPa 最大瞬間風速 35m/s 雨量 55mm 時間最大雨量 25mm	半壊 3戸 床上浸水 18戸 床下浸水 320戸 道路決壊 1箇所	本市に災害対策本部設置
昭和55年 6月1日	豪雨	雨量 40mm 時間最大雨量 25mm	床上浸水 16戸 床下浸水 204戸	
昭和55年 8月7日	豪雨	雨量 67mm 時間最大雨量 47mm	床上浸水 27戸 床下浸水 379戸	
昭和55年 8月31日	豪雨	雨量 51mm 時間最大雨量 26mm	床下浸水 509戸	
昭和56年 10月9日	豪雨	雨量 50mm 時間最大雨量 41mm	床上浸水 6戸 床下浸水 508戸 道路冠水 34箇所	

年月日	名称	気象条件	被害状況	備考
昭和57年 8月1日	台風 10号	最低気圧 970hPa 最大瞬間風速 30m/s 雨量 171mm 時間最大雨量 20mm	全壊 2戸 半壊 3戸 一部損壊 3戸 床上浸水 1,579戸 床下浸水 6,300戸 田畑被害 34.2ha がけ崩れ 34箇所 鉄道不通 4箇所 道路決壊 6箇所 河川決壊 2箇所 橋梁流出 5橋 ため池決壊 4箇所 水路決壊 56箇所	本市に災害対策本部設置 本市ほか2市に災害救助法適用
昭和57年 8月3日	豪雨	雨量 162mm 時間最大雨量 40mm		
昭和58年 7月5日	豪雨	雨量 59mm 時間最大雨量 16mm	床上浸水 141戸 道路冠水 51箇所	
昭和58年 9月22日	豪雨	雨量 97mm 時間最大雨量 39mm	床上浸水 47戸 床下浸水 553戸	
昭和58年 9月28日	台風10号	雨量 96mm 時間最大雨量 20mm	床下浸水 114戸 道路冠水 30箇所	本市に災害警戒本部設置
昭和60年 6月25日	豪雨	雨量 83mm 時間最大雨量 24mm	床下浸水 189戸	本市に災害警戒本部設置
昭和60年 6月29日	豪雨	雨量 21mm	床下浸水 7戸	
昭和61年 7月21日	豪雨	雨量 38mm 時間最大雨量 35mm	床上浸水 5戸	
昭和61年 8月21日	豪雨	雨量 33mm 時間最大雨量 29mm	床下浸水 7戸	
昭和62年 8月5日	豪雨	雨量 49mm 時間最大雨量 32mm	床下浸水 1戸	
昭和62年 9月4日	豪雨	雨量 49mm 時間最大雨量 44mm	床上浸水 4戸 床下浸水 87戸	
昭和62年 9月11日	豪雨	雨量 54mm 時間最大雨量 42mm	床下浸水 13戸	
昭和63年 6月3日	豪雨	雨量 138mm 時間最大雨量 21mm	床下浸水 7戸	
昭和63年 7月20日	豪雨	雨量 38mm 時間最大雨量 34mm	床下浸水 15戸	
昭和63年 8月12日	豪雨	雨量 27mm 時間最大雨量 26mm	床下浸水 4戸	
昭和63年 8月24日	豪雨	雨量 105mm 時間最大雨量 73mm	半壊 1戸 床上浸水 137戸 床下浸水 554戸	
平成元年 6月28日	豪雨	雨量 70mm 時間最大雨量 36mm	床下浸水 34戸	
平成元年 7月9日	豪雨	雨量 64mm 時間最大雨量 42mm	床下浸水 14戸	
平成元年 9月3日	豪雨	雨量 224mm 時間最大雨量 34mm	床上浸水 2戸 床下浸水 241戸	本市に災害警戒本部設置
平成元年 9月19日	台風 22号	最低気圧 975hPa 最大瞬間風速 30m/s 雨量 172mm 時間最大雨量 53mm	床下浸水 564戸	本市に災害警戒本部設置
平成2年 9月14日	豪雨	雨量 88mm 時間最大雨量 47mm	床下浸水 206戸	本市に災害警戒本部設置

年月日	名称	気象条件	被害状況	備考
平成2年 9月19日	豪雨	最低気圧 945hPa 最大瞬間風速 45m/s 雨量 55mm 時間最大雨量 13mm	半壊 1戸	本市に災害対策本部設置
平成3年 10月1日	豪雨	雨量 92mm 時間最大雨量 38mm	床下浸水 54戸	
平成4年 5月8日	豪雨	雨量 77mm 時間最大雨量 35mm	床下浸水 10戸	
平成9年 7月9日	豪雨	雨量 51mm 時間最大雨量 27mm	床上浸水 1戸 床下浸水 13戸	
平成9年 7月13日	豪雨	雨量 56mm 時間最大雨量 12mm	床上浸水 6戸 床下浸水 6戸	
平成9年 8月5日	豪雨	雨量 56mm 時間最大雨量 35mm	床上浸水 48戸 床下浸水 48戸	
平成9年 8月7日	豪雨	雨量 43mm 時間最大雨量 25mm	床下浸水 7戸	
平成9年 9月7～8日	豪雨	雨量 39mm 時間最大雨量 17mm	床上浸水 1戸 床下浸水 7戸	
平成9年 9月13日	豪雨	雨量 27mm 時間最大雨量 25mm	床上浸水 8戸 床下浸水 292戸	
平成10年 6月19日	豪雨	雨量 67mm 時間最大雨量 28mm	床上浸水 3戸 床下浸水 49戸	
平成10年 9月22日	台風 7号	雨量 32mm 時間最大雨量 17mm	軽傷者 7人 一部損壊 143戸	本市に災害警戒本部設置
平成11年 5月27日	豪雨	雨量 37mm 時間最大雨量 22mm 最大瞬間風速 10m/s	床下浸水 6戸	
平成11年 6月27日	豪雨	雨量 44mm 時間最大雨量 18mm	床下浸水 31戸	
平成11年 6月29日	豪雨	雨量 73mm 時間最大雨量 17mm	床下浸水 19戸	本市に災害警戒本部設置
平成11年 8月11日	豪雨	雨量 138mm 時間最大雨量 61mm	床上浸水 1戸 床下浸水 175戸	
平成11年 9月17日	豪雨	雨量 18mm 時間最大雨量 8mm	床上浸水 4戸 床下浸水 185戸	
平成11年 9月21日	豪雨	雨量 54mm 時間最大雨量 29mm	床下浸水 1戸	
平成13年 9月7日	豪雨	雨量 65mm 時間最大雨量 16mm	床下浸水 1戸	
平成15年 8月8日	台風10 号	雨量 27mm 時間最大雨量 12mm 最大瞬間風速 9m/s	負傷者 1人	本市に災害対策本部設置
平成16年 5月13日	豪雨	雨量 77mm 時間最大雨量 48mm	床上浸水 13戸 床下浸水 292戸 道路冠水 132箇所	
平成16年 6月21日	台風 6号	雨量 24mm 時間最大雨量 16mm 最大瞬間風速 9m/s	軽傷者 3人	本市に災害対策本部設置

年月日	名称	気象条件	被害状況	備考
平成16年 9月4日	豪雨	雨量 16mm 時間最大雨量 15mm	床下浸水 3戸	
平成16年 9月7日	台風 18号	最大瞬間風速 9m/s	軽傷者 1人	本市に災害対策本部設置
平成16年 10月20日	台風 23号	雨量 120mm 時間最大雨量 27mm 最大瞬間風速 5m/s	床下浸水 7戸 一部損壊 3戸 道路冠水 11箇所	本市に災害対策本部設置
平成16年 11月12日	豪雨	雨量 64mm 時間最大雨量 42mm 最大瞬間風速 5m/s	床下浸水 2戸 道路冠水 1箇所	本市に災害対策本部設置
平成18年 7月18日	豪雨	雨量 16mm 時間最大雨量 6mm	床下浸水 3戸	
平成19年 7月16日	豪雨	雨量 46mm 時間最大雨量 29mm	床上浸水 1戸 床下浸水 18戸 崖崩れ 1箇所 土砂崩れ 1箇所 山崩れ 1箇所	本市危機管理センター設置
平成19年 8月23日	豪雨	雨量 63mm 時間最大雨量 53mm	床下浸水 21戸 道路法面崩れ 3箇所 池堤法面崩れ 1箇所	本市危機管理センター設置
平成20年 5月24日	豪雨	雨量 38.5mm 時間最大雨量 11mm	道路冠水 2箇所	本市危機管理センター設置
平成20年 8月5日	豪雨	雨量 19.5mm 時間最大雨量 19.5mm	床上浸水 3戸 床下浸水 29戸 道路冠水 2箇所	本市危機管理センター設置
平成20年 9月5日	豪雨	雨量 104mm 時間最大雨量 93.5mm	床上浸水 32戸 床下浸水 181戸 道路冠水 54箇所	本市危機管理センター設置
平成20年 9月26日	豪雨	雨量 12mm 時間最大雨量 12mm	道路冠水 2箇所	本市危機管理センター設置
平成21年 10月7日	台風 18号	雨量 82.5mm 時間最大雨量 11mm	道路冠水 1箇所 道路法面崩れ 3箇所	
平成21年 11月11日	豪雨	雨量 63.5mm 時間最大雨量 15.5mm	道路冠水 1箇所	
平成22年 7月13日	豪雨	雨量 105mm 時間最大雨量 20mm	床下浸水 2戸 道路冠水 17箇所 道路法面崩れ 6箇所 農地冠水 2箇所	
平成23年 8月27日	豪雨	雨量 46mm 時間最大雨量 38.5mm	床下浸水 29戸 道路冠水 10箇所 農地冠水 1箇所	本市危機管理センター設置

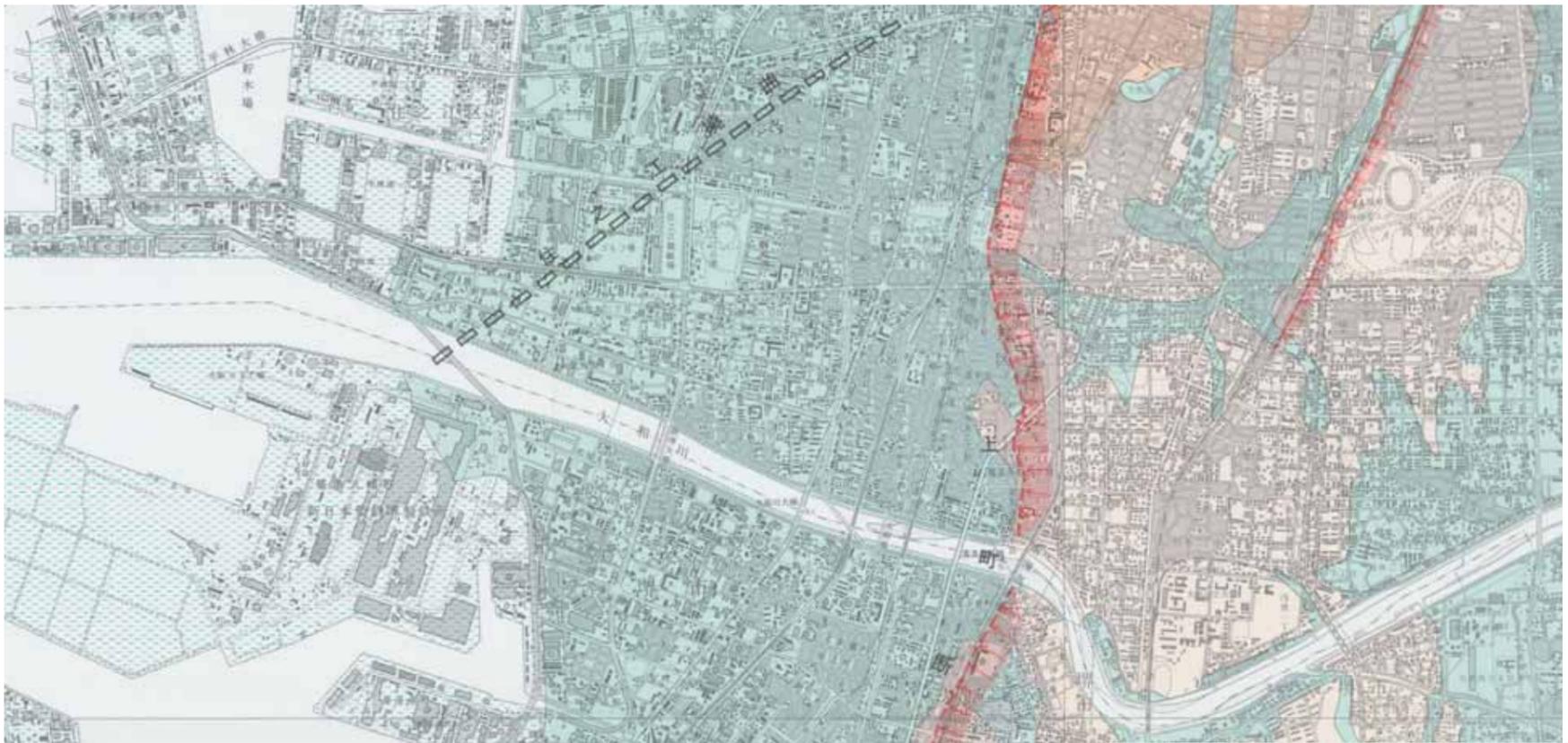
年月日	名称	気象条件	被害状況	備考
平成23年 9月4日	台風 12号	雨量 52mm 時間最大雨量 31.0mm	道路冠水 1箇所 道路法面崩れ 1箇所	本市危機管理センター設置
平成24年 4月3日	暴 風 雨	雨量 13mm 時間最大雨量 12.5mm 最大瞬間風速 9.6m/s	軽傷者 1人 道路冠水 1箇所 停電 2地区	本市危機管理センター設置
平成24年 6月21~22日	豪 雨	雨量 136mm 時間最大雨量 26mm	床上浸水 1件 床下浸水 14件 道路冠水 5箇所 農地冠水 1件 河川護岸崩壊 1件 法面崩れ 5件	本市危機管理センター設置

## 2 地震災害

	年月日	規模・震源	被害状況
伏見大地震	慶長元年七月十三日 (1596年9月5日)	M=7.0 135.7° 34.8°	淀川筋に震源地を持つ近距離地震が、午前1時頃発生。伏見における被害が最も大きく、城内での死者500名、武家町家の崩潰で、死者1,200名が出たという。京都では三条以南で被害が著しく、死者280名を数えたほか、山城、摂津、和泉の地でも相当の被害が発生した。この地震の1.5ヶ月前、堺市で赤い砂や白い毛のようなものが降ってきたという。
宝永大地震	宝永四年十月四日 (1707年10月28日)	M=8.4 135.9° 33.2°	潮岬沖に震源地を持つ遠距離地震が昼頃発生、地震規模が極めて大きかったために被害は広域にわたり、津波は九州から伊豆までの沿岸を襲い、全被害は潰家29,000、死者4,900名を数えた。 大阪市内でも被害は大きく、津波等により落橋50、潰家2,000に及んだ。
安政元年夏の地震	安政元年六月十五日 (1854年7月9日)	M=6.9 136.2° 34.8°	この地震は、その震央を伊賀、大和の北部、近江の国境におき、震災の最も激しかったのは、伊賀上野、奈良郡山、四日市市などであった。 この震央は、伊賀断層といわれる断層上に存在し、多くの前震、余震を伴っており、奈良における被害は、潰家800、死者284名を数える。
安政元年冬の地震	安政元年十一月四・五日 (1854年12月23・24日)	4日 M=8.4 137.8° 34.0°  5日 M=8.4 135.0° 33.0°	安政元年夏の地震の五ヵ月後、2日連続して大地震が発生し、大阪市内で潰家83、溺死者は273名を数え、津波による船舶2,000隻が破損、落橋は10におよぶという。 堺でも50～60軒の家屋が崩れ、津波による被害も大きく、落橋8、溺死者相当数を数えると言われている。
河内大和地震	昭和11年(1936年) 2月21日	M=6.4 135.7° 34.6°	近畿地方の中で、河内大和地方を含む生駒・金剛山系に震源地を有するもので、明治32年(1899年)3月7日の紀伊大和地震(M=7.0)の約40年後に発生した。震源は金剛山脈二上山南麓付近で、震源の深さは約10km程度と推定される。 強震の区域は近畿地方の大部分であったが、柏原、古市、富田林、王寺、高田等に被害が多かった。
東南海地震	昭和19年(1944年) 12月7日	M=7.9 136.6° 33.8°	太平洋戦争の末期の昭和19年、志摩半島南東沖20km付近で大地震が起こり、静岡、愛知、三重3県を中心に大きな被害をおよぼした。 当時は報道管制下であったため、被害状況は極秘にされていたが、汽車不通や工場崩壊もかなりあったものと言われる。堺での住家の被害は49戸であったが、熊野灘付近では5～6mの津波があったと報告されている。

	年月日	規模・震源	被害状況
北海道地震	昭和21年(1946年) 12月21日	M=8.0 135.6° 33.0°	午前4時19分、潮岬の南約50km付近で発生したこの地震は、規模の割には震害は少なかったが、府下で死者31名、家屋の全壊は283棟に及ぶ。堺での全壊家屋は6棟であったが、浜寺では津波による波浪振幅は1m程度あったと記録されている。 先の東南海大地震とこの地震により、外側地震帯での地下の歪みエネルギーはほとんど消費されたと推定されている。
兵庫県南部地震	平成7年(1995年) 1月17日	M=7.2 135.0° 34.3°	午前5時46分、兵庫県南部(淡路島)震源の深さ約14.3km、京阪神間に多大な被害をもたらした。  震度7 神戸市須磨区から西宮市(幅約1km長さ約20kmの一部)宝塚市の一部、北淡町、一宮町、津名町の一部 震度6 神戸市(上記の震度7の地域を除く)洲本 震度5 京都、彦根、豊岡 震度4 大阪、和歌山、奈良、岐阜、姫路、岡山 他 堺市の状況 震度4 人的被害 死者1名 負傷者50名 住家被害 一部損壊 4,172件 (平成7年3月31日現在) 火災 1件
紀伊半島沖地震	平成16年(2004年) 9月5日	M=6.8 136.47° 33.1°	午後7時7分、紀伊半島沖震源の深さ38km 震度5弱 和歌山県、奈良県 震度4 大阪府、京都府、滋賀県、三重県、愛知県、岐阜県 震度3 東京都、石川県、福井県、長野県、静岡県、兵庫県、高知県 その他 堺市の状況 人的被害 軽傷者 2名
東海道沖地震	平成16年(2004年) 9月5日	M=7.4 137.8° 33.8°	午後11時57分、東海道沖震源の深さ44km 震度5弱 三重県、和歌山県、奈良県 震度4 大阪府、京都府、滋賀県、愛知県、静岡県 その他 震度3 東京都、千葉県、高知県、愛媛県 その他 堺市の状況 人的被害 軽傷者 4名 火災 1件

# 堺市内の活断層

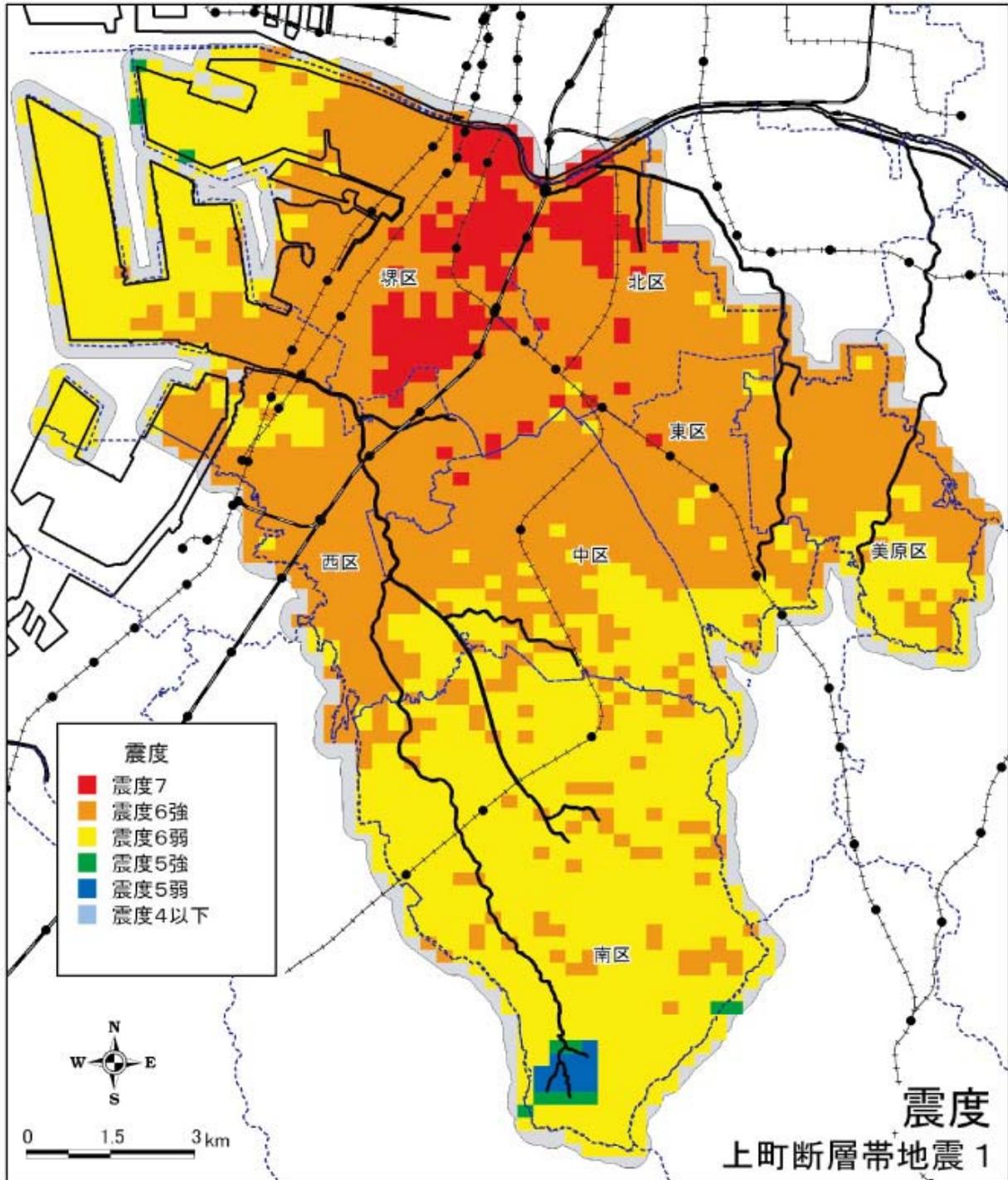


## 記号 Legend

活断層 Active Fault Trace		最近数十万年間に、幾何千年から数万年の期間で繰り返し動いてきた部分が地形に残れ、今後も活動を繰り返すと考えられる断層。明確な地形的証拠から位置が特定できるもの。
活断層(位置やや不明確) Active Fault Trace (site indistinct)		活断層のうち、活動の痕跡が埋没や人工的な影響等によって埋没されているために、その位置が明確には特定できないもの。
活断層(法線) Active Fault		活断層のうち、方位が断層から地盤内で変動し、地表には断層ではなくたれみとして現れたもの。たれみの範囲及び傾斜方向を示す。
活断層(伏在部) Active Fault Trace (concealed)		活断層のうち、最新の活動期以後の地盤で覆われ、方位を示す地形が埋没されていない部分。
ずれ Strike Slip		活断層の相対的な水平方向の変位の向きを矢印で示す。
陥り Dip Slip		活断層の上下方向の変位の向き、相対的に陥下している側に陥降を示す。
地震断層 Earthquake Fault		地震発生の際に発生したことが明らかになっている活断層。この図においては、発震時刻以降に観測されたものに限り記す。
トレンチ調査地点 Trench Survey Site		活断層の通過地点に調査溝(トレンチ)を掘り、新層運動の解読調査を行った地点。(これまでに各種調査研究機関等によって調査が実施されたもの)
活断層の名称 Name of Active Fault	野島断層(伊)	活断層の固有名称。
推定活断層(地表) Presumed Active Fault		地形的な特徴により、活断層の存在が推定されるが、現時点では明確に特定できないもの。または、今後も活動を繰り返すかどうか不明なもの。
推定活断層(地下) Presumed Active Fault (by prospecting data)		新しい地盤に覆われて、断層地形が地表で確認されていないが、最近のボーリングや地盤調査によりその存在が推定された活断層。
活断層 Active Fault		現在も動いている地盤変動により生じている活断層。凸部または凹部を導いた線を示す。
地盤面の傾動方向 Tilting Surface Direction		地盤面が、傾動も動いている地盤変動によって傾いている場所。最大傾斜方向を示す。
上位段丘面 Higher Terrace		海または河川的作用で形成された平坦地が、約数十万年前に隆起した台地。
中位段丘面 Middle Terrace		海または河川的作用で形成された平坦地が、約十数万年前に隆起した台地。
下位段丘面 Lower Terrace		海または河川的作用で形成された平坦地が、約数万年前に隆起した台地。
沖積低地 Alluvial Lowland		数千年前から歴史時代にかけて、海または河川的作用で形成された平坦地。地下に未発見の断層が存在する可能性もある。
扇状地 Fan		河川によって形成された、出口を狭めると同時に向かって扇状に開く平坦地の地形。地下に未発見の断層が存在する可能性もある。
埋立地・干拓地 Filled-up Land		浅い内海や低湿地などに埋立てて可住地を造って造り出した新たな平地。この図においては、主に明治時代以降に造成された範囲を示す。地下に未発見の断層が存在する可能性もある。
地すべり Landslide		断層を構成する岩石・土層などの一部が崩壊して移動している場所。深層地盤移動と地盤の範囲を示す。
変位した谷縁 Offset Channel		断層のずれ活動により変位した谷縁。
火口・カルデラ Crater・Caldera		火山地におけるほぼ円形の凹地。外縁線を示す。
火砕流堆積面 Surface of Pyroclastic Flow Deposit		火山活動によって崩壊と火山灰との混合物が流下して堆積した平坦地。

国土地理院作成 都市圏活断層図(大阪東南部、大阪西南部)

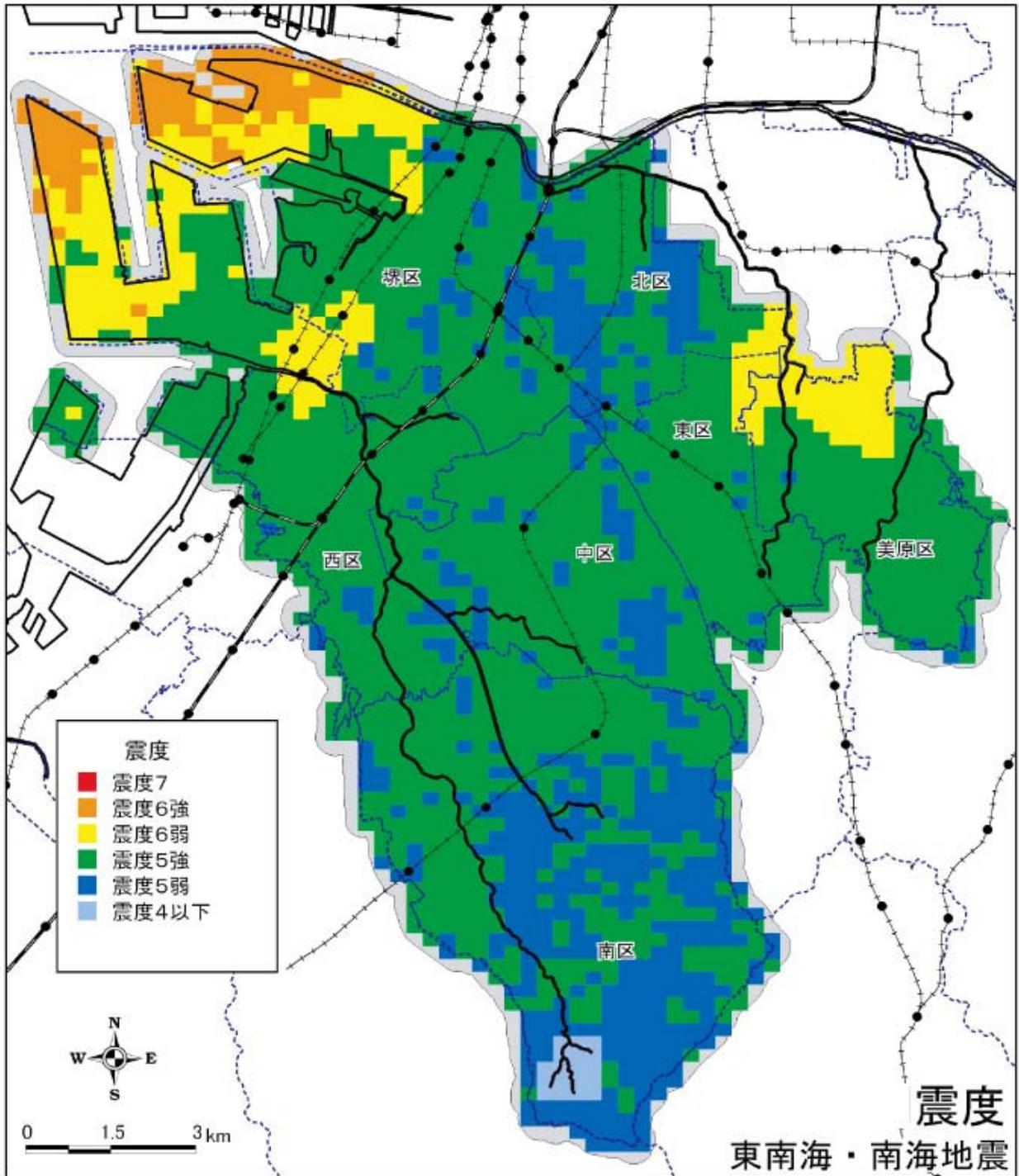
# 堺市地震災害想定 (上町断層帯地震)



	全壊棟数	焼失棟数	死者数	避難者数
堺市(計)	70,929	25,637	3,017	138,643
堺区	25,328	6,132	1,242	36,269
中区	11,432	6,001	481	24,246
東区	4,422	2,199	103	10,444
西区	11,944	5,635	409	24,263
南区	1,456	32	11	5,705
北区	14,760	5,629	760	34,219
美原区	1,587	9	11	3,497

冬の18時頃、風速6.9m/sでの推定結果

# 堺市地震災害想定 (東南海・南海地震)

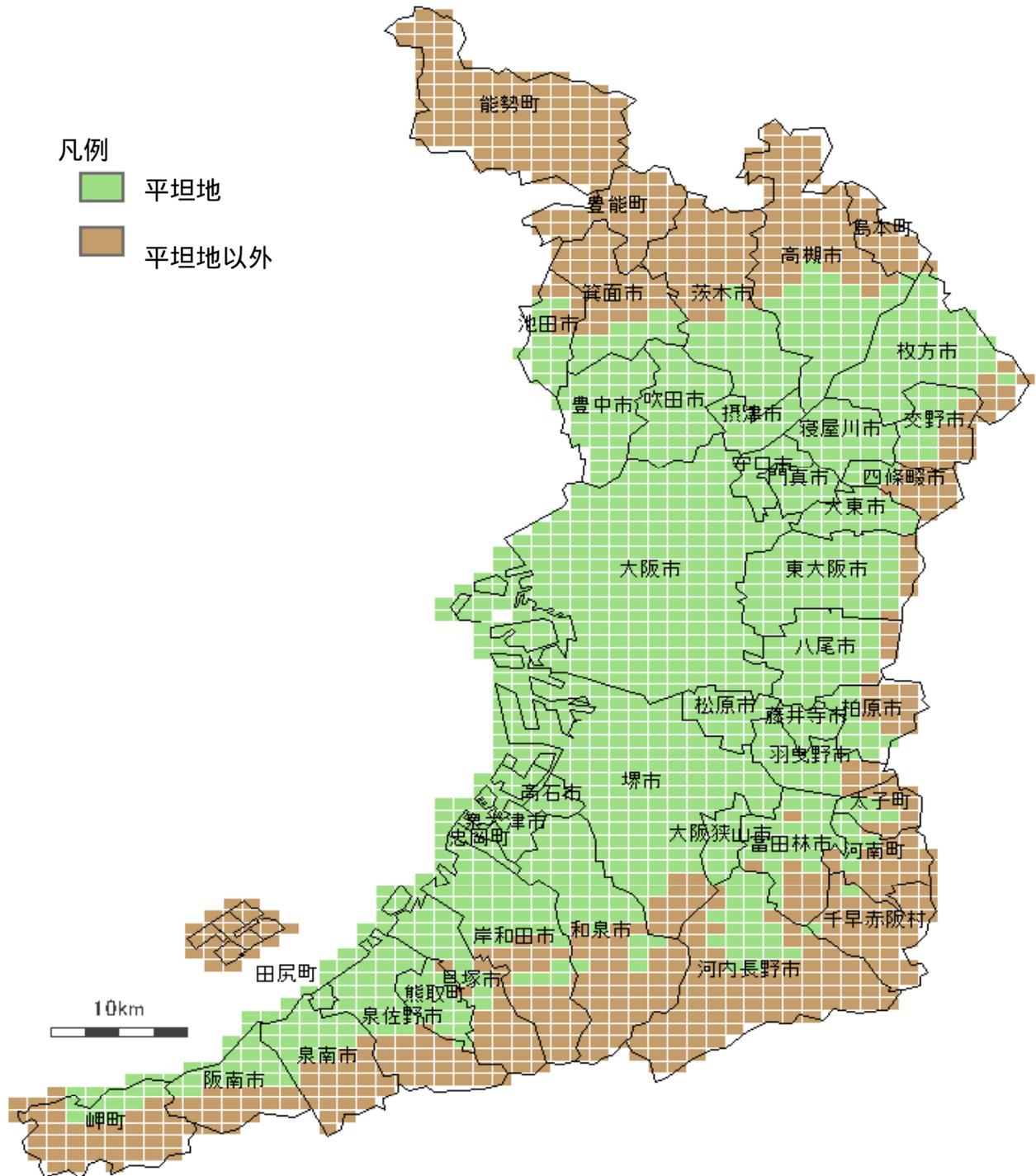


震度  
東南海・南海地震

	全壊棟数	焼失棟数	死者数	避難者数
堺市(計)	6,004	数棟	26	19,094
堺区	1,770	数棟	10	6,082
中区	436	数棟	1	1,514
東区	639	数棟	2	1,835
西区	1,854	数棟	9	5,159
南区	153	数棟	0	828
北区	484	数棟	1	2,137
美原区	668	数棟	3	1,538

冬の18時頃、風速6.9m/sでの推定結果

大雨警報・注意報、及び洪水警報・注意報基準欄の  
「平坦地」「平坦地以外」の格子区分図



平坦地：概ね傾斜が30パーミル以下で都市化率が25パーセント以上の地域  
 平坦地以外：平坦地以外の地域  
 （概ね傾斜が30パーミル以上または都市化率が25パーセント以下の地域）

## 【備考】

- ・ 関西国際空港は市街地とは海を隔てて離れているため、「平坦地以外」として扱う。